

労働安全衛生分野情報収集・確認調査

報告書

平成 29 年 2 月

(2017 年)

独立行政法人

国際協力機構 (JICA)

一般社団法人 国際建設技術協会

株式会社 長大

人間
JR
17-054

調査概要

1. 調査の概要

近年、特にアジア地域では労働力移動の自由化等により事業場や建設・工事現場で言語や文化・慣習が異なる外国人労働者の増加により、労働者に対する労働安全衛生の徹底が課題となっている。また、中東地域から新たな協力要請が提出されるなど、労働安全衛生分野における新たな協力ニーズが寄せられている。これらの背景より、アジア地域各国の労働安全衛生分野に関する最新情報の収集、課題の抽出、国際機関や各国の協力動向の把握を通じて JICA による今後の海外協力の方向性を検討する必要性が生じた。このため、下記内容を満たすための現地調査及び文献調査の実施を通じて、労働安全衛生分野における今後の JICA の海外協力の可能性について検討する。

主要な調査項目は以下のとおり。

- インドネシアにおける労働安全衛生分野の現状把握と課題整理及び分析
- 第三国リソース候補国（マレーシア、シンガポール）の最新事情、好事例の整理及び分析
- タイ、ベトナム等を含む8カ国を対象とした文献調査
- インドネシアおよびマレーシアの労働安全衛生行政官を対象とした本邦招聘活動

2. 調査方法および項目

(1) 調査方法

今回の調査のための情報収集は、日本大使館（インドネシア、シンガポール）、JICA、現地労働安全衛生関係省庁、労働安全衛生分野関連団体、日系建設会社（現地工事参加中）、建設業協会等との面談によるヒアリング、質問票の事前提示による回答票の回収により実施した。

(2) 調査項目

アジア地域の 11 カ国を対象とし、以下に示す労働安全衛生分野における統計情報、法的枠組、行政体制及び行政上の課題について広範な基礎情報を収集、整理を行った。

○労働安全衛生関連統計、法制度、行政体制に係る調査項目

- 1) 労働災害発生状況、労働災害・職業病統計
- 2) 労働安全衛生に関する法律、制度、計画
- 3) 労働安全衛生行政の国家政策上の位置づけ
- 4) 中央省庁
- 5) 地方政府、中央省庁出先機関
- 6) 労働安全衛生関係機関
- 7) 民間企業や NGO 取り組み
- 8) 労働組合、経営者団体の取り組み

○労働安全衛生行政等の現状と課題

- 1) 監督制度・報告制度
- 2) 安全衛生教育
- 3) 免許・検査制度
- 4) 事業場の安全衛生対策
- 5) 建設現場の安全衛生対策

- 6) 労働災害補償制度
- 7) 事業場、建設現場における外国人労働者への適用状況、課題等
- 8) 当該国に進出する外国企業（日系企業含む）への適用状況、課題等
- 9) 他国及び国際機関の協力

（3）検討項目

（2）で示した情報収集及び整理作業の結果に基づき、特に現地調査を実施したインドネシア、マレーシア、シンガポールについては、各国における労働安全衛生施策の現状、将来計画を踏まえ、我が国が労働安全衛生の分野において、将来へ向け二国間、または地域支援の観点でどのような支援が考えられるか、下記の視点で取り纏めを行った。

- 1) 優先的開発課題に対する解決アプローチの提案
- 2) 当該解決アプローチに関する日本における協力リソース情報
- 3) 支援にかかる留意点

3. 現地調査工程

次頁表に第一次現地調査（2016年11月7日～26日）行程を示す。

第一次現地調査（インドネシア、マレーシア、シンガポール） 行程表

2016年11月7日～26日

月	日	曜日	ITINERARY	滞在都市
11	7	月	+ Narita at 21:40 (MH071) ⇒	ジャカルタ
	8	火	⇒Kuala Lumpur at 04:30 +Kuala Lumpur at 07:25 (MH713) ⇒ ⇒Jakarta at 08:30 ◆14:00-16:00 JICA ジャカルタ事務所調査目的の説明ほか	ジャカルタ
	9	水	■07:30(-10:00) Interview at Labour Inspection Development & OSH Development Dapartment, Min. of Manpower etc. (労働省 労働安全衛生監督局/開発局) ■Interview at Pusat K3 (Keselamatan & Kesehatan Kerja) (労働安全衛生センター)	ジャカルタ
	10	木	■10:00-11:00 Interview at Indonesian Contractors Association (AKI) (インドネシア建設業者協会) ■13:00-14:00 Interview at Association of Experts for OSH of Construction Work in Indonesia (A2K4) (建設労働安全衛生専門家協会) ■16:00-17:30 Interview at Shimiz Corporation MRT Project Office (清水建設 MRTプロジェクト事務所)	ジャカルタ
	11	金	■07:00-09:00 Interview at The National Safety and Healthy Council of Indonesia (DK3N) (全国労働安全衛生評議会) ■14:00-15:00 Interview at INKINDO (コンサルタント協会)	ジャカルタ
	12	土	◇Information collection/Preparation for reporting	ジャカルタ
	13	日	◇Information collection/Preparation for reporting	ジャカルタ
	14	月	■07:30-09:30 Data Collection at Labour Inspection Development & OSH Development Dapartment, Min. of Manpower (労働省 労働安全衛生監督局/開発局) ■11:00-14:00 長大事務所にてスケジュール確認等 ◆15:00-16:00 JICA ジャカルタ事務所現地調査報告	ジャカルタ
	15	火	◇Information collection	ジャカルタ
	16	水	◆労働安全衛生セミナー参加 +Jakarta at 18:25 (MH722) ⇒ Kuala Lumpur at 21:25	クアラルンプール
	17	木	◆09:00-10:00 JICA クアラルンプール事務所調査目的の説明ほか ■11:00-13:00 Interview at Department of OSH (DOSH), Ministry of Human Resource, MOHR (人的資源省労働安全衛生局) ■Interview at National Institute of Occupational Safety and Health, Min. of Human Resources (労働安全衛生センター)	クアラルンプール
	18	金	■09:30(-11:00) Interview at Construction Industry Development Board Malaysia (CIDB) (建設業開発庁) ■15:00(-16:30) Interview at Social Security Organization, Min. of Human Resources (社会保障機関)	クアラルンプール
	19	土	◇Information collection/Preparation for reporting	クアラルンプール
	20	日	◇Information collection/Preparation for reporting	クアラルンプール
	21	月	■09:30-13:00 Data Collection at DOSH, MOHR (人的資源省労働安全衛生局) ◆15:00-16:20 JICA クアラルンプール事務所現地調査報告	クアラルンプール
	22	火	+Kuala Lumpur at 08:05 (MH601) ⇒ Singapore at 09:05 ◆13:30(-15:00) 在シンガポール日本大使館 ■16:00(-16:50) 基礎地盤コンサルタンツ	シンガポール
	23	水	■10:15(-11:45) Interview at OSH Division, Min. of Manpower/OSHNET Secretariat office (人材開発省、OSHNET事務局) ■14:00(-15:30) Interview at Land Transport Authority (交通局)	シンガポール
	24	木	■09:00(-10:30) Interview at Singapore Cooperation Enterprise ●13:30-16:30 大林組 SP Cable EW1プロジェクトサイト視察	シンガポール
	25	金	◇Information collection +Singapore at 19:30 (MH616) ⇒ KL at 20:25 +Kuala Lumpur at 23:25 (MH088) ⇒	-
	26	土	⇒Narita at 07:15	

第一次現地調査期間中（2016年11月7日～26日）訪問先及び面会者リスト

訪問先及び面会者一覧表

所 属	氏 名 (敬称略)	役 職
＜インドネシア＞		
在インドネシア日本大使館	本多 信一郎	一等書記官
JICA インドネシア事務所	三部 信雄	企画調査員
	遠藤 慶	所員
Ministry of Manpower	高崎 真一	JICA Labor Policy Advisor
	Ir. Amri Ak, MM	Director of Norm Supervision for Occupational Safety & Health
	Mr. Daafi Armanda	Deputy Director of Norm Supervision for Occupational Safety & Health
	Mr. Ghazmahadi, ST. MM.	Chief Supervision Norm Construction Building Electronic and Fire Protection
	Mr. Ragil M	Chief of Section for Mechanic OSH
	Mr. Herman Bagus	Chief of Sub Dir. Ergonomic, Working Environment & Dangerous Substances Norm Supervision
	Mr. M. Agus Talib	Staff of Construction Section
	Mr. Gumilang M. Yani	Labour Inspector
	Mr. Zuhri Ferdeli	Labour Inspector
Pusat K3 (Keselamatan & Kesehatan Kerja) : 旧 HIPERKES	Dr. Dewi Rahayu	Director
ASOSIASI AHLI KESELAMATAN DAN KESEHATAN KERJA KONSTRUKSI-INDONESIA. A2K4	Drs. Dominggus Manuputty, BSc, MM, CSP.	General Secretary
	Ir. M. Mushanif Mukti, MK3, CSP	chairman I
	Ir. Kusumo Dradjad S, MSi, CSP.	chairmanIV
	Mr. Robert Sugihardjo, Bc.P, SKM, CSP.	Chairman of the Education and Training
	Ir. Prijono Wiryodiningrat, MM, CSP.	—
Asosiasi Kontraktor Indonesia, AKI	Ms. Ruth Wijaya	—
National Association of Indonesian Consultants	Ir. Zulkifli Halim	Vice Secretary General
	Ms. Ani	Executive Director
	Ms. Qhorryna Meiyani Rals, SE	Head Division of BKKA
清水建設 MRT プロジェクト事務所	加藤 愛彦	副所長
	Mr. Sakamoto Masanobu	CP 105 Station Construction Manager
	Mr. Muhammad Ridho	HSE Manager
	Mr. Irwan. Li	HSE Manager
	Mr. Pandu Nopiandi	Environments SPV.
＜マレーシア＞		
JICA マレーシア事務所	松本 高次郎	Chief Representative
	深澤 晋作	Senior Representative
	中澤 繁樹	Project Formulation Advisor
	園山 由香	Representative
Ministry of Human Resources	Mr. Mohd Anuar Bin Embi	Director for Policy, International And Research Development Division
	Mr. Mohammad Lui b-Juhari	Assistant director, Policy Division
	Mr. Wan Hilemi Bin Wan Hussein	Assistant director, Policy Division
	Ms. Hanis Farzana Binti Mohd	Assistant director
	Mr. Lee Kem Seng	Officer / National council
	Mr. Mohd Khairi	Senior Assistant director

	Mr. Wan Ahmad Jaziila	Assistant director
	Mr. Aboni Muhaimin abdnilah	Assistant director
	Mr. Mohd Farid	Officer, , Policy Division
	Mr. Abdul Muhaimin Aldullah	Assitant director, Policy Division
	Dr. Ibrahim MD Dai	Director , Industry Safety Division
National Institute of Occupational Safety and Health, Min. of Human Resources, NIOSH	Mr. Fadzil Osman	General Manager ,Consultation, Research & Development Department
	Mr. Zufadli Suhail	Executive, Communication, Business, Information and Development Division
	Mr. Yuzainie Yusof	Manager, Industrial Hygiene Division
	Ms. Suhaily Binti Amran	Manager / OSH Consultant
	Mr. M・Paramesvaran	Executive
Construction Industry Development Board, CIDB	Mr. Khairunnizam Bin Sulaiman	Senior Manager, SHEQ Division, Technology Development Sector
	Mr. Azhar Abudllah	Senior Manager, Enforcement Division
	Ms. Mazurah Ismail	Manager, SHEQ Division, Technology Development Sector
Social Security Organization, Min. of Human Resources, SOCSO	Dr. Azlan Bin Darus	Manager, Prevention and Rehabilitation Section, Operation Division
	Mr. Harun Bin Bakar	Manager, Accident Prevention Section Operation Division
<シンガポール>		
在シンガポール日本大使館	武部 憲和	二等書記官
基礎地盤コンサルタント	横井 良広	General Manager
Ministry of Manpower	Mr. Wilbur Oh	Head, International Collaboration
Workplace Safety and Health Council	Ms. Lim Yen Ling	Senior Assistant Director
Land Transport Authority	Mr. Ong Ho Peng	Manager, Safety and Health Safety Division
	Mr. Andrew Tan Hoch Seng	Manager, Safety and Health Safety Division
Singapore Cooperation Enterprise	Ms. Kris LEOW	Manager, International Partnerships
	Mr. LIM Teck Ren Melvin	Manager, International Partnerships
大林組 SPPA プロジェクト事務所	矢飼 稔之	Deputy General Manager
	今里 敏也	Project Manager
	友田 淳	Deputy Project Manager

第一次現地調査期間中（2016年11月7日～26日）収集資料リスト

収集資料リスト一覧表

インドネシア

名称	受領先	媒体	言語	内容
PERSYARATAN MENJADI ANGGOTA ASOSIASI KONTRAKTOR INDONESIA (AKI)	INTERNATIONAL FEDERATION OF ASIAN AND WESTERN PACIFIC CONTRACTORS ASSOCIATIONS/ASOSIASI KONTRAKTOR INDONESIA	印刷物	インドネシア語	AKI活動概要
KEMNAKER PROFILE DIREKTORAT BINA KESELAMATAN DAN KESEHATAN KERJA KEMENTERIAN KETENAGAKERJAAN REPUBLIK INDONESIA	DIREKTORAT BINA KESELAMATAN DAN KESEHATAN KERJA	冊子	インドネシア語	労働安全衛生センター (Pusat K3) 活動内容
PUSAT KESELAMATAN & KESEHATAN KERJA	KEMENTERIAN TENAGA KERJA RI Pusat Keselamatan dan Kesehatan Kerja	パンフレット	インドネシア語	労働安全衛生センター (Pusat K3) 簡易パンフレット
Membangun Manusia Karya ACT No. 1 OF 1970 ON SAFETY (State Gazette No. 1 Of 1970)	DIREKTORAT JENDERAL BINA HUBUNGAN KETENAGAKERJAAN DAN PENGAWASAN NORMA KERJA	冊子	英語/インドネシア語	1970年労働法
KEMENTERIAN KETENAGAKERJAAN REPUBLIK INDONESIA Petunjuk Pelaksanaan Bulan Keselamatan dan Kesehatan Kerja Nasional Tahun 2015-2019	UTAMAKAN KESELAMATAN DAN KESEHATAN KERJA	冊子	インドネシア語	2015-2019年労働安全衛生 5か年計画
Associations in Indonesia -subtitle- To promote and encourage a highly reliable, independent, productive, accountable and competitive national construction industry either in National or International market	ASOSIASI KONTRAKTOR INDONESIA Indonesian Contractors Association	パンフレット	英語	AKIパンフレット

マレーシア

名称	受領先	媒体	言語	内容
STANDARD INDUSTRI PEMBINAAN (CONSTRUCTION INDUSTRY STANDARD) CIS 10:2008 SAFETY AND HEALTH ASSESSMENT SYSTEM IN CONSTRUCTION	Lembaga Pembangunan Industri Pembinaan Malaysia CONSTRUCTION INDUSTRY DEVELOPMENT BOARD MALAYSIA	冊子	英語	安全衛生評価システム (建設産業における標準)
SHASSIC SAFETY AND HEALTH ASSESSMENT SYSTEM IN CONSTRUCTION Tingkatkan Tahap Keselamatan Dan Kesihatan Dalam Pembinaan Melalui SHASSIC 'Enhancing The Level of Safety and Health In Construction Through SHASSIC'	Lembaga Pembangunan Industri Pembinaan Malaysia Construction Industry Development Board Malaysia	パンフレット	マレーシア語/英語	建設工事における安全衛生評価システム
GUIDELINE FOR: 1. OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH (OSH) SPECIFICATION 2. OSH SCHEDULE OF PRICES	Lembaga Pembangunan Industri Pembinaan Malaysia CONSTRUCTION INDUSTRY DEVELOPMENT BOARD MALAYSIA	冊子	英語	CIDB発行の建設業における労働安全衛生仕様(契約図書としての雛形)/安全機器・備品等項目リスト
NATIONAL INSTITUTE OF OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH	NATIONAL INSTITUTE OF OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH (NIOSH) MINISTRY OF HUMAN RESOURCES, MALAYSIA	印刷物	英語	NIOSH活動概要
PERKESO SOCIAL SECURITY PROTECTION Employment Injury Scheme Invalidity Scheme	SOCIAL SECURITY ORGANISATION	冊子	英語	SOCISO活動概要
132 years Enforcement of Occupational Safety and Health in Malaysia	Department of Occupational Safety and Health Ministry of Human Resources Malaysia	冊子	英語	マレーシアにおける労働安全衛生の国内施行に関するドキュメンタリー

シンガポール

名 称	受領先	媒 体	言 語	内 容
List of Companies under Business Under Surveillance (BUS) Programme	MINISTRY OF MANPOWER	印刷物	英語	2016年11月14日時点での監察下にある企業リスト(公開資料)
List of Contractors with Demerit Points	MINISTRY OF MANPOWER	印刷物	英語	2016年11月14日時点での企業のマイナス評価点累積状況リスト(公開資料)
List of Factories and Work-sites Issued with Stop Work Orders (SWO) in the period 01-Jan-16 to 31-Oct-16	MINISTRY OF MANPOWER	印刷物	英語	2016年10月31日時点でのStop Work Order指名企業リスト一覧(公開資料)
【シンガポールー建設】 外国人建設作業員の安全講習、助成で支援	The Daily NNA シンガポール & ASEAN版	印刷物	日本語	外国人建設作業員の安全講習に関する記事
Speech by Mr Sam Tan, Minister of State for Manpower at Committee of Supply 2016	MINISTRY OF MANPOWER	印刷物	英語	人的資源省大臣のスピーチ(2016年8月)内容
List of Offenders Convicted under Workplace Safety and Health Act, 2016	MINISTRY OF MANPOWER	印刷物	英語	労働安全衛生法違反企業リスト
Quick Guide on Submitting Incident Report	MINISTRY OF MANPOWER	印刷物	英語	事故報告書式に関する資料
DESIGN AND CONSTRUCTION OF EAST-WEST TRANSMISSION CABLE TUNNEL TC 110148 CONTRACT EW1 PROJECT OVERVIEW	OBAYASHI	印刷物	英語	大林組 SPPAプロジェクト事業概要
50 YEARS, ONE VISION: TRANSFORMING SINGAPORE INTO A NATION OF WSH EXCELLENCE	MINISTRY OF MANPOWER	印刷物	英語	人的資源省 50年ビジョン
PARTNERING SINGAPORE'S PUBLIC SECTOR	SCE SINGAPORE COOPERATION ENTERPRISE	冊子	英語	SCE組織活動概要
A Global Vision of Prevention Global Forum for Prevention 3-6 September 2017, Singapore XXI WORLD CONGRESS ON SAFETY & HEALTH AT WORK 2017	MINISTRY OF MANPOWER	冊子	英語	2017年9月開催予定の安全衛生世界大会 2nd Announcement
A HEALTHY WORKFORCE IN A SAFE WORKPLACE	MINISTRY OF MANPOWER	印刷物	英語	人的資源省の組織、活動概要
WORKPLACE SAFETY & HEALTH PROFILE 2014	MINISTRY OF MANPOWER	印刷物	英語	現場の安全衛生プロフィール
シンガポール概況と日系企業の進出動向 2016年8月	ジェトロ・シンガポール	印刷物	日本語	(同 左)

第一次現地調査期間中 写真 (2016年 11月7日～26日)



インドネシア
JICA ジャカルタ事務所
(調査目的、スケジュール等説明)



インドネシア
Ministry of Manpower ヒアリング



インドネシア
Pusat K3 (労働安全衛生センター) No.1
安全衛生研修状況



インドネシア
Pusat K3 (労働安全衛生センター) No.2
研修棟内(排気用機器)



インドネシア
Pusat K3 (労働安全衛生センター) No.3
(インドネシア唯一の研修用ボイラー)



インドネシア
Pusat K3 (労働安全衛生センター) No.4
研修棟内(化学分析用機器)

第一次現地調査期間中 写真 (2016年 11月7日～26日)



インドネシア
Pusat K3 (労働安全衛生センター) No.5
研修棟内



インドネシア
Pusat K3 (労働安全衛生センター) No.6
(PPE検査用機材)



インドネシア
Pusat K3 (労働安全衛生センター) No.7
研修棟内(ヘルメット強度計測機材)



インドネシア
A2K4(建設労働安全衛生専門家協会)
ヒアリング



インドネシア
DK3N(建設労働安全衛生専門家協会)
ヒアリング



インドネシア
清水建設 MRT工事事務所
ヒアリング

第一次現地調査期間中 写真 (2016年 11月7日～26日)



マレーシア
DOSH, Ministry of Human Resources
ヒアリング



マレーシア
NIOSH, MoHR(労働安全衛生センター)
No.1



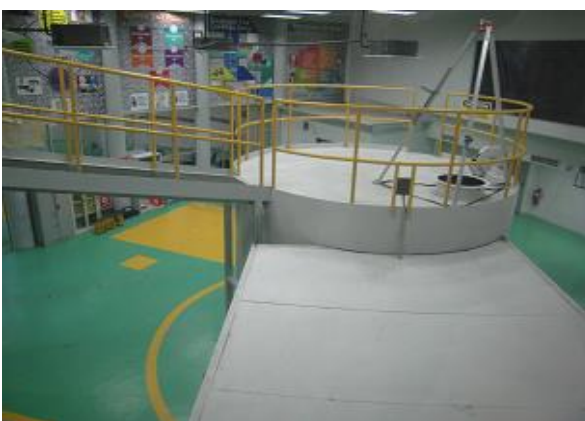
マレーシア
NIOSH, MoHR(労働安全衛生センター)
No.2(建築物内換気施設:研修用)



マレーシア
NIOSH, MoHR(労働安全衛生センター)
No.3(化学分析機器)



マレーシア
NIOSH, MoHR(労働安全衛生センター)
No.4(化学分析機器)



マレーシア
NIOSH, MoHR(労働安全衛生センター)
No.5(狭隘空間での作業訓練設備)

第一次現地調査期間中 写真 (2016年 11月7日～26日)



マレーシア

**CIDB(建設産業開発局)
ヒアリング**



マレーシア

**SOC SO(社会保障機構)
ヒアリング**



シンガポール

**在シンガポール 日本大使館
武部書記官 面談**



シンガポール

**Ministry of Manpower/OSHNET Scretariat
ヒアリング**



シンガポール

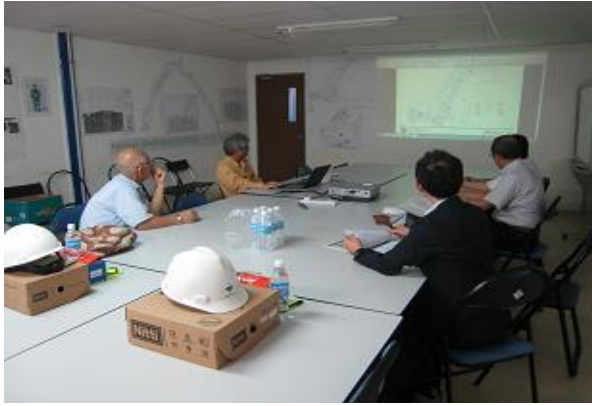
**LTA(Land Transport Authority、交通局)
ヒアリング**



シンガポール

**Singapore Cooperation Enterprise
ヒアリング**

第一次現地調査期間中 写真 (2016年 11月7日～26日)



シンガポール
大林組 SP Cable EW1プロジェクト事務所での工
事概要説明



シンガポール
(同左)現場視察 No.1



シンガポール
(同左)現場視察 No.2



シンガポール
(同左)現場視察 No.3



シンガポール
(同左)現場視察 No.4



シンガポール
(同左)現場視察 No.5

目次

調査概要

第一次現地調査期間中 訪問先及び面会者リスト

第一次現地調査期間中 収集資料リスト

第一次現地調査期間中 写真

【現地調査対象国：インドネシア】

1. インドネシアの労働安全衛生関連法制度、行政体制、災害統計	1
1.1. インドネシアの国情概要	1
1.2. 労働安全衛生に関する法律、制度、計画.....	6
1.3. 労働安全衛生の行政組織	12
1.4. 労働安全衛生行政の国家政策上の位置づけ	15
1.5. 地方政府、中央省庁出先機関.....	15
1.6. 労働災害発生状況	16
1.7. 労働安全衛生関係機関.....	18
2. インドネシアの労働安全衛生行政等の現状と課題	22
2.1. 労働安全衛生監督制度と事故報告制度.....	22
2.2. 安全衛生教育.....	23
2.3. 免許・検査制度	26
2.4. 建設現場の安全衛生対策	28
2.5. 労働災害補償制度	29
2.6. 事業場、建設現場における外国人労働者への適用状況、課題等	31
2.7. 当該国に進出する外国企業（日系企業含む）への適用状況、課題等	31
2.8. 他国及び国際機関の協力	31
3. 収集情報の分析、当該国における労働安全衛生の優先的課題の抽出	33
3.1. 優先的開発課題に対する解決アプローチの提案.....	33
3.2. 当該解決アプローチに関する日本における協カリソース情報.....	34
3.3. 支援にかかる留意点.....	35

【現地調査対象国：マレーシア】

4. マレーシアの労働安全衛生行政体制、法制度、体系	1
4.1. マレーシアの国情概要	1
4.2. 中央省庁	3
4.3. その他の労働安全衛生関係機関（経営者団体・労働団体等含む）	11
4.4. 関係団体全体相関図	12
4.5. 労働災害発生状況、労働災害・職業病統計	13
4.6. 労働安全衛生に関する法律、制度、計画	15
4.7. 労働安全衛生行政の国家政策上の位置づけ	18
4.8. 民間企業やNGOの取り組み	20
4.9. 労働組合、経営者団体の取り組み	20
5. マレーシアの労働安全衛生行政等の現状と課題	21
5.1. 監督制度・報告制度	21
5.2. 労働災害統計データの収集・分析	22
5.3. 労働安全衛生教育	22
5.4. 資格・検査制度	25
5.5. 事業場の安全衛生対策	29
5.6. 建設現場の安全衛生対策	29
5.7. 労働災害補償制度	30
5.8. 事業場、建設現場における外国人労働者への（労働安全衛生行政の）適用状況、課題等	31
5.9. 当該国に進出する外国企業（日系企業含む）への適用状況、課題等	32
6. マレーシア 労働安全衛生における他国との連携	33
6.1. 外国人労働者への労働安全衛生普及対策	33
6.2. 他国への協力実績、協力の可能性	33
6.3. 日本の協力との補完性、優位性等	35
6.4. JICA とマレーシアとの連携による第三国協力にかかる留意点	36

【現地調査対象国：シンガポール】

7. シンガポールの労働安全衛生関連統計、法制度、行政体制	1
7.1. シンガポールの国情概要	1
7.2. 労働災害発生状況、労働災害・職業病統計	5
7.3. 労働安全衛生に関する法律、制度、施策.....	11
7.4. 労働安全衛生行政の国家政策上の位置づけ	34
7.5. 中央省庁	35
7.6. 地方政府、中央省庁出先機関	35
7.7. 労働安全衛生行政関係機関.....	36
7.8. 民間企業、NGO の取り組み.....	42
7.9. 労働組合、経営者団体の取り組み.....	43
8. シンガポールの労働安全衛生行政等の現状と課題	45
8.1. 監督制度・報告制度.....	45
8.2. 安全衛生教育.....	53
8.3. 免許・検査制度	53
8.4. 事業場の安全衛生対策	54
8.5. 建設現場の安全衛生対策	55
8.6. 労働災害補償制度	56
8.7. 事業場、建設現場における外国人労働者への適用状況、課題等	58
8.8. 当該国に進出する外国企業（日系企業含む）への適用状況、課題等	59
8.9. シンガポール国労働安全衛生行政の改善、変革の方向性	60

【文献調査対象国：8カ国】

9. カンボジアの労働安全衛生分野基本情報

9.1. カンボジアの国情概要	1
9.2. 労働安全衛生施策	4
9.3. 安全衛生の行政組織	5
9.4. 安全衛生に関する法律・規則等	6
9.5. 安全衛生関係書類の行政への提出	9
9.6. 労働災害・事故が発生した場合の義務等	10
9.7. 労働災害・事故が発生した場合の被災者への補償等	11
9.8. 労働安全衛生に係る教育・訓練	12
9.9. 店社、作業所における安全管理体制（責任）と各種資格	13
9.10. 事故・労働災害発生後の行政処分・社会的制裁等	14
9.11. 労働災害防止団体の状況	14

10. タイの労働安全衛生分野基本情報

10.1. タイの国情概要	1
10.2. 安全衛生の行政組織	5
10.3. 安全衛生に関する法律・規則等	8
10.4. 安全衛生関係書類の行政への提出	9
10.5. 労働災害・事故が発生した場合の義務等	9
10.6. 労働災害・事故が発生した場合の被災者への補償等	9
10.7. 店社、作業所における安全管理体制（責任）と各種資格	10
10.8. 事故・労働災害発生後の行政処分・社会的制裁等	11
10.9. 労働災害防止団体の状況	11

11. フィリピンの労働安全衛生分野基本情報

11.1. フィリピンの国情概要	1
11.2. 安全衛生の行政組織	5
11.3. 安全衛生に関する法律・規則等	9
11.4. 安全衛生関係書類の行政への提出	10
11.5. 労働災害・事故が発生した場合の義務等	11
11.6. 労働災害・事故が発生した場合の被災者への補償等	12
11.7. 店社、作業所における安全管理体制（責任）と各種資格	13
11.8. 事故・労働災害発生後の行政処分・社会的制裁等	15
11.9. 労働災害防止団体の状況	16
11.10. 労働安全衛生施策上の課題と対応策	17

12. ベトナムの労働安全衛生分野基本情報

12.1. ベトナムの国情概要	1
12.2. 中央省庁	5
12.3. 国政・地方行政の役割・予算	7

12.4. 労働災害発生状況、労働災害・職業病統計	8
12.5. 労働安全衛生に関する法律、制度、計画	9
12.6. 労働安全衛生行政の国家政策上の位置付け	12
12.7. 労働安全衛生行政等の現状と課題	12
12.8. 国際機関及びドナーによる労働安全衛生分野への協力状況	15
13. ミャンマーの労働安全衛生分野基本情報	
13.1. ミャンマーの国情概要	1
13.2. 労働安全衛生に関する法律、制度	3
13.3. 労働安全衛生の行政組織	4
13.4. 労働災害発生状況	6
13.5. 事故の報告と対応	6
13.6. 行政による監督・臨検	7
13.7. 安全衛生教育	7
13.8. 安全衛生資格制度	8
13.9. 労働災害補償制度	8
13.10. 労働安全衛生の優先課題	8
13.11. 国際機関及びドナーによる労働安全衛生分野への協力状況	9
14. ラオスの労働安全衛生分野基本情報	
14.1. ラオスの国情概要	1
14.2. 労働安全衛生分野の行政機関及び関係法令	4
14.3. 労働安全衛生行政の国家政策上の位置付け	5
14.4. 検査体制	7
14.5. 労働災害補償制度	8
14.6. 国際機関及びドナーによる労働安全衛生分野における協力状況	8
15. スリランカの労働安全衛生分野基本情報	
15.1. スリランカの国情概要	1
15.2. 労働安全衛生に関する法律、制度	3
15.3. 労働安全衛生の行政組織	3
15.4. 労働災害発生状況	5
15.5. 事故の報告と対応	5
15.6. 行政による監督・臨検	6
15.7. 安全衛生教育	7
15.8. 安全衛生資格制度	7
15.9. 労働災害補償制度	8
15.10. 労働安全衛生の優先課題	8
15.11. 国際機関及びドナーによる労働安全衛生分野への協力状況	9

16. バングラデシュの労働安全衛生分野基本情報

16.1. バングラデシュの国情概要.....	1
16.2. 安全衛生の行政組織.....	5
16.3. 安全衛生に関する法律・規則等.....	7
16.4. 臨検制度（Inspection System）の発展と課題.....	9
16.5. 臨検活動（工場対象）.....	11
16.6. 労働安全衛生分野における教育・研修活動.....	12
16.7. ILO から見た労働安全衛生分野の施策充実に係る提案事項.....	13

【招へい事業】

17. 本邦スタディー・ツアー（本邦招へい）の実施

17.1. 本邦スタディー・ツアー実施の目的.....	1
17.2. 招へいカリキュラムの作成、本邦スタディー・ツアーの計画説明ほか.....	1
17.3. 講演、視察現場等の企画及び調整.....	3
17.4. 招へいに係る関連資料の作成.....	5
17.5. 招へい行程への同行.....	5
17.6. 招へい関連資料の共有.....	13

【現地ワークショップ（ジャカルタ）】

18. 現地ワークショップの開催

18.1. 現地ワークショップ開催の目的.....	1
18.2. 現地ワークショップの開催概要.....	1
18.3. 現地ワークショップの内容.....	2
18.4. 開催結果の概要.....	4

1.-3. インドネシア

1. インドネシアの労働安全衛生関連法制度、行政体制、災害統計

1.1. インドネシアの国情概要

インドネシアは、東南アジア南部に位置する共和制国家であり、国土は5,110kmと東西に非常に長く、また世界最多の島々を抱える国である。赤道にまたがる1万3,466もの大小の島により構成されており、人口は2億5,000万人を超える世界第4位の規模、また世界最大のイスラム人口国としても知られる。

インドネシアは他民族・多言語国家であり、独立以来、中央集権と地方分権のバランスを模索しながら発展を続けているが、一部の州の独立願望などもあるなど現在に至るまで幾多の問題を抱えているのが実情である。

この国の労働安全衛生に関する現状や課題を正しく把握するためには、独立以来進められてきた地方分権化の流れを理解しておくことが重要である。

インドネシアの地方分権化の歩み

- (1) インドネシアは1949年12月に行われたハーグ円卓会議においてその独立が認められ、それ以来基本的に単一国家体制を堅持している。単一国家を維持しつつも、歴史的に中央集権化と地方分権化の二つの試みを繰り返してきたところにインドネシアの歴史の特徴のひとつがある。
- (2) 地方分権化の必要性は、独立直後から認識されていたが、中央集権下での中央による資源の収奪や軍事強制力を伴った中央による住民運動の封じ込めなどへ地方からの反発もあり、本格的な地方分権化の試行が1998年のスハルト政権崩壊後に始まった。
- (3) スハルトの後を受けたハビビ大統領により、1999年に地方分権化2法（地方行政法、中央・地方財政均衡法）が成立し、2001年より制度改革が実施された。その特徴は、①地方分権を重視していること、②中央→州→県・市→村・区という垂直関係よりも地方首長→地方議会という水平関係へ責任関係が変化したこと、③中央から地方への政府間資金移転の規定を明確化したこと、④村落自治を復活させたこと、の4点にある。
①、②により、中央政府のもつ外交、国防、司法、金融、宗教、その他（科学技術など）以外の権限はすべて県・市政府に移譲された。その結果、地方首長は従来の中央政府に対してではなく、基本的に地方議会に対して責任を負うことになった。
- (4) インドネシアにおいては、法律や制度はとりあえず作ってやってみる。そして走りながら現状に合うように修正していくというケースが多い。これまでの地方分権化もその典型例といえ、最近、行き過ぎた分権化を修正する動きがあり、労働安全衛生の分野においても、県・市レベルに権限があったものを州レベルに戻してより効果的な運用を目指している。
- (5) 今後の地方分権化に対する課題として、次の4項目があげられている。
 - ①中央→州→県・市の責任関係、役割分担、調整システムの明確化の必要性
政令2000年第25号は、中央と州の権限のみを定め、それ以外を県・市の権限と位置づけており、多くの混乱の原因となっている。同政令は具体的な実際の事業運営・実施上の権限を事細かに想定していない。
 - ②地方分権の実施に対する地方政治の影響

全国各地の地方首長選挙や地方議会運営において、全般的に金権政治が横行しており、地方首長は議会对策を十分にやらないと議会に罷免される恐れがある。議会の力が強いため、政治が議員の短期的リスクを優先させるケースが多い。

③ 地方政府における財政の中央依存と財政自立化のジレンマ

地方分権は、中長期的に地方政府の財政自立化を目標とさせる必要がある。これは経済再建で厳しい状態にある中央政府財政のリスクを軽減させる意味でも重要である。しかしその一方で、地方税や地方利用者負担金の新設、第三者寄付の強要など、財政自立化のための自己財源収入獲得行動が地方での経済活動を阻害する要因と見なされている。

④ 資源富裕地方と資源貧困地方との格差の問題

地方分権化は地域間格差を拡大させる傾向をもつ。天然資源や所得税に関する歳入分与で、資源富裕地方や人口稠密地方へ傾斜的に中央からの移転資金が配分されるからである。地域間格差の拡大は、国家統一の観点からも国家分裂を促しうる要因と考えられる。

1.1.1. 正式な国名

インドネシア共和国 (Republic of Indonesia)

1.1.2. 面積および人口

面積 : 192 万平方キロメートル (日本の約 5.1 倍)

人口 : 2 億 5,217 万人 (2014 年 中央統計庁)

州の数 : 34 州 (2014 年現在)

州ごとの人口密度 : 最小 7 人/km² (西パプア州) ~ 最大 14,469 人/km² (ジャカルタ首都特別州)

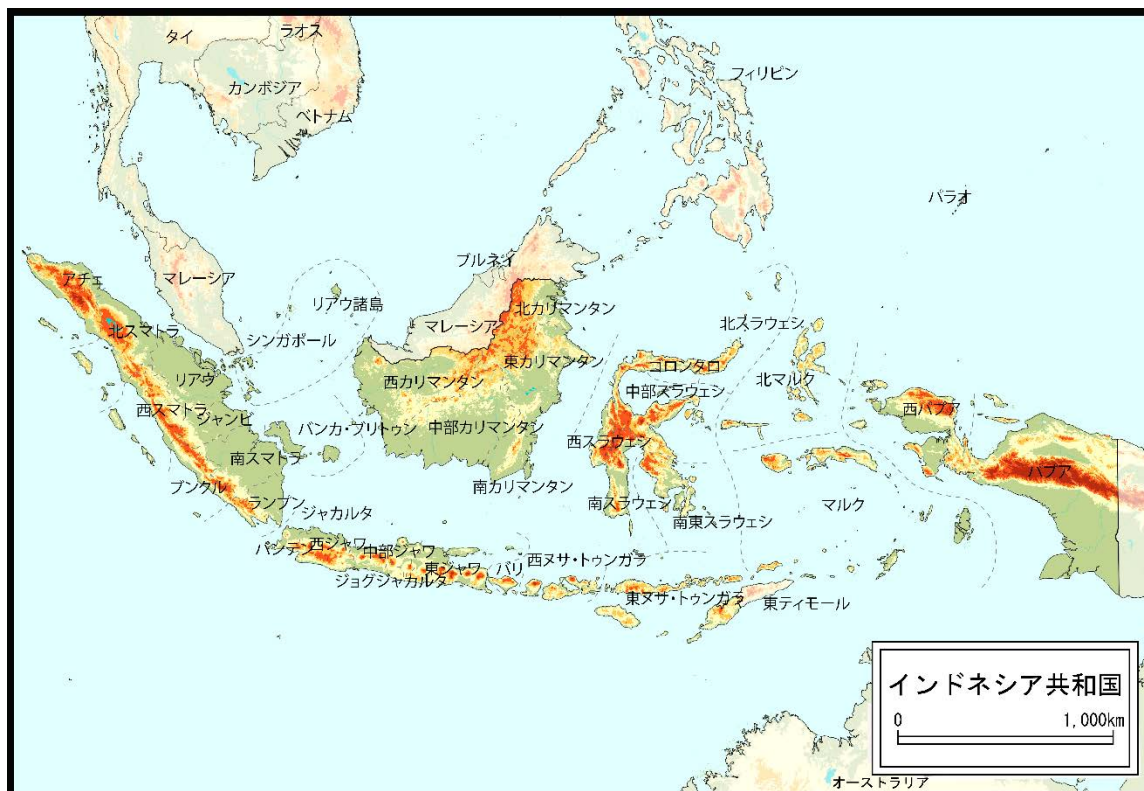


図 1.1 インドネシア全図 (調査団作成)

表 1.1 インドネシアの 34 州と人口密度分布（表内のデータは 2010 年現在）

地域	州	州都	人口 (2010 年)	面積 (km ²)	人口 密度 (人 /km ²)
スマトラ島	アチェ特別州	バンダ・アチェ	4,494,410	57,956	77
	北スマトラ州	メダン	12,982,204	72,981	177
	西スマトラ州	パダン	4,846,909	42,012	115
	リアウ州	プカンバル	5,538,367	87,023	63
	リアウ諸島州	タンジュン・ピナン	1,679,163	8,201	204
	ジャンビ州	ジャンビ	3,092,265	50,058	61
	ブンクル州	ブンクル	1,715,518	19,919	86
	南スマトラ州	パレンバン	7,450,394	91,592	81
	バンカ・ブリトゥン州	パンカルピナン	1,223,296	16,424	74
	ランブン州	バンドルランブン	7,608,405	34,623	219
ジャワ島	ジャカルタ首都特別州	ジャカルタ	9,607,787	664	14,469
	バンテン州	セラン	10,632,166	9,662	1,100
	西ジャワ州	バンドン	43,053,732	35,377	1,216
	中部ジャワ州	スマラン	32,382,657	40,800	793
	ジョグジャカルタ特別州	ジョグジャカルタ市	3,457,491	3,133	1,103
	東ジャワ州	スラバヤ	37,476,757	47,799	784
小 列 島	バリ州	デンパサール	3,890,757	5,780	673
	西ヌサ・トゥンガラ州	マタラム	4,500,212	18,572	242
	東ヌサ・トゥンガラ州	クパン	4,683,827	48,718	96
ボル ネ オ 島	西カリマンタン州	ポンティアナック	4,395,983	147,307	29
	中部カリマンタン州	パランカラヤ	2,212,089	153,564	14
	南カリマンタン州	バンジャルマシン	3,626,616	38,744	93
	東カリマンタン州	サマリダ	3,026,060	139,462	21
	北カリマンタン州	タンジュン・セロル	622,350	71,176	8
ス ラ ウ ェ シ	北スラウエシ州	マナド	2,270,596	13,851	163
	ゴロンタロ州	ゴロンタロ	1,040,164	11,257	92
	中部スラウエシ州	パル	2,635,009	61,841	42
	南東スラウエシ州	ケンダリ	2,232,586	38,067	58
	南スラウエシ州	マカッサル	8,034,776	46,717	171
	西スラウエシ州	マムジュ	1,158,651	16,787	69
諸 島	マルク州	アンボン	1,533,506	46,914	32
	北マルク州	ソフィフィ	1,038,087	31,982	32
ギ ニ ユ ー 島	パプア特別州	ジャヤプラ	2,833,381	319,036	8
	西パプア特別州	マノクワリ	760,422	97,024	7

1.1.3. 首都およびその緯度・経度

首都：ジャカルタ 人口：1,018 万人（2015 年 中央統計庁）

緯度： 06.07S 経度：106.4E

1.1.4. 年間の気象・最高気温・最低気温

ジャカルタ 最高気温：34 度 最低気温：24 度

年間の気象：高温多湿 熱帯性気候 雨期（11~6 月）、乾期（7~10 月）

1.1.5. 宗教および言語

宗教：イスラム教（77%）キリスト教（13%）、ヒンズー教（3%）、その他

言語：インドネシア語

1.1.6. 通貨

ルピア（1 米ドル=11,869 ルピア：2014 年期中平均値）

1.1.7. 労働者数（2014 年インドネシア中央統計庁）

全産業：1 億 1,462 万人

農林水産業：3,897 万人（34.0%）

建設業：728 万人（6.3%）

製造業：1,524 万人（13.3%）

1.1.8. GDP（2014 年インドネシア政府統計）

名目 GDP：8,885 億米ドル

一人当り名目 GDP：3,531 米ドル

実質 GDP 成長率：5.0%

1.1.9. 国際収支（2014 年）

経常収支（国際収支ベース）：△275 億 1,600 万米ドル

貿易収支（国際収支ベース）：69 億 8,200 万米ドル

外貨準備高：1,148 億 8,900 万米ドル

対外債務残高：2,937 億 0,800 万米ドル

1.1.10. 投資状況（インドネシア投資調整庁（BKPM））（2014 年）

直接投資受入額：285.3 億米ドル

日本からの直接投資額：27.0 億米ドル

日本企業の投資件数：1,010 件

進出企業数：1,071 社（2014 年）東洋経済「海外進出企業総覧」2015 年版

1.1.11. 日本の援助状況（2015年版 開発協力白書）

表 1.2 わが国の対インドネシア援助形態実績（年度別）（単位：億円）

年度	円借款	無償資金協力	技術協力
2010年度	438.77	37.28	96.45(85.89)
2011年度	739.42	10.13	111.58(92.47)
2012年度	154.90	60.97	82.91(61.68)
2013年度	821.82	10.60	82.23(60.06)
2014年度	—	3.19	54.08
累計	47,219.70	2,779.51	3,629.35(3389.19)

（出典：外務省 HP）

注) 1) 年度の区分及び金額は原則、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力は予算年度の経費実績ベースによる。

2) 2010年～2013年度の技術協力においては、日本全体の技術協力の実績であり、2014年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA 実績のみを示している。

()内は JICA が実施している技術協力の実績及び累計となっている。

表 1.3 東アジア地域における日本の援助実績

（単位：百万ドル）

	国/地名	贈与			政府貸付等			合計 支出純額	合計 支出総額	
		無償資金協力	技術協力	合計	貸付 実行額 (A)	回収額 (B)	(A) - (B)			
		うち国際 機関を 通じた贈与								
1	ベトナム	39.67	—	88.76	128.43	1,755.54	360.89	1,394.65	1,523.09	1,883.98
2	インドネシア	32.22	1.15	79.20	111.42	458.52	1,762.15	-1,303.63	-1,192.21	569.94
3	フィリピン	25.87	12.06	56.35	82.21	391.07	565.87	-174.80	-92.59	473.28
4	タイ	9.95	3.05	39.45	49.40	366.32	258.62	107.70	157.10	415.72
5	ミャンマー	119.68	15.44	83.10	202.78	11.14	—	11.14	213.92	213.92
6	中国	3.32	—	15.69	19.01	123.12	1,027.80	-904.68	-885.67	142.13
7	カンボジア	63.72	4.16	40.08	103.80	23.16	2.65	20.51	124.31	126.96
8	モンゴル	19.19	—	20.72	39.91	79.82	15.67	64.15	104.06	119.74
9	ラオス	65.47	2.83	29.13	94.60	12.31	3.58	8.73	103.33	106.91
10	マレーシア	2.94	2.83	14.33	17.27	75.20	122.89	-47.69	-30.42	92.47
11	東ティモール	6.97	—	11.39	18.36	0.81	—	0.81	19.17	19.17
12	その他東アジア	1.07	1.07	7.64	8.70	—	—	—	8.70	8.70
	東アジア地域合計	390.08	42.60	486.02	876.11	3,297.00	4,124.49	-827.49	48.62	4,173.11
	ASEAN 合計	359.53	41.53	430.53	790.06	3,093.25	3,076.66	16.59	806.65	3,883.31

（出典：2015年版 開発協力白書）

1.2. 労働安全衛生に関する法律、制度、計画

インドネシアにおける労働安全衛生関係の法体系は、わが国における労働安全衛生法に相当する法律から、さまざまな法令、通達などから構成されており、それなりに整備されているといえよう。

その全体像は、毎年労働省から発行される労働安全衛生法令集（約 1,800 ページ）に示されている。法体系は概略次のとおりである。（数字は 2016 年調査時点）

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 法律（Undang – Undang） | 3 件 |
| (2) 政令（Peraturan Pemerintah） | 5 件 |
| (3) 大臣令（Peraturan Menteri） | 25 件 |
| (4) 大臣通達（Keputusan Menteri） | 9 件 |
| (5) 大臣指示（Instruksi Menteri） | 6 件 |

これらのうち、最も基本をなすものは、1970 年に施行された労働安全法（Act No.1 of 1970 on Safety: Undang – Undang No.1 tahun 1970 tentang Keselamatan Kerja）である。

近年の当国における地方分権の動きにつれて、各州に労働安全衛生に関しても施行実行権限が委譲され、州ごとに条令（Peraturan Daerah）が制定されている。これに対して、中央政府は積極的な指示命令ではなく、州政府から報告される条令が法や政令などと明らかに矛盾する場合にその条令を無効にする以外には関与しないこととなっている。

以下に主要な法令の概要を示す。（JICA 報告書 2014 年 3 月から抜粋）

1.2.1. 労働安全法（Act No.1 of 1970 on Safety）

この法律は労働安全衛生の基本となるもので、法の範囲、条件、労働安全衛生に関する雇用者の義務および労働者の利益・義務等について定めたもので、概要は以下の通りである。

表 1.4 労働安全法（Act No.1 of 1970 on Safety）概要

章	内容
前文	<ul style="list-style-type: none"> a. すべての労働者は幸福で健康な生活と、国家の生産と生産性の向上のため保護されなければならない b. 職場における他すべてのものの安全が保証されなければならない c. すべての生産資源は安全にかつ効率的に活用されなければならない d. そのために労働者保護基準を構築するために努力しなければならない e. これら基準の構築に対して、社会変革、産業化、および技術変革に必要な一般条項を含む法律を制定することが必要と考えられる
1. 定義	作業場、管理者、雇用者、局長、安全検査官、安全専門家
2. 範囲	インドネシアにおけるすべての事業所における安全を規制する
3. 安全に関する条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事故の可能性を防止ないしは低減すること (2) 消火活動における危険を防止ないしは低減すること (3) 爆発による危険を防止ないしは低減すること (4) 火災および他の危険から逃れる手段を提供すること (5) 負傷した場合に応急処置を与えること

	(6) 作業者に防護器具を支給すること (7) 事業場における作業による疾病を防止ないしは抑制すること (8) 適切な作業環境を維持すること (9) 満足しうる気温と湿度を保つこと (10) 満足しうる換気を行うこと (11) 健康のために清潔さを保つこと (12) 労働者と使用器具、環境、作業方法及び作業手順の調和を実現すること (13) 人、動物、設備及び物品の輸送を保護し維持すること (14) すべての建設行為を保護し維持すること (15) 荷役、取扱い及び保管を保護し容易にすること (16) 感電を防止すること (17) 事故率低減のための要求に従い、安全対策を調和させ開発すること
4. 監督	局長は法の一般的運用を実施しなければならない。また安全検査官および安全専門家はその実施を支援しなければならない
5. ガイダンス	新規作業員に対しては、事故防止と消火、安全衛生の奨励、応急処置の訓練を指導することについて
6. 安全衛生委員会	安全衛生委員会を構築することについて
7. 事故	事故報告義務について
8. 労働者の義務と権利	<ul style="list-style-type: none"> ・安全検査官と安全専門家の求めに応じて情報の正確性を期すること ・保護具の使用する義務について ・安全衛生上の義務、保護具の要件等、管理者の責任に関することに対する疑義に対して異議を申し立てることについて
9. 事業場に入る上での義務	事業場に入るすべての者は、安全に関する指示に従い、法に定められた保護具を使用する義務があること
10. 管理者の義務	保護具を供与するとともに、安全衛生に関する通知を掲示すること
11. 結語	罰則規定

(出典：JICA 報告書『Safety Review Report of On-going Japanese ODA Loan Project in Indonesia and Vietnam』2014年3月)

1.2.2. その他の重要な安全衛生関係の法律

その他の法律の中で重要なものを次表に示す。

表 1.5 インドネシアの労働安全衛生関連の法律

法令名称	所轄官庁	制定年	概要
労働者に係る基本的事項に関する法律 (Act N0.14/1969 on Employment – 雇用法)	労働移住省	1969年	労働者保護に関する基本的な法律であり、以降公布された労働安全衛生や災害補償関係の法令の基本となるもの。同法律の第9条、第10

			条に「政府は労働安全衛生基準、労働基準、および労働者の災害の補償、医療、およびリハビリテーション等の労働者保護を推進するものとし、労働者は保護を受ける権利を有する」と記述あり
労働に関する法律2003年第13号 (Act No.13 /2003 Concerning Manpower)	労働移住省	2003 年	労働力に関する基本法で、86-87条で労働安全について記述 (具体的内容は下記参照)
労働者の補償に関する法律 (The Worker's Compensation Act No.3)	労働移住省	1951 年制定 1992 年改訂	労働災害保障、死亡保障、老齢保障、医療保障に関する各種補償制度に関する記述
国家社会保障制度に関する2004 年法律第 40 号 (Act No.40/2004 Concerning National Social Security System)	社会保障庁 (BPJS Ketenagakerjaan)	2014 年	包括的社会保障制度の施行を目的とした取り組みの一環として制定された法律で、労働災害についてもこれに含まれるようになった
労働者社会保障プログラム運営に関する政府通達第 14 号	労働移住省	1993 年	事故が発生した場合の対処について、労働安全に関する法律1970年第1号と共にその対応方法について規定
労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS) に関する1996年労働大臣規則第5号 (PER.05/MEN/1996)	労働移住省	1996 年	作業場における一つの労働安全衛生のシステムを整備し、それにより安全な作業場、効率、生産を創り出すための労働安全衛生マネジメントシステム活用について記述

(参考 : 1)

労働に関する法律 (Act No.13 /2003 Concerning Manpower) 86 条および 87 条

第86条

- (1)すべての労働者は以下の権利を有する
 - a. 労働安全衛生における保護
 - b. 不道徳および品位にかける行為に対する保護
 - c. 人間としての尊厳と宗教的価値への関心を示す処置
- (2) 労働者の安全を守りかつ最適な生産性を実現するために、労働安全衛生の体系を管理しなければならない。
- (3) 下記条文における(1)(2)に示される保護手段が効力を有する法令に従って提供されなければならない。

第87条

- (1) すべての企業体は、労働安全衛生マネジメントシステムを適用する義務を負い、これを企業体の管理システムに組み込まなければならない。
- (2) 労働安全衛生マネジメントシステム適用に関する規則は政令によって定めるものとする。

(参考 : 2)

表 1.6 労働安全衛生関係法規一覧

法律	1) 1930 年 蒸気法		17) 1988 年 1 号 蒸気機関の運転資格と要件	
	2) 1970 年 1 号 労働安全法		18) 2010 年 9 号 輸送機と旅客機の操縦要件	
	3) 2003 年 13 号 雇用法		19) 1989 年 2 号 避雷器設置の管理仕様書	
政令	1) 2012 年 50 号 労働安全衛生管理システム	大臣令 (続き)	20) 1992 年 2 号 労働安全衛生専門家の任命、職務、権限	
	2) 1973 年 7 号 農薬の流通、保管、配布の監視		21) 1998 年 4 号 労働安全衛生サービス会社	
	3) 1930 年 蒸気条令		22) 1998 年 1 号 社会保険制度を上回る労働者健康管理の実施	
	4) 1973 年 19 号 鉱業における安全規制と監督		23) 1998 年 3 号 労働安全衛生事故の調査報告	
	5) 1979 年 11 号 石油ガスの精製加工の労働安全		24) 1998 年 4 号 医師諮問機関の実施方法	
大臣令	1) 1976 年 1 号 労働安全衛生の医師について		25) 1999 年 3 号 輸送と旅客の労働安全衛生規定	
	2) 1978 年 1 号 材木の伐採と輸送の労働安全衛生		1) 1986 年 4 号 建設業務の労働安全衛生	
	3) 1978 年 3 号 労働安全衛生監督官と安全専門家の職務および責務		2) 1987 年 1135 号 職場での安全衛生旗の掲揚	
	4) 1979 年 1 号 医療会社の安全衛生の実践責任	大臣通達	3) 1989 年 333 号 職業病の診断および報告	
	5) 1980 年 1 号 建設作業の安全衛生		4) 1990 年 245 号 国定労働安全衛生の日	
	6) 1980 年 2 号 労働安全衛生の健康診断の実施		5) 1999 年 186 号 職場の物理的要因の限界値	
	7) 1980 年 4 号 消火器・消火設備の設置要件		6) 1999 年 186 号 職場の消火設備	
	8) 1981 年 1 号 職業病の報告義務		7) 1999 年 197 号 有害化学物質の制御	
	9) 1982 年 2 号 圧力容器		8) 2003 年 235 号 児童の健康安全に有害な労働	
	10) 1982 年 3 号 溶接工資格検定		9) 2004 年 68 号 職場でのエイズ予防と対処	
	11) 1982 年 3 号 労働者の健康管理		大臣指示	1) 1997 年 11 号 職場火災と特別監視
	12) 1983 年 2 号 火災報知器			2) 労使関係に関する大臣指示
	13) 1985 年 3 号 アスベストの作業安全衛生			3) 雇用に関する大臣指示
	14) 1985 年 4 号 航空機の推力と生産	4) 1998 年 84 号 労働事故報告および事故統計様式		
	15) 1985 年 5 号 輸送機および旅客機	5) 1999 年 407 号 昇降機技術者の権限と義務		
	16) 1987 年 4 号 労働安全衛生委員会	6) 2002 年 311 号 労働安全衛生電気技術者認定		

1.2.3. 労働安全衛生行政の地方分権

労働安全衛生の政策実施のための中央政府と地方政府の関係は、図1.2のとおりである。
(2014年 法律 第23号の仕組みを図化したもの)

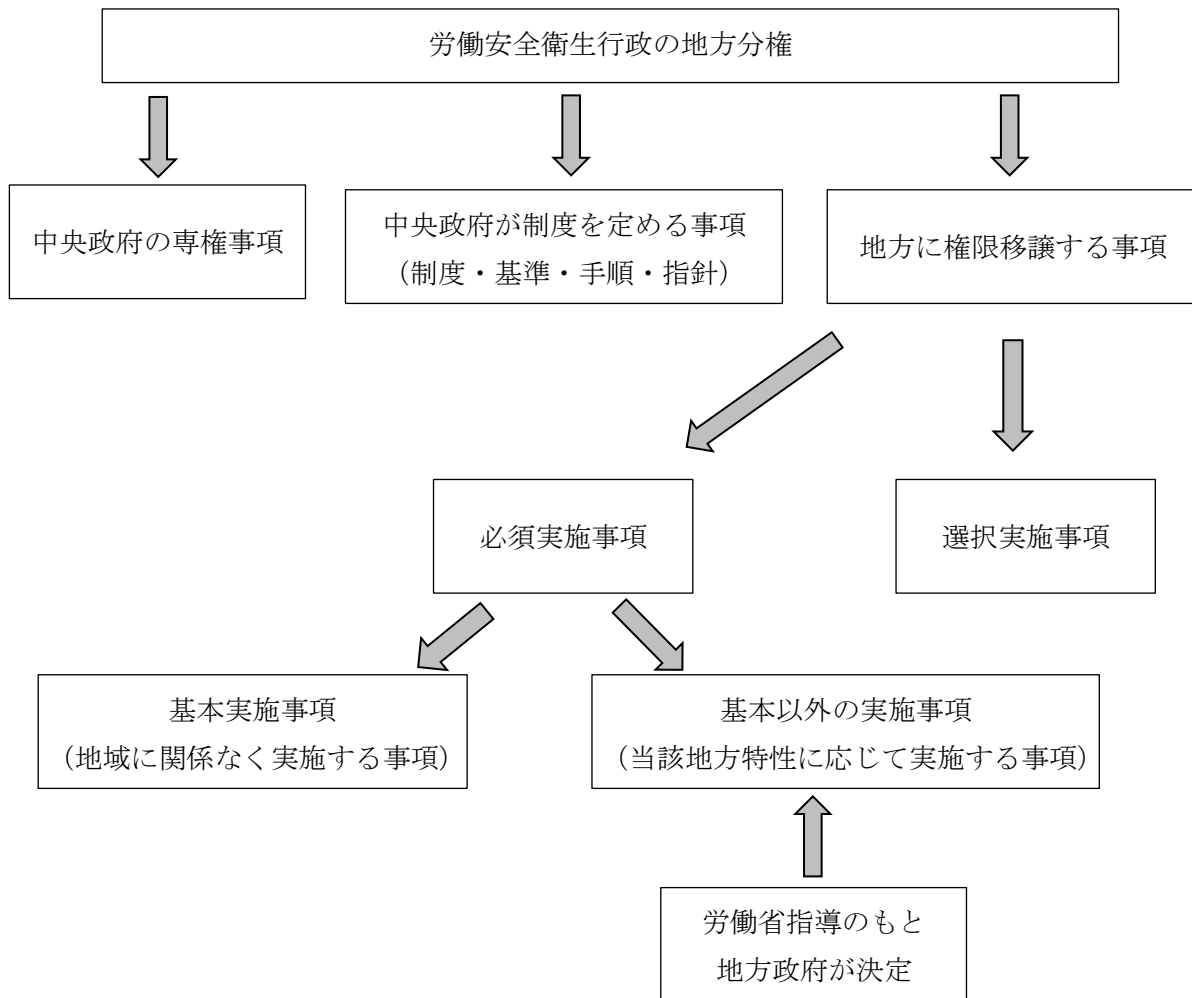
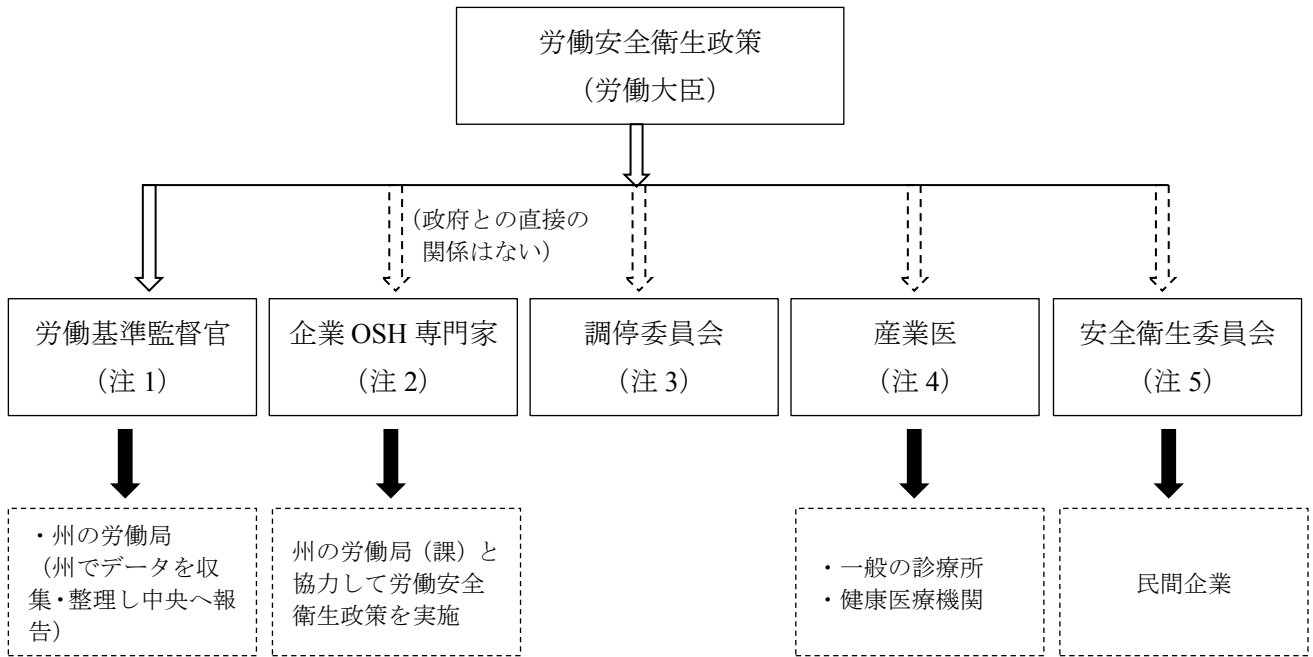


図 1.2 労働安全衛生の政策実施のための仕組み

- ・労働安全法（1970 年第 1 号）および関連大臣令により、中央政府は労働安全衛生の監督機関、地方政府がその実施機関であると規定されている。
- ・法律（2014 年第 23 号）により、労働安全衛生政策に関して中央政府はその制度、基準、手順、指針の整備を行い、地方政府は制度等の普及と実施を行う。中央政府はその実施状況を監視すると規定されている。
- ・中央政府は地方政府に対して労働安全衛生の補助金を出し、地方政府はこの補助金と地方政府予算を合わせて労働安全衛生政策を実施している。

1.2.4. 労働安全衛生に関する中央政府の管理組織と制度の仕組み

労働安全衛生の政策実現のための機構として、中央政府は図1.3のように考えている。この考え方の背景には、国土が広大であるなどのインドネシアの特殊な状況下で、いかにして労働安全衛生の政策を広く普及、実施するか、各州の出先機関がデータを収集・整理し、中央政府に報告することを目指したためである。



- (注 1) Labour Inspector (すべてが政府の職員ではない)
- (注 2) 政府の基準に精通した OSH 専門家が間接的に政府の政策実行に関与する。
- (注 3) 労使紛争が生じた場合に問題解決にあたる。
- (注 4) 100 人以上の企業には産業医が必要。ただし、複数の企業の兼任も可。
- (注 5) 日本の安全衛生委員会と類似した制度

図 1.3 労働安全衛生に関する中央政府の管理組織と制度の仕組み

1.2.5. 労働安全衛生の長期的計画

労働安全衛生の政府担当部局から、以下の労働安全衛生の長期的計画が確認された。

- 1) 労働安全法 1970 年 1 号の目的実現のために、大臣令 2014 年 386 号「労働安全衛生実行ガイドライン政府規定 2015 年~2019 年」および大臣令 2016 年 27 号「国家雇用戦略 2015 年~2019 年」に準じ、インドネシアの労働安全衛生文化の形成を促し、持続可能な労働安全衛生を国民運動により実現する。
- 2) 事故および職業性疾病を減少させるために、労働安全衛生管理システムを拡充し、労働者保護と労働者福祉を向上しつつ生産性を改善し、労働安全衛生定着を図る。
- 3) 職場での労働安全衛生基準に基づき、労働監督の役割と機能および独立性を確立し、労働者の権利の保護を強化し違反数を減少させる。

1.3. 労働安全衛生の行政組織

1.3.1. 中央組織の概要と役割

インドネシアにおいて労働安全に関する施策を担当するのは労働省（Ministry of Manpower）である。以前は労働・移住省であったが、労働分野に特化するために最近になって省の再編成が行われた。（2014 年以降。正確な時期は不明）

労働省は、労働力配置の適正化、雇用機会の拡大、職業斡旋業務の改善、労働市場情報の強化、雇用機会の均等、労働者の技能・生産力等の向上、労使関係の発展、労働者の社会保障の促進、労働監査の改善、雇用条件の整備、労働安全衛生の監督などを行っている。

労働大臣の下に 4 つの総局があり、そのうち「労働力・労働安全衛生監督総局」が安全衛生に関する権限を行使している。

総局は秘書局をはじめとして 6 つの局から構成されているが、直接安全衛生行政に関わるのは次の 2 つである。（図 1.4 労働省組織図）

a. 労働安全衛生基準監督局（Directorate of Norms Supervision of Occupational Safety and Health）

役割は、政策立案、運用、基準、標準、手順の整備、技術的指針および監督、また労働安全衛生分野における監督業務標準の評価及び報告などである。

（労働安全衛生基準監督局の詳細組織図は、図 1.5 参照）

b. 労働安全衛生開発局（Directorate of Development of Occupational Safety and Health）

説明によれば、労働安全衛生開発局の役割には、労働安全衛生基準監督局と類似した部分が多いが、労働安全衛生分野における監督業務標準の評価及び報告を除く、政策立案、運用、基準、標準の整備、技術的指針および監督に加えて、事後評価と大臣への状況報告を受け持つとなっている。

（労働安全衛生開発局の詳細組織図は、図 1.6 参照）

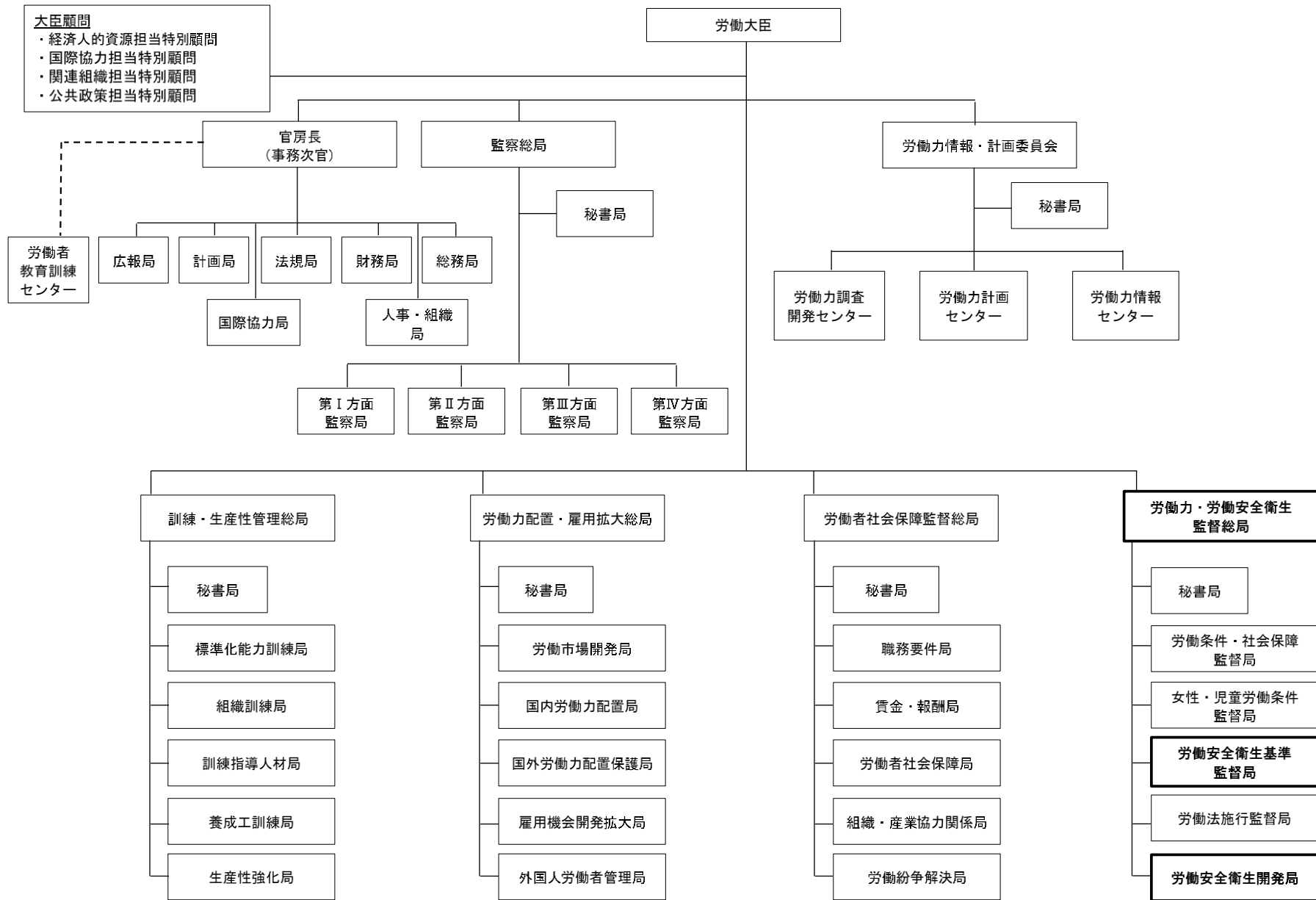


図 1.4 労働省組織図 (2016 年 11 月)

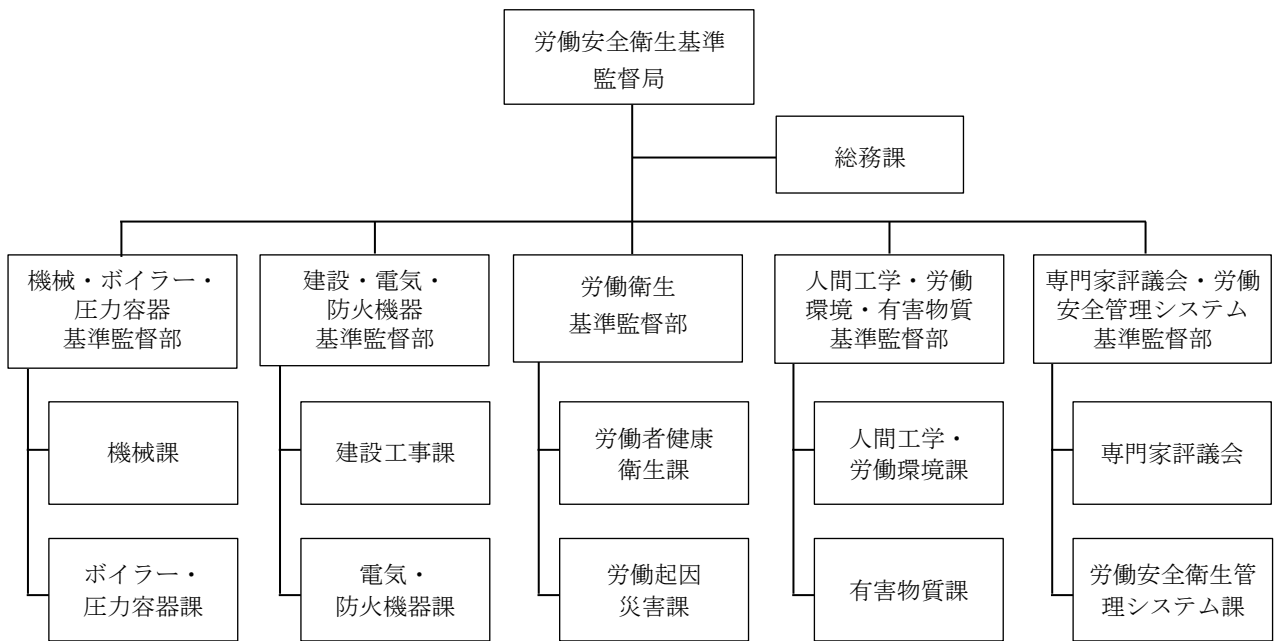


図 1.5 労働安全衛生基準監督局組織図

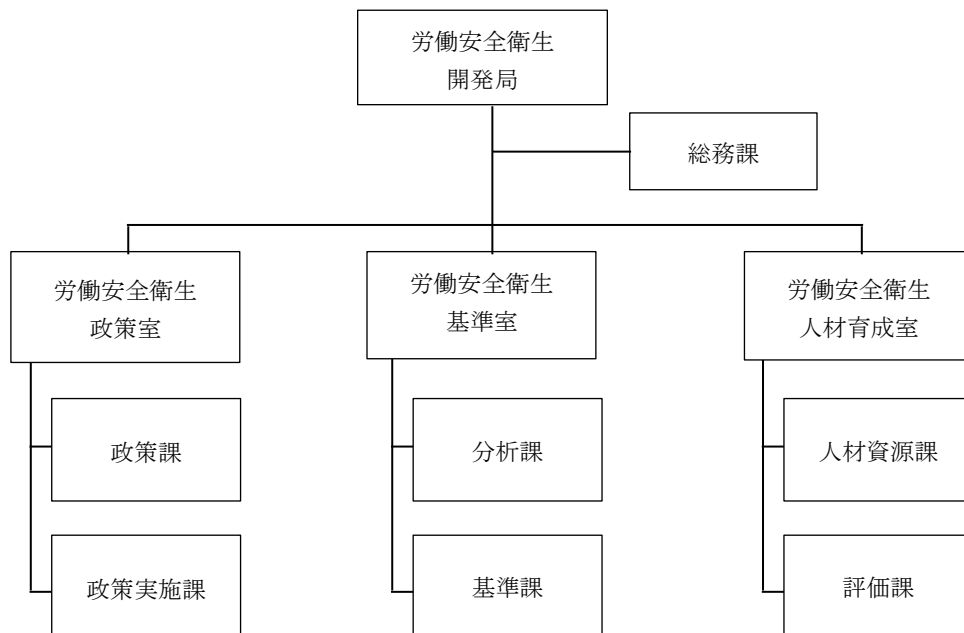


図 1.6 労働安全衛生開発局組織図

1.4. 労働安全衛生行政の国家政策上の位置づけ

インドネシアにおける労働安全衛生は次のような位置づけにあることが確認された。

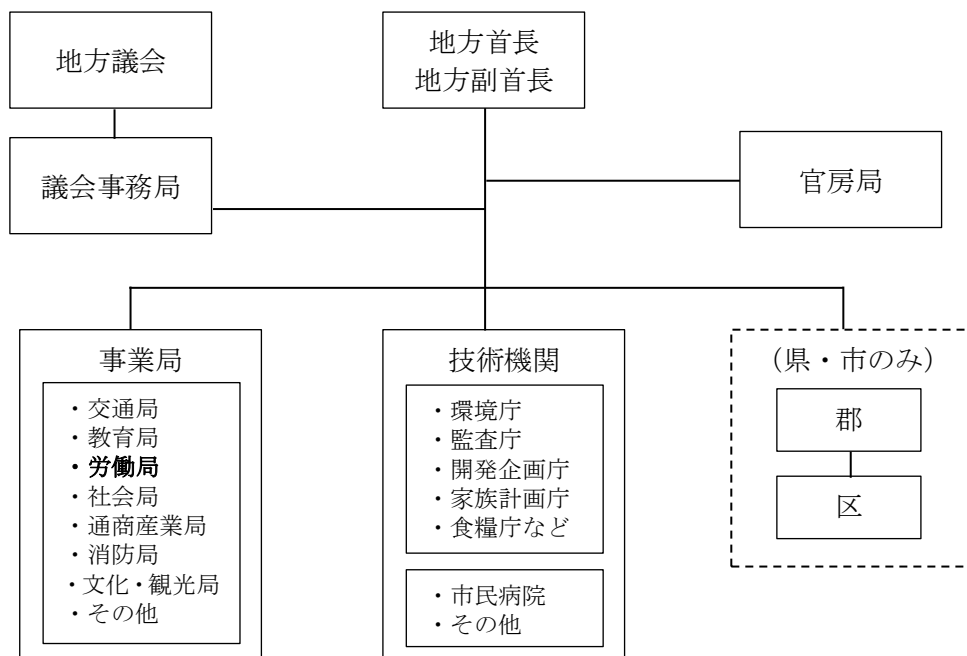
- ・大臣令 1980 年 1 号により、建設プロジェクトを含むすべての職場が、安全衛生要求事項を実施し、労働監督局に報告することを義務化している。
- ・労働安全衛生は事業者（Project Owner）の責任であり、その内容は法、規則および基準で規定されている。
- ・大臣令 1987 年 4 号により、各事業（プロジェクト）は労働安全衛生委員会（P2K3）の設置が規定されている。

1.5. 地方政府、中央省庁出先機関

2016 年現在、34 の各州には労働局が設置され、労働安全衛生を含む労働分野全般（雇用問題、労使紛争の協議、調停、仲裁等の解決）に向けた機能を有している。

今回の調査では地方の実情を詳しく調査するところまではできなかったが、労働衛生分野においても、地方分権化により、中央政府労働省の直接的な指揮・監督を受けるのではなく、中央政府の発する法令・規則に従い、各州の事情を考慮した独自の州条令に基づいて労働行政を行っているものと考えられる。

図 1.7 にインドネシアの地方政府組織の概念図を示す。



(出典:インドネシアの地方自治(財団法人 自治体国際化協会))

図 1.7 インドネシアの地方政府組織の概念図

1.6. 労働災害発生状況

1.6.1. 災害発生数

インドネシアにおける労働災害統計は、報告制度の不徹底や労働災害保険への加入率の低さにより、災害数の信頼性を欠くものになっている。

労働省の担当部局においても、社会保障会社（BPJS）から報告されるデータ以外は管理していない状況であり、インドネシアの労働災害の全体像からはほど遠いものと考えられる。

表1.7 インドネシアにおける労働災害発生状況（2001～2010）

年	事故件数	死者	労働不能	部分的労働不能	機能障害	完全回復
2001	104,774	1,768	280	4,923	7,363	90,440
2002	103,804	1,903	393	3,020	6,932	91,556
2003	105,846	1,748	98	3,167	7,130	93,703
2004	95,418	1,736	60	2,932	6,114	84,576
2005	99,023	2,045	80	3,032	5,391	88,475
2006	95,624	1,784	122	2,918	4,973	85,827
2007	83,714	1,883	57	2,400	4,049	75,325
2008	93,823	2,124	44	2,547	4,018	85,090
2009	96,314	2,144	42	2,713	4,380	87,035
2010	86,693	1,965	31	2,313	3,662	78,722

（出典：PT. Jamsostek（労働者社会保障株式会社）および労働省）

（PT. Jamsostekによる社会保障は2014年にBPJSによる包括的社会保障に変更：詳細は2.6.で説明）

こうした状況に関して、次に示すような興味深い報告がある。

(by Muchamad Darisman, Executive Director, Local Initiative for OSH Network- Indonesia)

労働災害の被害者の大部分は適切な保障を受けていない。インドネシアには、労働者が保護対策もなされないままで毒性の強い物質にさらされたりする実情や、既存の法の適用が不十分であったり、政府担当者の検査がなかったりなど OSH に関する多くの問題があるが、これらはほとんど公に議論されることがない。

職場での死亡率は高く、報告がなされないままである。ある政府関係者の話によれば、毎日 9 人を超える労働者が労働災害によって亡くなっているとのことである。しかし、実際の死者数はこれを遙かに超えると考えられる。なぜなら、政府の社会保険を扱う PT Jamsostek（社会保障株式会社）では、被災者が保険に加入している場合にのみ事故を認識しているからである。多くの企業ではこの制度に加入しておらず、そのため、政府に報告される死者数は過小なものとなっているのである。

平均毎年約 10 万件的傷害労働事故が Jamsostek に報告されているが、これはあくまで Jamsostek に加入している約 900 万人の労働者についてのみであり、登録していない労働者約 10,000 万人の労働災害は統計に含まれていないということである。

記録に表われない被災者の大部分は、未登録の労働者で、登録された労働者に比べて、賃金や労

働条件など不利な状況にある。もし、すべての労働者が統計に含まれるならば、これらの数字は遙かに大きなものとなると見積もることができる。

以上の状況は労働省との面談でも確認されたが、統計の正確さを追求するには、広い国土と不足する監督人員など課題が山積しており、近い将来に大幅に改善することは期待できない。

なお、9割の労働者が社会保障に未加入といっても、労働災害の数が10分の1しか報告されていないということではない。全産業の労働者数は約1億1,400万人（1.1.7. 参照）と考えた場合、労働災害とは認められない自営業（自営農業、自営漁業、自営サービス業など）等を差し引いた数を元に考えるべきであろう。インドネシアでは、農業や漁業も企業活動として行われている部分も多く、また、逆に商店なども雇用がある場合には、法律上、労働災害対象となることに注意が必要である。これらを勘案しても、事故数、死者数は少なくとも数倍規模にはなるであろうと思われる。

1.6.2. 産業別労働災害発生状況

産業別の労働災害発生の割合は次のとおりである。

表 1.8 産業別労働災害事故比率（2010年）

産業	比率
建設業	31.9%
製造業	31.6%
交通事故	9.3%
鉱山	2.6%
林業	3.8%
その他の産業	20.0%

（出典：PT. Jamsostek（労働者社会保障株式会社）および労働省）

1.6.3. インドネシアにおける交通事故と通勤時事故

インドネシアでは急速な経済発展に伴い、交通事故も年々増加を続けており、15年前と比較すると事故数で約8倍（約10万件：2014年）、死者数でも3倍近く（約2万8千人：2014年）となっている。（表 1.9 参照）

日本では、通勤における交通事故は労働災害事故として統計には入らないが、保険に対しては労働災害として扱われる。これに対して、インドネシアでは通勤時の交通災害は単なる交通事故として扱われる。当地の交通事情からすると、かなりの数の通勤時事故が交通事故統計に含まれているものと考えられるが、当然、労働災害とは見なされず、保険制度においても支払件数に入っていない。

表 1.9 インドネシアの交通事故発生状況

年	交通事故発生数	死亡者数	重傷者	物損金額 (百万ルピア)
2000	12,649	9,536	7,100	36,281
2001	12,791	9,522	6,656	37,617
2002	12,267	8,762	6,012	41,030
2003	13,399	9,856	6,142	45,778
2004	17,732	11,204	8,983	53,044
2005	91,623	16,115	35,891	51,556
2006	87,020	15,762	33,282	81,848
2007	49,553	16,955	20,181	103,289
2008	59,164	20,188	23,440	131,207
2009	62,960	19,979	23,469	136,285
2010	66,488	19,873	26,196	158,259
2011	108,696	31,195	35,285	217,435
2012	117,949	29,544	39,704	298,627
2013	100,106	26,416	28,438	255,864
2014	95,906	28,297	26,840	250,021

(出典：インドネシア中央統計庁)

1.7 労働安全衛生関係機関

1.7.1. 全国労働安全衛生評議会 (DK3N)

全国労働安全衛生評議会は、1982年の労働大臣令第125号に基づき設立された半官半民の組織で、政・労・使からなる労働大臣に対する諮問機関的協議会であり、労働省の傘下に属する。(DK3Nという略称はNational Occupational Safety and Health Councilを表すインドネシア語Dewan Keselamatan dan Kesehatan Kerja Nasionalの頭文字をとったもの。)

(1) 設立当初の基本任務と機能

1) DK3Nの基本任務

国レベルの活動支援団体としてのDK3Nの基本任務は、国内の「労働安全衛生」に関する問題について、政府（このケースでは特に労働大臣）からの要求の有無に関わらず、常に優れた提案、意見提示を行っていくこと。

2) DK3Nの機能

上記のDK3Nの基本任務を実施するため、次の機能を行う。

- a. 国レベルおよび関係州レベルでの労働安全衛生に関する諸問題と関連データの収集および加工。
- b. 調査、教育、訓練、改善、そして労働安全衛生の観念を社会に広く啓発する努力等の活動を通じ、地方労働安全衛生評議会(DK3W)と労働安全衛生実施基準委員会(NK4)の運営に関して、労働大臣を補佐すること。

(2) DK3N の改革

前述した地方分権化の軌道修正に関係して、DK3N の活動は大きな改革を迎えようとしている。次のような改革に関する最新の情報が、労働省の関係総局長（労働力・労働安全衛生監督総局）との面談で得られた。

- ・ 2016 年大臣令第 18 号により、DK3N の機構が変更されることになった。これまで中央（N）－州（P）－市町村（D）の構成であったが、今回の改正で市町村（D）の労働安全衛生に関する機能を廃し、州（P）が各々の下部行政単位を管理・指導することになった。
- ・ 中央政府組織としては DK3N、州政府組織としては DK3P（P : Provinsi）がある。（州は現在 34 州であるが、2 州追加が検討されている。）
- ・ DK3N の新体制は人事が発令されたばかりでまだ機能していないが、次の 5 つの委員会から構成されている。
 - ① 法令・規則に関する委員会
 - ② 労働災害に関する委員会
 - ③ 連絡・情報・教育に関する委員会
 - ④ 海外との連携に関する委員会
 - ⑤ 啓蒙活動に関する委員会
- ・ DK3N、DK3P は、政府関係者、経営者および団体を通して参加する労働者によって構成される。
- ・ DK3N と DK3P には、行動目標として以下が評議会のアクションプランとして決められている。
 - ① 労働安全衛生に関して、それぞれ大臣、知事に助言すること。
 - ② 労働災害のマネジメントを行うことを関係者および国民に浸透させること。また、これを公示等を通じた法令・規則の PR により、ゼロ災害を目指すこと。
- ・ DK3N では、③連絡・情報・教育に関する委員会（国民に対して労働安全の知識を与える啓蒙運動を実施する）により、全国の中学校で労働災害に関する知識を教え、2020 年には「労働災害ゼロ」を中学生レベルに浸透させたいと考えている。
- ・ 地方分権化で労働安全衛生に関する機構を市町村まで落としたが、現在州レベルから管理するように変更中である。国は国家計画を整備し州へ普及するが、州の計画を制御するものではない。州政府はこの側面では独立しており、国の計画を踏襲しつつ自らの州計画を策定、実施して行く。この意味で、DK3N と DK3P は上下関係にはなく、DK3N から DK3P に指示を出すような仕組みではない。
- ・ DK3N は過渡期にあるが、過去の活動内容のほとんどは踏襲される予定である。今回市町村管理から州管理への移行により、労働安全衛生に関する政府方針の地方普及がより容易になったと考えている。

1.7.2. 労働安全衛生センター（PK3）

(1) 労働安全衛生センターの概要

- ・ 労働安全衛生センター（Pusat Keselamatan dan Kesehatan Kerja : PK3）は、労働安全と産業衛生（industrial hygiene）を主とした研修施設で、労働安全衛生に関する技術的サービスを供給することにより、安全衛生に関わる各分野での向上をはかることを目的としている。
- ・ 1995~2000 年に行われた JICA の技術協力プロジェクトでクレーン、ボイラーなどの研修機器も供与されている。これらの多くは老朽化しながらも現在も活用されている。

- ・このような施設は全国に 20 カ所あり、労働省直轄が 6 カ所、州政府管轄が 14 カ所であるが、訓練用の建設機械等があるのはジャカルタの本部のみである。
- ・本部（ジャカルタ）の職員は 55 名、年間予算は約 200 億ルピア（円換算で約 2 億円）

(2) 活動概要

- ・建設関係者に対する教育・訓練
- ・環境有害物質の監視・測定・評価
- ・インドネシアでは、トレーニングプログラムは、労働省から任命された民間の認定企業により実施されなければならない。PK3 は、法令により利益を得ることを許されていない。

1.7.3. 労働安全衛生専門家協会（A2K4-Indonesia）

1998年に政府（労働・移住省：当時）によって設立されたが、完全な民間組織として運営されている。政府より建設労働安全衛生分野の専門職団体として登録・認可を受けている団体である。

（A2K4：Association of Construction Occupational Safety and Health Experts を表すインドネシア語 Asosiasi Ahli Keselamatan dan Kesehatan Kerja Konstruksi の頭文字をとったもの。）

(1) 設立の目的

- 1) 建設分野において、労働安全衛生に関する法律や規則の整備、統制・監視、遵守促進に関して政府の支援を行う。
- 2) 建設労働安全衛生の実施者（現場担当者）及び専門家を育成し、能力を向上させる。
- 3) インドネシアにおける建設労働安全衛生実施者及び専門家の権限を確立し、活性化させる。
- 4) すべての産業分野と生活において、インドネシア社会の安全文化の発展を促進する。

(2) 組織の概要

- ・本部はジャカルタ、支部は 29 とほぼすべての州にあり、全国の約 6,000 企業が登録している。
- ・職員の多くは建設会社出身であるが、コンサルタント関係、独立コンサルタント出身者も所属している。
- ・組織は、協会の収益と年会費で運営されており、政府からの補填はない。
- ・主な収益源は、研修、セミナー、証明書（Certificate）発行等である。

(3) 活動概要

設立目的を実現するために、それぞれの目的に対して種々の活動を行っている。

目的 1)：法律等の整備

- ・労働安全衛生に関する法規の策定
- ・公共工事における労働安全マネジメントシステムの監視・評価

目的 2)：建設労働安全衛生実施者・専門家の育成

- ・訓練、修了証の発行
- ・セミナー、ワークショップの開催

目的 3)：建設労働安全衛生実施者・専門家の活性化

- ・活動の活性化支援

目的 4)：安全文化の発展

- ・建設会社への安全に関するコンサルテーション
- ・政府方策実施の支援
- ・修了証の発行
- ・展示会の開催
- ・他機関との協力関係の枠組み構築
- ・海外との比較研究

1.7.4. 労働安全衛生委員会（P2K3）

1987年大臣令第4号により労働安全衛生委員会（Panitia Pembina Keselamatan dan Kesehatan Kerja：P2K3）の設置規定が定められた。

労働安全衛生委員会は、一定の企業に設立が義務づけられているもので、インドネシア労働省がその推進に力を入れている。日本の安全衛生委員会制度と類似している。

(1) 設置が義務づけられている職場

- 100人以上の労働者が労働する職場
- 100人未満であっても、爆発、火災、有毒ガス等大きな危険を有している職場

(2) 構成

- 使用者側および労働者側よりなる議長、事務局および委員より構成される
- 委員会の事務局は企業の安全衛生専門家とする

(3) 責務と機能

- 労働安全委員会は、使用者あるいは管理者に対して、要請に基づきあるいは要請によらなくても労働安全衛生に関する問題について提案及び検討の結果を提出することを責務とする
- これら責務を遂行するために、労働安全委員会は以下の機能を有する
 - その職場における労働安全衛生に関するデータを収集し解析すること
 - 労働者に対し次のことがらについて指示を与え説明を行うこと
 - ・職場火災、爆発を含む労働安全衛生障害が生じる可能性のある危険要素及びその予防方法
 - ・労働の効率性及び生産性を阻害する要素
 - ・労働者の使用する保護具
 - ・作業を行う上での正しく安全な作業方法と作業態度
 - 次の事項について使用者あるいは管理者を援助すること
 - ・作業方法、工程、作業環境の評価
 - ・最も望ましい代替手段による是正措置の決定
 - ・安全衛生に対する危険の管理システムの開発
 - ・事故、職業性疾病の原因の評価及び必要な措置
 - ・労働安全、企業衛生、労働衛生、人間工学の分野における指導及び研究
 - ・労働者の栄養状態のモニタリングと企業内における給食
 - ・安全衛生に関する機器類の検査
 - ・労働者の健康に関するサービス（健康診断の実施）
 - ・労働安全衛生に関する研究室の整備、研究室における検査の実施、検査結果の解釈
 - ・労働安全、企業衛生、労働衛生に関する事務の実施

2. インドネシアの労働安全衛生行政等の現状と課題

2.1. 労働安全衛生監督制度と事故報告制度

2.1.1. 労働安全衛生監督制度

労働安全法 1970 年 1 号第 5 条において、労働監督官と労働安全衛生監督官について定義し、その権限および責務は、大臣令 1978 年 3 号に規定されている。

(1) 労働監督官の権限

- 1) 全ての作業場に立ち入ること
- 2) 労働安全衛生に関する諸条件について事業者、管理者、労働者から書面あるいは口頭による説明を得ること
- 3) 当該作業場において労働安全衛生の条件を満たすよう、事業者、管理者、労働者に対し命令すること
- 4) 機械・装置・機器・原料・その他の状態、作業環境、労働の状況、労働の方法、生産工程等についての労働安全衛生法及び規則の遵守状況を直接監督すること
- 5) 労働安全衛生の条件について、不足、誤りがあった場合には、これを改善、変更、取り替えを命令すること
- 6) 危険な装置、機器、生産工程を禁止すること
- 7) 労働安全衛生に関する法令の違反を捜査する権限を有する

(2) 労働安全衛生監督官の責務

- 1) すべての作業場において臨検を行うこと
- 2) 労働安全衛生保護装置についてこれを検査すること
- 3) 事業者、管理者、労働者に対し労働安全衛生に関するすべての条件について指示、説明をあたえること
- 4) 職務の結果を職階に従い局長に報告するとともに、職務で得た企業秘密を守ること

(3) 労働安全衛生監督制度の実情と問題点

- ・2016 年現在、全国に 1,740 名の労働監督官(Labor Inspector)と 264 名の労働安全衛生監督官(Safety Inspector)が活動している。
- ・公共事業省所管のプロジェクトだけで年間約 14,000 件(州は含まず)あり、監督官の数が絶対的に不足している。
- ・監督官の技量に関しては不明であるが、インドネシアにとって新しい技術(シールド工法など)に対応できる監督官がいない。
- ・上記(1), 7)には、監督官に捜査権限があるとされているが、日本の労働基準監督官のような捜査、逮捕、送検の権限はない。
- ・実際の臨検時には、ほとんどが書類上の不備の有無確認にとどまり、現場の安全管理状況を直接検査することはない。

2.1.2. 事故報告制度

(1) 事故報告制度の内容

労働災害が発生したときは、労働安全法1970年1号第11条に報告義務が規定されている。

(第11条) 管理者は、その管理下にある職場において発生した災害についてこれを労働大臣に指名された公務員に報告する義務を有する。

また、事故の調査および報告の方法については、大臣令1998年3号に「管理者あるいは使用者は、指揮をとる職場で発生したすべての事故を報告しなければならない。」と規定されている。

1) 報告が必要な事故

- ・労働災害
- ・火災、爆発あるいは廃棄物処理の危険
- ・その他の危険な事故（業務上の死傷あるいは職業性疾病の原因となり得る可能性のある事故）

2) 報告義務を負う事業者

- ・労働者災害補償制度に加入済みの事業者
- ・労働者災害補償制度に未加入の事業者

3) 報告の期限と報告先

- ・事故発生後48時間以内に所定事故報告書にて現地労働事務所（KANDEP）に報告
- ・報告の届出は、書面による報告以前に口頭で行うことができる。

4) 報告義務違反に対する処罰

- ・労働安全法1970年1号第15条に従い、3か月以下の禁固あるいは10万ルピア以下の罰金を科する。

(2) 事故報告制度の現状と課題

- ・1.6.1.で触れたように、インドネシアでは労働災害補償制度に加入している事業者・労働者が少ないため（労働者の10%程度）、事故が発生しても報告しない場合が非常に多い。
- ・法令ではすべての事故に対して事業者に報告義務が発生するが、報告を怠ったとしても罰則を科する仕組みが機能しておらず、また罰則も1970年のままで、罰金は現在価値で1,000円程度でしかない。
- ・労働省も労働災害事故把握に積極的とはいえ、労働災害保障会社（BPJS）からの報告に頼っているのが現状である。
- ・労働災害統計を信頼できるものにするには、わが国の制度のように違反に対する厳しい罰則とともに、労働災害保障加入の促進や事故情報の効率的な伝達の仕組みづくりが必要である。

2.2. 安全衛生教育

インドネシアにおける労働安全衛生教育は、前述のとおり実際に稼働している労働安全衛生監督官（264名）、労働監督官（1,740名：いずれも2016年現在）の数からしても、決して満足できる段階にはない。法令で教育訓練プログラムが決められ、政府機関や民間組織が教育訓練を実施しているが、絶対数が不足しており、また建設機械その他設備の不足もあり特に訓練面での問題も多い。

2.2.1. 労働安全衛生の教育プログラム

大臣指示2004年20号に建設に関わる労働安全衛生教育、修了証に関するカリキュラムが決められている。教育カリキュラムは、技術者、管理者、足場組立監督者など対象者によって40時間、50時間、90時間、100時間のカリキュラムが実施されている。（カリキュラム例は表2.1参照）

実際に教育を実施するのは、全国労働安全衛生評議会（DK3N）、労働安全衛生センター（PK3）、などの政府関係機関と、労働省により教育機関として認定された労働安全衛生専門家協会（A2K4）などの民間組織である。各研修組織はこのカリキュラムに従って、実際の教育内容を決めているが、A2K4によれば、近年の技術の進歩や社会変化などにより、現実と合わなくなっている部分もあり改定が必要と感じているとのことである。

表 2.1 労働安全衛生教育カリキュラム例（建設技術者向け）

No.	項 目	時間数
1	労働安全法 1970 年 1 号	2
2	大臣令 1980 年 1 号 建設作業の安全衛生	2
3	建設工学の知識	2
4	労働安全衛生 (OSH) の基礎知識	4
5	労働安全衛生のマネジメントと運用	2
6	建設工事の労働安全衛生	2
7	環境マネジメント	2
8	建設機械の労働安全衛生	6
9	消火システム	2
10	緊急時の対応と準備	2
11	企業衛生とプロジェクト	2
12	労働安全衛生能力と訓練	2
13	建設工事の労働安全衛生監査の知識	2
14	現場巡視と書類作成	14
15	セミナー	4
16	最終評価（試験）	4
	合計研修時間（最小）	50

2.2.2. 全国労働安全衛生評議会 (DK3N)による教育活動

DK3Nの機能のひとつとして、「調査、教育、訓練、改善、そして労働安全衛生の観念を社会に広く啓発する努力等の活動」を通じ、地方労働安全衛生評議会（DK3W）と労働安全衛生実施基準委員会

(NK4) の運営に関して、労働大臣を補佐すること」とある。(1.7.1.参照)

この方針に基づき、教育関係では以下のような活動が報告されている。

(以下出典：「国際安全衛生センター海外調査」)

(1) セミナー・ワークショップの実施例

- ・労働安全衛生監査全国セミナー
- ・職業性疾病、労働災害による障害全国セミナー
- ・建設分野の労働安全衛生全国セミナー
- ・労働安全衛生監査ワークショップ
- ・人的資源の育成および労働安全衛生教育訓練プログラム実施ワークショップ など

(2) 出版

- ・職業性疾病、労働災害による障害に関するガイドブック・評価基準書
- ・労働安全衛生監査ガイドブック
- ・セミナー、教育・訓練プログラムに関する情報書、リーフレット など

(3) 教育・訓練プログラム

- ・建設作業の安全
- ・安全管理、労働衛生
- ・監督者の安全

2.2.3. 労働安全衛生専門家協会 (A2K4-Indonesia) による教育活動

A2K4-Indonesia は、民間組織として他の民間団体と共に労働安全衛生教育分野において大きな存在といえる。その活動目的として、「建設労働安全衛生実施者・専門家の育成」(1.7.3.(1) 2) 参照)があり、訓練、修了証の発行及びセミナー・ワークショップを活発に開催している。(表 2.2)

表 2.2 A2K4 による労働安全衛生研修実績

教育・訓練・セミナー	実施回数	参加者数
1. 建設 OSH 担当者	194	6,540
2. OSH 管理者	1	20
3. 足場作業監督者	6	98
4. 足場組立作業	—	—
5. 狭隘場所の作業	1	35
6. 消火	5	75
7. 応急処置	5	77
8. 全国セミナー	年 1 回	50/年
9. 安全計画ワークショップ	1	200

(出典：A2K4 資料、数字は 1998 年設立以来)

以下は A2K4 との面談による情報。

- ・A2K4 では、建設の安全訓練をはじめ約 60 の研修プログラムを実施している。
- ・国家資格認定庁 (BSNP : Badan Standar Nasional Pendidikan)、建設資格認定庁 (LSPK3 : Lembaga

Sertifikasi Profesi K3) などの組織との協力、共同関係を築いている。

- ・各企業は、労働省によって任命された OSH 監督者を配置しなければならない。OSH 監督者は、A2K4 の研修を受講することで労働省の認定証を得られ、基本的には政府の OSH 監督官と同じ役割を担える。
- ・民間の研修機関は A2K4 だけではなく、ほかにも多くの機関がある。
- ・OSH 監督官の認定レベルには、3 段階（初級・中級・上級）のレベルがある。名称は、Technical・Engineer・Professional (Expert) である。
- ・公共事業省の工事に参加するためには、中級の資格が必要である。初級研修を受講するためには2年の経験が必要であり、その後3年の経験で中級が受講できる。さらに3年の経験後上級研修を受講することができる。

2.2.4. 人間工学労働安全衛生センター (HIPERKES)

人間工学労働安全衛生センターの業務

(1) 教育・訓練

- ・教育・訓練～法令に基づく教育ではないが、安全衛生、人間工学等について新入者、産業医等を対象に実施
- ・専門家訓練 (Expert Training) : 当センターの D3 (専門課程) における産業衛生
- ・労働衛生課程
- ・大学との協力関係: 教育現場として産業医学 (Occupational medicine) の博士課程学生の受入れ。正規の単位を与えるもの

(2) 事業場への労働衛生サービス、環境衛生、健康管理等の指導

(3) 教育・訓練と事業場への労働衛生サービスの支援部門として次の4つの調査研究

- ・企業の保健 (Hygiene) / 安全衛生 / 毒物学 / 人間工学

研究実績～応用研究のみ年約30項目を実施。事業場サービスで生じた問題についての研究が多い。

2.3. 免許・検査制度

2.3.1. 資格認定制度

インドネシアの資格認定に係る政府機関は次の2つである。

- a. 国家資格認定庁 (Badan Standar Nasional Pendidikan : BNSP)
- b. 建設資格認定庁 (Lembaga Sertifikasi Profesi K3 Indonesia : LSP K3)

BNSP は資格認定プロセスにおいて、必要な教育・訓練の内容を規定し、多数ある民間機関（例えば、1.7.3. 労働安全衛生専門家協会 (A2K4-Indonesia)）の研修コースを認定する。研修機関が発行する修了証 (Certificate) に基づいて、LSP K3 が免許制度のあるものについては免許 (License) を発行するしくみである。

2.3.2. 労働安全衛生資格

大臣令 No.2 of 1992 により、事業所には管理者、労働安全衛生専門家の配置義務がある。

(1) 管理者

作業場所あるいは独立したその一部を直接管理することを職務とする者（労働者に対し安全指導等の責務を有する者）

(2) 労働安全衛生専門家（OSH Inspector）

労働安全法の遵守を確保するために労働大臣より任命された専門家で、労働省職員以外の者。企業に所属して業務を行っているが、局長（公務員）の指示で監督官と同じような権限を持って、他の事業場に立ち入ることも。必要な研修コースを修了して資格を持つもの他、大学で安全関係の学科コースを修了し資格を取得しているものもいる。



図 2.1 安全衛生技術者能力証明証
(KARTU TANDA KEWENANGAN AHLI K3)

2.3.3. その他の資格

クレーン車作業、バックホー作業、クレーンオペレーター、溶接作業、ベルト滑車作業、電気工事、避雷針設置作業等の資格は、労働省の地域事務所やその委託を受けた民間の業者が主催する 2 日間～5 日間の技能講習を受けて取得する。

クレーン免許については、次のように 3 つのクラスごとに免許要件が定められている。

Regulation Of The Minister Of Manpower No. Per. 01/Men/ 1989 On Qualification and Requirements for Lifting Crane Operator

- a. Class I operator (capacity more than 50 tons/hour)
- b. Class II operator (capacity more than 25 to 50 tons)
- c. Class III operator (maximum capacity of 25tons)



図 2.2 免許証例（オペレータ）

2.4. 建設現場の安全衛生対策

2.4.1. 建設における労働安全衛生ガイドライン

建設産業に対する労働安全衛生法制の流れは次のように考えられている。

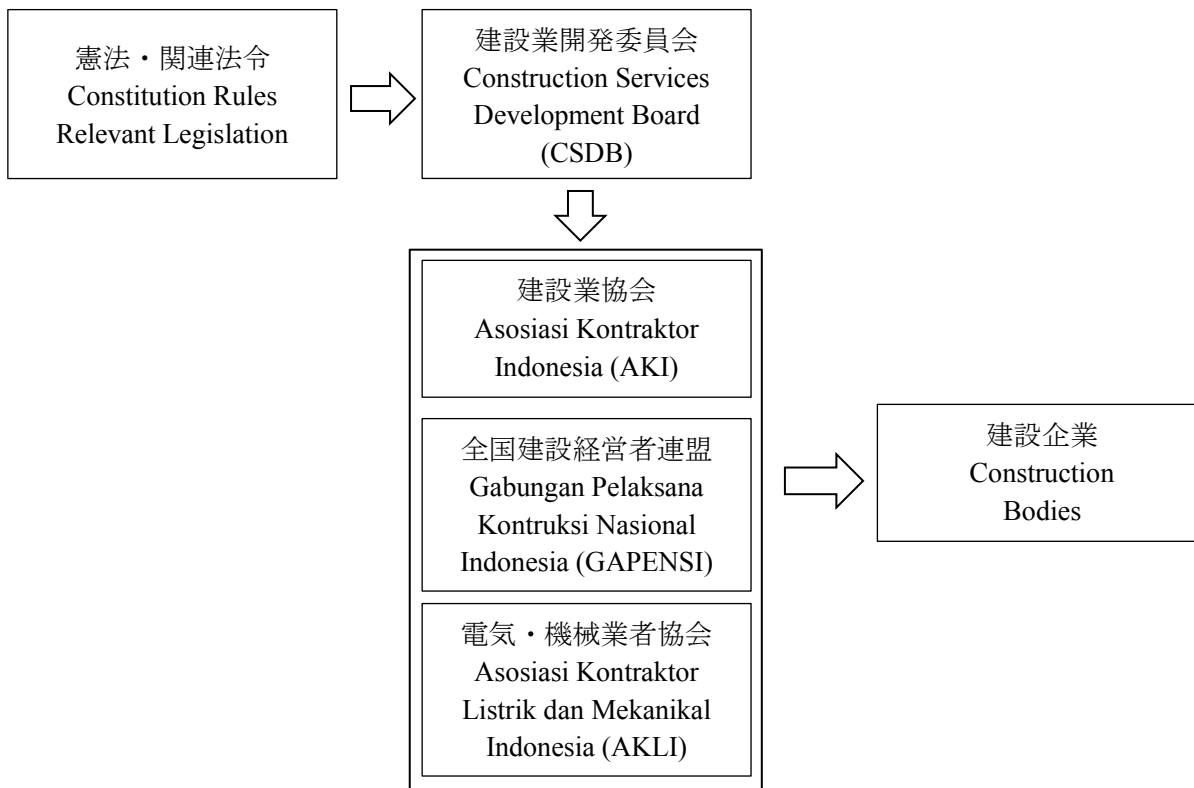


図 2.3 労働安全衛生法制の流れ

建設産業に対する労働安全衛生の根本をなす法律は、労働大臣と公共事業大臣の連名で出された大臣令 No.174, 1986、「建設現場における労働安全衛生活動について」である。

建設に係わるすべての関係者は“Manual Book on Occupational Safety and Health in Construction Site (Tentang Keselamatan Dan Kesehatan Kerja Pada Tempat Kegiatan Konstruksi)”の規定に従うことが義務づけられている。

上記マニュアルでは管理要件、技術要件、及び各種工種（足場、仮設階段、揚重設備、機械の設置、コンクリート工事など）の安全について詳述している。

2.4.2. 日系建設会社現場における安全衛生対策

以下は調査団がジャカルタの MRT（ジャカルタ都市高速鉄道：Jakarta Mass Rapid Transit）の建設現場（日系企業施工）を訪問した際に得た情報であり、インドネシアの一般的な現場状況を表すものではないが、今後のインドネシアの労働安全対策のマイルストーンとして捉えることができよう。

- ・シールド工法はインドネシア初の技術であり、日本人の技術者がローカル作業員に教育しながら作業を進めており、習熟は順調に行われている。
- ・規則により、外国人は OSH マネージャーを務めることができないため、日本の安全管理をそのまま持ち込むことは困難である。日本人がアドバイザーとなり大学で安全管理を学んで資格を取得

した現地人を採用している。

- Safety Staff（大学卒ではなく、安全知識がない）は一般に安全については素人であり、日本人がーから教育する必要がある。
- この現場では、毎朝体操やストレッチを行っている。これは現地では行われていなかった活動である。
- 別の高層ビルの現場では、タワークレーンによる巻き上げ式の安全ネットをシンガポールから導入して効率と安全性を高めた。
- 安全パトロールの回数を増やし、他現場の Safety Manager との合同パトロールを実施している。不
安全要素を発見したら写真撮影し、改善指摘を行い 1 週間でレポートを提出することを繰り返している。

2.5. 労働災害補償制度

2.5.1. 現在の社会保障制度について

先進国に比較すると、未整備な部分が多いインドネシアの社会保障制度であるが、それを大きく前進させるために 2014 年 7 月から順次導入が始まったのが、BPJS-Kesehatan（以下、健康 BPJS）と BPJS-Ketenagakerjaan（以下、労働 BPJS）と呼ばれる保障制度である。

労働災害に関しては、以前から Jamsostek（Jaminan Sosial Tenaga Kerja：国営社会保障会社）による保障制度が存在したが、すべての国民（公務員、軍人、労働者など）を対象に、かつさまざまな社会保障を一つの制度でまとめて運用する意図で、国家社会保障制度に関する法律 No.40, 2014 が新たに公布された。同法の要点を次に示す。

表 2.3 新旧社会保障制度の比較

保障内容	旧制度		新制度	
	Jamsostek (JPK)	任意加入	健康 BPJS (BPJS Kesehatan)	外国人を含む全労働者強制加入
医療保障	Jamsostek (JPK)	任意加入	健康 BPJS (BPJS Kesehatan)	外国人を含む全労働者強制加入
労働災害保障	Jamsostek (JKK)	インドネシア人のみ強制加入	労働 BPJS (BPJS Ketenagakerjaan)	外国人を含む全労働者強制加入
死亡保障	Jamsostek (JK)	インドネシア人のみ強制加入	労働 BPJS (BPJS Ketenagakerjaan)	外国人を含む全労働者強制加入
老齢保障	Jamsostek (JHT)	インドネシア人のみ強制加入	労働 BPJS (BPJS Ketenagakerjaan)	外国人を含む全労働者強制加入
年金	年金基金 Dana Pensiun	任意加入	労働 BPJS (BPJS Ketenagakerjaan)	外国人を含む全労働者強制加入

表 2.3 に示すとおり、まず新制度は医療に関して任意加入から強制加入とし、国民皆保険を目指している。それ以外の労働災害補償、死亡保障、老齢保障、年金に関してはすべて「労働 BPJS」に包括的に纏められている。また、これまで外国人は適用外であったものが、6 ヶ月以上滞在する外国人にまで強制加入となっている。

国家の方針は定まっているが、未だ加入は進んでおらず、労働災害保障制度の存在すら知らない国民が多いのが実情である。

2.5.2. 国家社会保障制度による保障の仕組み

(1) 労働災害補償と死亡保障保険の対象者（国政機関に働く労働者は対象外）

- a. 企業の労働者
- b. 個人のもとで働く労働者
- c. 6ヶ月以上インドネシアで働く外国人
- d. 雇用者
- e. 自営労働者

(2) 保険料

表 2.4 保険料及び負担比率

保障の種類	保険料	雇用者分	被雇用者分	備考
医療保障	1ヶ月分の賃金の5.0%	4%	1%	2015年7月より
労働災害補償	職場のリスクにより 賃金の0.24%～1.74%	全額	—	
死亡保障	1ヶ月分の賃金の0.3%	全額	—	
老齢保障	1ヶ月分の賃金の5.7%	3.7%	2%	老齢貯蓄制度
年金	3%（賃金の上限は7百 万ルピア）	2%	1%	2014年時点で定年は55 歳、将来は65歳

（出典：2014年海外情勢報告（厚生労働省））

注）保険料算定のための1ヶ月賃金の上限は700万ルピア

(3) 労働災害に対する給付内容と保障額

- a. 医療サービス
- b. 各種見舞金：病院等への輸送費、休業一時見舞金、機能障害見舞金、死亡埋葬見舞金、定期見舞金、リハビリテーション費用、死亡／全身障害の場合の被保険者の子の奨学金
- c. 死亡時の給付
 - ・見舞金：1,620万ルピア（約1,370米ドル：2014年期中平均値で換算）
 - ・定期見舞金：20万ルピア×24回＝480万ルピア
 - ・埋葬費用：300万ルピア
 - ・子の奨学金：1,200万ルピア

1.6においても保険加入者が少ないことの問題を記したが、2010年頃のJamsostekに関する次のような状況を知ること、この問題を理解する上で有効であろう。

「政府による労働者の保護は、差別的で限定的である。適用対象となるのは労働者のほんの一握りに過ぎない。現在インドネシアには約3,000万人の正規労働者がいるが、そのうち900万人のみがJamsostekに登録されている。加えて、約7,000万人以上いるとされる非正規労働者では、わずか1%ほどしか社会保障に守られていないのである。Jamsostekへの加入は強制ではないため、労働災

害が起きても被災者はなんの保護も受けられない。一方、会社にとっては保険に加入しなくともなんの痛痒も感じないのである。彼らは従わなくとも政府や社会保障会社から罰則を適用されることはない。つまり企業にとっては登録することにメリットはない。その結果が正規労働者ですら30%の登録者にとどまっている現状である。」

なお、政府担当者の話によれば、建設関係労働者の加入率は0.27%と特に低い水準で、2020年までに加入率5.0%を目標としているとのことである。

2.6. 事業場、建設現場における外国人労働者への適用状況、課題等

2.4.2.で記述した MRT 現場で得た情報では、インドネシアにおいては建設現場等の作業員はすべてインドネシア人であり、外国からの出稼ぎ労働者は皆無とのことである。これは人口が多く外国人労働者を必要としない国の事情があると思われる。

また、実際にバングラデッシュ人などを雇用しようとしても、ビザ取得ができなかったり、雇用しても結局人件費がインドネシア人よりも高くなるようである。

ただし、一般作業員以外の技術者などに関しては外国人の採用もあるようで、職長クラス以上ではフィリピンなどの国からの労働者も雇用しているとのことであった。

2.7. 当該国に進出する外国企業（日系企業含む）への適用状況、課題等

同様に MRT 現場での情報では、外国企業であるという理由で労働安全衛生分野での差別的な扱いがあったということはない。監督官による抜き打ち臨検もあるようだが、この現場では未だ一度もないとのことであった。

臨検の内容は、重機のオペレータが免許を持っているかなどの書類検査、PPE の着用状況、油漏れ、騒音などのチェックである。

2.8. 他国及び国際機関の協力

(1) アジア太平洋労働安全衛生機構（Asia Pacific Occupational Safety and Health Organization）

インドネシアはアジア太平洋労働安全衛生機構（AOSHO）の正会員で、DK3N が活動している。第28回年次会議は2013年にジャカルタで開催された。日本からは中央労働災害防止協会が会員となっている。同機構は、地域における OSH に関するベストプラクティスとプログラムを向上させることを目的としている。

(2) ASEAN-OSHNET

ASEAN 諸国連合労働安全衛生ネットワーク（ASEAN-OSHNET）は、2006年5月に開催された ASEAN+3 労働大臣会合での決議により設置することとなった労働安全衛生に関する地域ネットワークであり、ASEAN 地域センター構想に基づいている。設置の背景としては、当時、ASEAN+3 の国々において、労働災害の防止と疾病の予防に関心が高まっていたことに加え、国際労働会議において労働安全衛生を推進させる枠組み条約及び勧告（187号条約及び197号勧告）が採択されたことがあり、このような枠組みについて議論を行い、協力を進める場が必要とされていた。

- ・ ASEAN-OSHNET の次期 5 年計画 (2016-2020)
- ・ 日本への協力の期待については、ミャンマー、ラオス、タイが強い関心を示していた。過去に JICA プロジェクトを実施しているフィリピンやインドネシアにおいても、新たな形での連携協力を模索していきたい意向が示された。
- ・ インドネシアは調査研究の調整国である。

(出典：第 17 回 ASEAN-OSHNET 理事会 議事録 平成 28 年 4 月)

(3) ASEM

第 2 回アジア・ヨーロッパ労働・雇用大臣会議 (Asia-Europe Meeting Labor and Employment Ministers' Conference) が 2008 年にインドネシアのジョグジャカルタで開催された。採択された宣言では経験、専門知識、グッドプラクティスの交流を改善すること、および技術協力によりキャパシティービルディングを進めることが推奨された。分野の一つが OSH で、インドネシアとシンガポールが ASEM OSH ワークショップを共同開催することとなった。

(4) JICA

- ・ インドネシア労働安全衛生教育拡充計画 (The Project to Enhance Education and Training of Industrial Safety and Health) 技術協力プロジェクト (1995 年～2000 年)

(5) ILO

- ・ ILO はインドネシア政府による the Work Improvement in Small Construction Training (WISCON) の実施に協力、貢献した。
- ・ 政府、雇用者、労働者団体とともに、労働監督、労働災害事故報告、訓練、関連情報および全国 OSH キャンペーンなどインドネシアの OSH の取り組み強化に協力している。
- ・ インドネシアではこれまで以下の ILO 条約 (OSH 関係) を批准している。

ILO 条約第 45 号：すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約

ILO 条約第 120 号：商業及び事務所における衛生に関する条約

ILO 条約第 187 号：職業上の安全及び健康促進枠組条約

(出典：ILO HP より)

3. 収集情報の分析、当該国における労働安全衛生の優先的開発課題の抽出

3.1. 優先的開発課題に対する解決アプローチの提案

3.1.1. 情報調査から見えたインドネシアの OSH 分野の課題

(1) 法律の整備と運用

- a. OSH 関連の法整備はかなり整っているが、特に細則など未整備の部分もある
- b. 中央と地方の役割分担が（これまで）不明確であった
- c. 国土が広大であるため法令や規則の運用・執行が十分機能していない
- d. 免許制度が不十分で、免許保持者以外にも建設機械の運転をさせるなど運用も不適切である

(2) 労働災害の発生・統計、労働災害補償制度

- a. 労働災害統計の信頼性が低いため、OSH 行政の将来計画作成が困難である
- b. 国民の安全意識が低いままに留まっている
- c. 労働災害を起こした企業に対する罰則がゆるく、事故防止努力の動機にならない
- d. 労働災害事故報告と労働災害補償がリンクしているだけで事故報告が過少なものになっている
- e. 地方から中央に情報が伝わる仕組みが不十分である
- f. 労働災害保険への登録率が低く、就労人口の 10%程度に留まっている
- g. 労働災害保険の存在を知らない労働者が多い
- h. 労働災害補償額が低く、安全に費用をかける動機にならない
- i. 労働災害保険に登録する雇用者に対するインセンティブと罰則がない
- j. 公的労働災害保険を補完する民間保険がない

(3) 監督制度

- a. 労働安全衛生監督官の数が絶対的に不足している
- b. 監督官の能力が十分でなく、事業場や建設現場の臨検が書類検査に留まり、不安全要素の除去につながっていない
- c. 企業の安全衛生担当者の養成が事業所数に追いつかない

(4) 教育訓練

- a. 教育訓練機関が首都に集中しており、地方の OSH 教育水準が高まらない
- b. 政府が決めた教育・訓練プログラムが現状に合わなくなっている
- c. 教育訓練施設が不足しており、特に実技訓練の実施が困難である
- d. 訓練教育施設の予算が少なく、設備の充実ができない
- e. 日本のような企業の自主的安全管理活動がなされておらず作業員の安全意識が高まらない

3.1.2. OSH 分野の優先的課題

解決すべき課題には、インドネシア政府が主体的に行うべきで他国の協力が不適切なものと、外部協力が可能なものがあると考えられる。例えば、法令の整備やその運用は純粋に内政に属するもので技術協力にはなじまないが、監督官の養成、教育訓練のレベル向上、設備の充実などは協力しやすいものといえる。ここでは、わが国の協力支援が可能かどうかという視点で解決すべき課題と解決のアプローチを考察する。

(1) 法律の整備と運用分野

- ・日本の各種建設機械等の技能講習、特別教育の制度を紹介し、講習・教育の科目や都道府県労働局長登録教習機関の制度、仕組みの特徴や効果を理解してもらい、インドネシアにあった制度構築に協力する。

(2) 労働災害の発生・統計、労働災害補償制度

- ・労働災害が多発する根本的原因の一つは国民全体の安全意識の低さにある。日本での安全意識の高さの要因を分析し、インドネシアでの啓蒙活動の構築、実際の活動へ協力を行う。
- ・労働災害統計の精度を上げるための方策としての、新労働災害補償制度（労働 BPJS（BPJS Ketenagakerjaan））の普及に対して考えられる協力（罰則・インセンティブ制度、普及活動）を行う。
- ・民間保険（工事、労働災害）の研究に協力する。

(3) 監督制度

- ・労働安全衛生監督官の養成、能力向上に積極的支援協力を行う。
- ・効果的な臨検の実施方法、改善の確認などの監督官業務の訓練に協力する。

(4) 教育訓練

- ・安全衛生担当者のための教育訓練プログラムの開発、改定に協力する。
- ・教育訓練施設の充実（特に地方）に協力する。
- ・日本の安全施工サイクルの導入・普及活動に協力する。

3.2. 当該解決アプローチに関する日本における協力リソース情報

(1) 法律の整備と運用分野

- ・厚生労働省
- ・一般社団法人 全国登録教習機関協会

(2) 労働災害の発生・統計、労働災害補償制度

- ・厚生労働省
- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・都道府県労働局（保険料徴収・収納）、労働基準監督署（保険給付）

(3) 監督制度

- ・厚生労働省
- ・労働基準監督署
- ・労働大学校

(4) 教育訓練

- ・厚生労働省
- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・建設会社 OB（現場管理特に安全管理経験者）

3.3. 支援にかかる留意点

インドネシア語とマレーシア語は約 70%を共有していると言われ、両国は民族的にも文化的にもごく近い印象を与える。しかし、インドネシアには、歴史的にマレーシアが自分たちの上に立つことを決して容認できない国民性があるようである。

今回調査の目的として、シンガポール、マレーシアをリソース国として、インドネシアをはじめとする国々への労働安全衛生分野での協力の可能性を探ることがある。

マレーシアは労働安全衛生管理においてはインドネシアより進んだ状態にはあるが、こうした背景を考慮したとき、マレーシアからの支援はインドネシアが容認しないことを前提として計画する必要がある。

4. -6. マレーシア

4. マレーシアの労働安全衛生関連行政体制、法制度、体系

4.1. マレーシアの国情概要

東南アジアの中心に位置するマレーシアは、マレー半島とボルネオ島の一部、サバ・サラワク州から成り立ち、国土面積はマレー半島部分とボルネオ島部分を合わせ、33万338平方キロメートル。日本の面積の9割弱の広さの土地に、日本の25%の人口が住んでいる。また、国土の約60%が熱帯雨林で覆われている。人口約3,000万人のマレーシアは、マレー系・中国系・インド系、そして多数の部族に分けられる先住民族で構成される多民族国家である。

4.1.1. 正式な国名

マレーシア (Malaysia)

4.1.2. 面積および人口

面積 : 約33万平方キロメートル (日本の約0.9倍) 13の州と3つの連邦直轄領からなる
 人口 : 31.4百万人 (日本の約0.25倍) マレー系 (約67%)、中国系 (約25%)、インド系 (約7%)

表 4.1 マレーシアの州 人口密度分布

地域	州名	州都	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
マレー半島	クダ州	アロースター	2,100,000	9,425	223
	クランタン州	コタバル	1,760,000	15,105	117
	ジョホール州	ジョホールバル	3,610,000	19,016	190
	スランゴール州	シャー・アラム	6,180,000	7,930	779
	トレンガヌ州	クアラ・トレンガヌ	1,160,000	12,974	89
	ヌグリ・スンビラン州	セレンバン	1,090,000	6,657	164
	パハン州	クアンタン	1,610,000	35,965	45
	プルリス州	カンガー	250,000	795	314
	ペナン州	ジョージタウン	1,700,000	1,031	1,649
	ペラ州	イポー	2,470,000	21,038	117
	マラッカ州 (ムラカ州)	マラッカ	890,000	1,652	539
ボルネオ島	サバ州	コタキナバル	3,720,000	73,902	50
	サラワク州	クチン	2,700,000	124,450	22
連邦直轄領	クアラルンプール (首都)		1,780,000	243	7,325
	プトラジャヤ (行政中心都市)		80,000	49	1,633
	ラブアン (島)		100,000	92	1,087

【出典：マレーシア統計局 2015】

4.1.3. 首都およびその緯度・経度

首都名：クアラルンプール (連邦直轄領) 人口：176.8万人

緯度：03.07 N 経度：101.33 E

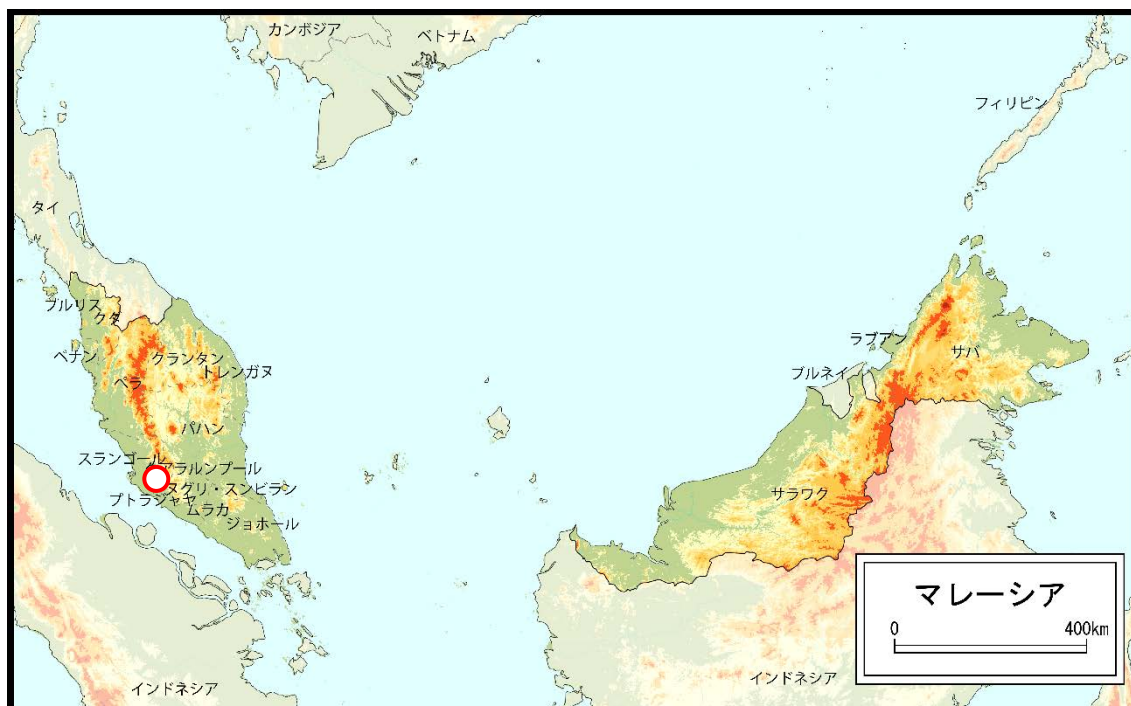


図 4.1 マレーシア地図 【調査団作成】

4.1.4. 年間の気象・最高気温・最低気温

クアラルンプール 最高気温 28.0℃ 最低気温 26.7℃ 年間降水量 2,672mm

4.1.5. 宗教および言語

宗教：イスラム教（連邦の宗教）（61%）、仏教（20%）、儒教・道教（1.0%）、ヒンドゥー教（6.0%）、キリスト教（9.0%）、その他

言語：マレー語（国語）、中国語、タミール語、英語

4.1.6. 通貨

リンギット（1USD = 4.46 MYR）

4.1.7. 労働者数（2014）

15歳以上就業者数：13,532,000人

農林水産業：1,660,000人

建設業：1,226,000人

製造業：2,266,000人

【出典：UN, National Accounts Main Aggregates Database_2016】

4.1.8. GDP（2014）

名目 GDP：326,933 百万米ドル

一人当たり名目 GDP：10,933 米ドル

実質成長率：6.0%

【出典：UN, National Accounts Main Aggregates Database_2016】

4.1.9. 国際収支

経常収支：11,731.5 百万米ドル

貿易収支：27,724.2 百万米ドル

外貨準備高：114,630 百万米ドル

対外債務残高：744,700 (100 万リンギット ※マレーシア中央銀行)

4.1.10. 投資状況

直接投資受入額：34,616 (100 万リンギット)

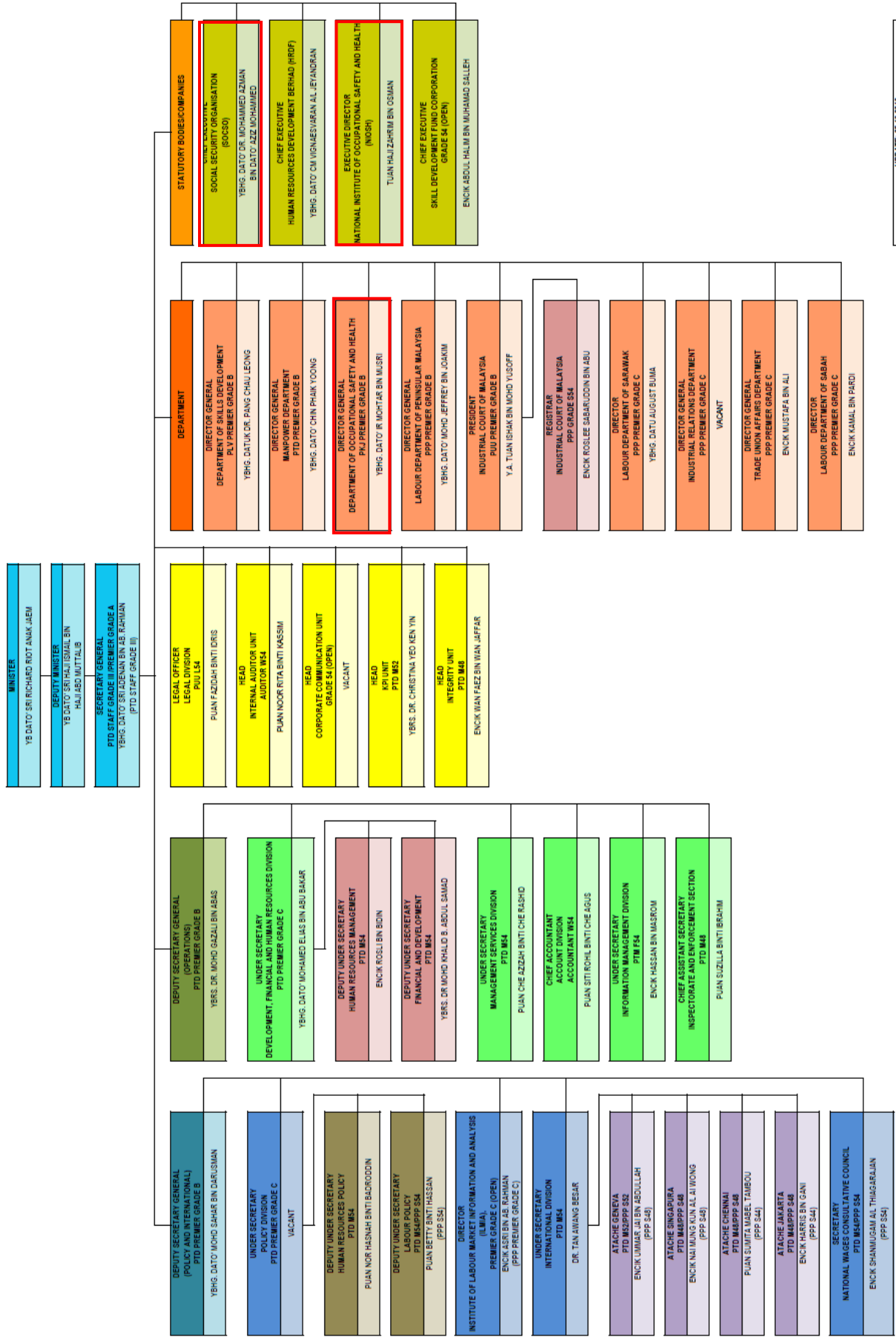
日本からの直接投資額：2,276 (100 万リンギット) (2014 国際収支統計 マレーシア中央銀行)

4.2. 中央省庁

(1) 人的資源省 (Ministry of Human Resources : MOHR)

マレーシアにおける労働安全衛生関連行政は、人的資源省 (以下 MOHR) が担当しており、主な公的機関は、同省に属している。労働安全衛生評議会 (以下 NCOSH) は、OSH に関連する政策を策定し安全衛生文化を促進する上で最高権限を有している。次に、労働安全衛生局 (以下 DOSH) は、労働安全衛生 (以下 OSH) に関するすべての主要な法律を執行する主要部局である。また、社会保障機構 (SOCISO) は、労働災害および死亡事故に関連する社会的補償および福祉を提供する主要な機関であり、マレーシア国立労働安全衛生研究所 (以下 NIOSH) は、OSH 関連の専門能力を育成するための主要な訓練・研究・教育機関である。また、MOHR の組織図を次頁の図に示す。

**ORGANISATION CHART
MINISTRY OF HUMAN RESOURCES**



UPDATE: 06.10.2016

図 4.2 MOHR 組織図 【出典: MOHR web サイト】

a) 労働安全衛生行政に関する主な組織

労働安全衛生行政に関する主な組織図を下図へ示す。

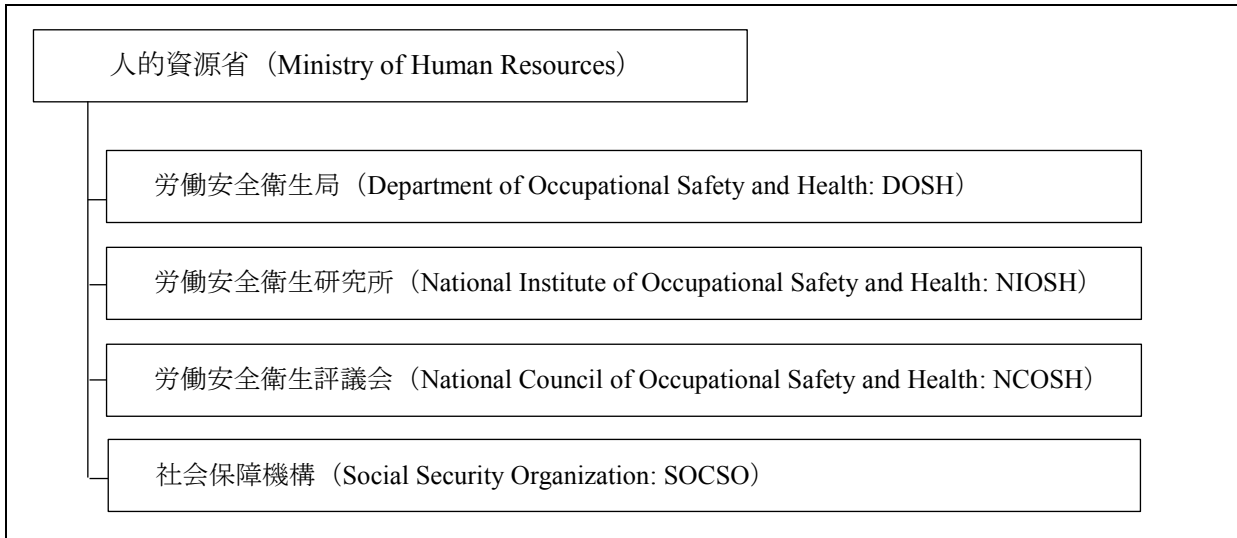


図 4.3 MOHR 傘下 労働安全衛生関係機関【調査団作成】

b) 労働安全衛生行政に関する責任と役割

労働安全衛生行政に係わる役割と責任の各項目について、上図に示した組織との関連を下表に示す。

表 4.2 Roles and Responsibilities of OSH in Malaysia

Roles and Responsibilities	Organization
OSH Policy Setting	MOHR, NCOSH
Standard Drafting Laws	DOSH
Enforcement	DOSH
Training	NIOSH
Certification	DOSH, NIOSH, CIDB
Information Dissemination	DOSH, SOCSO, NIOSH
Research and Consultation	NIOSH, Higher Education(Public, Private)
Compensation	SOCSO, Welfare Dept.

【NIOSH より入手した資料を基に調査団が作成】

(2) 労働安全衛生局 (Department of Occupational Safety and Health : DOSH)

DOSH は、MOHR に属する部局であり、同局は、職場で働く人々の安全・健康・福祉の確保のみならず、他の一般人についても安全衛生上の危害から保護する責任を有している。

政府機関として、国の労働安全衛生に関する法律の管理と施行を担当し、労働生活の質的向上に寄与する安全で健康的な労働文化をマレーシアに根付かせることを牽引する組織になるというビジョンを掲げている。

また、DOSH は、本局と州事務所で構成されており、同局が実施している 3 つの重要な活動は関連法令の**策定・施行・促進**であり、本局は基準策定、承認、認定、データ分析等を担当し、州事務所は法令の**施行・検査・監査・調査・法的手続**を行っている。

DOSH は、2015-2020 年のマスタープランにおいて下記 5 つの目標を掲げ、“Preventive Culture（予防文化）”の概念普及を目指している。

- (i) 政府のリーダーシップ
- (ii) 職場における OSH 管理の強化
- (iii) OSH に関する共有とネットワーク
- (iv) 産業衛生の主流化
- (v) OSH に関する国際的な戦略的同盟

図 4.4 に DOSH の組織図を示す。

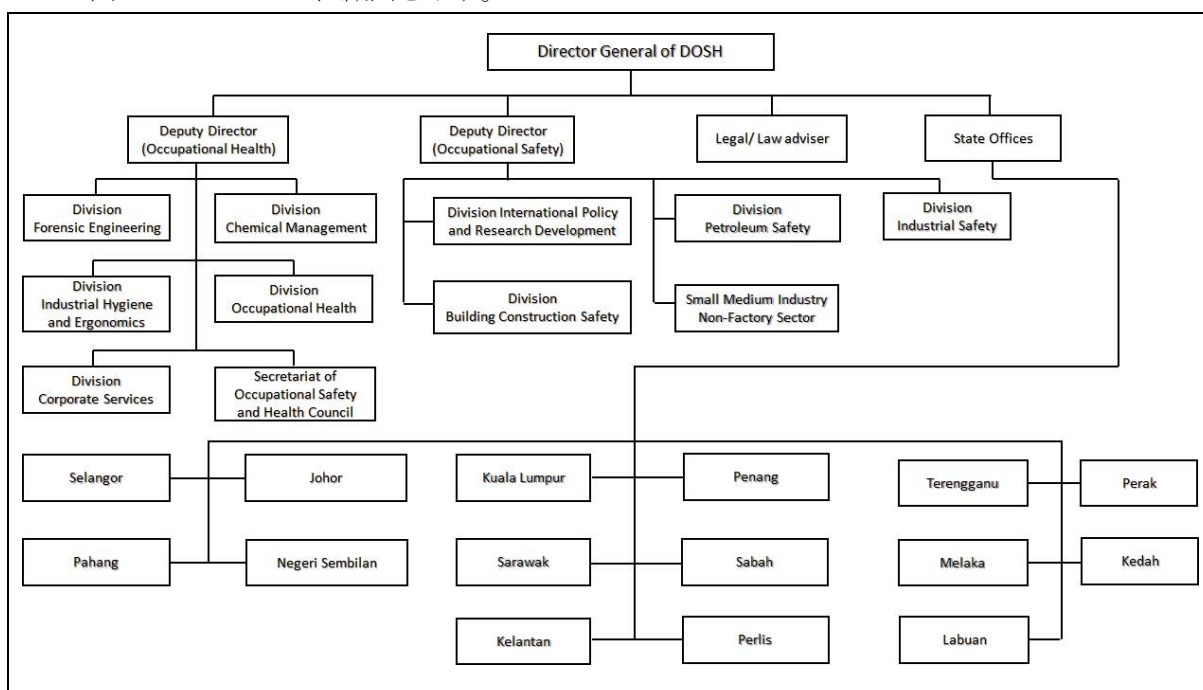


図 4.4 DOSH 組織図 【出典：DOSH web サイトより調査団作成】

(参考 <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/about-us/hq-state-branch-office>)

a) DOSH 地方出先機関（州事務所：State Office）

DOSH の州事務所はマレーシア国内の 15 都市に配置されている。

表 4.3 DOSH の州事務所

1	WP Kuala Lumpur	6	Kedah	11	Terengganu
2	Selangor	7	Perak	12	Kelantan
3	Johor	8	Perlis	13	Sarawak
4	Melaka	9	Pulau Pinang	14	Sabah
5	Negeri Sembilan	10	Pahang	15	WP Labuan

また、州事務所内の組織図を次図に示す。

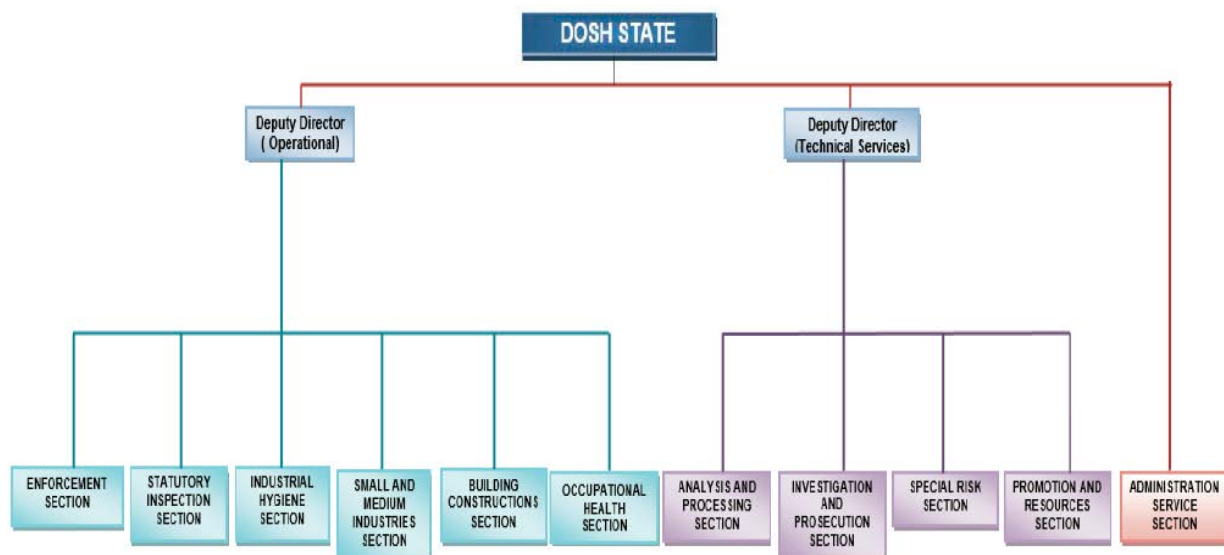


図 4.5 DOSH 州事務所内の組織図

(参考 <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/dosh-state-office>).

b) 年間予算

近年 5 年の DOSH および州事務所の予算を以下に示す。(※2016 年については 10 月時点)

表 4.4 DOSH(労働安全衛生局)全体の年間予算 (1MYR=25 JPY)

No.	Year	OSH Annual Budget	日本円
1	2012	MYR 84,910,000.00	約 21.2 億円
2	2013	MYR 92,319,533.00	約 23.1 億円
3	2014	MYR 99,902,694.70	約 25.0 億円
4	2015	MYR 111,053,441.83	約 27.8 億円
5	2016 (As for October)	MYR 119,052,760.00	約 29.8 億円

※下表の州事務所の予算含む

【出典：DOSH】

表 4.5 DOSH 州事務所の年間予算 (1MYR=25 JPY)

No.	Year	OSH Annual Budget	日本円	配分率 州事務所/全体
1	2012	MYR 54,110,000.00	約 13.5 億円	63%
2	2013	MYR 67,125,800.00	約 16.8 億円	72%
3	2014	MYR 73,253,950.70	約 18.3 億円	73%
4	2015	MYR 86,390,858.83	約 21.6 億円	78%
5	2016(As for October)	MYR 94,450,300.00	約 23.6 億円	79%

【出典：DOSH、配分率は調査団作成】

各州事務所は、配分された予算に基づいて労働安全衛生に関する法律の執行を行っている。予算に不足が生じた際には、州事務所は四半期毎に追加の予算を DOSH 本部へ要求する仕組みである。この 5 ヶ年において局全体の年間予算に対する州事務所への配分予算は増加しており、2016 年 10 月時点で約 8 割の予算が州事務所へ配分されている。

(3) 労働安全衛生研究所 (National Institute of Occupational Safety and Health : NIOSH)

NIOSH は、MOHR 傘下の労働安全衛生に係わる研究施設として、下記の目的により設立された機関である。

- 労働者、使用者また直接、間接的に労働安全衛生に責任を有する者に対する研修のカリキュラム及びプログラムを充実することによって、労働安全衛生の水準を向上するために貢献すること。
- 労働安全衛生に関する問題を解決するため、工業、商業及び関係する業界を支援すること。
- 労働安全衛生の分野における国内及び国外の最新の情報を提供することによって、労働安全衛生に責任を有する者を支援すること。
- 国家に利益をもたらす労働安全衛生に関する短期的あるいは長期的研究を行うこと。
- 研究の成果を裨益し、安全衛生の分野におけるリファレンスセンターとなること。

NIOSH は、1992 年以前に ILO 職員によるマレーシアでの研修実施が実現した際に、ILO からマレーシア政府に対して労働安全衛生に係わるセンターの設立が提案されたことを契機として設立された。

NIOSH は、OSH に係わる①訓練・研修、②コンサルティングサービス、③情報発信、④研究等を実施している。NIOSH が実施する研修プログラムの主な分野は、公共/一般 OSH、能力証明書、トレーナー研修、会議・セミナー、安全パスポート発行などである。

NIOSH の職員数は、マレーシア全土の拠点合計で約 320 名。10 の地方事務所を有するが、その多くの拠点が少人数で構成されている。研修のための施設や機材を有している拠点は、NIOSH 本部と南部地方事務所(Southern Regional Office)のみである。

NIOSH は、マレーシアにおける安全衛生の研修実施機関の主体となる機関であり、マレーシアにおける工業・産業の全カテゴリーにおける安全と衛生に関する研修を担当している。ただし、建設業における研修は後述する建設産業開発局(CIDB)においても実施されている。

a) 地方事務所

NIOSH には全国に 10 の地方事務所がある。

表 4.6 NIOSH 地方事務所

Southern Regional Office (Malacca)	Sarawak Regional Office (Kuching)	Sabah Regional Office (Kota Kinabalu)
Southern Regional Office (Johore)	Sarawak Regional Office (Bintulu)	Sabah Regional Office (Sandakan)
Northern Regional Office (Penang)	Miri Office	
East Coast Regional Office (Terengganu)	Sabah Regional Office (Labuan)	

1999 年に JICA の技術協力プロジェクトで供与した機材の多くは現在も使用されている。機材の老朽化や故障が生じた際には、5 年に一度、機材更新の予算申請を行い、順次、最新の機材にリプレイスしている。

NIOSH は、1993 年に設立（1992 年に政府承認）されて以来、政府からの予算を受領せず独立採算にて運営を行っており、前述の 4 つの主要な事業活動が主な収益源である。得られた収益から、施設の維持や職員の雇用を確保しており、施設の規模、機材の種類や研修内容等の面において充実した施設といえる。NIOSH は、設立当初から 1999 年頃まで、研修センターとして運営され、その後、技術的なサービスを追加拡大してきた。5 年程前から調査研究サービスを開始したところである。また、事業内容のうち民間企業を対象としたコンサルタント業務は、収益の一角をなすとともに NIOSH の技術向上に向けた取り組みの一つとしても重要な事業として捉えられている。

NIOSH は、事業内容の拡大・改良を独自の判断で実行できる権限を有しており、事業拡大等の施策により収益性を向上させ NIOSH の経営維持に努めてきた。

b) 代表的な活動内容

以下に NIOSH の代表的な活動内容を示す。

■ 訓練・研修

NIOSH は、「安全パスポート」と呼ばれる工業分野（Oil & Gas, Electricity, など）における労働者が所有を義務づけられている証明書発行のための研修を行っている。

マレーシアでは、工業分野や建設分野で働く、労働者に対して初心者（未経験者等）を対象とした研修の受講を義務づけることで、労働者の基礎的な技術の向上を図っている。また、後述する「安全衛生責任者（Safety and Health Officer）」「現場安全管理者（Safety Site Supervisor）」などの労働安全衛生活動従事者を対象とした資格取得にむけた研修も実施している。

研修の講師は、NIOSH の職員が約 4 割を担当し、残りの約 6 割を外部講師に委託している。年々増加する研修生に対しては外部講師の比率を高めることで対応を図っており、外部講師の多くは現役の熟練工・専門家である。また、NIOSH には講師を対象とした講習も行っている。

NIOSH は、研修プログラムの計画立案も行っており、毎年 5 つの新しい研修を追加できるように研修プログラムの充実にに向けた改善を図っている。新たな研修プログラムを立案する際は、産業/工業界のニーズを踏まえて計画しており、必要に応じて委員会等で新しい研修について議論を行い決定することもある。

研修プログラム数は、現在約 80 講座あり、その他、新しい基準やガイドラインが作成された際には、その理解をサポートするための研修等も行っている。また、NIOSH の研修内容の多くは、一部を除き、基礎的な技能スキルの取得のための研修が多いのが特徴的である。なお、NIOSH では、資格・免許等の発行手続きは行っていない。

■ 情報発信（情報共有・広告事業）

OSH に関する会議やセミナーの企画・運営を行う事業である。2016 年度は 8 月に開催したセミナーに約 1500 名が参加した。また、2 年に一度、研究にフォーカスした "Scientific Conference (SciCOSH 2016)" を開催しており、2016 年度は 11 月に開催され、日本の労働安全衛生総合研究所からも発表者の参加があった。マレーシア全土で、これまで 16 のセミナーを開催しており、そのセミナーに参加した全参加者に参加証明書を発行している。そのいくつかのセミナーのスポンサーは SOCSO である。事業紹介として、最新の取り組みを紹介するため積極的に寄稿や論文投稿を行っ

ており、2016年には国内誌で7件、国際誌で5件実施している。

(4) 国家労働安全評議会（National Council of Occupational Safety and Health : NCOSH）

NCOSHは、MOHRにおける最高位の合議体として、国の労働安全衛生の方向性・国家政策・実施に関する諸問題をめぐる三者協議を行っている。NCOSHは、職場における安全衛生の慣行をマレーシア文化の一部とするための政府の継続的努力の成果として、1994年労働安全衛生法(法律514号)第8条に基づいて、1995年にMOHRにより設置された。

NCOSHの使命は、労働安全衛生に関するマレーシア人の意識を高め、雇用者、従業員、及び全ての関係者間で安全衛生の職場文化を創造することである。

NCOSHは、経営陣・労働者・地域社会でのセミナーや展示会などのキャンペーン等の啓蒙活動を通じてOSHの意識を高めるべく積極的な取り組みを行ってきており、毎年7月には、OSH向上キャンペーンの一環として、MOHR、DOSH、NIOSH、その他の機関と協力して、全国労働安全衛生週間を催している。また、毎年4月28日に全国規模の世界労働安全衛生デーを開催し、毎年7月第2週には年次イベント全国労働安全衛生週間を行っている。

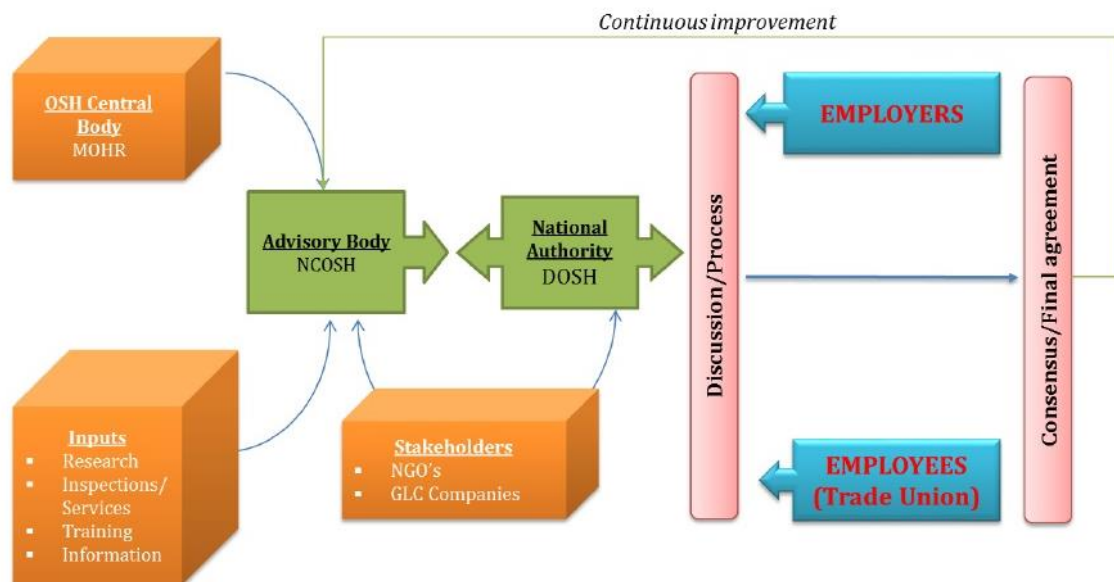


図 4.6 NCOSH と DOSH の関連図

(5) 社会保障機構（Social Security Organization : SOCSO 別称 PERKESO）

SOCSOは、被雇用者社会保障法1969に基づき、1971年にMOHRの下部組織として設立された機構であり、マレーシア全州に支所を構える。

SOCSOの主な活動内容は、以下の通りである。

- ・ 企業形態を採る雇用者／被雇用者を対象とし、保険加入の推進、モニタリング
- ・ 労働災害／疾病、事故（死亡、傷害双方）発生時に社会保険の概念に基づき治療費給付、補償支払い等を通じ被保険者の保護
- ・ 給付サービスとして労働災害保険スキーム（Employment Injury Scheme）と廃疾年金スキーム（Invalidity Scheme）の2種類を提供

また、SOCSOは職場復帰支援のリハビリコース等の提供しており、マラッカにリハビリセンターも有している。

SOCSO は、被雇用者社会保障法(1969年)、及び被雇用者社会保障法（一般法規）(1971年)を所管している。SOCSO が提供する社会保障制度は、マレーシア人を対象としており、現状では、外国人労働者は SOCSO の社会保障制度に加入することができないため、外国人労働者は、MOHR の労働局が所管する災害補償保険に加入する必要がある。

本機構は、独自のデータ収集システムを有しており、収集した事故データ等の各種データは、MOHR の政策立案、労働安全衛生の活動の立案、また、その活動の評価に用いられている。

また、社会保障機関として同分野について、他国の多くの担当者の育成にも携わっており、これまで、タンザニア、ミャンマー等へ育成プログラムを実施している。

4.3. その他の労働安全衛生関係機関（経営者団体・労働団体等含む）

(1) マレーシア労働安全衛生協会（Malaysian Society for Occupational Safety and Health : MSOSH）

マレーシア労働安全衛生協会（以下 MSOSH）は、1971年にマレーシア産業安全協会として創立され、1991年に現在の名称となり正式に政府に登録された。

MSOSH の活動目的を以下に示す。

- 産業労働者の安全と衛生、および労働災害防止策の積極的な推進。
- けがや施設損害の防止・削減を念頭に、事業者と労働者の協力体制の奨励、推進。
- 安全衛生を好ましい形で実践することへの理解を深めるため、安全・衛生会議および集会を積極的に推進、実施。
- 当協会の推進する安全衛生に対する一般の関心を引き付けるための記事および新聞の発行と掲示。
- 労働災害の原因に関する調査活動の実施と、労働災害防止・削減に向けての対策および解決方法の探求。
- 事故防止の促進と労働者の安全衛生の向上を目的とした、当協会所有の労働災害統計と情報の公開と一般利用可能化。
- 労働者に対して、災害を回避する最良の方法について助言を行い、それらの実用的、かつ先見行動的な手法を常にとるよう理解させることを基本目的とする教育業務と情報サービスの実施。
- 会員のための情報センターの設立と維持管理。
- 安全衛生の主導的な推進について、政府機関との緊密な関係の保持および任務の遂行。

(2) 建設産業開発局（Construction Industry Development Board : CIDB）

CIDB は公共事業省所管の政府機関の一部（独立機関）であり、1994年の「Act520 : Construction Industry Development Board Act1994」によって建設産業分野を対象とした品質と安全確保の向上、推進を目的として設置された機関である。CIDB の事業内容は、現場作業の安全確保、労働者や監督者の技能認定、認証活動を通じた建設業界の発展、向上、拡大である。

CIDB では、地元企業／外国法人に対し、建設工事着工前の CIDB への登録（CIDB 法 1995.7月）や、建設分野における労働者の研修事業、建設現場における検査等を実施している。CIDB には、マレーシア全土に 18 の地方事務所を有しており、全体の職員数は約 900 名である。

CIDB の登録建設会社数は、外資の建設会社を含め約 16,000 企業あり、登録企業は CIDB の企業格付け制度により G1～G7 の 7 段階に分類されている（最高グレードは G7）。また、JV(Joint Venture) も CIDB への登録が義務づけられているが、詳細は公共事業省の契約条件に基づいて登録が行われている。

(3) 経営者団体 (Malaysian Employer Federation : MEF)

マレーシアの主要な雇用者組織である MEF は、OSH 活動の促進、優良な雇用慣行の推進、労使関係の調和やマレーシアの産業界に対して安全、健康、環境のサービスを提供している。また、業界に対し労働安全衛生活動を推奨している。MOHR との会合においては、OSH に関する議題、マレーシアでの社会的責任の推進、ワークショップへの参加、他の産業への健康、安全、環境に関するサービスの提供について議論している。

(4) 労働組合 (Malaysian Trade Union Congress : MTUC)

MTUC は、マレーシアの OSH の推進と改善に積極的に関与している全国労働組合である。この組織の活動としては、OSH に関する基礎、中級、上級の訓練コース、会議、ワークショップ、ウェブサイト、パンフレット、制作物作成を行っている。

4.4. 関係団体全体相関図

前出の OSH 関係の各機関の相関を以下に示す。

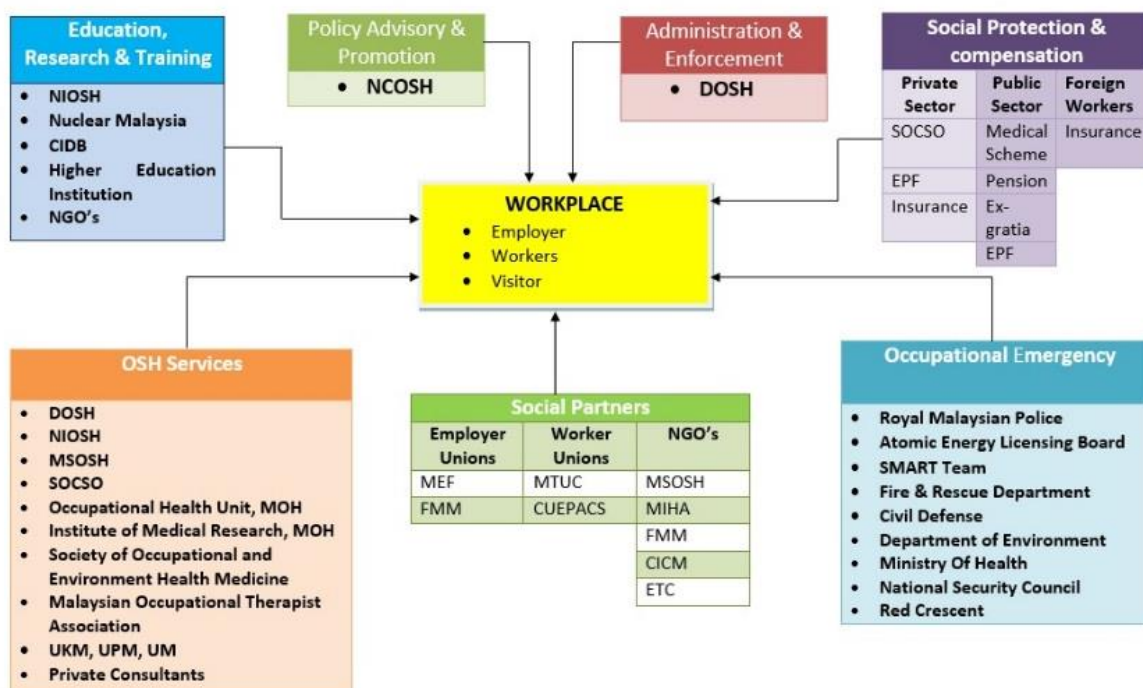


図 4.7 OSH 関係機関 相関図 【出典 : DOSH】

NCOSH, SOCSO and NIOSH に関する参考:

<http://www.dosh.gov.my/index.php/en/about-ncosh/latarbelakang> and

<http://www.mohr.gov.my/index.php/en/2015-03-30-03-31-48/2015-05-18-02-33-34> .

4.5. 労働災害発生状況、労働災害・職業病統計

(1) DOSH による報告件数

労働災害発生件数は、DOSH の WEB サイトにセクター別、地域別に月毎の集計値が公表されている。DOSH より入手した過去 5 年間の統計によると、2015 年では工場セクターでの事故が 11,822 件で最も多く、全体の 3 割弱を占める。一方で、死者数は、建設セクターが 140 人と最も多い。

過去 5 年間のセクター別事故発生件数と労働災害死傷者数を下表に示す。2011～2015 年の 5 ヶ年間において、事故発生件数と死者数は、ほぼ横ばいに推移している。

DOSH が公表しているセクター別の労働災害発生件数及び死者数は、DOSH、労働局、SOCISO の 3 組織から報告されるデータを統合して取り纏められたデータである。DOSH が管理している本データが、マレーシアにおける労働現場の公式な統計データとして扱われている。

表 4.7 過去 5 年間のセクター別労働災害発生件数及び死者数

SEKTOR	2011		2012		2013		2014		2015	
	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death
Agriculture, Forestry, Logging and Fishery	2,821	106	2,779	99	2,939	126	2,681	113	2,454	118
Mining and Quarrying	305	8	342	14	371	13	307	5	249	7
Manufacturing	13,727	150	12,917	97	12,588	113	12,148	103	11,822	124
Utility	554	7	512	5	691	2	598	8	569	5
Construction	3,429	109	3,669	73	4,071	84	4,399	89	3,905	140
Wholesale and Retail Trade	6,427	81	6,348	78	6,541	66	5,935	59	5,217	66
Hotel and Restaurant	1,150	13	1,148	7	1,237	13	1,130	10	975	7
Transport, Storage and Communication	2,407	96	2,388	50	2,635	39	2,597	49	2,234	54
Financial, Insurance, Real Estate and Business Service	3,277	36	3,476	38	3,718	40	3,680	24	3,340	39
Public Services and Statutory Bodies	7,496	149	7,961	121	8,994	122	8,673	113	7,988	108
JUMLAH	41,593	755	41,540	582	43,785	618	42,148	573	38,753	668

【出典：DOSH】

表 4.8 過去 5 年間の労働災害による症状分類

JENIS PENYAKIT	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016 (Jan-Sept)
Occupational Lung Diseases (OLD)	43	65	111	90	133	91	87
Occupational Skin Diseases (OSD)	78	81	48	46	48	27	21
Occupational Noise Induced Hearing Loss (NIHL)	467	517	956	1,475	1,565	3,377	2,318
Occupational Muscular - Skeletal Disorders (OMD)	30	55	95	103	132	147	144
Occupational Poisoning	15	31	58	57	59	27	18
Disease cause by Physical Agent	1	0	1	6	5	0	2
Disease cause by Biological Agent	4	1	32	26	34	52	30
Occupational Cancer	0	3	1	0	1	2	0
Psychosocial Problem	1	1	0	0	1	1	0
Other Types of Occupational Diseases	5	10	12	4	2	6	6
Non Occupational Diseases	19	7	24	14	21	304	474

【出典：DOSH】

症状分野別では、職業騒音性難聴の症状数が突出して多く、現在も増加傾向を示している。

上表の統計値には、現場で発生したすべての事故が対象となっており、約 200 万人を超える外国人労働者や非公式な外国人労働者の労働災害も含まれている。

(2) SOCSO による報告件数

下表に SOCSO が管理する事故の報告件数を示す。SOCSO の労働災害件数には通勤時も含まれており、DOSH による統計値とは集計条件が異なるため単純な比較が困難な状況にある。

2015 年の労働災害件数は、約 6.3 万件であり、このうち約 2.9 万件が通勤中の事故によるものである。また、職場での事故件数が横ばいであるのに対し、職業病や通勤災害の件数が増加傾向にある。

表 4.9 SOCSO 管轄の過去 5 年間の労働災害件数

Accidents	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
Number of Industrial Accidents Reported	40,354	38,318	34,577	33,427	34,388	33,551	33,187	33,268	32,297	30,900
Number Of Occupational Disease Cases Reported	263	339	515	949	1,215	1,537	2,109	2,630	2,997	3,358
Number of Commuting Accidents Reported	17,704	17,682	19,041	20,810	22,036	24,809	26,256	27,659	28,037	28,579
Total Number of Accidents Reported	58,321	56,339	54,133	55,186	57,639	59,897	61,552	63,557	63,331	62,837

Industrial Sector	2011				2012				2013				2014				2015			
	Industrial Accidents	Occupational Disease	Commuting Accidents	Total	Industrial Accidents	Occupational Disease	Commuting Accidents	Total	Industrial Accidents	Occupational Disease	Commuting Accidents	Total	Industrial Accidents	Occupational Disease	Commuting Accidents	Total	Industrial Accidents	Occupational Disease	Commuting Accidents	Total
Agriculture, Forestry And Fishing	1,761	28	626	2,415	1,649	33	585	2,267	1,586	53	610	2,249	1,481	40	614	2,135	1,225	45	578	1,848
Mining And Quarrying	251	11	159	421	266	25	135	426	227	16	168	411	243	18	192	453	174	31	141	346
Manufacturing	9,880	561	6,665	17,106	9,152	727	6,805	16,684	8,611	898	6,636	16,145	7,958	921	6,443	15,323	7,464	1,120	6,569	15,153
Electricity, Gas, Water And Sanitary Services	347	132	294	773	359	83	345	791	369	98	324	791	409	110	386	905	386	125	364	875
Construction	2,916	76	1,945	4,937	3,194	130	1,913	5,177	3,380	150	2,378	5,908	3,697	170	2,885	6,552	3,404	173	2,724	6,301
Trading	5,874	185	3,665	9,724	5,738	241	3,923	9,902	5,792	288	4,053	10,133	5,271	300	4,047	9,618	5,077	279	3,829	9,185
Accommodation And Food Services Activities	1,040	31	1,043	2,114	1,037	48	1,044	2,129	1,031	58	1,120	2,209	972	71	1,007	2,052	924	62	1,051	2,037
Transportation And Storage	2,175	76	1,600	3,851	2,113	129	1,652	3,894	2,202	127	1,671	4,002	2,291	160	1,727	4,178	2,124	198	1,686	4,008
Financial And Insurance/Takaful Activities	339	49	599	987	351	97	640	1,088	400	156	675	1,231	437	224	791	1,452	440	290	918	1,648
Real Estate, Leasing And Business	2,533	117	2,216	4,866	2,654	152	2,578	5,384	2,626	232	2,580	5,438	2,471	294	2,680	5,445	2,395	307	2,454	5,156
Public Administration And Defence / Compulsory Social Security	6,435	276	5,997	12,708	6,794	444	6,632	13,810	7,044	554	7,442	15,040	7,066	687	7,465	15,218	7,287	728	8,265	16,200
Total	33,551	1,537	24,809	59,897	33,187	2,109	26,256	61,552	33,268	2,630	27,659	63,557	32,297	2,997	28,037	63,331	30,900	3,358	28,579	62,837

Types of Injury	2011				2012				2013				2014				2015			
	Industrial Accidents	Occupational Disease	Commuting Accidents	Total	Industrial Accidents	Occupational Disease	Commuting Accidents	Total	Industrial Accidents	Occupational Disease	Commuting Accidents	Total	Industrial Accidents	Occupational Disease	Commuting Accidents	Total	Industrial Accidents	Occupational Disease	Commuting Accidents	Total
Fractures	6,181	36	9,878	16,095	6,272	17	10,317	16,606	6,994	9	11,067	18,070	6,864	18	10,290	17,172	7,475	46	11,047	18,568
Dislocations	763	108	459	1,330	980	193	787	1,960	944	319	807	2,070	749	320	566	1,635	580	458	318	1,356
Sprains and strains	3,438	307	969	4,714	2,873	433	1,043	4,349	2,505	478	1,091	4,074	3,175	601	2,047	5,823	3,331	773	2,570	6,674
Concussions and other internal injuries	2,079	93	1,451	3,623	1,967	149	1,223	3,339	2,128	359	1,672	4,159	2,197	595	1,538	4,330	1,383	435	1,096	2,914
Amputations and enucleations	347	5	47	399	233	5	46	284	245	1	60	306	275	4	50	329	253	9	73	335
Other wounds	14,720	189	8,375	23,284	15,255	238	8,865	24,358	15,017	255	8,912	24,184	13,761	177	7,983	21,921	12,300	236	7,568	20,104
Superficial injuries	1,084	49	267	1,400	753	23	135	911	885	20	176	1,081	689	13	167	869	696	21	172	889
Contusions and crushings	963	12	250	1,225	590	5	153	748	526	9	153	688	435	14	210	659	402	7	218	627
Burns	774	5	26	805	780	6	29	815	711	4	32	747	659	4	29	692	697	2	44	743
Acute poisonings	29	8	7	44	38	14	1	53	14	3	25	29	13	2	44	28	14	5	47	
Effects of weather, exposure"	138	50	113	301	143	75	113	331	129	84	66	279	86	106	54	246	39	106	20	165
Asphyxia	37	8	17	62	34	8	15	57	40	35	56	131	41	19	73	133	50	12	43	105
Effects of electric currents	40	8	2	50	31	5	0	36	39	3	1	43	31	2	3	36	29	2	1	32
Effects of radiation	23	13	2	38	11	14	0	25	5	60	1	66	12	38	0	50	3	16	-	19
Multiple injuries of different nature	470	37	1,673	2,180	815	57	2,302	3,174	1,074	69	2,279	3,422	1,099	102	3,365	4,566	1,125	73	3,414	4,612
Other and unspecified injuries	2,465	609	1,273	4,347	2,412	867	1,227	4,506	2,012	917	1,283	4,212	2,195	971	1,660	4,826	2,509	1,148	1,990	5,647
Total	33,551	1,537	24,809	59,897	33,187	2,109	26,256	61,552	33,268	2,630	27,659	63,557	32,297	2,997	28,037	63,331	30,900	3,358	28,579	62,837

【出典：SOCSO】

(3) CIDB による報告件数

CIDB が管理している建設現場における事故件数の内訳を下表に示す。下表の 2013-2016 年における建設現場の事故統計においては、マレーシア人に対して外国人の死傷者数が多い傾向がみられる。

表 4.10 CIDB 管轄の過去 5 年間の労働災害件数

STATISTICAL DATA OCCUPATIONAL ACCIDENTS
IN CONSTRUCTION SITES 2013 - 2016

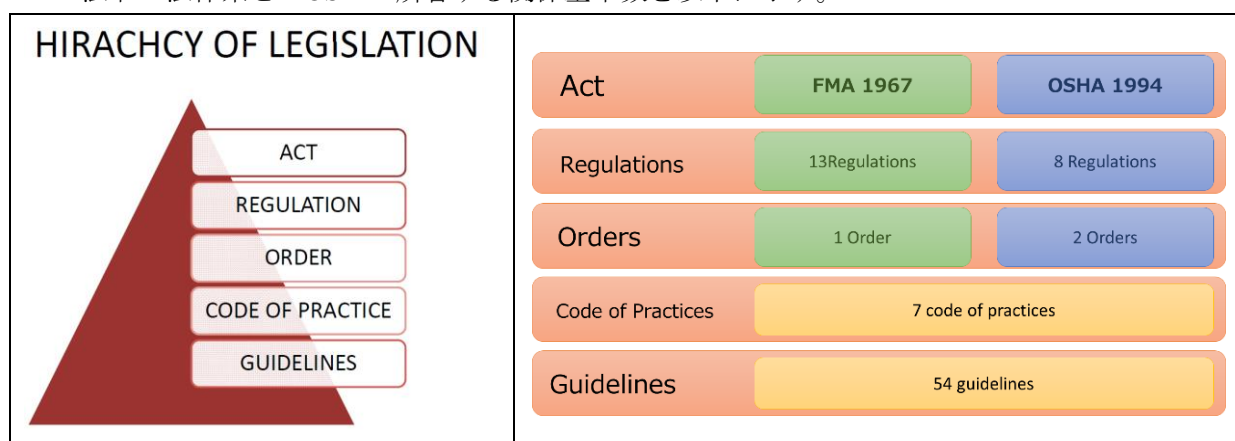
YEAR	NOM OF ACCIDENT	DEATH		INJURED		TYPE OF PROJECTS	
		LOCAL	FOREIGN	LOCAL	FOREIGN	GOV	PRIVATE
2013	26	5	11	2	12	12	14
2014	41	8	14	8	14	11	30
2015	30	6	22	3	32	5	25
2016	26	9	8	7	17	3	23

【出典：CIDB】

4.6. 労働安全衛生に関する法律、制度、計画

(1) マレーシアの法体系および ILO 条約批准状況

法令の法体系と DOSH の所管する関係基準数を以下に示す。



【DOSH 提供資料より調査団作成（基準数は 2013 年以前を対象）】

マレーシアは、2006 年に、国際労働機関（ILO）第 187 号条約（労働安全衛生推進枠組条約）を批准し、国際的に確立された安全基準を満たすことにより自国の従業員の安全衛生を確保すると、政府は誓約している。日本と韓国に続きこの条約を批准したアジア第 3 の国として、マレーシアは OSH に関連する事項について ILO の監視を受けることに同意しており、労働災害の件数低減はその主要目標となっている。そのため、雇用主と従業員が協力してマレーシアの OSH レベルを向上させることが必要である。

現在、マレーシアは 18 の条約に批准している。下表に批准している条約の一覧を示す。

Fundamental

Convention	Date	Status	Note
C029 - Forced Labor Convention, 1930 (No. 29)	11 Nov 1957	In Force	
C098 - Right to Organize and Collective Bargaining Convention, 1949 (No. 98)	05 Jun 1961	In Force	
C100 - Equal Remuneration Convention, 1951 (No. 100)	09 Sep 1997	In Force	
C105 - Abolition of Forced Labor Convention, 1957 (No. 105)	13 Oct 1958	Not in force	Denounced on 10 Jan 1990
C138 - Minimum Age Convention, 1973 (No. 138) Minimum age specified: 15 years	09 Sep 1997	In Force	
C182 - Worst Forms of Child Labor Convention, 1999 (No.	10 Nov 2000	In Force	Note

182)			
------	--	--	--

Governance (Priority)

Convention	Date	Status	Note
C081 - Labor Inspection Convention, 1947 (No. 81)	01 Jul 1963	In Force	
C144 - Tripartite Consultation (International Labor Standards) Convention, 1976 (No. 144)	14 Jun 2002	In Force	

Technical

Convention	Date	Status	Note
C050 - Recruiting of Indigenous Workers Convention, 1936 (No. 50)	11 Nov 1957	In Force	
C064 - Contracts of Employment (Indigenous Workers) Convention, 1939 (No. 64)	11 Nov 1957	In Force	
C065 - Penal Sanctions (Indigenous Workers) Convention, 1939 (No. 65)	11 Nov 1957	In Force	
C088 - Employment Service Convention, 1948 (No. 88)	06 Jun 1974	In Force	
C095 - Protection of Wages Convention, 1949 (No. 95)	17 Nov 1961	In Force	
C119 - Guarding of Machinery Convention, 1963 (No. 119)	06 Jun 1974	In Force	
C123 - Minimum Age (Underground Work) Convention, 1965 (No. 123) Minimum age specified: 16 years	06 Jun 1974	In Force	
C131 - Minimum Wage Fixing Convention, 1970 (No. 131)	07 Jun 2016	Not in force	The Convention will enter into force for Malaysia on 07 Jun 2017.
MLC, 2006 - Maritime Labour Convention, 2006 (MLC, 2006) In accordance with Standard A4.5 (2) and (10), the Government has specified the following branches of social security: medical care; sickness benefit and employment injury benefit.	20 Aug 2013	In Force	
Amendments of 2014 to the MLC, 2006	18 Jul 2014	Not in force	Awaiting declaration of acceptance
Amendments of 2016 to the MLC, 2006	08 Jul 2016	Not in force	
C187 - Promotional Framework for Occupational Safety and Health Convention, 2006 (No. 187)	07 Jun 2012	In Force	

【出典：ILO web サイト】

(参考：http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11200:0::NO::P11200_COUNTRY_ID:102960)

(2) 労働安全衛生に関する法令

a) 工場及び機械法：Factories and Machinery Act 1967 (FMA1967)

工場及び機械法(FMA1967)は、工場における安全性、衛生、福祉及びそこで働く人々に関する管理と機械の登録、検査及びそれらに関連する事項について規定している。

(参考 <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/legislation/acts>)

本法律 (ACT) に基づき、以下の政令 (Order /Regulations) が公布されている。*印は 2014 年以降に公布され政令を示す。

[Order]

- ① *Factories And Machinery (Exemption of Certificate of Fitness For Hoisting Machine) Order 2015
- ② Factories and Machinery (Exemption to Petroleum Nasional Berhad) Order 2013.

[Regulations]

- ① *Factories and Machinery (Special Scheme of Inspection) (Risk-Based Inspection) Regulations 2014
- ② Factories and Machinery (Steam Boiler and Unfired Pressure Vessel (Amendment) Regulations 2005.
- ③ Factories and Machinery (Notification, Certificate of Fitness And Inspection) (Amendment) Regulations 2004.

- ④ Factories and Machinery (Noise Exposure) Regulations 1989.
 - ⑤ Factories and Machinery (Mineral Dust) Regulations 1989.
 - ⑥ Factories and Machinery (Asbestos Process) Regulations 1986.
 - ⑦ Factories and Machinery (Building Operations & Works of Engineering Construction (Safety) Regulations 1986.
 - ⑧ Factories and Machinery (Lead) Regulations 1984.
 - ⑨ Factories and Machinery (Electric Passengers and Good Lifts) Regulations 1970.
 - ⑩ Factories and Machinery (Fencing of Machinery and Safety) Regulations 1970.
 - ⑪ Factories and Machinery (Person in Charge) Regulations 1970.
 - ⑫ Factories and Machinery (Safety, Health and Welfare) Regulations 1970.
 - ⑬ Factories and Machinery (Administration) Regulations 1970.
 - ⑭ Factories and Machinery (Certificate of Competency - Examinations) Regulations 1970.
- (参考 <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/legislation/regulations-1> and <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/legislation/order>)

b) 労働安全衛生法 : Occupational Safety and Health Act1994 (OSHA1994)

労働安全衛生法 (OSHA 1994) は、職場における高い水準の労働安全衛生を促進、奨励するための法的な枠組みを規定している。本法では、使用者を作業において危険有害な要因をもたらす職場環境を与える者、労働者をこれらの危険有害要因の下で労働しなければならない者とし、職場における労働安全衛生の責任を使用者と労働者で分担する自己規制の取組みが定められている。

(参考 <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/legislation/acts>)

本法律 (ACT) に基づき、以下の政令 (Order /Regulations) が公布されている。

[Order]

- ① Occupational Safety and Health (Prohibition of Use of Substance) Orders 1999
- ② Occupational Safety and Health (Safety and Health Officer) Orders 1997.

[Regulations]

- ① Occupational Safety and Health (Classification, Labeling of Safety Data Sheet of Hazardous Chemicals) Regulations 2013.
- ② Occupational Safety and Health (Notification of Accident, Dangerous Occurrence, Occupational Poisoning and Occupational Diseases) Regulations 2004.
- ③ Occupational Safety and Health (Use and Standards of Exposure of Chemicals Hazardous to Health) Regulations 2000.
- ④ Occupational Safety and Health (Prohibition of Use of Substance) Regulations 1999.
- ⑤ Occupational Safety and Health (Safety and Health Officer) Regulations 1997.
- ⑥ Occupational Safety and Health (Control of Industrial Major Accident Hazards) Regulations 1996.
- ⑦ Occupational Safety and Health (Safety and Health Committee) Regulations 1996.
- ⑧ Occupational Safety and Health (Employers' Safety and Health General Policy Statements (Exception) Regulations 1995.

(参考 <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/legislation/regulations-1> and <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/legislation/order>)

c) 施行規則 (Code of Practice) 及びガイドライン (Guideline)

施行規則は、4 つの業務分野 (化学分野におけるマネジメント、工業/産業衛生、労働衛生、運輸) について規定されている。また、ガイドラインは、10 分野 (一般、農林水産、建築・建設、化学、人間工学、工業/産業衛生、産業安全、労働衛生、リスク管理、資格) のガイドラインが整備されている。ガイドラインの内、農林水産業、建設業に関するガイドラインを例として以下に示す。

(参考 <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/legislation/codes-of-practice>,
<http://www.dosh.gov.my/index.php/en/legislation/guidelines>)

■ 農林水産業向けガイドライン

01. Guidelines on Occupational Safety and Health in Logging Operations, 2004
02. Guidelines on Occupational Safety and Health in Fishing and Aquaculture Operations, 2003
03. Guidelines on Occupational Safety and Health in Agriculture, 2002
04. Guidelines on Occupational Safety and Health in Agriculture, 2002 (Mandarin Version)
05. Guidelines on Occupational Safety and Health in Agriculture, 2002 (Tamil Version)

■ 建築・建設業向けガイドライン

01. Guidelines for Approval of Design Scaffolding 2016
02. Calculation Loading of Scaffolding 2016
03. Guidelines for Public Safety and Health at Construction Sites, 2007
04. Guidelines for the Prevention of Falls at Workplaces, 2007
05. Guidelines on Trenching for Construction Safety, 2000
06. Guidelines on Occupational Safety and Health in Tunnel Construction,

これらの規定に違反し、改善命令や停止命令に従わなかった場合は、規定別に懲罰がもうけられており、最大で 50,000 リングット以下の罰金あるいは、2 年以下の懲役又はその両方が課せられる場合がある。DOSH は、現法律に規定されている懲罰が軽微であるとして、OSHA1994 を、現在改訂するための検討を実施しており、新法においては罰金が引き上げられる可能性がある。

4.7. 労働安全衛生行政の国家政策上の位置づけ

労働安全衛生に関わる基本計画として 2006 年に最初のマスタープランが策定され、2016 年には新たな 5 ヶ年の基本計画として「2016 年-2020 年労働安全衛生基本計画」が策定された。

以下にマスタープランの概要を示す。

■ 2016 年-2020 年労働安全衛生基本計画 (OSH-MP2020)

「2016 年-2020 年労働安全衛生基本計画」は、マレーシアの労働安全衛生をさらに高め、自国の人的資源を保護する取り組みを拡大するために策定された戦略プログラムであり、VISION2020 の目標を達成する国家開発計画を成功させるための重要な基本計画である。

この基本計画は、これに先立ち 2006 年から実施された OSH 戦略計画・基本計画に続くものであり、この OSH 戦略計画・基本計画は、使用者と従業員の間で安全で健康的な労働文化を育てることを前提とし、安全で健康的な労働文化は、事故や職業病を予防する戦略的な計画を通じてマレーシアの職場をより安全で健康的なものとするための基盤となる計画である。

OSH-MP 2020 の基本方針は、職場における **予防文化** (Preventive Culture) の徹底である。この取り組みは、過去の 2 つのマスタートプランで実行された **責任** (the principle of responsibility) と **自己規制** (self-regulation) の原則を実施・徹底し、雇用者と労働者の間に安全で健康的な労働文化の育成を促進することにより達成することを目指すものである。

この目標達成に向けて、OSH-MP 2020 は、OSH に関する関係者の意識、責任感、取り組みを高めるため以下の 5 つの主要な戦略を掲げている。また、各関係機関は、**予防文化** の価値を徹底教育し、安全で健康的な職場を作り出すために、それぞれの責任と役割を果たすべく協働する必要がある。

- (i) 政府のリーダーシップ
- (ii) 職場における OSH 管理の強化
- (iii) OSH に関する共有とネットワーク
- (iv) 産業衛生の主流化
- (v) OSH に関する国際的な戦略的同盟

これら **OSH-MP 2020** の 5 つの戦略は、雇用者と労働者の間での **予防文化** 育成を狙いとした様々なプログラムと活動によって支えられている。その成功を確実にするために、**OSH-MP 2020** は、雇用者と労働者による取り組み以外に、すべての利害関係者を対象とし、政府・諸団体・有識者・そして雇用者と労働者に影響を及ぼす関係各方面の義務と責任について概説している。



図 4.8 Strategies of the OSH-MP2020

(参考 <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/about-us/dosh-profile>)

4.8. 民間企業や NGO の取り組み

OSH 活動は、NGO においても実施されており、前述の MSOSH や、FNN(Federation of Malaysian Manufacturers)、MAPA(Malayan Agricultural Producers Association)、AOEM(The Academy of Occupational and Environmental medicine)、MIHA(Malaysian Industrial Hygiene Association)等の組織が、研修、セミナー、ワークショップを通じて積極的にマレーシアの OSH の推進や改善に向けた取り組みを行っている。

また、民間企業は、社会パートナーとして OSH の継続的な教育やプロモーション活動を通じて労働安全衛生文化を支援している。

4.9. 労働組合、経営者団体の取り組み

雇用者および労働者団体の各団体の取り組みを以下に示す。但し、マレーシアは、現状においては、ILO の第 87 条「結社の自由及び団結権保護条約」を批准していない。

■ マレーシア雇用者連盟 (MEF)

MEF は、マレーシアの主要な雇用者団体として、OSH 活動の促進、良好な雇用慣行と調和のとれた労使関係を推進し、マレーシアの各産業部門に健康・安全・環境関連サービスを提供している。その活動には、MOHR と会合し OSH 関連問題を討議する、マレーシアで社会的責任を推進する、ワークショップに参加する、他の業界に健康・安全・環境関連サービスを提供するなどが含まれる。また、MEF の他、主たる雇用者団体として、MBAM (Master Builders Association Malaysia) 等も活動を行っている。(参考: <http://www.mef.org.my/Home.aspx> , <http://mbam.org.my/>)

■ マレーシア労働組合会議 (MTUC)

MTUC は、マレーシアにおける OSH の推進と改善に積極的に関わる全国労働者組織である。MTUC が組織する活動には、OSH に関する基礎・中級・上級の研修コース、会議開催、ワークショップ、ウェブサイト運営、パンフレット制作、各種制作物、ネットワーキングなどが含まれる。

5. マレーシアの労働安全衛生行政等の現状と課題

5.1. 監督制度・報告制度

(1) 監督制度

DOSH には、労働安全衛生監査官(OSH Inspector)がマレーシア全土で合計 1,085 名在籍しており、労働安全衛生監査官として DOSH 職員が、労働現場における労働安全衛生を検査している。その約 8 割が、州事務所に配属されている。DOSH の職員は、理工学部門（土木、機械、化学、電気、電子など）の学位を有する理工学系技術者を採用することにより、労働安全衛生監査官として従事するにあたり特別な資格を取得する義務は無く、現場業務を通じて検査技能の習得を行っている。但し、安全を専門とする技術者が充実する一方、衛生を専門とする監督官の人数が十分ではない状況にある。

また、DOSH は、ISO9001:2008、MS1722:2011 及び OHSAS18001 : 2007 の認証を受けており、現場での検査手順を含む全ての作業手順は DOSH の要求品質である労働安全衛生管理システムで規定されている。DOSH では、1994 年の OSH-ACT に従い、10（※）のセクターの現場監査を担当しており、労働安全衛生監督官は、マネジメントシステムに基づいて策定されたチェックリストを用いて現場の検査を実施している。

チェックリストにより実施された検査結果は、DOSH の情報共有システム（SMBF）に入力することで、その結果が DOSH 本部へ報告されるシステムが構築されており、現場の検査結果が迅速に共有されている。

建設現場における検査チェックリストの一例を以下に示す。

1. 高所作業における検査ガイドライン
2. コンクリート作業における検査ガイドライン
3. 枠組足場における検査ガイドライン
4. 掘削作業における検査ガイドライン
5. リフト操作における検査ガイドライン 等

本チェックシステムを用いて検査を行うことにより、現場における不安全行動を指摘し、改善を図るとともに、外国人労働者に対しても等しくマレーシアにおける労働安全に係わるルールや意識の醸成を図っている。

※10 のセクター：(1).Manufacturing, (2).Mining and Quarrying, (3). Construction, (4). Agriculture, Forestry and Fishing, (5). Utilities: (a) Electricity; (b) Gas; (c) Water; and (d) Sanitary Services, (6). Transport, Storage and Communication, (7). Wholesale and Retail Trades, (8). Hotels and Restaurants, (9). Finance, Insurance, Real Estate and Business Services, (10). Public Services and Statutory Authorities

(2) 報告制度

職場での事故、危険事象、職業中毒/職業病に関する事項は全て、**2004 年労働安全衛生規則（事故、危険事象、職業中毒/職業病の通知）**（2004 年 NADOPOD 規則）に従わなければならない。

同規則 第 1 表に定める、「当人が暦日 4 日以上その通常業務に就くことができなくなる死亡又は

重度の人身傷害を伴う作業のために、またはこれに関連して発生した事故」については、DOSH への報告が義務づけられている。

同規則 第2表に規定されている「当人が人身傷害を伴う作業のために暦日4日以上その通常業務に就くことが困難となる事故」が発生した場合は、危険事象として発生後、即座にDOSHへ報告しなければならない。また、作業者が同規則 第3表1欄に定める職業中毒または職業病のいずれかに罹患しているか、罹患する恐れがある場合においてもDOSHへ報告する義務がある。

但し、上記の規定はいずれも自営業を除く。

(参考：

<http://www.dosh.gov.my/index.php/en/legislation/regulations-1/osha-1994-act-154/521-02-occupational-safety-and-health-notification-of-accident-dangerous-occurrence-occupational-poisoning-and-occupational-disease-regulations-2004/file>)

これらの規定に確信の上で違反した場合は、10,000 MYR 以下の罰金あるいは、1 年以下の懲役又はその両方が課せられる場合がある。

5.2. 労働災害統計データの収集・分析

マレーシアでは労働災害に関わる統計データを収集する基礎的なシステムは、すでに構築されている。しかし、現在は、DOSH、SOCISO、労働局の 3 つの統計データを統合して運用している状況にあり、政府の公式統計データとして横断的に分析や対策案の立案を行うための基礎情報としては十分とはいえない状況にある。マレーシアでは、現在、労働災害の減少が横ばいで推移しており、これまでとは異なる新たな対策が求められている。

近年、中小企業での事故、通勤災害、非伝染性疾病 NCDs (心臓血管病、がん、慢性肺疾患、糖尿病等) の増加など、新たな課題にも直面しており、労働災害や職業病の減少に向けた具体的な対策を立案するためには、より広範囲かつ詳細なデータの収集方法や解析技術の改善が必要である。

また、マレーシアでは、現在もアスベストの使用が許可されており、今後使用規制に向けた対策が必要であるが、アスベストに起因する職業病のデータが収集されておらず、アスベストが人体にもたらす悪影響を産業界に対して証明することが困難な状況にある。

5.3. 労働安全衛生教育

(1) 概要

マレーシアの安全衛生教育は、国が行政施策の一環として位置づけており、体系的に認定されたプログラムにより学校教育を基本として行われている。

OSH 教育は、職場における OSH プログラムを成功させる上で不可欠なものであり、1994 年労働安全衛生法 (OSHA) を遵守するための必要条件の 1 つとして、OSH に関する訓練と教育を、経営者と労働者の双方を交えて行うことが掲げられている。教育・訓練・研究に関わる一般機関は、NIOSH と高等教育諸機関であり、また、地方大学や私立大学を含む高等教育機関も、OSH 領域に関する研究に参加している。なお、NIOSH の研修は、労働安全衛生分野を担当しており、建設分野の研修については CIDB が主に実施している。また、その他、民間研修機関が様々な分野の研修を同様に

ている。

OSH に関する安全教育カリキュラムは、主に以下の 3 項目に分類できる。

- 1) 職業病医学 (Occupational Medicine) ,
- 2) 産業保健師 (Occupational Health Nurse)
- 3) 安全衛生行政官、技師 (Health and Safety Executives or Engineers)

(2) 教育カリキュラム

OSH 分野において提供される教育プログラムを受けることにより、主として学位や免状を取得できる。マレーシアの労働安全衛生において、労働安全衛生行政に関わる職員は、高等教育（大学教育）によって形成されている。下図は、公立・私立の高等教育（大学教育）機関の OSH 教育制度の概要を示している。

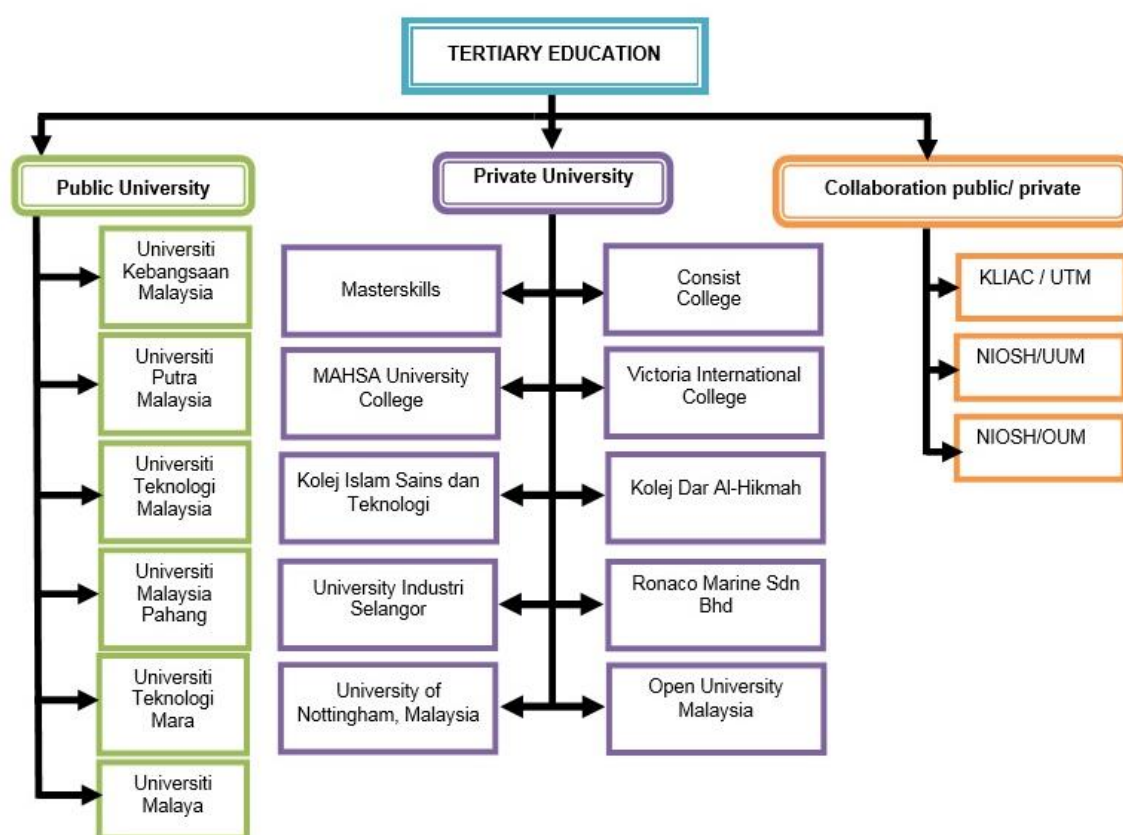


図 5.1 労働安全衛生関係教育機関

【出典：DOSH】

これらの機関や大学での教育では、学部や大学院レベルで免状や学位を取るための知識・専門性・技能を習得するために作られた固定的なカリキュラムやモジュールが組み立てられており、教育プログラムを終了した受講者は、それぞれの大学/機関から認証を得ることができる。認証は、安全衛生担当官(SHO)、労働衛生医(OHD)、大規模災害担当官などの OSH 有資格者として DOSH に登録するための資格基準の 1 つである。

なお、安全衛生教育の教育者は、免許・資格等の保有は義務づけられていないが、OSH 分野における教育者や教育機関は、DOSH へ登録することが必要である。

以下に大学におけるカリキュラムの例を示す。

Example of curriculum for Masters in Industrial Safety Management at Universiti Kebangsaan Malaysia

COMPONENT	Semester 1		Semester 2		Semester 3	
	Course Name	Credit Hour	Course Name	Credit Hour	Course Name	Credit Hour
Core Courses Programs	1. Occupational Safety Management	3	1. Advanced Industrial and Organizational Psychology	3	1. Environment and Biology Safety Management	3
	2. Prevention of Fire, Explosion and Release of Toxic Substances	3	2. Occupational Health Management	3	2. Electrical and Mechanical Safety Management	3
	3. Hazard Identification and Risk Assessment	3	3. Ergonomics	3	3. Research Project 2	6
	4. Industry and Environment Law	3	4. Chemical and Radiation Safety Management	3		
			5. Research Project 1	4		
Total Credit Hour		12		16		12

【出典：DOSH】

(3) NIOSH による労働安全衛生教育

NIOSH が運営する研修事業は、プログラム数の拡充とともに、受講者も年々増加しており（年間受講者約 13 万人、コース約 5,700）マレーシアにおける研修事業を牽引している。

プログラム数や受講生の増加に伴い、NIOSH 職員は、受講者に対する十分な指導技術と実績を蓄積してきていると考えられるが、現状では、研修プログラムの多くが基礎的な技術や事項を対象としているため、高度な教育指導が実施できる専門家の育成が課題である。NIOSH は、これまで職員の技術力向上に向けて、コンサルティングサービスや調査研究事業等を開始するなど改善に取り組んできたが、その技術水準は日本や他の先進国に比べると低い状況にある。

NIOSH の建設分野における研修は、法律の規定に基づく安全衛生責任者の研修(22 日間)や、同じく、法律の規定で求められている現場安全管理者の研修(10 日間)を実施している。また、NIOSH、CIDB の他に、DOSH が認定している多くの民間研修機関が存在している。

その他、クレーン操作、足場等の技能証明書取得のための研修は、現在、NIOSH では実施しておらず、民間の研修機関等が実施している。民間研修機関が実施する研修内容は、新たに研修が設けられる際には、NIOSH が事前に評価を行い、その評価結果を受けて DOSH が認定している。

(4) 建設分野の労働安全衛生教育

建設分野の研修は CIDB が担当しており、CIDB も NIOSH と同様に研修機関（Academy for Construction）を有している。CIDB は基礎的なスキル研修を行うとともに、さらにアカデミックな研修も実施している。

安全衛生責任者（SHO）は、工事現場で OSH を担当する者に求められる証明書として DOSH の要求事項に記載されており、1997 年の Occupational Safety and Health (Safety and Health Officer) Order 1997 に規定される条件を満たす工事等において、建設セクターに限らずその配置が義務付けられている。

この安全衛生責任者は、政府に雇用される場合や建設会社の社員である場合など、様々なケースがある。建設分野の研修事業を主に担当している CIDB においても安全衛生責任者の研修を行っており、CIDB の研修を受講した受講生は、DOSH より証明書を受領し、安全衛生責任者として登録される。この他にも NIOSH と同様に現場安全管理者の研修も行っている。また、CIDB の研修機関

では、クレーン操縦、溶接作業、足場作業を行う作業員になるための研修を行っている。

5.4. 資格・検査制度

(1) 資格制度

労働安全衛生活動従事者を対象とした資格は、下記の 12 種類である。また、DOSH の Web サイトには資格保有者のリストが公開されている。

- 査定士 (Assessor)
- 公認ガス検査士/導入監督官 (Authorized Gas Tester /Entry Supervisor)
- 衛生技術者 I (Hygiene Technician I)
- 衛生技術者 II (Hygiene Technician II)
- 室内空気品質査定士 (Indoor Air Quality Assessor)
- 認定リフト技師 (Lift Competent Person)
- 認定重大危険事象取扱技師 (Major Hazard Competent Person)
- 認定騒音技師 (Noise Competent Person)
- 責任者 (Responsible Person)
- 産業医 (Occupational Health Doctor)
- 安全衛生責任者 (Safety and Health Officer)
- 現場安全管理者 (Safety Site Supervisor)
- 蒸気/内燃機関エンジン技術者 (Steam/Internal Combustion Engine Engineer)

(参考 : <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/competency/competent-person-01/competent-person-info>)

以下に現場での労働安全衛生に関する資格である「安全衛生責任者」「現場安全管理者」の概要を示す。

■ 安全衛生責任者 : Safety and Health Officer (SHO)

(参考 : <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/oyk-sho>)

a) 概説および責務

OSHA1994 第 29 条第 3 項に基づき、安全衛生責任者 (SHO) は、職場での労働安全衛生の遵守を確保する目的でのみ雇用されるものとされている。安全衛生責任者 (SHO) は、OSHA1994 第 29 条第 4 項において、その資格を有する者とするか、または官報で告知することにより随時、大臣が定める訓練を受けた者でなければならない。

また、労働安全衛生 (安全衛生責任者) 規則 1997 年 8 月 22 日において、同規則に明示されているクラスまたは種別の産業に従事する雇用者が、職場の安全衛生に関する事項を管理する目的で安全衛生責任者 (SHO) を雇用することを確実にすることが明記されている。安全衛生責任者 (SHO) の職務は、同規則に概説されており DOSH 局長に登録されていない限り安全衛生責任者 (SHO) として行動してはならないと定められている。

b) 根拠法

Regulations: Regulation 7, of Regulation of Occupational Safety and Health (Safety and Health Officer) 1997, SHOR1997

Guidelines: Guidelines for Safety and Health Officer

c) 登録資格要件

安全衛生責任者（SHO）の資格を得るためには、下記の要件を満たす必要がある。また、安全衛生責任者（SHO）として現場で行動するためには、労働安全衛生局への登録が義務付けられている。

- ・ 労働安全衛生における学位の取得者、もしくは DOSH が認定する専門機関等において同等の資格を有する者。
- ・ DOSH が認定する OSH に関するトレーニングコースを修了、また、そのコースもしくは同等のコースの試験を通過した者で、少なくとも労働安全衛生分野において 3 年の実務経験を有する者。
- ・ 労働安全衛生分野において、少なくとも 10 年間の実務経験を有する者。または、
- ・ OSHA の第 29 条第 4 項に従い随時定められた研修の受講者や、技能資格を所有する者。
- ・

d) 主な役割

安全衛生責任者の基本的な責務は、OSH (Safety and Health Officer) Orders 1997 に規定されている。以下に概要を示す。

- ・ 作業場で雇用されている労働者等へ健康と安全のために取るべき措置について、作業場の雇用者や責任者に対して助言を行う。
 - ・ 作業場で労働する労働者へ身体的な障害をもたらす性質のある事項の測定を行うために作業場の検査を行う。
 - ・ 作業場で生じた事故、危険要因、危険事業、職業病または中毒に関する調査を実施する。
 - ・ 雇用者もしくは安全衛生委員会の補助を行う。
 - ・ 安全衛生委員会の議長として行動する。
 - ・ OSHA 1997 および規則に基づいて職務を遂行される対策において効率的かつ効果的な効果検証に向けて、安全衛生委員の検査を補助する。
 - ・ 作業場で生じた事故、危険要因、危険事業、職業病または中毒に関する時計データの収集、解析、維持を行う。
 - ・ OSH に関して雇用者や責任者から指示を受けた職員の業務を補助する。
- その他、安全衛生責任者は毎月 10 日までに雇用主に報告書を提出する必要がある。

e) 有効期限

DOSH への登録の有効期限は 3 年間である。また、安全衛生責任者の登録は、SHOR1997 に規定されている要件を満たす場合に、DOSH はその登録を取り消すことができる。また、DOSH はいくつかの理由で登録を拒否する権利を有している。

f) 安全衛生責任者の配置が必要となる要件

工事や事業所等における安全衛生責任者の配置要件は、1997 年の Occupational Safety and Health (Safety and Health Officer) Order 1997 に規定されている。次の規模、又は記載された業界の雇用主は、安全衛生責任者を雇用する必要がある。

- (a) プロジェクトの総契約価格が 200 万リンギットを超える建築物工事等

- (b) プロジェクトの総契約価格が 2,000 万リングを超える土木建築工事
- (c) 100 人以上の従業員を雇用している船舶建物
- (d) 100 人以上の従業員を雇用しているガス処理活動または石油化学産業
- (e) 100 人以上の従業員を雇用している化学工業または同盟産業
- (f) 100 人以上の従業員を雇用しているボイラーまたは圧力容器の製造活動
- (g) 缶詰、打抜き加工、せん断加工または曲げ加工が施されており、100 人以上の従業員を雇用している金属産業
- (h) 切断、鋸引き、計画または成形、またはサンディングまたはピーリングまたは上記の任意の組み合わせがあり、100 人以上の従業員を雇用している木工業
- (i) 100 人以上の従業員を雇用しているセメント製造活動、そして
- (j) (f) ~ (i) に規定する製造活動以外の他の製造活動、従業員 500 人を超えるもの

なお、元請の建設会社の安全衛生責任者は、元請建設会社の契約に従ってすべての工事の労働安全を監視する必要があり、同時に、すべて関連工事の安全責任者へ指示する権利を有する。彼らは、また、安全衛生委員会の設置も義務づけられている。

■ 現場安全管理者 : Safety Site Supervisor(SSS)

(参考 : <http://www.dosh.gov.my/index.php/en/oyk-sss>)

a) 概説および責務

元請業者は、1986 年[BOWEC]工場および機械（建築工事および工事施工）（安全）規則 25 条第 1 項に基づき、現場の建設活動における安全監督のために現場安全管理者の任命が義務づけられている。現場安全管理者の職務は、

- a) 建設現場での危険状態を点検し是正する
- b) 不安全行動・慣行を改善する
- c) 下請け業者の作業において法令や規則の遵守を確認することで遵守を徹底する
- d) 下請け業者の作業の安全性に関して、規則 26 条に基づいて指名された請負業者の安全監督者との密な連絡。

規則 25 条第 2 項 BOWEC は、現場の安全管理者は、第 3 項および第 4 項に規定する職務を遂行する能力のある者でなければならないとしており、DOSH 局長が認定した資格と建設現場の監督として少なくとも 2 年間の実務経験が必要である。現場安全監督者の能力に関して、DOSH は、現場安全管理者は DOSH または NIOSH に登録された指導者が実施した現場安全管理者コースを終了した者でなければならないとしている。

b) 根拠法

Regulations: Regulation 25, of Regulation of the Factories and Machinery (Building Operations and Works of Engineering Construction) (Safety)

c) 登録資格要件

現場安全管理者（SSS）の要件は、DOSH に認定された研修機関にて現場安全管理者研修を終

了し、NIOSH またはその他 DOSH に認定された他の機関等において実施された試験を通過した者としている。また、DOSH の Web サイトでは、現場安全管理者として DOSH に登録する際の要件として、下記の事項が記載されている。

- A. 工学、建築または建設関連の卒業証書を持ち、DOSH に登録された訓練センターの現場安全管理者コースに参加し、NIOSH または DOSH が認定した現場安全管理者試験に合格したマレーシア国民。または、
- B. 建設現場監督または工事現場責任者として少なくとも 2 年間の経験を有し、DOSH に登録された訓練センターの現場安全管理者コースに参加し、NIOSH または DOSH が認定した現場安全管理者試験に合格したマレーシア国民。または、
- C. 建設現場の監督者または建設現場責任者として少なくとも 10 年間の経験を有する者、もしくは NIOSH または DOSH が認定した施設が管理する現場安全管理者試験に合格したマレーシア国民。

DOSH は現場安全管理者の登録のために、その他いくつかの追加の要件を公式に設けている。追加された登録資格要件は、

- D. NIOSH で安全衛生責任者 (SHO) の試験に合格したが、まだ 3 年未満の経験のために SHO として登録されていないマレーシア国民
 - i. 建設分野で少なくとも 12 ヶ月の経験があること。または
 - ii. 現場安全監督者 (SSS) コースからモジュール 6 (建設安全) を終了している。または
 - iii. CIDB が実施した現場安全管理者講座を終了している。
- E. 少なくとも OSH の学位、または担当局に認定された専門機関もしくは関連機関により同等の資格を有するマレーシア人であり、追加要件は、
 - i. 建設分野で少なくとも 6 ヶ月の経験があること。または
 - ii. 現場安全管理者 (SSS) コースからモジュール 6 (建設安全) を終了している。

ただし、追加登録は承認された期間中のみ一時的に有効であり、局長が定める規定に従って取り消すことができる。また、追加要件に基づく SHO と SSS の登録証明書を同時に保有することはできないと規定している。

(2) 検査制度

労働安全衛生に係わる現場における検査は、人的資源省の職員が実施しており、労働全般に関わる検査を労働局の労働監督官が担当し、労働安全衛生に関する検査は、DOSH に所属する安全衛生監督官が実施している。

DOSH には、現在 1,085 名の労働安全衛生監督官が在籍しており、そのうち約 200 人が本局、残り監督官は州事務所に配置されている。ILO 第 81 号において監督官は公務員であることが定められているため、監督官の不足という課題に対して、マレーシアでは 2020 年に向けて監督官の人員を拡充する目標を掲げている。ただし、機械検査の強化を図るため、機械関係の検査についてのみ、その一部を外部委託する新しい基準を現在検討している。

現場における労働安全の検査は、DOSH が導入している「SMBF」と呼ばれる検査マネジメントシステムを用いて行われる。同システムにおいて、現場検査用のチェックリストが整備されてお

り、各現場の作業内容に応じたチェックリストに基づいて、DOSH の労働安全監督官が現場にて検査を行っている。

その結果は、同システムに入力され、直ちに本部へ報告される。DOSH 本部は、監督官から報告された結果を分析し、改善案や新たな施策の立案を行っている。また、検査結果により、建設現場は 5 段階（A、B、C、D、E）の評価を受け、評価結果に従って、高評価（A,B）の現場の検査頻度を軽減し、低評価（C,D,E）の現場の検査頻度を高める等の対応を行っている。

DOSH の安全衛生監督官は、現場において不安全行動等を発見した際には、即座に改善勧告や、工事中止命令、警告レターを発出することができる。

5.5. 事業場の安全衛生対策

事業場における安全衛生対策は、OSHA1994 に規定されている。また、公共工事における安全衛生対策は、Factories and Machinery (Building Operations and Works of Engineering Construction) (Safety) Regulations 1986 に規定されている。

5.6. 建設現場の安全衛生対策

マレーシアでは、建設分野の工事契約における職場の安全衛生の確保の責任は、雇用者が負っており、OSHA1994 では、雇用者は直接雇用者または主要雇用者、またはその両方として定義されている。また、すべての国際的プロジェクト、または現地プロジェクトは、OSHA1994、FMA1967、および建設活動に関するその他の法的要件を遵守しなければならない。マレーシア国内企業には、IJM、JOHAWAKI、Sunway Construction など OSH 要件を満たす多くの地元請負業者がある。これらの会社は、全国 OSH 優秀賞を授賞し OSH 管理システムの認定を受けている。

政府案件において、建設会社は、現場の安全確保のための管理が義務づけられているが、工事予算を鑑みた際に、大企業が通常、各々の現場に安全衛生責任者や安全チームを配置しているのに対し、中小企業等は、安全確保にコストを要するとの考えから OSH 活動に消極的な建設会社が多いと考えられている。

建設現場に従事する労働者は、CIDB の研修により得られるグリーンカード（証明書）の取得が義務づけられており、このグリーンカードは、外国人を含むすべての労働者が現場で保持しなければならない。グリーンカードは、基礎的な講習（1 日で取得可能）を受講することで受領可能であるが、講習の内容は、労働者が最低限求められる安全意識の研修のみであり、労働者に対して十分な安全教育は行われてない状況にある。そのため、CIDB では、建設会社の安全意識の向上を図るため、キャンペーンの実施や公共事業省に対して安全対策費をすべての工事の費用（Bill of quantities）に含める提案も行っている。また、建設機械（タワークレーン、モバイルクレーン等）の検査等においては、DOSH の経験・見解に基づいて、トレーナーが指導を行っているが、機械検査のトレーナーを育成するための適切なガイドラインや、研修内容・方法などが不十分な状況にある。

CIDB は、公共事業省が所管する工事において、DOSH が実施する検査とは別に、現場での安全確認を実施しており、労働者の安全確保の状況を確認し事故等が確認されれば DOSH へ報告を行って

る。CIDB は、SHASSIC (Safety and Health Assessment System in Construction : 以降、アセスメントと称す)と呼ばれるシステムに基づいて工事現場の OSH に関するアセスメントを行っている。アセスメントは社外の専門家が実施しており、現在、約 35 名の評価者がいる。

CIDB は、不安全行動等を確認した場合においても改善させる権限を有しておらず、建設会社に対して改善のアドバイスや評価結果の通知等のみを行っている。また、建設現場の評価結果が、悪い場合でも、CIDB は建設会社にペナルティーを課す権限も有していない。今年度は本アセスメントを 100 の企業に実施予定であるが、対象企業 16,000 社に対しては非常に少ない状況にある。

本アセスメントは、政府や産業界がアイデアを出して実現した取り組みである。この取り組みの他、建設業に携わる関係者（コントラクター、デベロッパー、政府（PW）、その他関係機関等）が一同に介し会議やワークショップも行なっており、建設業の OSH 環境の改善に向けて取り組んでいる。また、公共事業省と CIDB は定例会合も行っている。

なお、DOSH が行う検査においては、OSH に関する法令違反や現場の不安全行動等が放置されている場合に、DOSH は工事を中断することができる。

CIDB に登録している企業は、会社の規模等に応じて 7 つのランク（G1～7：G7 が上位）に格付けされており、すべてのランクの工事契約図書に、SHASSIC の実施が記載されている。ただし、実際には、対象企業数が膨大であるため、大規模工事のみアセスメントを実施している状況である。特に、CIDB では、低ランク（G1～G5）の建設現場の安全が十分確保されていないと考えており、建設分野における事故減少に向けて改善が必要な状況にある。

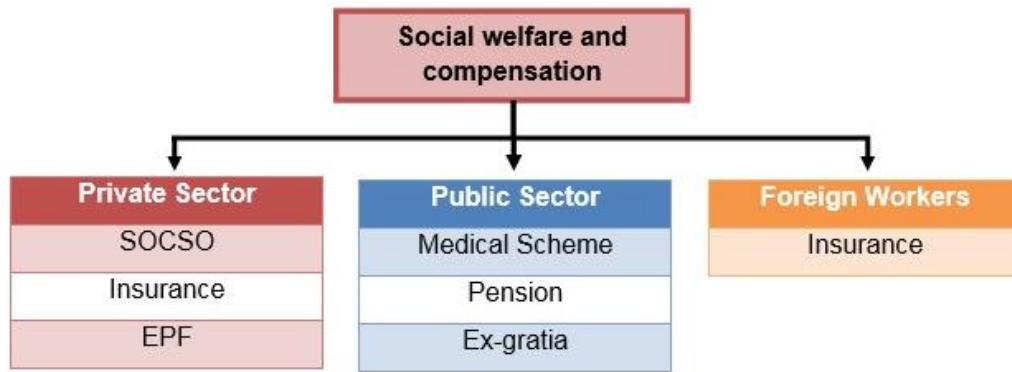
5.7. 労働災害補償制度

マレーシアでは、社会保障施策全般を所掌する連邦レベルの省庁は無く、保健省や政府関係機関等が分掌している。労災保険に関する保障制度は以下の法律に規定されている。現在の公的な労災保険は、対象者が限定されている。

- Employees' Social Security Act 1969（被用者社会保障法：SOCSO）
- Workmen's Compensation Act 1952（労働者災害補償保険）

労働災害発生時における労働者への各種保障制度を以下に示す。

- 特別恩給制度（Ex-Gratia Compensation Scheme）
- 雇用者傷害保障制度（Employment Injury Scheme）
- 死傷者保障制度（Invalidity Scheme）
- 雇用者傷害保険制度（Employment Injury Insurance Scheme）
- 外国人労働者保障制度（Foreign Workers Compensation Scheme）



※EPF: 年金制度（従業員積立基金制度）

図 5.2 セクター別労働者に対する保障 【出典：DOSH】

マレーシアの社会保障制度には、マレーシア人向けと外国人労働者向けの2つの種類がある。外国人労働者向けの社会保障は、旧法令（1952年）に基づいており、外国人の労働災害の統計を扱っているのは、人的資源省の労働局である。DOSHの活動においては、外国人労働者や非公式な入国者であっても、労働安全衛生という面においてはマレーシア人の労働者と同様に扱われるとされている。なお、マレーシア人向けに提供されているSOCSOの労働災害補償制度は、通勤災害もカバーしている。

近年は、通勤時の事故が増加しており問題になっている。マレーシアの労働者の多くはモーターバイクで通勤しており、彼らの約7割以上が通勤中に事故に遭っている。そのため、SOCSOは、NIOSHと協働しモーターバイクの安全な乗車に関する研修を実施しているが、多くの企業が、時間や予算の不足により、労働者に対して本研修を受講させられない状況にある。

マレーシアの労働力人口の約15%を占める非熟練外国人労働者に対しては、民間保険会社が提供する特別な労災保険が用意されている。これらの外国人労働者については、SOCSOの保障制度の適用外とされており、2015年時点でその是非について政府内で検討が行われている。使用者は、外国人労働者の労働災害をカバーする外国人労働者補償保険への加入が義務付けられている。

5.8. 事業所、建設現場における外国人労働者への（労働安全衛生行政の）適用状況、課題等

マレーシアでは、外国人労働者においても、マレーシア人の労働者と同様にOSHA 1994, FMA 1967を遵守する必要がある。また、同法の定める規則において、マレーシア人と外国人労働者は平等に扱われるとされている。外国人労働者が法令又は規則に違反した場合は、それに応じて措置が講じられ、告訴等が課せられる可能性がある。緊急の危険や安全性低下の恐れがある場合には、作業停止命令が出される。

また、外国人労働者の労災補償は、前述のとおり1952年の古い法律に準拠しており、SOCSOが管理している統計データの対照外である。マレーシアでの労働災害の発生要因の一つに、労働者の多くが外国人労働者（移住者・不法入国者）であることが認識されているが、それを証明できる統計データが収集できていない状況にある。

5.9. 当該国に進出する外国企業（日系企業含む）への適用状況、課題等

マレーシアでは、外国企業においても、前節と同様に、マレーシアの国内企業と同様に OSHA 1994, FMA 1967 and regulations が適用され、同様に遵守する義務がある。また、同法の定める規則等において、マレーシア企業と外国企業は平等に扱われるとされている。

6. マレーシア 労働安全衛生における他国との連携

6.1. 外国人労働者への労働安全衛生普及対策

前述の通り、マレーシアでは、外国人労働者においても、マレーシア人の労働者と同様に OSHA 1994, FMA 1967 を遵守する必要があるとあり、同法の定める規則において、マレーシア人と外国人労働者は平等に扱われている。しかし、外国人労働者に対する労働安全衛生ルールの指導においては、外国人労働者とのコミュニケーションの困難さや彼らの指示の理解度の低さの問題が指摘されている。

6.2. 他国への協力実績、協力の可能性

マレーシアは、労働安全衛生分野において ASEAN-OSHNET、OIC-OSHNET、JICA、ILO との国際機関との連携により、これまでミャンマー、ラオス、ベトナム、カンボジア、タイ等を対象に協力を実施した実績がある他国への協力実績と概要を以下に示す。

■ アジア太平洋 OSH (APOSHO)

マレーシアは、APOSHO のメンバーであり、APOSHO は地域における OSH に関するベストプラクティスとプログラムを向上させる効果的なネットワークの構築を目的としている。マレーシアは、2020 年に開催を予定する第 35 回アジア太平洋労働安全衛生機構年次会議(APOSHO)のホスト国となっている。

■ マレーシアと ILO との協力活動

マレーシアは国際労働機関(ILO)と協力し、さまざまな会議、セミナー、ワークショップに参加している。ILO はまた、同国で開催される教育訓練プログラムを支援する専門家と助言を提供している。

■ ILO-国連開発計画

DOSH は ILO-UNDP と協力して、職場でしばしば同時発生する暴力とストレスの問題に対する総合的な職場対策を提供することを目的とした「職場におけるストレスと暴力を防止するための指針」を策定した。

■ ASEAN - OSHNET

OSH 分野における ASEAN(東南アジア諸国連合)諸国間の地域協力は、1976 年に発足した ASEAN-OSHNET(ASEAN 労働安全衛生ネットワーク)である。ASEAN 内で情報を収集発信し、労働条件・環境を改善するための研究と研修活動を営む地域センターを設立するよう推奨されている。ASEAN-OSHNET の活動は 7 つの主要分野で構成され、7 ヶ国の加盟国がプログラム・エリア・コーディネーターとして任命されている。

マレーシアは基準策定活動の調整担当国である。OSHMS に関する中小企業向け案内書は、2010 年 4 月に作成を終え、アセアン加盟国はそれぞれ自国内でこれを実施することで合意した。同案内書は、マレーシアの DOSH、日本の厚生労働省、日本の中央労働災害防止協会の共同努力により作成されたものである。

■ マレーシアと JICA の協力（DOSH における安全衛生管理改善プロジェクト）

その他の国際協力事業には、政府間の取り組みによる政府間の連携を重視したマレーシアと JICA の協力事業があり、2007 年から 2012 年まで実施された。同プロジェクトには、中小企業における安全と建設工事における安全という 2 つのモジュールが含まれている。

■ マレーシアと JICA の連携：第三国技術プログラム（TCTP）

DOSH は、第三国技術プログラム（TCTP）も主催している。このプログラムは、DOSH、外務省、日本の国際協力事業(JICA)によって共同で開催された。

TCTP は、過去 3 年間（2013 年から 2015 年）に、ラオス人民共和国、ミャンマー、ベトナムの建設分野の安全性を目的として開催された。現在、外務省と JICA は、2016 年から 2018 年にかけての 3 年間について同 TCTP を更新することに合意しているが、これを建設分野の安全性だけでなく中小企業（SME）における安全性にも拡大し、カンボジアにも参加を呼びかけている。これまでの実績として、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムから 121 名が参加し、TCTP プログラムの研修を受けている。

■ マレーシアによる技術協力事業（MTCP）

MTCP は、途上国/ASEAN/OIC と OSH 分野における専門知識と経験を共有するとともに、マレーシアと他の MTCP 諸国(ASEAN 諸国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、その他の国々（バングラデシュ、ブータン、スリランカ、スーダン、ウガンダ、エジプト、ケニア、モルディブ、ナイジェリア、パレスチナ、スワジランド、ウズベキスタン、ザンビア）との二国間関係を強化することを目的として実施されている。

最新のプログラムは、ASEAN、OIC、アフリカ諸国の参加により、2016 年 7 月 25 日から 8 月 5 日まで開催された。2009 年以降これまでに 7 回の MCTP プログラムがマレーシアの DOSH により開催された。このプログラムには 23 カ国から合計 115 名が参加した。

■ イスラム協力組織（OIC）

OIC 労働安全衛生ネットワーク（OIC-OSHNET）は、イスラム諸国職業教育訓練プログラム（OIC-VET）の枠組みの下における、国境を越えたネットワークプロジェクトである。OIC-OSHNET は、専門家間の労働安全衛生問題に関する情報と経験の体系的な共有、OIC 加盟国における労働安全衛生への意識の醸成、この地域におけるサービス品質の向上を目的として設立された国際ネットワークである。

このほか、OIC 加盟国の職場の安全衛生に関する未解決のニーズに対処し改善方法を探るために、労働安全衛生能力向上プログラム（OHSCaB）が 2010 年初めに開始された。この枠組みの中で、同センターは、OIC 加盟国の労働安全衛生機関のニーズと能力に応じて、労働安全衛生に関する短期研修講座を組織している。

6.3. 日本の協力との補完性、優位性等

(1) マレーシアの OSH 分野における現状

マレーシアは、ILO の主要な条約に批准しているとともに、法体系・組織体制・監督官制度などを整備し、労働災害の減少に向けて積極的な取り組みを行ってきた。また、マスタープランの段階的な施行により労働災害も着実に減少してきている。現在の事故率は、横ばいになっているものの、労働災害の更なる減少に向けて 2020 年を目標とする新たなマスタープランの施行に着手した。一方で、横ばいに推移する事故率を減少させることが、従来の手法では困難な段階にきている上、近年では、通勤災害などの現場外の労働災害や、職業病の増加等の新たな問題も顕在化し始めている。また、労働安全行政の執行においては、外国人労働者を初めとする多く労働者の安全意識の低さにより、政府が実施する労働災害減少や予防文化の醸成の取り組みに対して成果が得られにくい環境にある。

そのため、マレーシアは、従来の手法に依存することなく、現場の課題を広範囲かつ詳細に分析し、解決・改善する必要があると認識しており、また、そのために先進国の好事例から新しい手法や技術を習得する必要があると考えている。

労働災害の現状把握において、現在のマレーシアの統計データは、3つの機関から収集されたデータを統合して運用していることから、新たな課題に対して分野横断的な分析を実施することが困難な状況にあり、統計データの収集方法や分析手法等の改善が急務である。外国人労働者に起因する労働災害への対応の必要性も認識されてはいるが、十分な統計データが収集されておらず具体的な対策が講じられて無い状況にある。

法制度の執行においては、監督官制度を構築し、労働全般、安全分野における基礎的な検査体制や罰則は整備されているが、監督官数の増加に向けた指導者の育成や、監督官の OSH 技術の高度化、また、衛生専門技術者の強化などの課題を有している。

以上のように、マレーシアが掲げる予防文化醸成に向けた新たなマスタープランを成功させるためには、解決すべき課題を依然多く有しており、マレーシアが日本に対して OSH 分野における協力関係の強化を望む大きな背景になっている。マレーシアは、日本と同等の国土面積を有し、シンガポールと同様に多くの外国人労働者を抱えている状況にあり、政府の意思決定が現場の労働者にまで浸透していく環境にあると考えられ、この点においては日本やシンガポールとも異なる課題を有している。第三国協力においては、以上のような状況を踏まえて、日本とマレーシア相互の優位性や好事例を踏まえて新たな協働体制を構築する必要がある。

(2) 第三国協力について

近年、マレーシアが展開している第三国協力 (Third Country Training Program) においては、ASEAN 加盟国への協力に加え、OIC-OSHNET (イスラム協力機構 –OSHNET) の加盟国に対しても積極的に協力を実施してきており、今後もその対象を拡大したい意向を有している。また、マレーシアは、OIC-OSHNET において、ASEAN-OSHNET のモデルをベースとして詳細な施策の立案等を行うなど、OIC の労働安全衛生を牽引する立場にあり、OIC の途上国に対しても支援国としてのプレゼンスを十分発揮している。但し、マレーシアが実施している第三国協力は、他国や OIC 等の機構から予算を得て実施しているため、マレーシア自身は第三国協力に対する予算を有していない課題がある。

前節に示した通りマレーシアは、自国の OSH 分野の発展に向けて先進国からの協力を望んでいる分野もあるが、一方で、マレーシアが第三国協力を通じて ASEAN や OIC の加盟国に対して実施してきた支援は、日本とマレーシアが第三国協力する上での、大きなアドバンテージになると考えられる。

また、日本人専門家の派遣が困難なイスラム圏等への支援実績や、NIOSH や SOCSO が研修施設を活かして、マレーシア NIOSH を拠点として日本の研修プログラムによる研修を行うことも可能であり、日本とマレーシアの専門家が協働して第三国の専門家への研修を行うことで、両国間が相互にメリットを得られる強い協力関係が構築できると考えられる。

(3) マレーシア政府に対する JICA からの支援プログラムについて

第三国協力における JICA との協働事業のポテンシャルを有するが、OSH 分野においてマレーシアが途上国支援を行うためには、更なる技術の向上が必要であると考えており、マレーシアの新たなマスタープランを背景とし、DOSH は日本政府に対して下記の項目の技術協力の要請を示唆している。

- マレーシア国内の OSH 担当者のキャパシティ・ビルディングを目的とした研修プログラムの計画、実施
 - 日本国内でのマスタープランの歴史や具体的な施策の内容や効果的な施行。
 - JNIOSH（労働安全衛生総合研究所）や JISHA との協働研究の深化
 - 他の先進国と日本の労働安全衛生文化についての習熟
- 第三国支援に向けた国内 OSH 専門家の能力向上、統計データの収集技術、調査・研究技術の向上
- 国民の基礎的な安全意識の向上に向けた取り組み
- 民間企業における労働安全衛生マネジメントや安全対策の自主的な取り組み

DOSH は、新たなマスタープランに着手したが、予防文化の国民や外国人労働者への定着に向けた具体的な施策の立案や施行についての経験が不足しており、JICA や厚生労働省、JNIOSH 等の日本の機関との連携を通じて、新しいマスタープランを着実に実行するための取り組みや技術の習得に高い関心を示している。

6.4. JICA とマレーシアとの連携による第三国協力にかかる留意点

労働安全衛生分野における第三国からの JICA への要請に対して、JICA とマレーシアが連携を図る際には、下記の留意点を踏まえて協力体制を構築する必要がある。

- ・ DOSH や NIOSH の職員は、労働安全衛生を所掌とする技術系職員で構成されており職員の基礎的な技術レベルは問題がないと考えられる。また、ASEAN、OIC からの研修生を指導した実績を十分に有するが、現状の研修内容は基礎的なカリキュラムが中心であるため、要請内容によっては日本側からの支援が必要である。
- ・ MOHR の監督官は、労働局と DOSH に所属しており、DOSH に所属する労働安全監督官の所掌は、現場における労働安全衛生である。その多くが安全を専門とする監督官であると考えられ、衛生を専門とする監督官は不足している状況にある。マレーシアを第三国協力のパートナーとする際

には、途上国の要請内容に応じて、衛生分野等においては日本からの支援が必要である。

- 現在マレーシアが実施している第三国研修は、途上国の OSH 技術者をマレーシア NIOSH に招聘して実施している。これまで DOSH や NIOSH の充実した研修施設を活かし、ASEAN、OIC 等の加盟国に対して実施した第三国研修の実績を多く有している。要請国への専門家派遣も可能であるが、マレーシアにおいても日本と同様に、イラク等の安全面に課題のある国は、現地への専門家派遣が困難であるため留意が必要である。
- マレーシアの途上国支援は、DOSH や NIOSH 職員が中心に実施しているが、国内の監督官需要への対応や専門知識を有する技術者の不足により、十分な人的リソースが確保できない可能性が考えられる。そのため、第三国研修の研修指導員の確保においては、日本、マレーシア双方の人材の状況を踏まえて講師の人数や研修スケジュールを検討しなければならない可能性がある。
- 日本は外国人労働者が非常に少ないことから、外国人労働者をマネジメントするノウハウがシンガポール等と比較しても少ない。日本の OSH 技術を、マレーシアや同様の課題を有する第三国に対して、より効果的に浸透させるためには、外国人労働者の課題を有するシンガポールやマレーシアのノウハウも取り入れて日本の OSH 技術を調整することも必要になると考えられる。外国人労働者の安全確保の観点からは、今後外国人労働者が増加する可能性のある日本国においても有用であると考えられる。
- 工業関連の職場・現場において、外国人労働者への安全衛生の指導において労働者の理解が不十分である点や、日常のコミュニケーションが円滑に図れないとの意見もあり、外国人労働者側の基礎的な技能や言語の問題に留意する必要がある。日本からマレーシア NIOSH へ専門家派遣を行う際にも、言語の問題等を踏まえて体制を整える必要がある。
- 今後、マレーシアが JICA と協働で第三国協力を積極的かつ継続的に実施するためには、マレーシアにおけるインセンティブを明確にしておく必要があり、JICA との協力を通じて、マレーシアに対して指導員や専門家の育成や、TCTP における予算の提供など、相互にメリットが得られる関係構築が必要である。

(以 上)

7.-8. シンガポール

7. シンガポールの労働安全衛生関連統計、法制度、行政体制

7.1. シンガポールの国情概要

7.1.1. 正式な国名

シンガポール共和国 (Republic of Singapore)



図 7.1 シンガポール共和国全図 (調査団作成)

7.1.2. 面積および人口

面積: 約 719 平方キロメートル (東京 23 区と同程度)

人口: 約 554 万人、うちシンガポール人・永住者は 390 万人 (2015 年 6 月)

7.1.3. 首都およびその緯度・経度

首都: シンガポール

緯度: 01.22N 経度: 103.55E

7.1.4. 年間の気象・最高気温・最低気温

日中最高気温平均: 31.1 度 日中最低平均気温: 24.8 度

平均湿度: 74.0% 年間降水量: 2,886mm

ー赤道の北 136.8 キロに位置するシンガポール 熱帯雨林気候に属し 1 年中高温で、最暑時期 4 月から 7 月頃まで 11 月から 1 月は季節風の関係で比較的しのぎやすく雨がやや多い。

気温 31~34°C、夜間の最低気温 23~26°C程度 湿度は年間を通じて高く、しばしば 100%に達する降雨はスコール性で短時間 激しい雷をともなうことが多い

7.1.5. 宗教および言語

宗教：仏教、イスラム教、キリスト教、道教、ヒンズー教

言語：国語 マレー語、公用語として英語、中国語、マレー語、タミール語

7.1.6. 通貨

シンガポール・ドル (S\$) (1 米ドル=1.37 シンガポール・ドル)：2015 年の期中平均値

7.1.7. 労働者数

表 7.1 シンガポール国の労働者数

(単位：千人)

産業別		全体	製造業	建設業	サービス業
市民権等の種別	ローカル	2,172.20	258.5	118.0	1,773.60
	外国人	1,321.60	281.8	359.0	676.40
合計		3,493.80	540.3	477.1	2,450.00

【出典；(独) 労働政策研究・研修機構 主要国の外国人労働者受け入れ動向】

ーシンガポール国独立当初から、低技能労働者に労働許可を、高技能労働者は雇用パスが与えられてきた 90 年代末まで、外国人労働者はこの二つのカテゴリーに分けられていたが、1998 年より三層 (P、Q、R) とそのサブカテゴリー (P1、P2、Q1、Q2、R1、R2) に細分化された 2004 年の Q2 パスの廃止とともに、S パスが創設された

参照：http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/singapore.html

7.1.8. GDP (2015 年シンガポール統計局)

名目 GDP：292,739 百万米ドル

一人当り名目 GDP:52,888 米ドル

実質 GDP 成長率：2.0%

7.1.9. 経済関係 (2015 年)

ー2002 年 11 月 日本・シンガポール経済連携協定締結 (JSEPA：日本初の EPA)

2007 年 9 月 同協定の改正議定書が発効

ー対日貿易

・輸出入ともに、電子機器・電子部品が主要品目

・貿易額 (日本財務省統計)

輸出：9,570 億円 輸入：24,030 億円

ー直接投資 (単位：百万ドル) (ジェトロホームページ)

対内直接投資：1,937 百万ドル 対外直接投資：6,500 百万ドル

7.1.10. 日本の援助実績

表 7.2 わが国の 直近 5 カ年の対シンガポール援助形態実績（年度別）

（単位：百万ドル）

年度	無償資金	技術協力	合計
1994 年度	—	13.56	13.56
1995 年度	—	13.53	13.53
1996 年度	—	8.54	8.54
1997 年度	—	3.08	3.08
1998 年度	—	2.27	2.27

【出典：外務省 HP】

ー日本とシンガポールは、シンガポール国独立の翌年、1966 年に外交関係を樹立。日本のシンガポール向け ODA も同年スタートしたが、シンガポールは日本や国際社会の援助を活用しつつ、著しい経済成長を遂げ、1998 年「援助卒業国」となった。これを機に日本のシンガポール向け ODA は終了、現在は日本とシンガポールとが連携、両国で蓄積された技術、知見を他の開発途上国に伝える共同事業「JSPP2011」等を行っている。

- ・有償資金協力：127.4 億円（1972 年度まで、以降なし）
- ・無償資金協力：31.17 億円（1987 年度まで、以降なし）
- ・技術協力：215.92 億円（1998 年度まで、以降なし）

【出典：外務省 平成 28 年 11 月 28 日およびジェトロ国別情報】

【 備 考 】

ーシンガポール国の一般事情、政治体制：

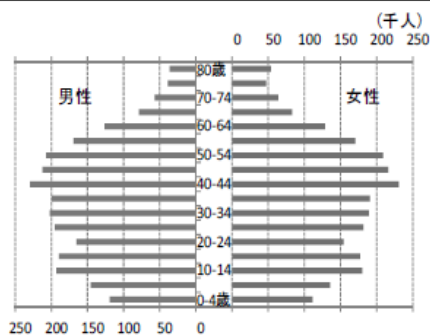
- ・シンガポールの第一次産業は盛んでなく、石油、天然ガス、石炭といった天然資源を保有しない。原材料等は輸入せざるを得ず、外資導入による輸出指向の強い経済構造で、外部依存性が高い
- ・総人口約 554 万人（2015 年）、2001 年から約 33%増加している。海外からの流入により、総人口の増加率が居住者の増加率を上回っている
- ・年代別では、2012 年には、2000 年と比べ、15 歳未満の割合が 21.9%から 16.4%に減少、65 歳以上の割合が 7.2%から 9.9%に増加している。少子・高齢化への対応策が政府の政策課題となっている
- ・シンガポール政府の各種施策は、歴史的、地理的、あるいは経済的なシンガポール国固有の条件を前提とするものが多い。すなわち、地理的要因、限りある資源等のなか、国家を運営するため、効率化を目指す施策がとられ、その方針のもと、労働者の権利は制限され、労使関係も協調性が重視される労働政策が展開された。その結果、現在、三者主義(Tripartism)と呼ばれる調和のとれた労使関係が基軸となっている。三者、すなわち政府、労働組合、使用者団体の協調により、良好な労使関係が保たれ、経済成長を維持、低い失業率や新規雇用の創出につながっている

- ・労働安全衛生に係る施策方針として、まずルールを作り、それを順守すれば、一定の安全は確保される、そのうえで自己の身を守るべしという流れである。それでもやはり事故は発生するが、それはベストプラクティスで埋め、形の上での安全文化を醸成して行くとしている

ーシンガポール国人口の内部構成：

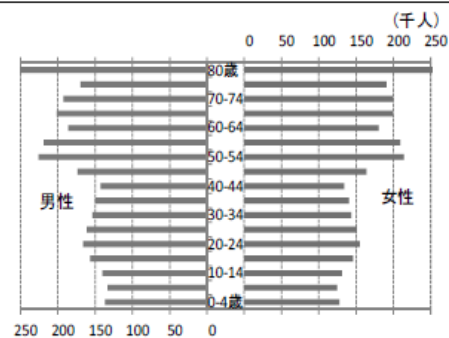
- ・人口 560 万人のうち、300 万人がシンガポール人、90 万人が旧来からの永住外国人で、残り 160 ~170 万人が外国人労働者等である
- ・シンガポール人のうち、70%が中華系、10%がインド系、残り 20%がマレーシア系

人口ピラミッド (2010 年)



資料出所：国連 World Population Prospects the 2010
より国際課作成（厚生労働省）

人口ピラミッド (2050 年)



資料出所：国連 World Population Prospects the 2010
より国際課作成（厚生労働省）

図 7.2 シンガポール国の人口ピラミッド図

7.2. 労働災害発生状況、労働災害・職業病統計

(1) 労働災害死亡者数（2004-2013）

シンガポール政府が、2005年よりあらたにスタートした「労働安全衛生戦略（WSH-2015）およびこれにつづく労働安全衛生戦略（WSH-2018）」は、職場の労働者死亡者割合の減少に大きな成果をおさめた。すなわち、2004年の10万人当たり死亡者割合4.9が、2013年には2.1に、死亡者絶対数も2004年の83人から、2013年には59人に減少した。（図7.3参照）

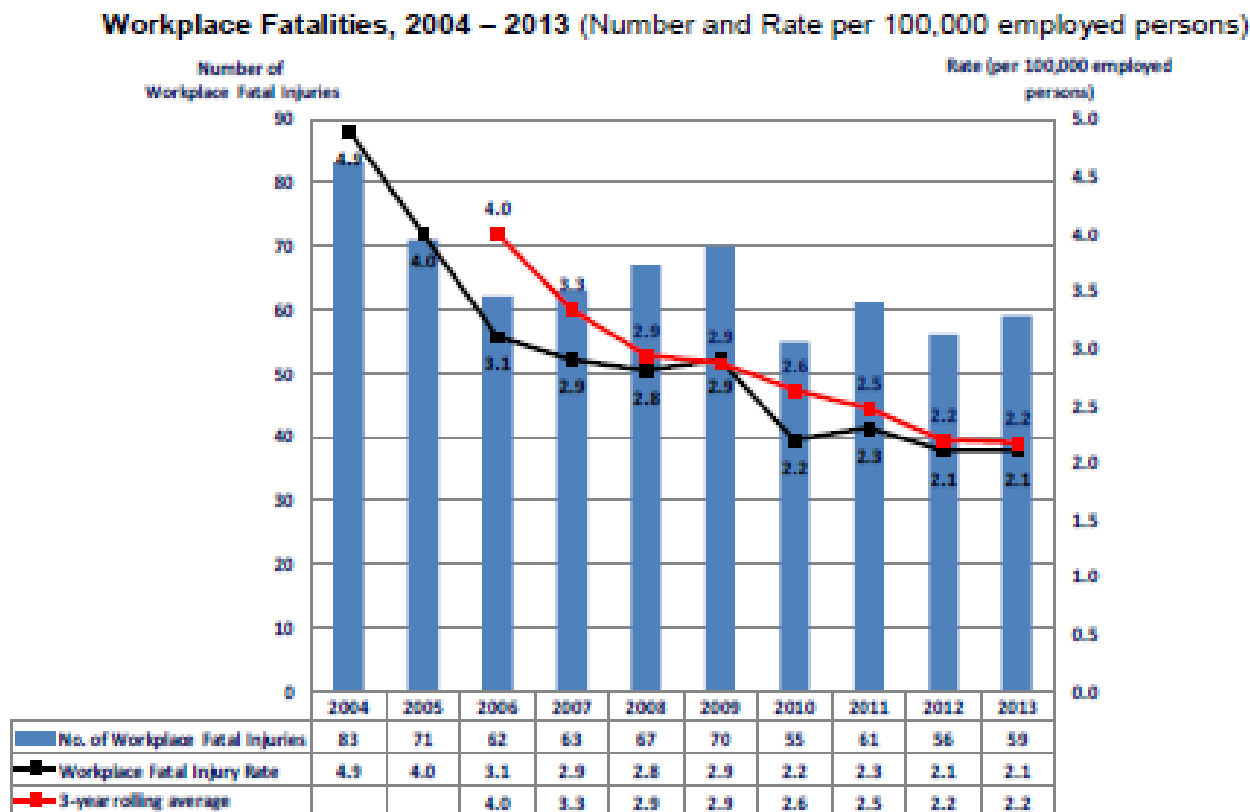


図 7.3 職場における労働者死亡数および労働者 10 万人当たり死亡者の割合（2004-2013）

【出典：Ministry of Manpower, Singapore】

[Note]

The WSH (Incident Reporting Regulations) was enacted in 2006. Prior to 2006, the Factories Act was in force and covered only industrial accidents. For comparison purposes, statistics pertaining to workplace fatalities before 2006 were estimated using work injury compensation data.

ー建設業セクターでは、2012年の死亡者数26人が増加、2013年には33人の最高死亡者数を記録、他方海運業セクターは2012年の6人が3人に、製造業セクターは2012年の12人が6人に減少、概して建設業以外のすべてのセクターでは減少傾向がみられた。

表 7.3 産業別および事故要因別死亡者数（2012/2013）

Industry	All	Construction	Marine	Manufacturing	Agriculture & Related Services Activities	Water Supply, Sewerage & Waste Management	Wholesale Trade	Transportation & Storage	Logistics & Transport
Total	59(56)	33(26)	3(6)	6(12)	1(0)	0(1)	1(0)	6(7)	4(7)
Falls	17(17)	11(10)	0(2)	0(1)	1(0)	0(0)	1(0)	0(1)	0(1)
Falls from Heights	14(14)	11(0)	0(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(1)
Slips, Trips & Falls	3(3)	0(1)	0(1)	0(1)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)
Collapse/Failure of Structure & Equipment	10(4)	7(1)	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(2)	1(2)
Struck by Moving Objects	9(6)	6(3)	1(0)	0(2)	0(0)	0(1)	0(0)	1(0)	1(0)
Electrocution	5(2)	1(1)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(1)
Caught In/between objects	5(6)	2(1)	0(1)	1(4)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)
Crane-related	4(5)	4(3)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(1)
Collapse of Crane	3(1)	3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Fires & Explosion	2(3)	1(0)	0(0)	1(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Struck by Falling Objects from Heights	1(3)	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)
Drowning	1(3)	0(0)	0(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)
Suffocation	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Exposure to/contact with biological materials	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Cave-in of Excavation, Tunnel, etc	0(2)	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Collapse of Formwork/Failure of its Supports	0(3)	0(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Strike Against Objects	0(1)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Other Incident Types	3(1)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(1)

[Notes]

Figures in parenthesis pertain to 2012 figures.

Logistics & Transport is a sub sector of Transportation & Storage.

Industry	Food & Beverage Service Activities	Telecommunications	Real Estate Activities	Architectural & Engineering Services	Advertising	Rental & Leasing Activities	Business Support Activities	Cleaning & Landscape Maintenance Activities	Gambling & Betting Activities	Repair & Maintenance of Vehicles
Total	0(1)	0(1)	2(0)	1(0)	0(1)	1(0)	0(1)	2(0)	1(0)	2(0)
Falls	0(0)	0(1)	2(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(1)	1(0)	1(0)	0(0)
Falls from Heights	0(0)	0(1)	1(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(1)	1(0)	0(0)	0(0)
Slips, Trips & Falls	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)
Collapse/Failure of Structure & Equipment	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Struck by Moving Objects	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
Electrocution	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Caught in/between objects	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
Crane-related	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Collapse of Crane	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Fires & Explosion	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Struck by Falling Objects from Heights	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Drowning	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Suffocation	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Exposure to/contact with biological materials	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)
Cave-in of Excavation, Tunnel, etc	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Collapse of Formwork/Failure of its Supports	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Strike Against Objects	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
Other Incident Types	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

[Notes]

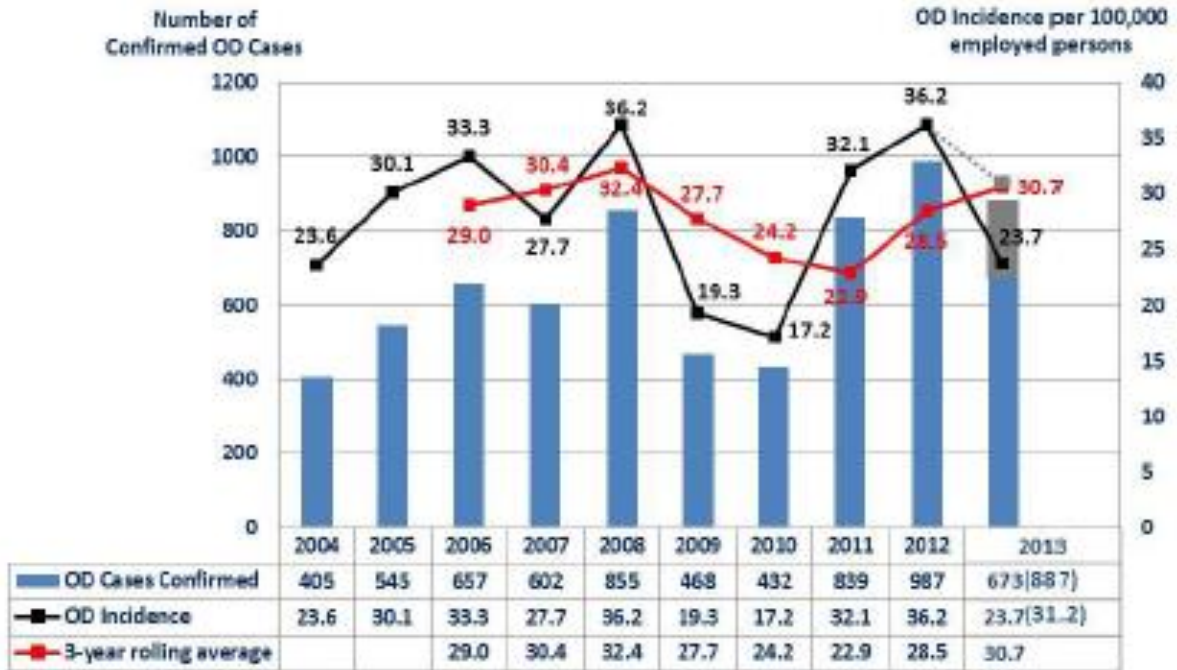
Figures in parenthesis pertain to 2012 figures.

Logistics & Transport is a sub sector of Transportation & Storage.

(2) 職業病患者（2004-2013）

一職業病に関しては、2004年から2013年の間、変動傾向がみられるが（図7.4参照）、2013年は673患者が認定された。2013年の全職業病罹患率は、2012年の労働者10万人当たり36.2人が23.7人に減少した。

Number of Confirmed OD Cases, 2004-2013
(OD incidence per 100,000 employed persons)



Figures in parentheses include back injury cases due to ergonomic risks. Data are not strictly comparable with 2012 data.

図 7.4 認定職業病患者数 (2004-2013)

【出典：Ministry of Manpower, Singapore】

なお、騒音誘因による聾患者は、ひきつづき職業病の代表タイプで、2013年のデータで、全認定職業病患者の64%を占めた。

表 7.4 職業病タイプ別認定患者数 (2013/2012)

Number of Confirmed ODs by Type, 2012 and 2013		
Year	2013 ^p	2012
Total	673 (887)	987
Noise Induced Deafness	564	869
NID (E) – Early	544	855
NID (A) – Advanced	20	14
Work-related Musculoskeletal Disorders	23 (237)	18
Tendinitis	11	8
Nerve Disorder such as Carpal Tunnel Syndrome, Cubital Tunnel Syndrome	2	4
Trigger Finger/Thumb	2	3
Cervical Spondylosis	1	0

Musculoskeletal Disorder of the Back	3	1
Back injuries due to ergonomic risks	(214)	n.a.
Others	4	2
Occupational Skin Disease	56	57
Eczema	52	53
Others	4	4
Compressed Air Illness	5	12
CAI Type 1	5	10
CAI Type 2	0	2
Barotrauma	7	10
Aural	3	7
Sinus	4	3
Cancers	2	7
Mesothelioma	2	7
Occupational Lung Disease	9	5
Occupational Asthma	8	4
Tuberculosis (pulmonary)	1	1
Excessive Absorption of Chemicals	4	4
Perchloroethylene (PCE)	0	2
Trichloroethylene (TCE)	0	1
Cadmium	0	1
Lead	4	0
Infectious Disease	0	2
Chemical Poisoning	3	0
Others	0	3
Upper Respiratory Tract Irritation	0	1
Heat Stroke	0	1
Heat Cramps	0	1

Figures in parentheses include WRMSDs-back injury cases due to ergonomic risks. Data are not strictly comparable with 2012 data.

(3) 死傷病補償件数および労働不能別補償支払額

— 2013年に、13,582件の死傷病の補償請求支払がなされたが、その2/3以上は、一時的休業補償の件数で（表7.5参照）、2013年の補償支払総額は、S\$ m 75.38であった。

表 7.5 死傷病補償件数および労働不能別補償支払額

Number of Work Injury Compensation Claims and Amount Awarded by Degree of Incapacity, 2013

Type	Total	Temporary Incapacity ^{1,2}	Permanent Incapacity ^{1,3}	Fatal
Number of Cases Awarded Compensation	<u>13,582</u>	<u>9,039</u>	4,428	115
Amount of Compensation Awarded (\$\$m)	\$75.38	\$5.62	\$60.70	\$14.68

【出典：Ministry of Manpower, Singapore】

[Note] MC wages indicated in table above may not reflect the full amount paid out to workers as these are computed based on the no. of days of MC/hospitalisation leave declared to MOM.

[Note]

¹ Includes Occupational Diseases.

² Refers to injury where the incapacity is of temporary nature. Such incapacity reduces the earnings of the employee in any employment in which he was engaged at the time of his accident resulting in his temporary incapacity. The compensation covers medical costs and medical leave wages.

³ Refers to injury where the incapacity is of permanent nature and includes cases where it incapacitates an employee for all work which he was capable of undertaking at the time of the accident resulting in such total incapacity. Such incapacity reduces the earnings of the employee in every employment which he was able to undertake at the time of his accident. The compensation covers medical costs, medical leave wages and percentage of permanent incapacity.

【備考】

－2015年の建設業セクターの死亡災害者は、2014年を超えるスピードで増加している。

－死亡災害者の急増をうけ、罰則の強化、職場安全対策の強化等の動きが出ているが、死亡災害者数は減少していない。従来の「(WSH-2015)戦略」にラップ、あらたな「(WSH-2018)戦略」を打ち出しているものの、さほどの効果はみられない。

－ただし、2年程前にかなり減少したため、その跳ね返りとも言われているが、現実には増加しているので許容することはできぬ、と人材開発省では、繰り返し労働災害を減少すべく報道アナウンスを行っている。

(4) 2015年の労働災害死亡者、職業病患者、障害者等の統計

表 7.6 2014-2015年労働災害死亡者、職業病患者、障害患者数統計

Year	2014	<u>2015</u>
全死傷者 (人)	13,595	* ¹ 12,351
<u>死亡者</u> (人)	60	* ² <u>66</u>
重度障害患者 (人)	672	* ³ 597
軽度障害患者 (人)	12,863	11,688
職業病患者 (人)	992	* ⁴ 935
<u>労働者 10 万人当たり死亡者</u>	1.8	<u>1.9</u>

[備考]

- *1：うち、建設業セクター 約 2,000 人
- *2：うち、建設業セクター 前年と同じ 27 人
- *3：災害要因 転倒、高所墜落 43%
- *4：災害要因 騒音誘引 53%、筋骨不整 32%

7.3. 労働安全衛生に関する法律、制度、施策

7.3.1. 労働安全衛生に関する法律

(1) 労働安全衛生法 (Workplace Safety & Health Act)

ー労働安全衛生法 2006 年 3 月 1 日 従来の工場法に代わり施行

ー労働安全衛生を推進するため、雇用者、労働者等の義務、死傷災害、職業病等発生時の調査・報告、安全衛生管理体制、安全衛生評議会、安全衛生監督官の権利、違反・罰則・訴訟などについて定めている。

(2) 労働安全衛生規則

ー建設工事の安全規則のほか、事故報告書、リスクマネジメント、爆発物の取扱、マンホール・ピットなど閉鎖空間における作業、吹付作業、騒音、健康診断、クレーン操作、足場作業などに関する規則がある。

ーWSH 法に基づく、合計 25 の規則があり、うち 22 規則は新たに制定された WSH 法にもとづく規則で、旧工場法にもとづく残りの 3 つの規則が引き続き有効となっている。これらはともに、WSH 管理のための法的枠組みを構成する。従来の工場法のもとの規則は、あらたに制定された WSH 法のもと再制定される前にレビュー、更新され、新しい WSH のフレームワークに沿うものであることが保証されている。([Annex A] 参照)

ー重要な規則の一つに、WSH(リスク管理)規則があり、雇用者は、職場での作業に関してリスクアセスメントを実施、労働者の蒙るリスクを排除又は削減するための措置を講じる必要がある。この規則の目的は、リスクを積極的に削減すべく、リスクアセスメントをビジネスの不可欠部分として確実に実行することにある。

(3) 他の関連法令、規則

ー他の WSH に影響ある関連法令、規則には、環境保健法、放射線防護法、火災安全法などがあり、これらは他の政府機関によって、それぞれ管理されている。([Annex B] 参照)

(4) 他の関連規則、作業標準およびガイドライン

ー法令・規則以外にも、他の関連規則、作業標準、特定作業のガイドライン等が実践的な安全衛生指針として、標準・生産性イノベーション委員会 (SPRING Singapore) の支援により、業界及び規制機関によって作成されている。

ー2006 年 3 月 1 日 WSH 法発効の際、職場における安全衛生基準順守の実践的な指針を業界に

提供することを目的として、WSH 理事会委員に作業標準を承認する権限が与えられた。2008 年 4 月 1 日の WSH 評議会の設立に伴い、WSH 法は、WSH 評議会に作業標準の発行、承認、改廃を行う権限を移譲すべく改正された。WSH 評議会は、業界と密接に協力して、WSH 基準の改善に向け実地的な指導が必要な分野を特定、これら分野の業界基準を設定、すなわち WSH 標準、特定仕様および特定機器の運用をふくむ、業界標準の設定を認めることとなった。

— MoM と WSH 評議会は、特殊な作業課題たとえばアスベストの処理・除去等に係る追加ガイドラインの出版、刊行を行った。なお認定された作業標準とともに、労働安全衛生に係る他の関連規則、ガイドライン等のリストとしては、[Annex B] に記載されている。（[Annex B] 参照）

(5) ILO 規定

— 国際労働機関（ILO）の加盟国として、シンガポールは、WSH 枠組みの国際的に認証されている労働基準と整合させることを明記している。職場の安全衛生方針と法律について定期的な見直しを行い、**国際基準との整合を確実に順守**している。

(6) 労働災害補償法（Work Injury Compensation Act）

— 政府は、労働災害補償法のもと、労災関連の死亡、傷害、職業病に係る労働者の権利を規定している。同法は 2008 年に実施、その枠組みを強化すべく、2012 年に修正が加えられた。改正の根底となる主たる原則は、次のとおりである。

- **WICA の枠組みを無欠陥制度**として、労働者への補償と雇用者の義務との公正なバランスを、将来とも継続的に確保する
- WICA の枠組みが維持され、労働者と雇用者とが遅滞なく、**迅速に補償請求問題を解決できる**ようにする
- WICA にもとづく**保険要件を明確にする**

— WICA は、傷害労働者に対し、**コモンロー法に代わる低コストでかつ迅速な代替案を提供**している。WICA 法に従うとは、事故による傷害であること或は労災上の職業病に苦しんでいることを証明する必要があり、傷害労働者は、事故の日から 1 年以内に発生した医療費または 30,000S\$ のいずれかの低額および医療休暇中の賃金が、また永久的な全面労働不能の場合は、一時払い金が支払われる。なお、死亡事故の場合には、その扶養家族に一時金が支払われる。

— **労働災害の補償保険は、民間保険によって提供**され、保険料は市場主導型、雇用者は職場のリスクの高い分野で働く労働者に対し**労働災害補償保険を購入することが義務付け**られている。なお、その他の場合、雇用者は労災保険を購入するか、自己保険によるかを選択できるが、**雇用者が付保していない場合、適正な保険金額の請求があったときは、その全額を支払わねばならない。**

表 7.7 労働安全衛生規則一覧リスト

[ANNEX A]

List of WSH Subsidiary Legislation

	Title of Legislation	Brief Description
1.	WSH (Abrasive Blasting) Regulations 2008	Legislation that regulates safety and health with regard to the use of abrasive blasting
2.	WSH (Composition of Offences) Regulations (Cap 354A, Rg 6)	Legislation to allow the Commissioner to compound an offence in lieu of prosecution
3.	WSH (Confined Spaces) Regulations 2009	Legislation that regulates work in confined spaces
4.	WSH (Construction) Regulations 2007	Legislation that regulates safety and health within construction sites
5.	WSH (Exemption) Order (Cap 354A, O 1)	Legislation that exempts the Singapore Armed Forces from the provision of the Act
6.	WSH (Explosive Powered Tools) Regulations 2009	Legislation that regulates safety and health with regard to the use of explosive powered tools
7.	WSH (First-Aid) Regulations (Cap 354A, Rg 4)	Legislation that mandates the need for selected workplaces to provide first-aid facilities and to appoint first-aiders
8.	WSH (General Provisions) Regulations (Cap 354A, Rg 1)	Legislation governing basic safety and health requirements within factories
9.	WSH (Incident Reporting) Regulations (Cap 354A, Rg 3)	Legislation that mandates the need for employers, occupiers and medical practitioners to report workplace incidents to the Ministry
10.	WSH (Medical Examinations) Regulations 2011	Legislation that mandates medical examination for persons employed in hazardous occupations
11.	WSH (Noise) Regulations 2011	Legislation that regulates safety and health with regard to exposure to excessive noise
12.	WSH (Offences and Penalties) (Subsidiary Legislation under Section 67(14)) Regulations (Cap 354A, Rg 5)	Legislation that allows contravention of any subsidiary legislation made under the repealed Factories Act which is still in force in factories to be fined under the penalties stated in the said legislation.
13.	WSH (Operation Of Cranes) Regulations 2011	Legislation that regulates the safe use of cranes, including mobile and tower cranes and the need for qualified operators, riggers, signalmen and lifting supervisors
14.	WSH (Registration of Factories) Regulations 2008	Legislation that mandates the requirement for factories (including construction sites and shipyards) to be registered or submit a notification with the Ministry

	Title of Legislation	Brief Description
15.	WSH (Risk Management) Regulations (Cap 354A, Rg 8)	Legislation that mandates the need for employer, self-employed person and principal to conduct risk assessment and to take steps to mitigate the risk
16.	WSH (Safety & Health Management System and Auditing) Regulations 2009	Legislation that mandates the requirement for workplaces to implement safety & health management system and to conduct audit
17.	WSH (Scaffolds) Regulations 2011	Legislation that regulates safety and health with regard to the installation, dismantling and use of scaffolds
18.	WSH (Shipbuilding And Ship-Repairing) Regulations 2008	Legislation that regulates safety and health within shipyards and onboard ships in the harbour
19.	WSH (Transitional Provision) Regulations (Cap 354A, Rg 7)	Legislation that allows certain sections of the repealed Factories Act to continue to be in force
20.	WSH (Work at Heights) Regulations 2013	Legislation that regulates work at heights
21.	WSH (Workplace Safety and Health Committees) Regulations 2008	Legislation that mandates the need for occupier of factories to form a WSH committee
22.	WSH (Workplace Safety and Health Officers) Regulations (Cap 354A, Rg 9)	Legislation that regulates the qualifications, training, registration, duties of a WSH Officer as well as mandatory appointment of WSH Officers
23.	Factories (Asbestos) Regulations <i>[currently under review and a new WSH (Asbestos) Regulations will be enacted in 2014 to replace the current Regulations]</i>	Legislation that regulates safety and health with regard to exposure to asbestos
24.	Factories (Registration and Other Services - Fees and Forms) Regulations <i>[currently under review and a new WSH (Fees and Forms) Regulations will be enacted in 2014 to replace the current Regulations]</i>	Legislation that regulates fees to be charged for pressure vessel inspections and approval of third party inspection agency, scaffold contractor, crane contractor and authorised examiner.
25.	Factories (Safety Training Courses) Order	Legislation that mandates safety and health training courses to be undertaken by specific personnel.

表 7.8 労働安全衛生関連規則・作業標準・ガイドライン一覧リスト

[ANNEX B]

The Legislations, Codes of Practices and Guidelines Relevant to WSH

(1) APPROVED CODES OF PRACTICE

<i>Approved Codes of Practice</i>	<i>Year Published</i>
1. Code of Practice for Working Safely at Heights	2013
2. Code of Practice on WSH Risk Management	2012
3. Code of Practice on Safe Lifting Operations in the Workplaces	2011
4. SS 98: Specification for Industrial safety helmets	2005
5. SS 280: Specification for Metal scaffoldings Part 1: Frame scaffoldings	2006
6. SS 280: Specification for Metal scaffoldings Part 2: Modular scaffoldings	2009
7. SS 311: Specification for Steel tubes and fittings used in tubular scaffolding	2005
8. SS 473: Specification for Personal eye-protectors Part 1: General requirements	2011
9. SS 473: Specification for Personal eye-protectors Part 2: Selection, use and maintenance	2011
10. SS 497: Code of Practice for Design, safe use and maintenance of gantry cranes, overhead travelling cranes and monorail hoists	2009
11. SS 506: Occupational safety and health (OSH) management system Part 1: Requirements	2009
12. SS 506: Occupational safety and health (OSH) management system Part 2: Guidelines for the implementation of SS 506: Part 1: 2009	2006
13. SS 506: Occupational safety and health (OSH) management system Part 3: Requirements for the chemical industry	2004
14. SS 508: Specification for Graphical symbols — Safety colours and safety signs Part 1: Design principles for safety signs in workplaces and public areas	2008
15. SS 508: Specification for Graphical symbols — Safety colours and safety signs Part 2: Design principles for product safety labels	2004
16. SS 508: Specification for Graphical symbols — Safety colours and safety signs Part 3: Safety signs used in workplaces and public areas	2008
17. SS 508: Specification for Graphical symbols — Safety colours and safety signs Part 4: Design principles for graphical symbols for use in safety signs	2005
18. SS 510: Code of Practice for Safety in welding and cutting (and other operations involving the use of heat) (Formerly CP 50)	

19. SS 511: Code of Practice for Diving at work	2010
20. SS 513: Specification for Personal protective equipment — Footwear Part 1: Safety footwear	2005
21. SS 513: Specification for Personal protective equipment — Footwear Part 2: Test methods for footwear	2006
22. SS 514: Code of Practice for Office ergonomics	2005
23. SS 528: Specification for Personal fall-arrest systems Part 1: Full-body harnesses	2006
24. SS 528: Specification for Personal fall-arrest systems Part 2: Lanyards and energy absorbers	2006
25. SS 528: Specification for Personal fall-arrest systems Part 3: Self-retracting lifelines	2006
26. SS 528: Specification for Personal fall-arrest systems Part 4: Vertical rails and vertical lifelines incorporating a sliding-type fall arrester	2006
27. SS 528: Specification for Personal fall-arrest systems Part 5: Connectors with self-closing and self-locking gates	2006
28. SS 528: Specification for Personal fall-arrest systems Part 6: System performance tests	2006
29. SS 531: Code of Practice for Lighting of work places Part 1: Indoor	2006
30. SS 531: Code of Practice for Lighting of work places Part 2: Outdoor	2008
31. SS 531: Code of Practice for Lighting of work places Part 3: Lighting requirements for safety and security of outdoor work places	2008
32. SS532: Code of Practice for The storage of flammable liquids	2007
33. SS 536: Code of Practice for The safe use of mobile cranes (Formerly CP 37)	2008
34. SS 537: Code of Practice for Safe use of machinery Part 1: General requirements	2008
35. SS 537: Code of Practice for Safe use of machinery Part 2: Woodworking machinery	2009
36. SS 541: Restraint belts Amendment 1 (2012)	2008
37. SS 548: Code of Practice for Selection, use, and maintenance of respiratory protective devices (Formerly CP 74)	2009
38. SS 549: Code of Practice for Selection, use, care and maintenance of hearing protectors (Formerly CP 76)	2009
39. SS 550: Code of Practice for Installation, operation and maintenance of electric	2009

passenger and goods lifts (Formerly CP 2)	
	2009
40. SS 553: Code of Practice for Air-conditioning and mechanical ventilation in buildings (Formerly CP 13)	
	2009
41. SS 554: Code of Practice for Indoor air quality for air-conditioned buildings	
	2010
42. SS 557: Code of Practice for Demolition (Formerly CP 11)	
	2010
43. SS 559: Code of Practice for Safe use of tower cranes (Formerly CP 62)	
	2010
44. SS 562: Code of Practice for Safety in trenches, pits and other excavated areas	
	2011
45. SS 567: 2011 Code of Practice for Factory layout — Safety, health and welfare considerations (Formerly CP 27)	
	2011
46. SS 568: 2011 Code of Practice for Confined spaces (Formerly CP 84)	
	2011
47. SS 569: Code of Practice for Manual handling (Formerly CP 92)	
	2011
48. SS 570: Specification for Personal protective equipment for protection against falls from a height — Single point anchor devices and flexible horizontal lifeline systems	
	2011
49. SS 571: Code of Practice for Energy lockout and tagout (Formerly CP 91)	
	2012
50. SS 573: Code of Practice for The safe use of powered counterbalanced forklifts (Formerly CP 101)	
	2012
51. SS580: Code of Practice for Formwork (Formerly CP 23)	
	2008
53. SS 586: Specification for Hazard communication for hazardous chemicals and dangerous goods Part 2: Globally harmonised system of classification and labelling of chemicals — Singapore's adaptations	
	2008
54. SS 586: Specification for Hazard communication for hazardous chemicals and dangerous goods Part 3: Preparation of safety data sheets (SDS)	
	1998
55. CP 5: Code of Practice for Electrical installations Amendment 1 (2008)	
	1996
56. CP 14: Code of Practice for Scaffolds	
	1999
57. CP 20: Code of Practice for Suspended scaffolds	
	1996 (2005)
58. CP 63: Code of Practice for The lifting of persons in work platforms suspended from cranes	
	1999
59. CP 79: Code of Practice for Safety management system for construction worksites	
	2001
60. CP 88: Code of Practice for Temporary electrical installations Part 1: Construction and building sites	
	2001
61. CP 88: Code of Practice for Temporary electrical installations Part 2: Festive lighting, trade-fairs, mini-fairs and exhibition sites	
	2004
62. CP 88: Code of Practice for Temporary electrical installations Part 3: Shipbuilding and ship-repairing yards	
	2003
63. CP 99: Code of Practice for Industrial noise control	

[Note] CP – Code of Practice, SS – Singapore Standards

表 7.9 特定事項に係る規則・作業標準・ガイドライン

(2) LEGISLATION, CODES OF PRACTICES AND GUIDELINES FOR SPECIFIC WSH ISSUES

	Scope of Coverage	Legislation	Codes of Practice / Guidelines (not exhaustive)
1.	Asbestos	<ul style="list-style-type: none"> Environmental Protection and Management Act (Chapter 94A)¹⁰ WSH (Asbestos) Regulations 	<ul style="list-style-type: none"> Guidelines on the Removal of Asbestos Materials in Buildings Guidelines on the Handling of Asbestos Materials WSH Guidelines on Management and Removal of Asbestos
2.	Chemical Hazards	<ul style="list-style-type: none"> WSH (General Provisions) Regulations Environmental Protection and Management Act (Chapter 94A)¹ 	<ul style="list-style-type: none"> Worker's Safety Handbook-Working with Hazardous Materials Guidelines on Management of Hazardous Chemicals Programme CP 61 - CP for Packaging and Containers for Hazardous Substances SS 286 - SS on Specification for Hazard Communication for Hazardous Chemicals and Dangerous Goods SS 586: Specification for Hazard communication for hazardous chemicals and dangerous goods Part 1: Transport and storage of dangerous goods SS586: Specification for Hazard communication for hazardous chemicals and dangerous goods Part 2: Globally harmonised system of classification and labelling of chemicals — Singapore's adaptations SS 586: Specification for Hazard communication for

	Scope of Coverage	Legislation	Codes of Practice / Guidelines (not exhaustive)
			hazardous chemicals and dangerous goods Part 3: Preparation of safety data sheets (SDS)
3.	Confined Space Safety	<ul style="list-style-type: none"> WSH (Confined Space) Regulations 	<ul style="list-style-type: none"> SS 568: 2011 Code of Practice for Confined spaces (Formerly CP 84) Technical Advisory for Working Safely in Confined Spaces Confined Space Safety Guidebook for Supervisors & Workers
4.	Construction Safety	<ul style="list-style-type: none"> WSH (Construction) Regulations 	<ul style="list-style-type: none"> CP 11 - CP for Demolition *CP 14 - CP for Scaffolds *CP 20 - CP for Suspended Scaffolds *CP 23 - CP for Formwork SS 536 - CP for the Safe Use of Mobile Cranes SS 515 - CP for Supervision of Structural Works CP 62 - CP for the Safe Use of Tower Cranes *CP 63 - CP for the Lifting of Persons in Work Platforms Suspended from Cranes *CP 88-1 - CP for Temporary Electrical Installations - Construction and Building Sites *CP 88-3 - CP for Temporary Electrical Installations - Shipbuilding and Ship-repairing Yards Guidelines on Design for Safety in Buildings and Structures
5.	Diving	-	<ul style="list-style-type: none"> SS 511 - CP for Diving at Work
6.	Environmental Health and Pollution	<ul style="list-style-type: none"> Environmental Protection and Management Act (Chapter 94A)¹ Environmental Public Health Act (Chapter 95)⁷ Radiation Protection Act (Chapter 262)⁸ 	<ul style="list-style-type: none"> CP 100 - CP for Hazardous Waste Management WSH Guidelines on Toxic Industrial Waste Treatment

	Scope of Coverage	Legislation	Codes of Practice / Guidelines (not exhaustive)
7.	Ergonomics and Lighting	-	<ul style="list-style-type: none"> • SS 514 - CP for Office Ergonomics • CP 99 - CP for Manual Handling • SS 531- 1: CP for Lighting of Work Places, Indoor • *SS531-2 : CP for Lighting of Work Places, Outdoor • *SS531-3 : CP for Lighting of Work Places, Lighting requirements for safety and security of outdoor work places • WSH Guidelines on Improving Ergonomics in the Workplace
8.	Fire Safety	<ul style="list-style-type: none"> • Fire Safety Act (Chapter 109A)⁹ • WSH (General Provisions) Regulations 	-
9.	First Aid	<ul style="list-style-type: none"> • WSH (First Aid) Regulations 	<ul style="list-style-type: none"> • Guidelines on First Aid Requirements
10.	Machinery Safety	<ul style="list-style-type: none"> • WSH (General Provisions) Regulations 	<ul style="list-style-type: none"> • CP 42 - CP for Guarding and Safe Use of Woodworking Machinery • *CP 91 - CP for Lockout Procedure • *SS 536 - CP for Safe Use of Mobile Cranes • *CP 62 - CP for Safe Use of Tower Cranes • CP 53 - CP for Safe Use of Industrial Robots • *CP 101 - CP for Safe Use of Powered Counterbalanced Forklifts • Worker's Safety Handbook for Crane Operator • Guidebook for Lifting Supervisors • WSH Guidelines on Safe Operation of Forklift Trucks
11.	Medical Examinations	<ul style="list-style-type: none"> • WSH (Medical Examinations) Regulations 	<ul style="list-style-type: none"> • WSH Guidelines on Management of Hazardous Chemicals Programme • WSH Guidelines on Diagnosis and Management

	Scope of Coverage	Legislation	Codes of Practice / Guidelines (not exhaustive)
			of Occupational Diseases
12.	Noise and Vibration	<ul style="list-style-type: none"> WSH (Noise) Regulations 	<ul style="list-style-type: none"> WSH Guidelines on Hearing Conservation Programme Worker's Safety Handbook- Working in Noisy Environment SS549 - CP for the Selection, Use, Care and Maintenance of Hearing Protectors CP 99 - CP for Industrial Noise Control
13.	WSH Management Systems	-	<ul style="list-style-type: none"> SS506 – 1: Occupational Safety and Health Management System – Specifications SS506 – 2: Occupational Safety and Health Management System – General guidelines for the implementation of OSH management system SS506 – 3: Occupational Safety and Health Management System – Requirements for the chemical industry *CP 79 - CP for Safety Management System for Construction Worksites
14.	Work At Heights	WSH (Work At Heights) Regulations	<ul style="list-style-type: none"> Code of Practice for Working Safely at Height Code of Practice on WSH Risk Management WSH Guidelines on Working Safely on Roofs WSH Guidelines on Personal Protective Equipment for Work At Heights WSH Guidelines on Anchorage, Lifelines and Temporary Edge Protection Systems Ladder Safety Guide Work at Heights Supervisor's Guidebook for the Marine Industries

[Notes]

* refers to Approved Codes of Practice

¹ An Act to consolidate the laws relating to environmental pollution control, to provide for the protection and management of the environment and resource conservation, and for purposes connected therewith. (Administered by the National Environment Agency)

² An Act relating to quarantine and the prevention of infectious diseases. (Administered by the Ministry of Health)

³ An Act to provide for the control, licensing and inspection of private hospitals, medical clinics, clinical laboratories and healthcare establishments, and for purposes connected therewith. (Administered by the Ministry of Health)

⁴ An Act to prohibit or otherwise regulate the possession, use, import, transshipment, transfer and transportation of biological agents, inactivated biological agents and toxins, to provide for safe practices in the handling of such biological agents and toxins. (Administered by the Ministry of Health)

⁵ By the Genetic Modification Advisory Committee, Ministry of Trade and Industry.

⁶ By the Ministry of Education.

⁷ An Act to consolidate the law relating to environmental public health and to provide for matters connected therewith. (Administered by the National Environment Agency, Ministry of the Environment and Water Resources)

⁸ An Act to control and regulate the import, export, manufacture, sale, disposal, transport, storage, possession and use of radioactive materials and irradiating apparatus, to make provision in relation to the non-proliferation of nuclear weapons and to establish a system for the imposition and maintenance of nuclear safeguards, and to provide for matters connected therewith. (Administered by the National Environment Agency, Ministry of the Environment and Water Resources)

⁹ An Act to make provisions for fire safety and for matters connected therewith. (Administered by Civil Defence Force, Ministry of Home Affairs)

7.3.2 労働安全衛生に関する制度

1) 労働安全衛生施策のフレームワーク

a WSH 実行フレームワークの原則

ーシンガポールの労働安全衛生（WSH）の枠組みは、2005年に初めて構想され、政府、業界、労働者をふくむすべてのステークホルダーを WSH 管理実行へと強力に誘導、指導するフレームワークである。すなわち、すべてのステークホルダーの労働安全衛生への考え方をトップマネジメントから末端の労働者に至るまで、職場に係るすべての人々の安全と衛生を確保すべく、先制的かつ積極的な措置をとるべくマインドセットの転換を目指している。

ーWSH 実行のフレームワークは、次の主たる三原則にもとづいている。

- ① 潜在的リスクを排除または最小限に抑えるため、すべてのステークホルダーがリスクをその発生源から削減する。すなわち、リスクを発生させる当事者は、リスクを発生源において、実行可能な限り削減すべき管理責任がある。
- ② 不十分な安全衛生管理に対して、より高額な罰金を課すことにより、不慮の事故を防止する。すなわち、不十分な安全衛生管理はコストと深刻な結果をもたらされる。
- ③ WSH 実行の成果を、幅広く産業界自身の所産とする。すなわち、安全で衛生的な職場を実現するための積極的なプランを作成する。

b 労働安全衛生法（Workplace Safety & Health Act）

ーWSH 活動の枠組みを支援すべく、2006年に「労働安全衛生法（WSHA）」が制定され、作業の影

響を蒙るすべてのステークホルダーの安全と衛生を確保するため、適切かつ実行可能な方策を取るべく、WSH 管理の重要性を強調している。

－WSHA の四つの主たる機能

- ① 職場の安全を確保するには、すべてのステークホルダーに責任がある。
- ② 単なる法令順守ではなく、労働安全衛生システムと安全行動遵守の成果に焦点を当てる。
- ③ IT は、救済・保護措置命令を通じて、効果的な施策の実施を促す
- ④ 不遵守と危険行動に対するより高額の罰金を課す

－WSHA は、職場の安全衛生上のリスクを発生させ、それを管理すべき者がすべての責任を負うとする

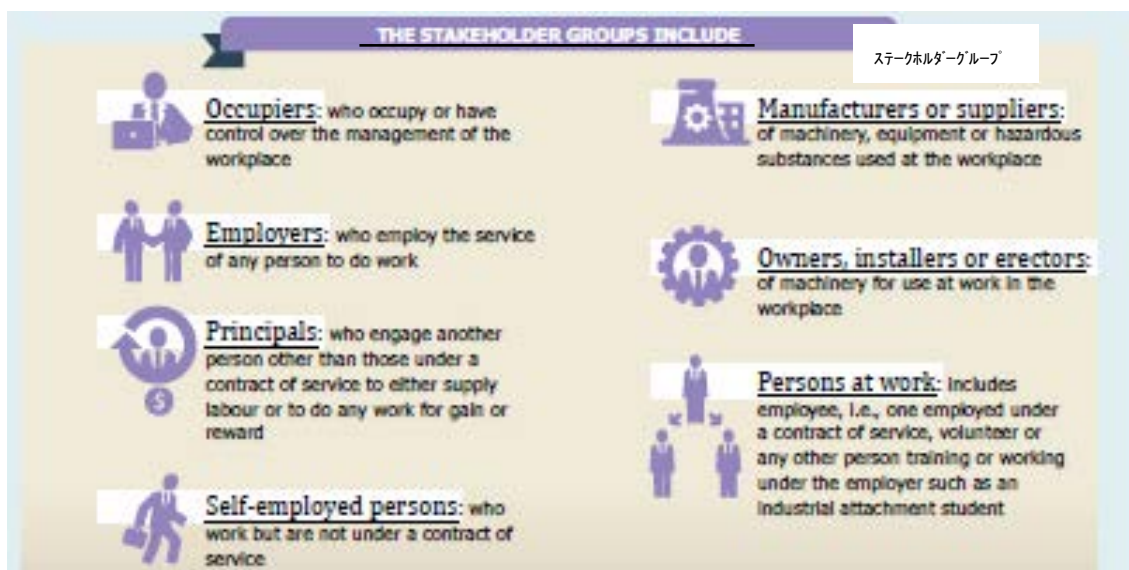


図 7.5 ステークホルダー・グループ

C 労働災害補償法 (Work Injury Compensation Act)

－シンガポールの WSH 活動を統括する、もう一つの法的手段である WICA は、傷害を蒙った労働者に、労災補償のクレームを認定するためのコモントリー法に代えて、低コストかつ迅速な代替手段を提供している。

－WICA は、傷害を蒙った労働者および職業病患者が労働災害補償を請求することを認めており、就業中に死亡した労働者の扶養家族も補償の対象となる。労災補償請求に際して弁護士との関与は必要なく、MoM への労災補償請求の費用も不要である。

－保障されている災害補償

- ・ 医療休暇
- ・ 医療費
- ・ 全面的な労働不能または死亡補償費

－WICA のもとでは、雇用者(または雇用者の保険者)は、雇用の過程で発生した事故に起因する傷害を蒙った場合または職業病に罹患の場合には、保障費を支払わねばならない。雇用終了後、あるいは外国人労働者のワークパスがキャンセルされた後にも責任が残り、傷害労働者は、WICA

代替案またはコモンロー法による補償請求ができる。ただし両方から請求することはできない。



図 7.6 低コストかつ迅速な WICA 代替案とコモンロー法による場合との比較

d 「労働安全衛生-2018 (WSH-2018) 戦略」

シンガポールの WSH 国家目標
 職場における労働者死亡率
 1.8 PER 100,000 WORKERS 以下の達成

—上記目標達成のため、MoM は WSH 評議会と共に、2009 年に「(WSH-2018)国家戦略文書」を
 発表、WSH の卓越したベストプラクティスとして、国家、すべての人々にとって安全かつ衛生的な職場
 構築のためのビジョンならびに四つの成果達成の戦略的施策を打ち出した

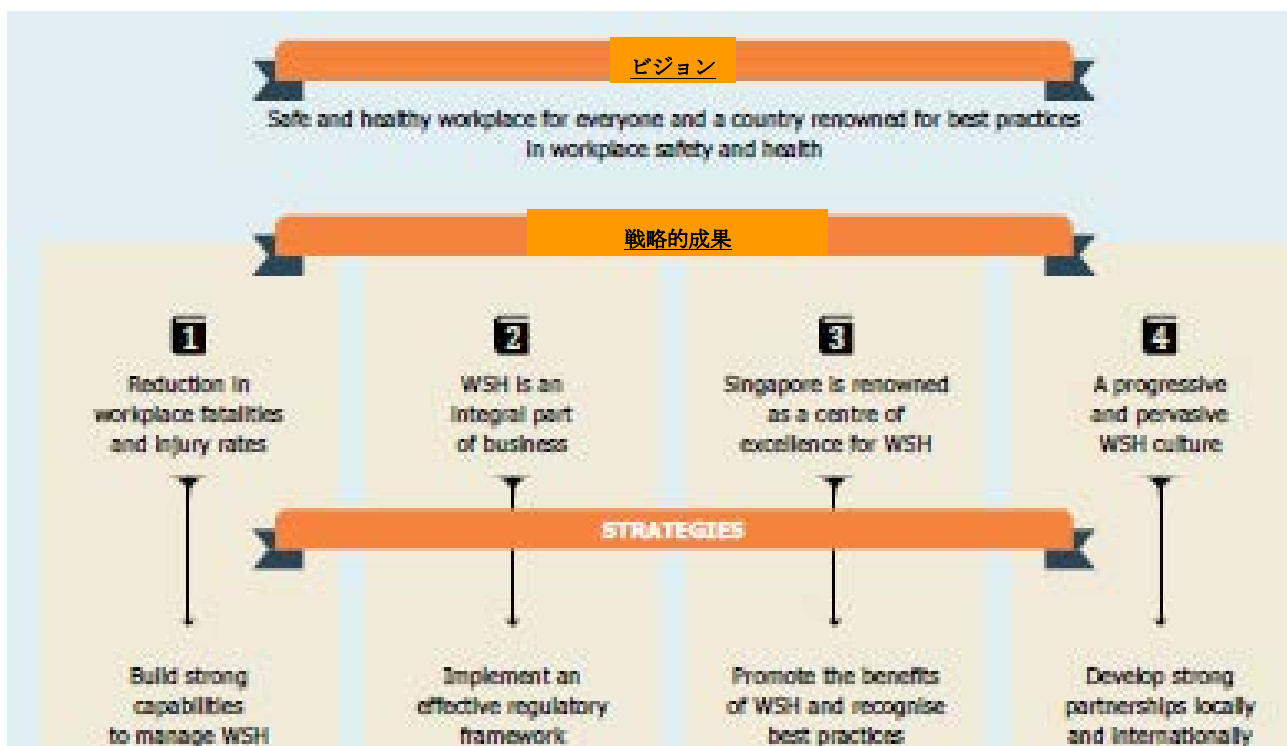
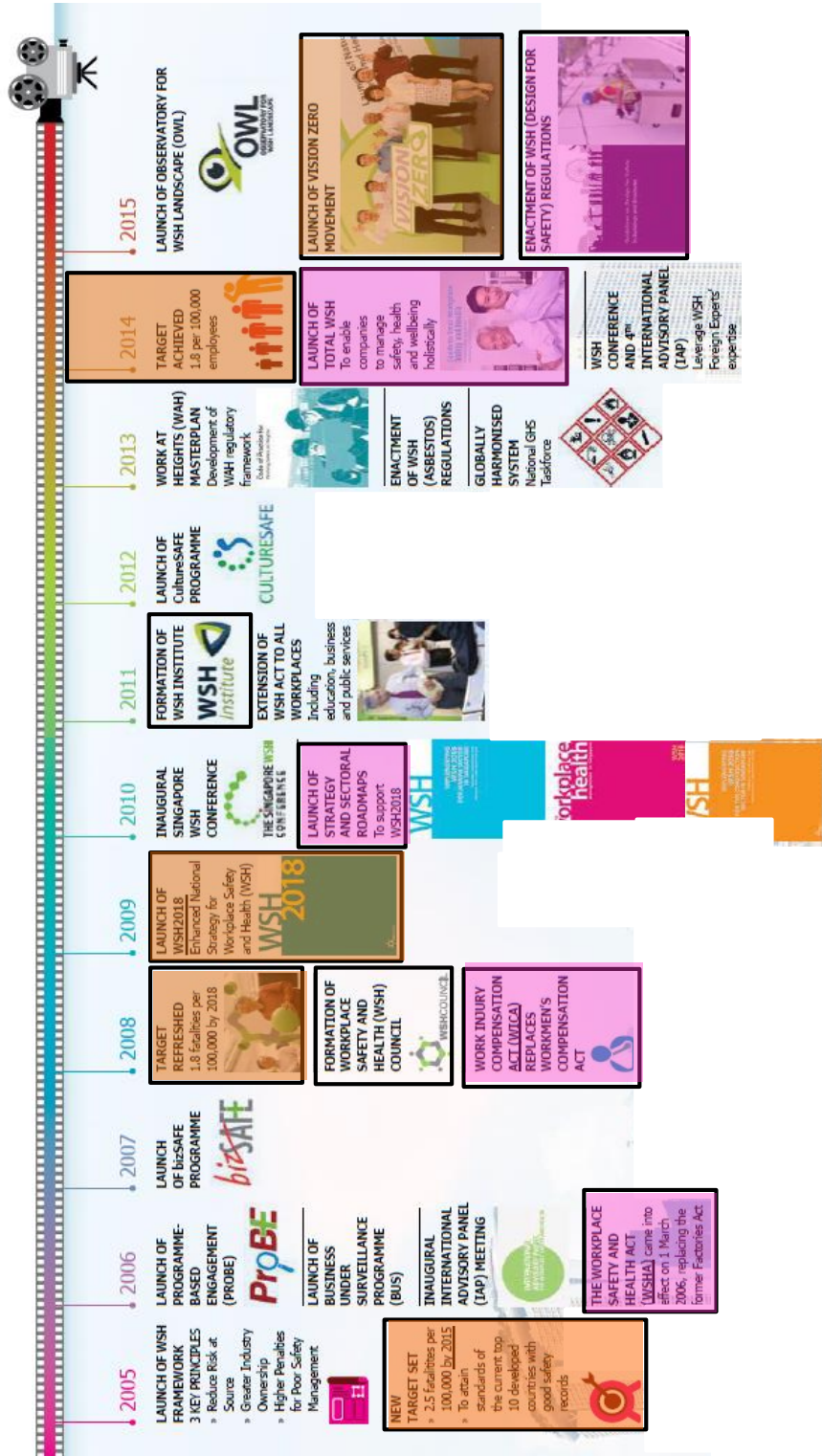


図 7.8 「労働安全衛生-2018 (WSH-2018) 戦略」

Fig 7.8 MINISTRY OF MANPOWER – OSHD 10 YEARS' JOURNEY ON WSH

シンガポール人材開発省 労働安全衛生局
労働安全衛生施策フレームワーク/10年の歩み



7.3.3 労働安全衛生に関する施策／労働安全衛生戦略の実施手段とツール

シンガポールの「労働安全衛生施策(WSH2015)プログラム」は、将来に向けて、さらなる発展を指向すべく、あらたな「労働安全衛生戦略(WSH2018)プログラム」に取って代わられた。(WSH2018)戦略は、MoM、WSH 評議会(旧 WSHAC)、業界のパートナー等による広範な協議の結果として構築された。

世界最高の安全衛生レコードの達成には、適正なマインドセットおよび取り組み姿勢を示すことが、WSH 文化の重要性強化のためにも必要とされている。「(WSH-2018)戦略」は、四つの戦略的成果の一つとして、革新的かつ進歩的な労働安全衛生文化の普及と確立の必要性を強調している。これらの目標成果を得るには、WSH への世界レベルの取り組み体制の確立を国家目標と定め、シンガポールが WSH の卓越したセンターたるべき特性を明確化、強力な WSH 文化を実現すべく、すべてのステークホルダーが協力して行動すべきとしている。

(1) シンガポールの労働安全衛生施策 国家戦略－WSH-2018

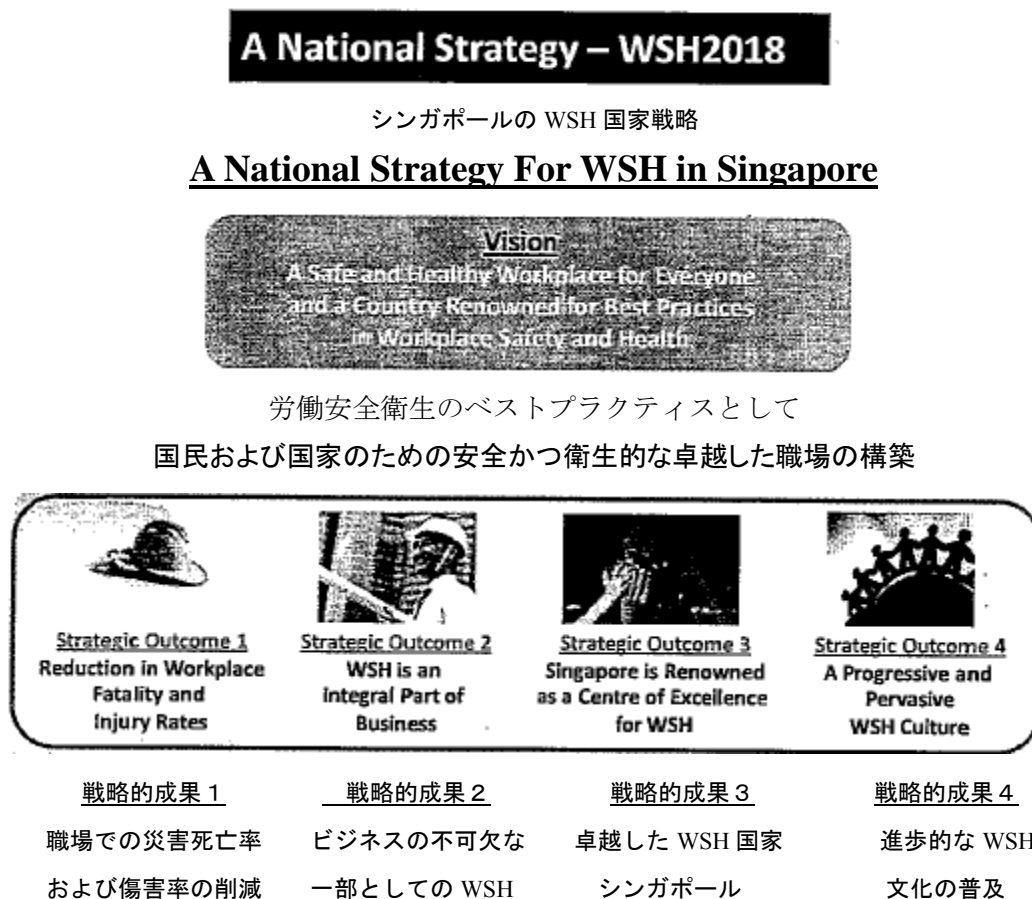
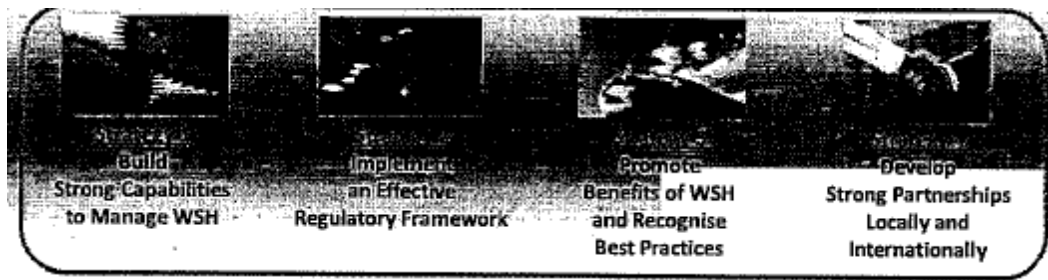


図 7.9 シンガポール国の労働安全衛生 国家戦略 – WSH 2018



戦略 1	戦略 2	戦略 3	戦略 4
WSH 管理の強力な機能の構築	効果的な規則枠組みの実施	ベストプラクティスの認識、WSH メリットの職場への取り込み	強固な国内外との協力関係パートナーシップの構築

(2) 戦略的労働安全衛生施策

a 戦略的施策 1 : さらなる労働安全衛生の改善に向けた、強力な機能の構築

- WSH 規準の改革とその卓越性の確保には、良好な WSH の基盤が不可欠で、トップマネジメント、WSH プロフェッショナル、スーパーバイザー、労働者等、すべてのステークホルダーが WSH を最優先事項として、WSH 課題取組への動機づけが必要である。強力な実施機関、質の高いトレーニング提供者、アクセス可能な教育機関、関連する財務および教育リソース等、強力な能力構築のための適切なサポートが必要となる。

b 戦略的施策 2 : 実効性ある法的フレームワークの実施

- 強力な能力構築のうえで、WSH 規準の確立には、有効、適切な規制フレームワークが不可欠で、これは職場労働安全衛生法 (WSHA) および労働災害補償法 (WICA) を実施することにより可能となる。ターゲットとする政策的介入と実行措置は、業界の動向、進展への包括的な分析、評価、判断にもとづいて行う。

c 戦略的施策 3 : ベストプラクティスの認識と労働安全衛生メリットの職場への取り込み

- 企業が卓越した WSH 作業プラクティスを採用、労働安全衛生文化を普及、発展させるには、WSH のメリットを職場に取り込んでビジネス競争力を高め、良好な企業イメージをつくりあげ、生産性、効果、効率性を高めるとの認識を持つことが重要である。さらに労働者が WSH を日常業務の基本的な側面として受け入れることも重要である。

d 戦略的施策 4 : 国内外の強固なパートナーシップの構築

- シンガポールの WSH 環境を高めるには、MoM、WSH 評議会、WSH 研究所および業界等のすべてのステークホルダーの結束した努力と協力が必要である。したがって、相互の強み、知識、能力を活用すべく、すべてのステークホルダー間の堅固な関係を構築することが重要である。

表7.10 戦略的施策1:さらなる労働安全衛生管理に向けての強力な機能の構築

Strategy 1: Building Strong Capabilities to Better Manage WSH

項	目	労働者 向け	労働組合 向け	雇用者 向け	経営者連盟 向け	政府関係 機関向け	サプライヤー 向け	訓練機関 向け	備 考
(1) Risk Management	リスクマネジメント Risk Management (RM) Competency Requirement			○	○	○			
(2) WSH Culture	労働安全衛生文化 Culture SAFE Programme ・Culture Fund ・Breakfast Dialogues			○ ○	○ ○				
(3) Competency Development	能力開発 <u>Enhancing Competencies and Capabilities for Work at Heights Safety</u> ・Launch of Work at Heights (WAH) Courses ・Train the Trainer (TTT) Course for WAH ・Launch of the 2-day CSOC incorporating WAH Elements <u>Enhancing Competencies and Capabilities for Crane Safety</u> ・Training Course for Appointed Persons for Lifting Operations ・Practical Workshop for Lifting Personnel <u>bizSAFE Programme</u> <u>Risk Management Assistance Fund (RMAF)</u>	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○		○		
(4) Practical Assistance	実務的援助 ・ <u>Code of Practice for Working Safely at Heights (Second Revision)</u> ・ <u>Code of Practice for Safe Lifting Operations in the Workplaces (Second Revision)</u> ・ <u>Workplace Safety and Health Guidelines – Investigating Workplace Incidents for SMEs</u> ・Chemical Industry Case Studies ・WSH Guidelines on Hospitality and Entertainment Industries ・ <u>WSH Guidelines on Workplace Traffic Safety Management</u> ・ <u>Forlift Safety Pack</u> ・Kitchen Safety and Health Pack ・ <u>Activity-Based Checklists</u> ・Tentage Safety Industry-Based Checklist	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

項 目	労働者 向け	労働組合 向け	雇用者 向け	経営者連盟 向け	政府関係 機関向け	サプライヤー 向け	訓練機関 向け	備 考
(5) Competency Delivery 適正資格の提供 ・Requirement of full Advanced Certificate in Training and Assessment (ACTA) for all Trainers <u>Audit of Accredited Training Providers (ATP)</u> <u>WSH Train-the-Trainers (T3) Programme</u>			○	○	○		○	
(6) Broadened Base of WSH Statistics 広範なWSH統計ベース	○	○	○	○	○	○		
(7) Incident Investigation 事故調査	○	○	○	○	○	○		
(8) WSH Institute 労働安全衛生研究所		○		○	○	○		

表7.11 戦略的施策2:実効性ある法的フレームワークの実行
Strategy 2: Implementing an Effective Regulatory Framework

項 目	労働者 向け	労働組合 向け	雇用者 向け	経営者連盟 向け	政府関係 機関向け	サプライヤー 向け	訓練機関 向け	備 考
(9) Legislative Review 法令・規則の見直し <u>Active Review and Industry Consultation</u> <ul style="list-style-type: none"> ・WSH (Medical Examinations) Regulations ・Work Injury Compensation (Workers' Fund) Regulations ・Workplace Safety and Health (Incident Reporting) Regulations and Work Injury Compensation Regulations ・WSH (Asbestos) Regulations ・Revocation of Factories (Person In Charge) Regulations & Factories (Certificate of Competency-Examinations) Regulations <u>New WSH Subsidiary Legislation</u> <ul style="list-style-type: none"> ・WSH (Work at Heights) Regulations 								
(10) Strategic Intervention 戦略的介入 <u>Targeted Enforcement Operations</u> <ul style="list-style-type: none"> ・Operation Skylark 2013 ・Operation Peregrine ・Operation Flamingo <u>Regular Inspections and Audit Checks for Work Injury Compensation (WIC) Insurance Compliance</u> <u>Tightening WIC Investigations and Enforcement Actions</u> <u>Cluster Operations</u> <u>Demerit Point System</u> <u>Business under Surveillance</u> <u>Accident Investigations</u> <u>Licensing</u>								
(11) Enhancing Self Regulations 自己規制の強化								
(12) Differentiated Regulatory Approach for Workplace Health 職場衛生のための特別な法的規制へのアプローチ <u>Noise Induced Deafness Prevention Programme</u> <u>Management of Hazardous Chemicals Programme</u>								

項 目	労働者 向け	労働組合 向け	雇用者 向け	経営者連盟 向け	政府関係 機関向け	サプライヤー 向け	訓練機関 向け	備 考
<u>Implementation of the Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS)</u>		○	○	○	○	○		
<u>National Asbestos Control Programme</u>		○	○	○	○	○	○	
<u>Confined Space Management Programme</u>	○	○	○	○	○		○	
(13) Extended Enforcement Reach 施策実行範囲の拡大								
<u>Auxiliary Enforcement Agency (AEA)</u>	○	○	○	○	○	○	○	
<u>Joint Inspections</u>	○	○	○	○	○	○	○	
(14) Resolution of Systemic Lapses システム過誤の解決		○	○	○	○	○	○	

表7.12 戦略的施策3: ベストプラクティスの認識と労働安全衛生メリットの職場への取り込み
Strategy 3: Promoteing Benefits of WSH & Recognising Best Practices

項 目	労働者 向け	労働組合 向け	雇用者 向け	経営者連盟 向け	政府関係 機関向け	サプライヤー 向け	訓練機関 向け	備 考
(15) Recogniton 労働安全衛生の認識								
<u>Workplace Safety and Health (WSH) Awards 2013</u>	○	○	○	○	○	○	○	
<u>bizSAFE Convention 2013</u>	○	○	○	○	○	○	○	
(16) Information Dissemination & Hazards Communication 情報とハザードの周知								
<u>Annual National Workplace Safety and Health Campaign</u>	○	○	○	○	○	○	○	
<u>iWSH Portal</u>	○	○	○	○	○	○	○	
<u>WSH Bulletin</u>	○	○	○	○	○	○	○	
(17) Grading of Safety and Health Management Systems 安全衛生マネジメントシステムの評価、格付け <u>Enhancing Standards of WSH Auditors</u>		○	○	○	○	○		
(18) Outreach and Education 能力開発と教育								
<u>Promote Awareness and Adoption of Design for Safety (DfS)</u>								
・International Conference on WSH for Construction Industry		○	○	○	○	○		
・WSH Workshop on Design for Safety of Skyrise Greenery		○	○	○	○	○		
<u>Programme-Based Engagement (ProBE) Plus 2013</u>	○	○	○	○	○	○	○	
<u>Safety Compliance Assistance Visits (SCAV)</u>	○	○	○	○	○	○	○	
<u>Fostering a Trusted Work Injury Compensation (WIC) System</u>								
・WIC Guidebooks for Employees in 7 Languages	○	○	○		○	○	○	
・Dedicated Interpreters	○	○	○		○	○	○	
・Comic Strip	○	○	○		○	○	○	
・Monthly WSH Bulletins	○	○	○	○	○	○	○	
<u>WSH Institute Forum on “The Next WSH Frontier”</u>		○	○	○	○	○		
(19) Driving Improvements through Large Organisations 大企業による改善への推進		○	○	○	○	○		
(20) Business Case and Accident Cost Measurement ビジネスケースと事故コストの算定								
<u>Economic Cost of Work-related Injuries and ill-health in Singapre</u>	○	○	○	○	○	○		

表7.13 戦略的施策4: 国内外の強固なパートナーシップの構築
Strategy 4: Developing Strong Partnerships Locally and Internationally

項 目	労働者 向け	労働組合 向け	雇用者 向け	経営者連盟 向け	政府関係 機関向け	サプライヤー 向け	訓練機関 向け	備 考
(21) Inter-agency and Inter-industry Collaboration 組織、機関、産業間の連携								
<u>Mrine Industries CEO Roundtable 2013</u>		○	○	○	○			
<u>Construction CEO Roundtable 2013</u>		○	○	○	○			
<u>Collaboration with Migrant Workers Centre to provide Temporary Job Scheme</u>		○	○	○	○			
<u>Collaboration with Hospitals to Proactively Give Out Collaterals to Injured Workers and Employers</u>		○	○	○	○			
<u>Members of Spring's Technical Committees and Workgroups on WSH Standard Development</u>		○	○	○	○			
(22) Regional and International Collaboration 地域および国際協力								
<u>Collaboration with International Powered Access Federation (IPAF)</u>		○	○	○	○			
7 th Asia Pacific IIW International Congress on 8 Jul 2013		○	○	○	○			
<u>The ASEAN-OSHNET Plus Three Workshop on Development of ASEAN-OSHNET Scorecard and Information Strategies for Occupational Safety and Health, 22-23 Jan 2013</u>		○	○	○	○			
ASEAN OSHNET Coordinating Board Meeting, 8-9 Apr 2013		○	○	○	○			
<u>Workshop on Strengthening National Occupational Safety and Health System in Hazardous Work, 14-15 Mar 2013, Hanoi, Vietnam</u>		○	○	○	○			
<u>GHS Training Workshop for OSH and GHS Review Conference for South-East Asia, 20-23 May 2013, Kuala Lumpur, Malaysia</u>		○	○	○	○			
<u>3rd ASEAN Labour Inspection Conference, 2-4 Jul 2013</u>		○	○	○	○			
<u>16th National Conference and Exhibition on Occupational Safety and Health (COSH 2013), 25-27 Aug 2013, Kuala Lumpur, Malaysia</u>		○	○	○	○			
<u>National Safety and Health Conference in Sri Lanka, 9 Oct 2013</u>		○	○	○	○			
<u>ILO Safety and Health Conference, 5-6 Nov 2013, Düsseldorf, Germany</u>		○	○	○	○			
<u>ASEAN-OSHNET Publications</u>	○	○	○	○	○	○	○	
<u>Visitors from Thailand, Hong Kong, Australia, Taiwan, Sri Lanka, China, Malaysia, Korea and ILO</u>		○	○	○	○			
(23) International Advisory Panel 国際諮問委員会		○	○	○	○			

7.4. 労働安全衛生行政の国家政策上の位置づけ

シンガポールの労働安全衛生を所管する、人材開発省労働安全衛生局による国家政策上の位置づけは、以下のとおりである。



図 7.10 労働安全衛生行政の国家政策上の位置づけ

7.5. 中央省庁

- ーシンガポールでは、中央省庁が主導、斉一的な労働安全衛生行政を行っており、地方政府および中央省庁出先機関のコンセプトは不要
- ー中央省庁の組織・体制図については、「項目 7.7」参照

7.6. 地方政府、中央省庁出先機関

- ーシンガポールでは、地方政府および中央省庁出先機関ともなし

7.7. 労働安全衛生行政関係機関

(1) 人材開発省 (Ministry of Manpower)

一同省は 15 部局 / 3 理事会からなっており、労働者の安全衛生と福祉の実現を主担当とする労働安全衛生局(OSHD)は、その一部局、労働安全行政の担当省庁である。

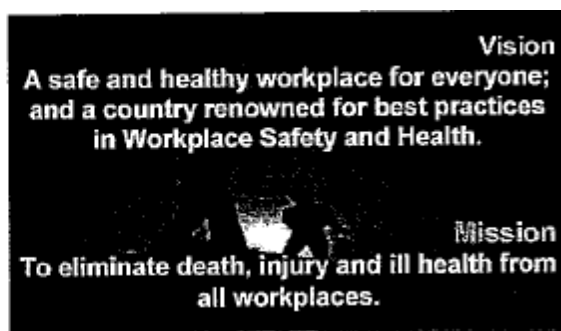


- ① Corporate Communications Dept.
- ② Corporate Planning & Management Dept.
- ③ Customer Responsiveness Dept.
- ④ Foreign Manpower Management Div.
- ⑤ Human Resource Dept.
- ⑥ Income Security Policy Div.
- ⑦ Information Systems & Technology Dept.
- ⑧ Labor Regulations & Workplaces Div.
- ⑨ Legal Services Div.
- ⑩ Manpower Planning & Policy Div.
- ⑪ Manpower Research Statistics Dept.
- ⑫ National Human Capital Office
- ⑬ **Occupational Safety & Health Div. 労働安全衛生局**
- ⑭ Work Pass Div.
- ⑮ Workplace Policy & Strategy Div.

－WSH に関連する法律は、人材開発省(MoM)の労働安全衛生担当主管によって管理されている。

－MoM の使命は、雇用者と労働者が協力して、すべてのシンガポール人の結束した安全な社会と経済の未来のため、世界的に競争力ある労働力および職場を実現することであり、労働者にとって安全で衛生的であることが保証された職場を創出するという社会全体の使命に寄与するものである。

(2) 労働安全衛生局



一同局は、四部門から構成されており、労働安全衛生の政策運営、監督指導、労働市場に関する広報、労働者の賃金補償、終身雇用の確保、外国人労働者の管理、労使関係の調整、法律の施行監督、人材育成、外国人労働者の雇用促進、労働環境の基準強化などを、全国レベルで推進してい

る。また、雇用者、労働者、職場安全衛生評議会をはじめとする他関係機関等と協力して、死亡、傷害、職業病を排除するリスクの特定、評価、管理を行っている。

一同局は、労働安全衛生局長官をはじめとして、様々な職務を担う四つの部門にわたり、約 160 名の有資格労働安全衛生監督官および約 270 名の職員を擁している



図 7.11 労働安全衛生局の構成

① **労働安全衛生政策・情報と企業サービス部**

組織の卓越性を追求、健全な政策と戦略的施策を推進して、効果的な情報システム、質の高いリソース、賢明なビジネスインテリジェンスを活用、新たな WSH の傾向とリスクの分析、財務管理、登録管理、日常業務管理業務等を支援、顧客サービス規準等の監視を通じて顧客への対応の継続的改善をはかっている。

② **労働安全衛生監督部**

作業場の点検と監視の実施、必要に応じ法的な執行措置、職場で許容しうるレベルの安全衛生基準を確実に実行、職場の安全衛生リスクの排除、削減に重点を置いている。労働安全衛生監督官は事故調査を行い、これら事故の教訓を業界と共有する。

③ **労働安全衛生スペシャリスト部**

複雑な事故や職業病の調査だけでなく、WSH 基準とベストプラクティス開発に係る専門家へのサポートを提供する。技術的および科学的研究を行い、特定の WSH ハザードおよび特定業種のための戦略および対処プログラムを開発、実行する。また、プロジェクト、情報交換、現場訪問、訓練など、国際組織や国家機関に協力している。

④ **労働災害補償部**

労働災害補償制度を運営し、傷害労働者および死亡労働者の家族による労働災害補償請求を支援する。また、職場事故、危険事態発生、職業病等の報告システムを管理している。

(3) 労働安全衛生評議会

－WSH 活動メリットの職場への取り込みを推進
すべく、WSH 諮問委員会 (WSHAC) が、2005 年



9月に設立され、幅広く業界代表者14名で構成
 人材開発省大臣により任命された。WSHAC
 の役割は、WSH基準の推進、訓練に係るMoM
 への助言および主要産業界独自の課題への対応であ
 った。2006年11月、WSHに関する国際諮問委員会は、
 WSHACの適用範囲を拡大するよう勧告、WSHACを
 エグゼクティブ機能を備えた本格的な理事会に進展
 させる必要性に迫られた。MoMは、2007年10月この
 勧告を受け入れ、WSH評議会が2008年4月に結成さ
 れると発表した。

VISION
 A safe healthy
 Workplace for
 everyone; and
 a country
 renowned for best
 practices in WSH.

MISSION
 To lead
 a mindset that
 all incidents
 are preventable
 and strengthen
 capabilities to
 protect health
 and lives
 at work.

—2008年4月1日、WSH評議会は2006年のWSH法(改正)の制定を通じ、WSHイニシアチブの執行権限を委嘱された。WSH評議会では、主要業界(建設、海洋、製造、ペトロケミカル、物流等)、法務、保険、政府の学術分野、組合、専門家集団等が緊密に協力して、活動している。

WSH理事会の主たる機能は、

- ・ WSHをより良く管理するため業界のリソース、能力を構築する
- ・ 職場における安全衛生活動を推進し、良好なWSHの記録、成果を達成した企業を認可する
- ・ 許容さるべきWSHの実行手段を定める

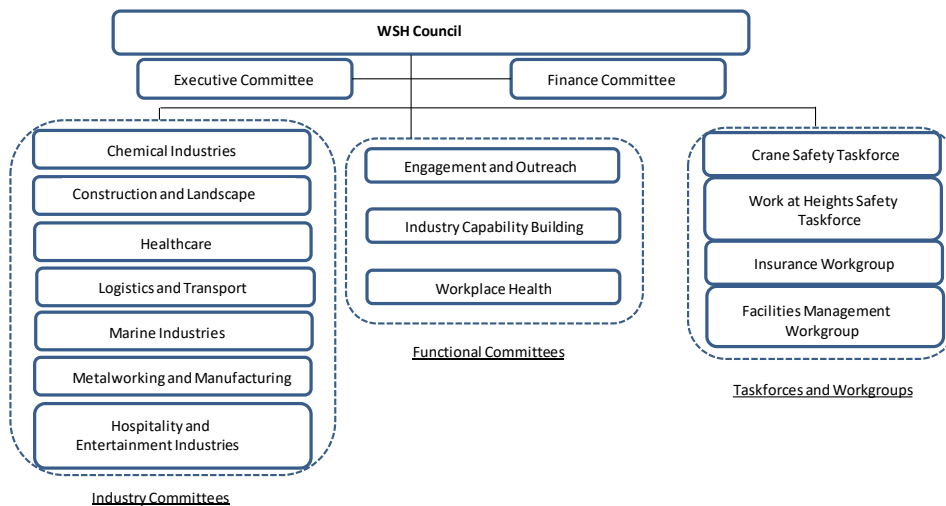


図 7.12 WSH 評議会に構成された 7 産業 3 機能委員会および 4 タスクフォース

(4) 労働安全衛生研究所

—WSH 研究所は、シンガポール国の「(WSH2018)戦略」の一環として、2011年4月に設立され、職場の安全と衛生を確保するシンガポールの資質、能力を強化し、



グローバルリーダーと同レベルに達すべく、
WSH 研究所が、MoM と WSH 理事会との再調整に
よって、国家政策とプログラムとが関連性を有し、
有効性を確保するに役立たせるとしている。

ーシンガポール企業は、WSH 課題に対処するための
戦略と解決策について、WSH 研究所に目を向け、
また労働安全衛生評議会とも協力して、ビジネス
リーダーや WSH 専門家集団に、職場の安全衛生管理を
強化する能力を習得させるとしている。

VISION
A Leading
Institute for
WSH
Knowledge
and
Innovations.

MISSION
Enhancing
WSH through
Knowledge,
Innovations
and Solutions

- ーWSH 知識の向上と変革のための研究所ビジョンを実現して、対応する戦略的成果を達成すべく、
研究所は以下の三つの主要戦略を設定している
- ーWSH の方針と戦略の周知
- ービジネス向け WSH ソリューションの策定
- ー指導者や専門家集団のための能力開発と育成

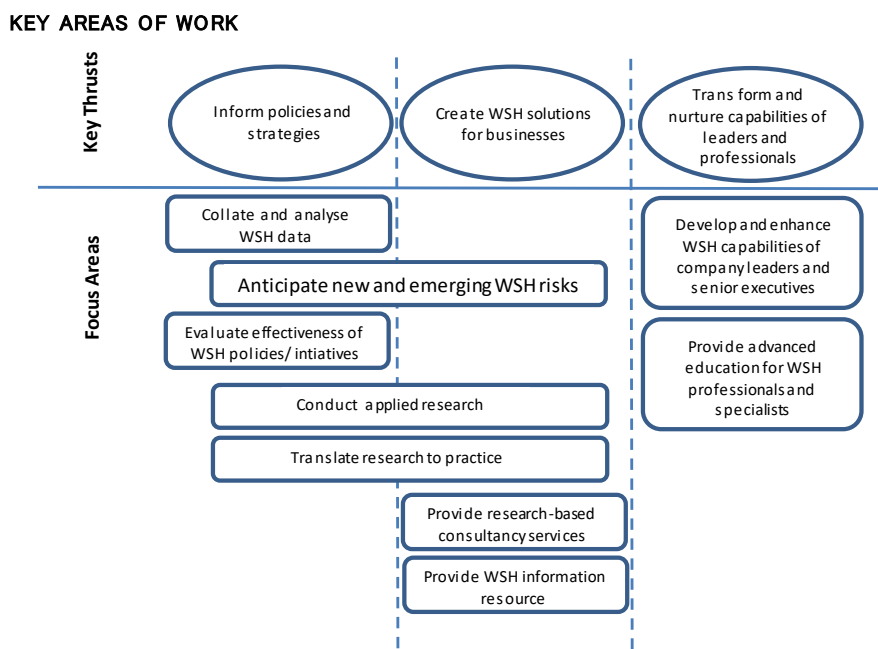


図 7.13 WSH 研究所の主たる業務領域

ー2012 年 4 月より、WSH 研究所は WSH 評議会権限の傘下に置かれ、WSH 評議会によって任命された 9 人からなる理事会が結成され、業界メンバー、労働運動集団、政府、高等教育機関メンバー等から構成されている。理事会は、研究、教育、訓練の資質、能力を備え、広く組織全体にめくばりしている。専門知識を活用した研究所の業務が業界、政府および労働者に適切であることを確認、また、MoM の国際諮問委員会(IAP)の助言も受けている。国際諮問委員会 (IAP) は、同様のより成熟した組織の WSH 専門家集団から構成され、これにはドイツ、韓国、英国、米国等のメンバーが含まれている。

(5) 業界団体と専門家集団

三者パートナーに加え、様々な業界団体や専門家集団による政策、法律策定のため、定期的な会合が開かれ、同会合で建議、提案された法律はすべて、業界および広く一般にフィードバックされ、e-相談ポータルを介しインターネットにも掲載されている。

これらの団体や専門家集団は、定期的に業界のさまざまな広報プログラム、セミナー、ワークショップの共同開催等にも参画している。

(6) 三者協調と協力

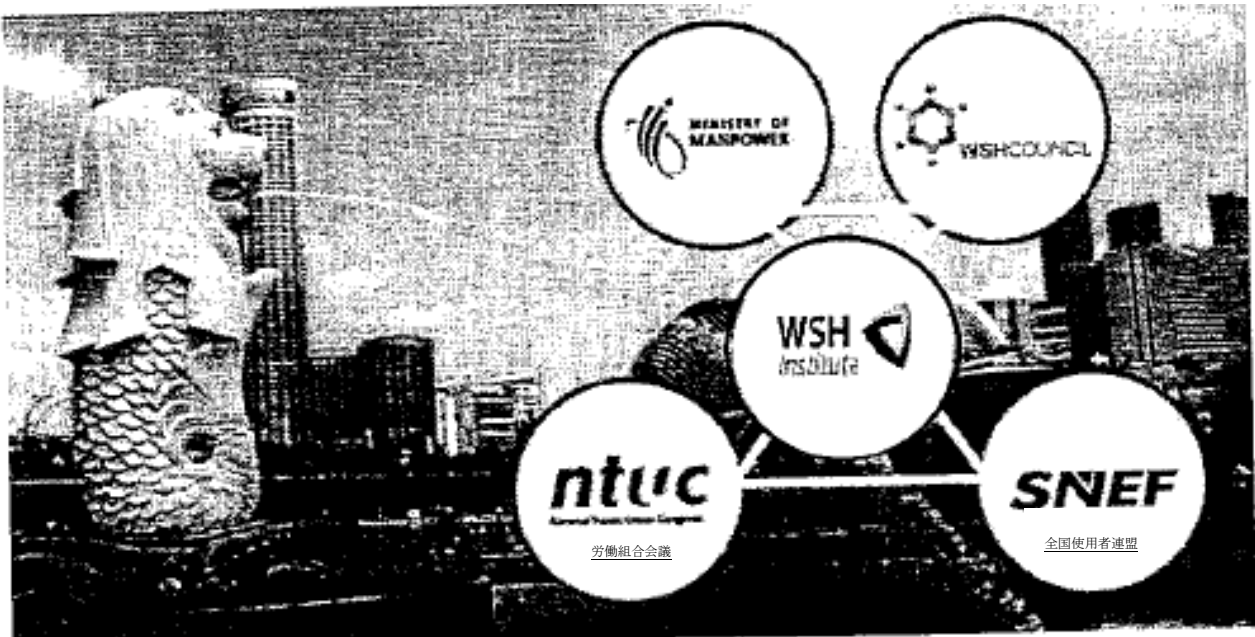


図 7.14 三者協調と協力相関図

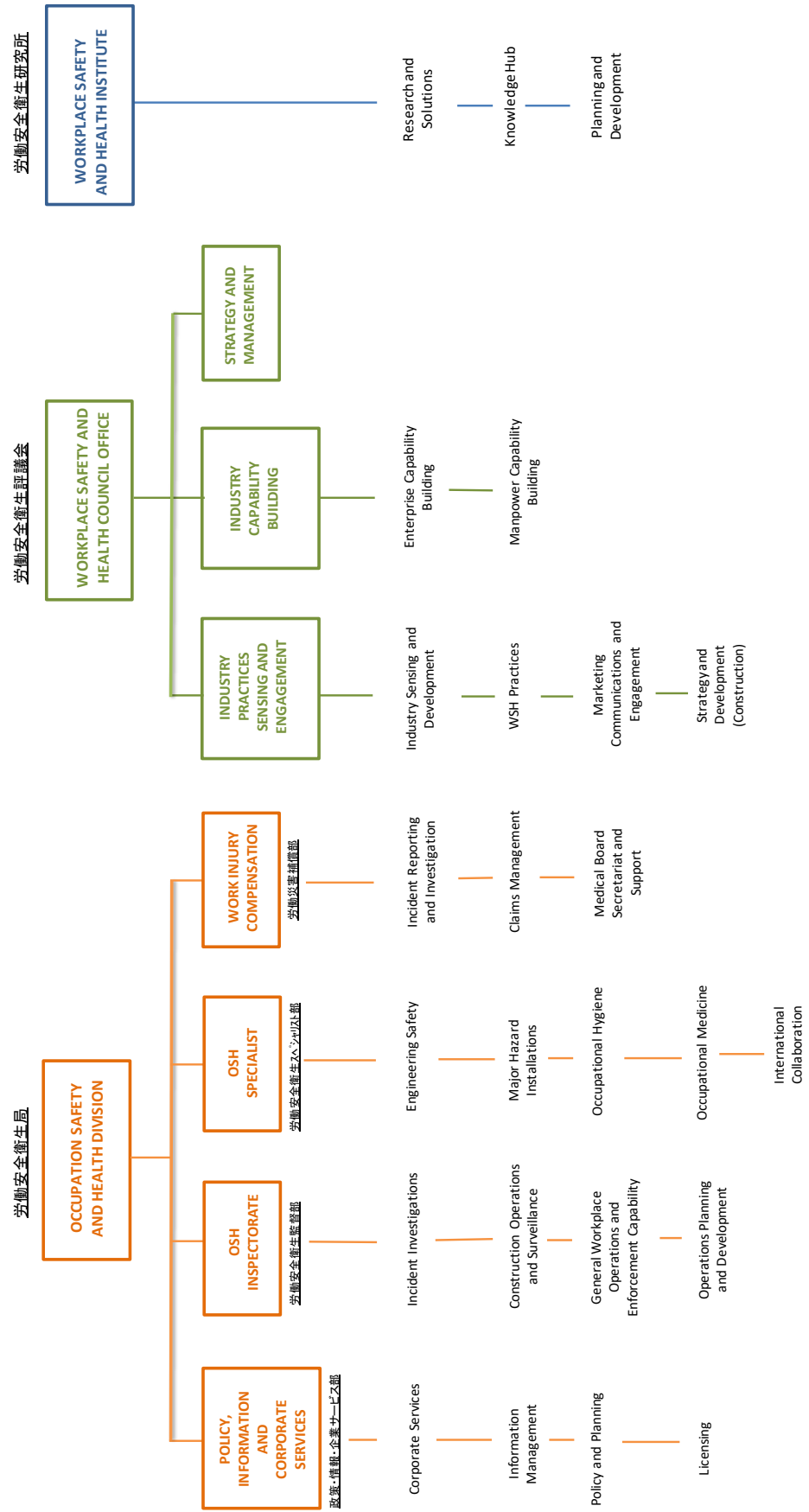
ーシンガポールでは、労働者、雇用者、政府間の協調的な 3 者協力メカニズムが従来から機能しており、このアプローチが、シンガポールの建設的な職場関係の醸成に成功している。すなわち、企業と経済が成長して、労働力の雇用を創出するに役立っている。

このメカニズムは、シンガポールの WSH の進展にも非常に有用であることが証明されている。

ーMoM とシンガポール国家使用者連盟 (SNEF) および国家労働組合会議 (NTUC) との三者間パートナーシップは、政府と WSH 問題に関する労働者と雇用者代表との間の緊密な協議および伝達の手段であった。WSH 評議会の設立によって、規制当局と業界のステークホルダー間のさらなる協調と協力の促進が期待されている。

図 7.15 Formation of OSHD and relevant Governmental Organizations

労働安全衛生担当部局および機関の組織構造



7.8. 民間企業、NGO の取り組み

- ーシンガポールでは、三者主義 (Tripartism) と呼ばれる調和のとれた労使関係が基軸となっており、政府、労働組合、使用者団体の三者協調による良好な労使協力関係が保たれ、シンガポール政府の斉一的な指導のもと、経済成長が維持されている。
- ーNGO の関与する余地は、あまりないと思われる。

7.9. 労働組合、経営者団体の取り組み

(1) 労使団体

a 労働組合員数及び組織率

表 7.14 労働組合組織状況の推移

(組合、人、%)											
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
労働組合数	71	70	68	68	68	69	68	66	65	65	65
労働組合員数	338,311	389,676	417,166	443,893	450,004	463,384	495,046	517,197	526,089	549,878	588,014
推定組織率	15.6	18.1	19.5	20.1	19.4	18.6	18.1	17.5	17.6	17.7	18.2

【出典：シンガポール人材開発省 “Singapore Yearbook of Manpower Statistics”】

[注] 組織率=労働組合員数÷就業者数 x100

ー2011年の労働組合数：65組合、近年減少傾向にあり、とくに労働組合員1,000人未満規模の労働組合が減少。2011年の労働組合員数は約59万人、2001年以降増加傾向、推定組織率は、ここ数年増加、2011年の組織率は18.2%であった。

b 労働者団体

ー全国労働組合会議(National Trades Union Congress: NTUC)が、1964年登録された唯一のナショナルセンターである。労働者が生涯を通じて働けるよう、労働者の福祉と地位の向上を目指し、強力かつ責任を持ってケアがなされている労働移動制度の構築を活動目的としている。

c 使用者団体

ーシンガポール全国使用者連盟(Singapore National Employers Federation: SNEF)が、1980年、雇用者団体として設立されている。雇用者同士の協力により、産業間の調和を保ち、労働力における競争力および労働者の生活の質を高め、雇用者、労働者、消費者および国家のそれぞれが義務を果たすことを、活動目的としている。

(2) 職業能力開発対策

ーシンガポール労働力開発庁が実施機関となり、継続的な職業訓練、カウンセリング、就職援助などを通じて労働者の能力向上、企業の雇用促進及び競争力向上等を目的として、2003年9月に設立された。シンガポール労働力開発庁は、業界や人材開発省等の他の政府機関等と密接な連携をとり、職業訓練政策の企画・実施を行う最も主要な機関である。労働者のエンプロイアビリティと競争力を高め、高度人材の育成に力を入れるため、学校・職業訓練機関の教師・進路カウンセラー等を通じ、将来就職する若者に手を差し伸べている。

a 継続教育訓練計画 (Continuing Education and Training: CET)

ー人材開発省 (MoM) において、労働者が産業関連技能を習得すると共に、産業の発展に遅れを取らぬよう手助けすることにより、労働者の質と生産性の拡大を図るべく、基本計画の開発と実施を行っている。

ー2008年に作成された、現在の継続教育訓練（CET）計画では、シンガポールの労働力人口及び産業において、以下の2つの重要な移行準備を行うとしている。

- ・2020年までにシンガポール国民の50%程度（2007年時点36%）が、ディプロマ（diploma）取得
- ・新興・成長産業への備え、すなわち、新しい成長産業の雇用の機会に当って、新規の仕事、キャリアの切り替えおよび新しい技能の獲得について、シンガポール国民の技能に関する準備

b 労働力技能証明制度（Workforce Skills Qualifications: WSQ）

ーシンガポール労働力開発庁の運営する資格認定制度で、労働者に必要な能力の訓練、育成、評価、認定により、就業能力の維持、向上をはかるもので、継続教育訓練センター（Continuing Education and Training（CET）Center）等において実施されている。労働者は、適切な実地能力を実証できれば、国家による証明書を取得することができる。

ー証明書には、初級証明書（Certificate）から最高レベルの卒業証明書（Graduate Diploma）までの7レベルがあり、技師になるために初級証明書を入手した後、よりレベルの高い証明書を入手、管理者となることもできる。なお、証明の対象となる訓練コースは、全ての産業で必要な技能・知識・特質に係る基礎技能コースと、産業・職業技能コースとがあり、後者には航空宇宙、地域社会サービス、金融、飲食、情報通信、造園、精密工学、小売、警備、有料サービス、観光、トレーニング等のコースがある。

c 雇用可能性技能システム（Employability Skills System）

ー労働者の雇用可能性を向上させるべく、使用者や産業協会と協力、雇用に必要不可欠な読み書き、計算、情報通信技術といった全産業共通の基礎的な技能を習得させるもので、シンガポール労働力開発庁により運営されている。

8. シンガポールの労働安全衛生行政等の現状と課題

8.1. 監督制度・報告制度

(1) 監督制度／行政の作業所への臨検

a 臨検の概要

- －労働安全衛生監督官は、労働安全衛生法の規定により、職場の労働安全衛生を確保すべく、いつでも職場への立ち入り、監督、検査の権限が与えられている。
- －労働安全衛生局長官は、職場での災害・事故の調査を命ずることができる。調査の過程で監督官は、災害、事故に関する聞き取り調査等を行うことができる。
- －労働安全衛生局長官は、必要な場合、許可書の効力を一時的に停止することができる。また、職場リスクの除去、安全作業環境の順守を義務付ける是正命令や作業の安全な遂行を確実にするための措置が講じられるまで、特定の作業の停止を義務付ける業務停止命令を出すことができる。
- －法令違反に対して、長官の裁量で5千 S\$以下の示談罰金が提示される。また、長官は労働安全衛生法違反を理由に、違反者を告発することができる。

b 臨検実施者

労働安全衛生監督官

c 措置報告・過料の程度等、指摘事項への対応

高所作業、クレーン点検作業、騒音・振動、ダスト、蚊などについて臨検あり、指摘事項に対しては、指導に沿った対応が行われる。

(2) 労働災害・事故発生の場合の行政への報告義務

a 報告の有無および対象

- －人材開発省の事故報告基準にもとづき、雇用関係のすべての事故は、発生から10日以内に労働安全衛生長官に報告する。
- －労働安全部に報告すべき事故の種類
 - ・死亡事故
 - ・休業4日以上を負傷を起こした事故
 - ・24時間以上の入院を要する負傷を労働者に与えた事故

なお、四肢の切断または死亡等の重大事故は、警察及び主任工場監督官に通報しなければならない。

- －負傷者や死亡者を出さなかった重大事故(危険事態に分類される事故)についても、報告義務あり。たとえば、動力駆動の回転容器等の破損、クレーン、デリック等の倒壊、爆発、火災等。保険会社にも、事故通知を行う。

b 報告期日

発生の日から 10 日以内

c 報告先

人材開発省 (MoM)

d 報告義務者等

－報告義務者: 事業者又は工場占有者

－報告様式: 人材開発省への事故報告基準で定められた様式、書式 (1 件当たり、16 頁に及ぶ) は、人材開発省労働災害補償部で入手できる

－事故報告を怠った場合、労働者災害補償法第 12 条違反となり、事業者が有罪となった場合、1 千 S\$ 以下の罰金に処せられる。

(3) 労働災害・事故が発生した場合の行政による調査

a 調査の対象

人材開発省は、以下の責任を負うため事故報告等にもとづき調査を行う。

－さらに重大な事故に至る原因や状況の発見

－事故を分析し、それによって危険領域を指摘し、同様の事故が発生するのを防止するための予防措置及び是正措置

b 調査者等

－調査者: 人材開発省担当官

(4) 罰則

－罰金は、1 件当たり、最高で数千万円程度となる

－査察回数は、2015 年 1 万 6 千件、毎月 1,300 件ほど行われている。なお、何れの業種を重点的に査察しているかについては不明

－現在、労働安全衛生法の結果責任を負っている企業数 25 社。「社名の公表」および「罰金支払」口座への払込指示が出される

－予防責任として、「ストップワークオーダー」による、作業中止件数は、年間 100 件程度。「インターネットで会社名公表」がなされる

－是正勧告によりチェック、「サーベイランス」を実施、是正がみられない場合、監視下に置かれる企業は、年間約 30 社程度

－入札評価の際、価格以外の要素の一項目として、安全実績減点ベンチマーク指標となる「デメリットポイント」が公表されている

－死傷した労働者や死亡者の遺族に対する補償金の迅速な算定

－無料アプリ「スナップ MoM」/ Report Issue と云われ、撮影写真が自動的に MoM に送られ、罰金払込の指示が出される

- 監督官が少なく、これら制度で市民を巻き込んで肩代わりをさせている
- 2015-2016 年の労災死亡者増加傾向のうち、40%は建設現場での事故が原因である。建設業者が経費削減のため、安全対策を十分講じていないことが背景にある。ヘルメットなど防護装具や安全ベルトの未着用、無資格者による機械操作など安全対策軽視によるものが多いとされ、企業によっては、労働安全衛生規則違反が不可避と考え、罰金命令を受けることを想定、罰金額を予算に組み入れている。かかる行為は零細企業に多くみられ、罰金であれば、1~2 万 S\$（約 80~160 万円程度）で済むが、安全対策を講じる場合、受注額の最大 15%もの費用がかかり、安全対策を満足のいくよう講じると入札額が増加、受注不可能になるとしている。

表 8.1 「労働安全衛生法違反」公表企業リストの一例

List of Offenders Convicted under Workplace Safety and Health Act, 2016



Note:

- The information provided in this listing only pertains to fatal workplace accidents.
- The listing provided is for awareness purposes only. It is for public use in the context of this document and should not be further reproduced without permission. In addition, the information herein may not be complete at the time of publishing and hence should not be used as a formal reference for legal action.

S/N	Name of Offender	Status of Offender	Date of Sentence	No. of Charges Convicted	Text of Offense Convictions under the WSH Act	Penalty Imposed
1	Curch Marine Services Pte Ltd	Employer	30-Jan-18	1	Section 12(1) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every employer, to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure the safety and health of his employees at work.	\$128,000
2	Shinguan River Customer Pte. Ltd.	Employee	27-Jan-18	1	Section 12(1) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every employer, to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure the safety and health of his employees at work.	\$65,000
3	Shenpak Vivos Engineering Pte Ltd	Employer	4-Feb-18	1	Section 12(1) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every employer, to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure the safety and health of his employees at work.	\$170,000
4	Chiro Jangal Construction Group Corporation	Principal	4-Mar-18	1	Section 14(1)(a) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every principal to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure the safety and health of any contractor engaged by the principal, at work.	\$150,000
5	Meng Guan Landscapes & Construction Pte Ltd	Employer	20-Apr-16	1	Section 12(1) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every employer, to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure the safety and health of his employees at work.	\$50,000
6	Win Chang Construction Pte Ltd	Employer	29-May-16	1	Section 12(1) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every employer, to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure the safety and health of his employees at work.	\$165,000
7	Tan Thiam Kok	Self Proprietor	26-Mar-16	1	Regulation 5(1)(g) Workplace Safety and Health (Risk Management) Regulations Every employer, self-employed person and principal shall maintain a record of any risk assessment conducted under regulation 3(1), and any measure or safe work practice implemented under regulation 4(b).	\$6,000
8	Huay Construction Pte. Ltd.	Employer	10-Apr-16	1	Section 12(1) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every employer, to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure the safety and health of his employees at work.	\$150,000
9	Seng Wah Electrical Pte. Ltd.	Employer	27-Apr-16	1	Section 12(1) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every employer, to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure the safety and health of his employees at work.	\$190,000
10	Century Technology Pte Ltd	Principal	4-May-16	1	Section 14A(1)(a) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every principal to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure that any contractor engaged by the principal has taken adequate safety and health measures in respect of any equipment used by the contractor.	\$40,000
11	Yen Sen Metals Pte Ltd	Employer	24-May-16	1	Section 12(1) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every employer, to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure the safety and health of his employees at work.	\$170,000
12	Temposol Engineering Pte. Ltd	Principal	26-May-16	1	Section 14A(1) Workplace Safety and Health Act (Chapter 254A) It shall be the duty of every principal to take, so far as is reasonably practicable, such measures as are necessary to ensure that any contractor engaged by the principal has taken adequate safety and health measures in respect of any equipment used by the contractor.	\$20,000

表 8.2 「工事中止命令」公表工事 / 現場の一例

List of Factories and Work-sites issued with Stop Work Orders (SWO) in the period 01-Jan-16 to 31-Oct-16

Note:

1. The information provided in this listing is accurate as at 31-Oct-16.
2. The listing provided is for awareness purposes only. It is for restricted use in the context of this document and should not be further reproduced without permission, in writing. The information herein may not be accurate at the time of publishing and hence should not be used as a formal reference for legal arbitration.



S/N	Name of Company	Location of Factory/ Work-site	Type of SWO issued	SWO status	Date of issuance	Date of Lifting	Remarks
1	M+W SINGAPORE PTE. LTD.	MK13-0482BK PT AT 1 NORTH COAST DRIVE (OFF ATTAP VALLEY ROAD AND ADMIRALTY ROAD WEST)	Partial	Lifted	04-Jan-16	29-Jan-16	
2	AUTHENTIC BUILDER PTE. LTD.	MK21-02419A AT EDGEDALE PLAINS (PUNGGOL PLANNING AREA)	Full	Lifted	05-Jan-16	13-Jan-16	
3	STAR READY-MIX PTE. LTD.	22 TUAS SOUTH BOULEVARD SINGAPORE 637061	Partial	Lifted	25-Jan-16	01-Mar-16	
4	GUAN HO CONSTRUCTION CO (PTE) LTD	69 PUNGGOL WALK PUNGGOL GREEN PRIMARY SCHOOL SINGAPORE 826772	Partial	Lifted	28-Jan-16	10-Feb-16	
5	QINGDAO CONSTRUCTION (SINGAPORE) PTE LTD	MK29-99972L, MK29-99971X, MK29-99970N, MK29-00023X, PT, MK29-99924L PT PART A. BUILDING WORKS AT TAMPINES NS C2A & PARK (TOTAL: 1,216 DWELLING UNITS) AT TAMPINES NORTH DR 1/ST 61(AVE S; AND PART B: CONTINGENCY WORKS - CONTRACT NO: D34515	Full	Lifted	01-Feb-16	11-Mar-16	
6	JURONG SHIPYARD PTE LTD	23 TANJONG KLING ROAD SINGAPORE 625064	Partial	Lifted	03-Feb-16	11-Mar-16	
7	TAT HIN BUILDERS PTE LTD	MK11-03186P AT CHOA CHU KANG AVE 4	Full	Lifted	04-Feb-16	18-Feb-16	
8	INTERPRO CONSTRUCTION PTE LTD	1 SURIN AVENUE ONE SURIN SINGAPORE 533076	Full	Lifted	05-Feb-16	23-Feb-16	
9	STALLION DEVELOPMENT PTE LTD	11 BLACKMORE DRIVE METHODIST GIRLS SCHOOL (PRIMARY) SINGAPORE 599968	Full	Lifted	11-Feb-16	22-Feb-16	
10	GREATEARTH CONSTRUCTION PTE LTD	11 MANDALAY ROAD SINGAPORE 308232	Full	Lifted	17-Feb-16	15-Mar-16	
11	LIAD NING CONSTRUCTION PTE LTD	52 CROWHURST DRIVE SERANGOON GARDEN ESTATE SINGAPORE 557931	Full	Lifted	25-Feb-16	18-Mar-16	
12	SUNRAY WOODCRAFT CONSTRUCTION PTE LTD	20 CECIL STREET EQUITY PLAZA SINGAPORE 049705	Full	Lifted	02-Mar-16	27-Apr-16	
13	DABA PTE LTD	5 JALAN SAMULUN SINGAPORE 620122	Partial	Lifted	04-Mar-16	10-Jun-16	
14	SAMSUNG C&T CORPORATION	LOT: 06876K MK: TB 03 PECK SEAH STREET / CHOOH GUAN STREET	Partial	Lifted	04-Mar-16	23-Mar-16	
15	COLD STORAGE SINGAPORE (1993) PTE LTD	1 BURCH LANE #01-01 SINGAPORE 618292	Full	Lifted	15-Mar-16	06-Apr-16	
16	FAIRWAY INDUSTRIES PTE. LTD.	5 CHIA PING ROAD SINGAPORE 619970	Partial	Lifted	16-Mar-16	23-Mar-16	
17	RIBAR INDUSTRIES PTE. LTD.	5 CHIA PING ROAD, SINGAPORE 619970	Partial	Lifted	16-Mar-16	19-Apr-16	
18	CONINT PTE. LTD.	63 TAMPINES LINK GOLDEN PAGODA BUDDHIST TEMPLE SINGAPORE 528740	Full	Lifted	17-Mar-16	07-Apr-16	
19	KIAN HIAP CONSTRUCTION PTE LTD	MK27-10210V PT AT CHAI CHEE STREET	Full	Lifted	21-Mar-16	04-Apr-16	
20	ABM CONSTRUCTION PTE. LTD.	33 LORONG 32 GEYLANG LOFT 33 SINGAPORE 398283	Full	Lifted	21-Mar-16	08-Apr-16	
21	KIM HOCK CORPORATION PTE. LTD.	12 SAKRA ROAD SINGAPORE 627892	Partial	Lifted	21-Mar-16	28-Apr-16	
22	CHAN RONG FEN BUILDING CONSTRUCTION PTE LTD	600 COVER ROAD SINGAPORE POLYTECHNIC SINGAPORE 139651	Partial	Lifted	22-Mar-16	28-Apr-16	
23	WCS ENGINEERING CONSTRUCTION PTE. LTD.	MK10-04284T AT JALAN JURONG KECHIL THE HILLFORD	Full	Lifted	23-Mar-16	14-Apr-16	
24	ENG SENG LEE CONSTRUCTION COMPANY PRIVATE LIMITED	LOT: 02261K MK: 21 AT PUNGGOL FIELD WALK/PUNGGOL FIELD/PUNGGOL EAST (FLO RESIDENCE)	Partial	Lifted	04-Apr-16	03-May-16	
25	PRECISE DEVELOPMENT PTE. LTD.	47 JALAN BURCH DISTRI WAREHOUSES SINGAPORE 619491	Partial	Lifted	02-Apr-16	19-Apr-16	
26	PRECISE DEVELOPMENT PTE. LTD.	20 PENJURU LANE SINGAPORE 609193	Partial	Lifted	04-Apr-16	27-Apr-16	
27	YONGNAM ENGINEERING & CONSTRUCTION (PRIVATE) LIMITED	5 JALAN KILANG THE MILL SINGAPORE 150405	Full	Lifted	04-Apr-16	21-Apr-16	
28	YONGNAM ENGINEERING & CONSTRUCTION (PRIVATE) LIMITED	MK13-01546H, MK13-01546C, MK13-01544L, MK13-01543K, MK13-01542N FOR PROPOSED JTC FOOD HUB AT SENDOKO DRIVE/SENDOKO LOOP (CONTRACT NO.: JTC C17702014)	Partial	Lifted	04-Apr-16	13-Apr-16	

表 8.3 「是正勧告監視プログラム」公表企業リストの一例
 List of Companies under Business Under Surveillance (BUS) Program



Note:
 1. The information provided in this listing is accurate as at **14 November 2016**.
 2. The listing will be updated on a weekly basis only when there is change.
 3. The listing provided is for awareness purposes only. It is for restricted use in the context of this document and should not be further reproduced without permission, in writing. The information herein may not be accurate at the time of publishing and hence should not be used as a formal reference for legal arbitration.

List of Companies under Business Under Surveillance (BUS) Programme

S/n	ACRA No	Name of Company
1	200411918W	Authentic Builder Pte Ltd
2	199507356H	Beng Hwa Builders Pte Ltd
3	200208348W	Bravo Building Construction Pte Ltd
4	199201093N	China Construction (South Pacific) Development Co. Pte. Ltd.
5	T11FC0111L	China Railway 11 Bureau Group Corporation (Singapore Branch)
6	200503189Z	Cubic Deco Pte Ltd
7	198302489Z	Erecon Construction Co Pte Ltd
8	199703039N	Grandbuild Construction Pte Ltd
9	198101172D	Greatearth Construction Pte Ltd
10	53333771B	Highway – Avenue Consortium
11	199900724G	Hong Shin Builders Pte Ltd
12	200414934H	HPC Builders Pte. Ltd.
13	53239805W	Hyundai-GS Joint Venture
14	199301841H	Interpro Construction Pte Ltd
15	200104490Z	Jurong Primewide Pte Ltd
16	198901665E	Kian Hiap Construction Pte Ltd
17	200304939C	Kim Hock Corporation Pte Ltd
18	201212754K	Kingsford Construction Pte Ltd
19	200208255D	Komex Building Construction Pte Ltd
20	200715404E	Maple Builders Pte Ltd
21	198302845D	Precise Development Pte Ltd
22	199905552R	Qingdao Construction (Singapore) Pte Ltd
23	200603267K	SCT Construction Pte Ltd
24	199204944C	SH Design & Build Pte Ltd
25	197600979M	Soil-Build (Pte). Ltd.
26	198703016K	Sunray Woodcraft Construction Pte Ltd
27	200008552G	Tat Hin Builders Pte Ltd
28	196400301R	Tiong Seng Contractors (Private) Limited
29	199306168K	TKT Development Pte Ltd
30	199204686K	Transbuild Engineering Pte Ltd
31	198401377W	V3 Construction Pte Ltd
32	200200838G	V-Tech Construction Pte Ltd
33	198802616E	Wee Hur Construction Pte Ltd
34	200606116K	Wei Kiat Construction Pte Ltd
35	197901827Z	Whye Wah Development & Construction Pte Ltd
36	201425865D	Xinyuan Construction Pte Ltd
37	200400937W	Yong Xing Construction Pte Ltd

表 8.4 「デメリットポイント加算」公表建設業者/企業の一例

List of Contractors with Demerit Points

Note:

1. The information provided in this listing is accurate as at 14 Nov-2016.

2. The listing provided is for awareness purposes only. It is for restricted use in the context of this document and should not be further reproduced without permission, in writing. The information herein may not be complete at the time of publishing and hence should not be used as a formal reference for legal arbitration.



S/No.	UEN No.	Name of Contractor	Demerit Points accumulated by Contractor	Blacklist Period
Phase 2 (50 ≤ Points Accumulated ≤ 74)				
1	196400361R	TIONG SENG CONTRACTORS (PRIVATE) LIMITED	57	16-Sep-16 - 06-Apr-17
Phase 1 (25 ≤ Points Accumulated ≤ 49)				
1	200411918W	AUTHENTIC BUILDER PTE. LTD.	46	07-Jan-16 - 06-Apr-16
2	199507356H	BENG HWA BUILDERS PTE LTD	38	29-Dec-15 - 27-Mar-16
3	197500967Z	CEBEN ENGINEERING PTE LTD	31	19-Apr-16 - 18-Jul-16
4	199301841H	INTERPRO CONSTRUCTION PTE LTD	29	07-Mar-16 - 06-Jun-16
5	200104490Z	JURONG PRIMEWIDE PTE LTD	34	28-Jul-16 - 27-Oct-16
6	200304939C	KIM HDCK CORPORATION PTE. LTD.	25	18-May-16 - 17-Aug-16
7	198302845D	PRECISE DEVELOPMENT PTE. LTD.	30	07-Apr-16 - 06-Jul-16
8	200603267K	SGT CONSTRUCTION PTE. LTD.	26	04-Aug-16 - 03-Nov-16
9	198609619N	SEIHO SIGN ENGINEERING PTE. LTD.	35	28-Jun-16 - 27-Oct-16
10	199403708R	SEMBCORP DESIGN AND CONSTRUCTION PTE. LTD.	39	24-Oct-16 - 23-Jan-17
11	198204944C	SH DESIGN & BUILD PTE. LTD.	45	25-Sep-15 - 24-Dec-15
12	199305168K	TKT DEVELOPMENT PTE. LTD.	27	28-Jun-16 - 27-Oct-16
13	199204680K	TRANSBUILD ENGINEERING PTE LTD	30	12-Jul-16 - 11-Oct-16
14	198401377W	V3 CONSTRUCTION PTE. LTD.	27	28-Jun-16 - 27-Sep-16
15	201018157N	WCS ENGINEERING CONSTRUCTION PTE. LTD.	25	07-Apr-16 - 06-Jul-16
16	198600104W	ZHEN HUA (SINGAPORE) ENGINEERING PTE. LTD.	28	11-Feb-16 - 10-May-16
Phase 0 (Accumulated <25 points)				
1	200908944G	A & B SCAFFOLD ENGINEERING PTE. LTD.	1	-
2	201420915W	A N R CONSTRUCTION & ENGINEERING PTE. LTD.	15	-
3	200720423R	ABM CONSTRUCTION PTE. LTD.	10	-
4	198903372N	ACES SYSTEM DEVELOPMENT PTE LTD	8	-
5	200600441Z	ACME ASSOCIATES PTE. LTD.	12	-
6	201213362Z	AJW CONSTRUCTION PTE. LTD.	13	-
7	200617065K	ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD.	1	-
8	200004826K	ATC PAINTING & TRADING PTE LTD	5	-
9	199101950W	B19 TECHNOLOGIES PTE. LTD.	1	-
10	200618256G	BESTBUILT CONSTRUCTION PTE. LTD.	10	-
11	1981022357W	BETHNAL CONSTRUCTION PTE. LTD.	1	-
12	200208348W	BRAVO BUILDING CONSTRUCTION PTE. LTD.	13	-
13	201219525H	BRICKFORD CONSTRUCTION PTE. LTD.	12	-
14	200401491M	BUILDERS ALLIANCE PTE. LTD.	12	-
15	199707902Z	BUN SZE KAR GENERAL CONTRACTOR PTE LTD	2	-
16	200010796W	CHAN RONG FEN BUILDING CONSTRUCTION PTE LTD	5	-
17	199801369G	CHANG HUA CONSTRUCTION PTE LTD	9	-
18	201225432G	CHENG JI BUILDER PTE. LTD.	11	-
19	199201093N	CHINA CONSTRUCTION (SOUTH PACIFIC) DEVELOPMENT CO. PTE. LTD.	16	-
20	T06FC6884E	CHINA JINGYE ENGINEERING CORPORATION LIMITED (SINGAPORE BRANCH)	2	-
21	T11FC0111L	CHINA RAILWAY 11 BUREAU GROUP CORPORATION (SINGAPORE BRANCH)	13	-
22	201427250C	CHINA RAILWAY NO. 8 - WSHC JV PTE. LTD.	22	-
23	199800864H	CHIU TENG ENTERPRISES PTE LTD	29	-
24	203623975R	CHONG SEN CONSTRUCTION PTE. LTD.	1	-
25	199600884W	CHUAN LIM CONSTRUCTION PTE LTD	2	-
26	200416739G	CKR CONTRACT SERVICES PTE. LTD.	1	-
27	198202913D	CMC CONSTRUCTION PTE. LTD.	1	-
28	199904001M	CONINT PTE. LTD.	15	-
29	201500772N	CONSTRUCTECH PTE. LTD.	5	-
30	201004622D	CONSTRUCTION PROFESSIONAL RESOURCES PTE. LTD.	3	-
31	200503189Z	CUBIC DECO PTE. LTD.	13	-
32	200006074H	CYBER BUILDERS PTE. LTD.	2	-
33	200009850E	DABA PTE LTD	5	-
34	T10FC0065B	DA-CIN CONSTRUCTION CO., LTD. (SINGAPORE BRANCH)	3	-
35	198700887H	DAIYA ENGINEERING & CONSTRUCTION PTE LTD	7	-
36	201414912G	DAL BUILDERS PTE. LTD.	10	-
37	201426062W	DIAP-DAELIM JOINT VENTURE PTE. LTD.	8	-
38	198702568W	DJ BUILDERS & CONTRACTORS PTE LTD	22	-
39	199203213N	DRAGAGES SINGAPORE PTE LTD	3	-
40	201022368Z	E C BUILDERS PTE. LTD.	16	-
41	201002118K	EAST ASIA ENGINEERING & CONSTRUCTION PTE. LTD.	12	-
42	53047192B	EDIPRO SERVICES	7	-
43	197301917Z	ENG SENG LEE CONSTRUCTION COMPANY PRIVATE LIMITED	5	-
44	198900732C	ENGINEERING CONSTRUCTION (PRIVATE) LIMITED	1	-
45	198302489Z	ERECON CONSTRUCTION CO PTE LTD	15	-
46	198906747D	EURO BUILDER AND ELECTRICAL PTE. LTD.	14	-
47	198802905E	EVER SAN CONSTRUCTION PTE LTD	10	-
48	200009366N	EVERGREEN ENGINEERING & CONSTRUCTION PTE LTD	2	-
49	199700923W	EVERRIDGE CONSTRUCTION PTE LTD	2	-
50	198300922M	EXCLUSIVE DESIGN CONSTRUCTION PTE LTD	15	-
51	198903243M	FENG MING CONSTRUCTION PTE LTD	5	-
52	200603039M	FONG YUE DEVELOPMENT PTE. LTD.	15	-
53	200006059N	FOONG AH WENG CONSTRUCTION PTE LTD	5	-

Updated on 16/11/2016

表 8.5 「労災事故報告」(1 件当たり全 16 頁) 記入のための手引き
(人材開発省)

Quick Guide on Submitting Incident Report

Getting Started

This is a guide for users to familiarize themselves with the information required before submitting the incident report on a work-related accident. Before submission, please get ready the relevant information to complete the online form. It will take about 15 minutes to complete the report. You will be required to furnish the following details:

- About you and your organisation
- About the accident (i.e. When, where and how did the accident happen?)
- About the injured person(s), if any (i.e. Particulars, Employment Details, Injury Details, Other Details)

In submitting the Incident Report on a work-related accident, you will come under one of the following categories of informants listed below.

- i. Employer Only/ Representative of employer
- ii. Occupier Only/ Representative of occupier
- iii. Victim's Legal Representative
- iv. Treating Doctor
- v. Victim's Next-of-kin
- vi. Victim

The following will describe the different reporting requirements depending on which type of informant you belong to.

8.2. 安全衛生教育

- －シンガポール政府関係機関が、主導的、齊一的に行政施策の一環として、安全衛生教育に取り組んでいる。（「7.3.3」および「7.9」参照）

8.3. 免許・検査制度

(1) 免許・資格の種類・名称

a MoM・WSH 免許スキーム

- －請負金額 1,300 万 S\$以上の工事 : Workplace Safety and Health Manager
- －請負金額 1,000～1,300 万 S\$の工事 : Workplace Safety and Health Coordinator
の配置が義務付けられている

－現場代理人:現場代理人のための安全講習 試験合格者に証明書が発行される

－安全監督員:安全講習必須 試験合格者は人材開発省への登録が必要である

- ・「安全講習－レベル C」の受講義務付け；同コースの終了後、数年間の実務経験を経て、免許取得を MoM に申請できる

- ・同免許は、2 年毎の更新スキームで、免許保持者が 2 年間で最新の知識、技術を蓄積、維持していることを、構造的課題および非構造的課題の合計 10 課題について確認する

－指定産業医:特殊作業(圧気作業など)の場合のみ産業医を指定 作業内容により適正な専門医を指定する。

b MoM の WSH 外部監査スキーム

- －外部監査法人により、6 カ月毎に一定規模以上のプロジェクトについて、企業の安全衛生管理システムが厳格に監査される
- －外部監査費用は、MoM に請求することができる

(2) 免許・資格の内容

－現場代理人の安全講習は、たとえばトンネル、掘削、密閉空間作業、圧気作業等、主要工事のリスクアセスメント、ケーススタディ、安全衛生に関する法規等の講習 3 日間 証明書が発行される

－安全監督員の安全講習は、週 10 時間 × 6 か月間コースとなる

なお、資格・受講内容等一覧表にて、別途示される

8.4. 事業場の安全衛生対策

- － 「事業場の安全衛生管理体制」 について、法律でとくに定められたものはなく、たとえば、以下のごとくである。

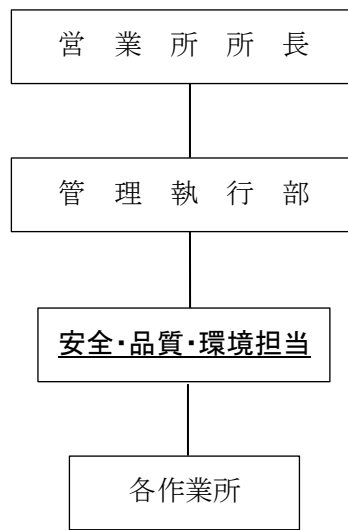


図 8.1 事業場の労働安全衛生管理体制の一例

8.5. 建設現場の安全衛生対策

(1) 建設現場の安全衛生管理体制

－請負金額 1,300 万S\$ 以上の工事 : Workplace Safety and Health Officer

－請負金額 1,000～1,300 万S\$ の工事 : Workplace Safety and Health Coordinator

の配置が義務付けられており、たとえば、以下のごとくである。

なお、作業所内には別途災害防止協議会が設置され、会長を現場代理人、副会長を安全監督員が務める

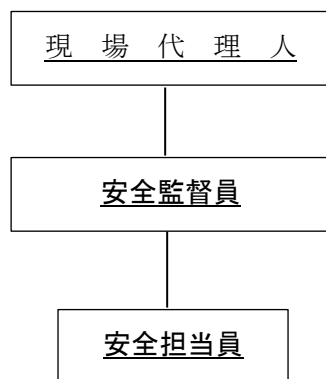


図 8.2 建設現場の労働安全衛生管理体制の一例

(2) 安全衛生計画書類/計画届等の提出

a 提出義務あり

－人材開発省 (MoM) に対し、労働安全衛生規則にもとづく工事登録書を提出する。たとえば、高さ 2m 以上の足場組立、解体、トンネル作業 (直径 1.5m 以上のトンネル) 等

－建設省 (建築建設庁) (BCA) に対し、計画届を提出する。たとえば、掘削工事、トンネル工事、杭工事、足場組立等

b 届出期日

－届出期限は特になく、工事開始前までに届出を行う。ただし、許可が下りるまでに、MoM 関係 14 日、BCA の掘削工事等 3 か月、杭工事 14 日程度を要する。

c 届出書式等

－届出用書式あり、オンラインにて申請可

8.6. 労働災害補償制度

(1) 労働災害保険制度

a 制度の概要

- 政府による保険会計は運営されていないが、労働災害保険制度があり、事業主は肉体労働者及び月収 1,600S\$ 以下の労働者について、民間の労災保険に加入する義務あり。
- 人材開発省は、医療機関からの報告にもとづき、支払補償額を査定、査定通知(Notice of Assessment: NA)を発行する。この査定通知に、何らの異議が出されなければ、事業主あるいは保険会社が、この査定額を被災者等に支払うことになる。
- 査定通知について異議が出された場合は、被災者は、紛争解決制度にもとづいて争うことができる。永久障害の程度に関する異議は、労災補償医療委員会(Work Injury Compensation Medical Board)の決定によることになる。

b 根拠法令

- 労働災害補償法(Work Injury Compensation Act)

c 制度対象者

- 事業主と雇用契約を結んでいる労働者、なお、家事使用人等は対象とならない

d 給付内容

- 医療給付: 就労に起因し、就労過程で発生した事故により医療措置が必要となった場合、現物給付が行われる。ただし、事故から1年以内、かつ、治療に要する費用 25,000 S\$以内に限られる。
 - 一時的な全面労働不能給付: 就労に起因し、就労過程で発生した事故により一時的に労働能力全喪失の場合、休業期間に得られたであろう賃金が給付される。入院を要しない場合 14 日以内、入院を要する場合 60 日以内について、賃金全額が給付され、それらの日数を経過した後は、賃金の 3 分の 2 が給付される。労働不能が続く限り給付されるが、1 年間を上限とする。
 - 永久的な部分労働不能給付: 就労に起因し、就労過程で発生した事故により従前の労働能力の一部喪失の場合、月当り賃金 x 年齢に応じて決まる支給月数(最少 72 (66 歳以上)、最大 181 (14 歳以下)) x 稼得賃金喪失率(障害に応じて決まる割合)が支給される。ただし、上限と下限が定められており、
 - 上限: $180,000 \text{ S\$} \times \text{稼得賃金喪失率}$
 - 下限: $60,000 \text{ S\$} \times \text{稼得賃金喪失率}$となる。
 - 永久的な全面労働不能給付: 就労に起因し、就労過程で発生した事故により従前の労働能力全喪失の場合に支給される。月当りの賃金 x 年齢に応じて決まる支給月数(最少 72 (66 歳以上)、最大 181 (14 歳以下))が、一時金として支給される。ただし、
 - 上限 180,000 S\$
 - 下限 60,000 S\$と定められている。
- また、常時介護を要する場合 25%の割り増し支給となる。

(加療、療養中に死亡の場合)

月当り賃金 x 年齢に応じて決まる支給月数 (最少 48 (66 歳以上)、最大 136 (14 歳以下)) が、一時金として支給される。ただし、

上限 140,000 S\$

下限 47,000 S\$

となる。

e 財源

事業主の負担する保険料により、まかなわれる。

[備考]

- 不法移民は現実に存在しているが、その人数は把握されていない。また、外国人労働者も労災でカバーされる。
- 雇用法による適用対象があり、基本的にブルーカラーが対象であり、いわゆる労働基準法による対象で、月額 4,500 S\$ 以下 (約 30 万円以下) の労働者全員が対象となる。建設労働者は、月額 2,000 S\$ 程度で、基本的に対象者となる。なお、労災保険の対象は、建設業セクターと製造業セクターしかなく、必然的に外国人労働者の割合が多くなる。
- 労災保険請求支出は、年間 7,500 万 S\$ (60 億円) 程度となっている。

8.7. 事業場、建設現場における外国人労働者への適用状況、課題等

ー2016年6月22日、シンガポールのサム・タン国務相（人材開発担当）が、外国人労働者に安全講習を受けさせる建設会社に対して、助成措置を講じると発表した。建設現場で事故が多発していることを受けたもので、「外国人労働者税（人頭税）」を引き下げ、同年10月から実施されると、6月23日の付ストレーツ・タイムズが伝えている。

- ・助成対象となるのは、シンガポール建設業界での就労が6年を超え、建築・建設業管理庁（BCA）から認定されている外国人労働者で、これらの労働者が120時間以上の安全講習を受講するか、技能認定で上位の認証を受ければ、雇用する企業が負担する「外国人労働者税（人頭税）」を、1人につき月350 S\$（約28,000円）減額する
- ・こうした要件を満たした外国人労働者は、「熟練労働者（R1）」に格上げされ、雇用可能期間が通常の10年から最大22年に延長される。
- ・シンガポールの建設現場では2015年、過去最多の死亡事故が発生。2016年も既に17件の事故が発生していることから、政府は安全対策強化のため同措置の導入を決めた
- ・Work Permit（WP）を保持する外国人建設労働者の人頭税は、現在月300～950 S\$。非熟練外国人労働者の受け入れ枠である「Man-Year-Entitlement（MYE）」の範囲内で雇用している労働者は、同年7月から100 S\$増額されることになっている。

【出典：The Daily NNA シンガポール & ASEAN 版（時事通信社系）；2018.06.24】

ー外国人労働者の宿泊施設は、シンガポールの中心街からかなり離れた地区にあり、必ずしも良好な衛生環境にない。蚊も発生しやすく、昨年のジカウイルス感染者450人前後、大規模発生とも云われ、宿泊施設規則の改正が行われ、衛生環境整備への取り組みが行われている。

8.8. 当該国に進出する外国企業(日系企業含む)への適用状況、課題等

一少なくとも、厳正な適用がなされている模様。ただし、同国ローカル企業との適用差異の有無およびその詳細は不明

8.9. シンガポール国労働安全衛生行政の改善、変革の方向性

8.9.1. シンガポール国社会と労働安全衛生

(1) シンガポール国の政治・社会・経済の課題

- ーシンガポール国は、昨 2015 年 独立国家として 50 周年を迎えた。何らの自然資源を保有せず、年齢別人口構成から明らかなように、同国では稼働労働人口の減少と少子、高齢化が問題となっており、これからの 50 年の同国社会の在り方、その行く末が厳しく問われている。
- ー現在に至る独立後の 50 ヶ年間は、欧米とくにイギリス或は先進ヨーロッパ諸国の知見を習得、その指導も受けつつ、それらを自国なりにアレンジしながら、自国に最適な経済優先の政治、社会、経済システムを構築、発展してきた。

これからの 50 年は、シンガポール国自身が、自力で独自の政治、社会、経済システムの構築、すなわち、旧来のシンガポール人 300 万人に対して、若年世代の高等教育へ向けてのシステム整備、能力開発、住み良い環境づくりのための、早急な対策が必要であり、かなりの危機感を持ち、その対処に迫られている。

(2) シンガポール国の労働安全衛生の課題

- ー同国における労働安全衛生の課題は、総人口 560 万人構成のうち、旧来のシンガポール人約 300 万人、その他旧来からの在住外国人約 90 万人を除き、外国人労働者が 160~170 万人、これら外国人労働者は、経済優先の同国で、自国経済動向の舵とり、すなわち本来のシンガポール人 300 万人のための経済を常に優先、その調整弁の働きを担っていることである。
- ーシンガポール国の労働安全衛生を順守する外国人労働者に対して、現在人頭税の軽減等をはかったり、2010 年から施行の「Man-Year- Entitlement (MYE)」施策による外国人労働者抑制の動きもあるが、無事故、無違反で技能的にもすぐれた外国人労働者には、最大 22 年のシンガポールでの労働従事を認める特権を与え、所要の安全衛生講習の受講により、就労ビザの切り替えのみで良いとしたりしている。他方雇用許可証(Employment Permit)は 3 年ごとに更新され、また不安全行動の外国人労働者および全労働能力喪失の外国人労働者は国外退去、帰国を強制したりしている。
- ー労働安全衛生施策の柱として、現場労働者の安全衛生行動教育および資金的支援をふくむ中小企業者向けの事故未然防止策、労働災害補償策等に力を入れている。
- ー昨年から今年にかけ、シンガポール国とイギリス国間およびシンガポール国と ILO 間の労働安全衛生に関するコンサルティング契約、国際技術協力が締結されたと云われている。

8.9.2. 改善、変革を強力に推進する同国の労働安全衛生施策

(1) 「VISION ZERO」キャンペーン計画の継続的推進

- ーシンガポール国は、2014 年に就業死亡災害率の最低記録を達成したが、このすぐれた WSH パフォーマンスを持続可能かつ確実なものとするべく、今後とも「国家戦略(WSH-2018)キャンペーン」を継続かつ強力に推進していくとしている。
- ー就業中の傷害および職業病のすべてが予防可能であり、これをゼロとすることも可能、これによる生活の質向上のためのキャンペーンに焦点を当てている。

－「VISIOPN ZERO」の動きは、労働安全衛生実行をいわゆる法的な安全衛生規則の順守から、安全衛生行動の順守へのマインドセット転換およびすべてのステークホルダーの WSH 業務実行の成果向上に役立つとしている

(2) 「(WSH-2018) 施策」の継続的実行

a. 短期的ターゲット

①「RM2.0」

－WSH リスク管理 (RM) は、職場のハザードを特定、その関連リスクを評価して、除去或は制御するプロセスで、RM は WSH 管理の基礎である。RM2.0 は既存の RM フレームワークの拡張バージョンで、除去、代替および工学的制御を通じて、上流のリスク管理に向けた実践的なアプローチに重点をおき、人間工学的要因も考慮、新たな労働安全衛生リスクアセスメントに向けた、全体論的なアプローチである。

②「Pro BE PLUS 2014」

－人材開発省と労働安全衛生評議会は、2013～14 年の労災事故の動向にもとづき、高所作業、型枠作業、クレーン作業の安全性を重点課題と位置づけ、システムティックに業界能力の向上を図っている。

③「労働災害補償制度」の見直し

－シンガポールの労働災害補償システムは、傷害補償を越えて、傷害労働者のリハビリをより重視、現場作業への早期復帰に重点をおいている。この傷害者のための新たな進歩的な WIC システムの形成には、さまざまなステークホルダーが緊密に協力して、役割を果たすことが想定されており、これは、あらゆる死亡、傷害、職業病が本来可能なかぎり防止さるべきとの WSH の実行成果に、積極的に関与するものである。

－これを達成するための WIC システムのレビューでは、とくに以下の点が留意されている

- ・ WIC システムの傷害実態との関連性と傷害保険料の公正性確保
- ・ WIC システムの迅速処理
- ・ 傷害労働者のニーズを満たす WIC システムの確立

④「MHI 規制」

－重大事故防止の目的で、重大な危険物設置 (MHI) の安全事例を収集、安全保障体制を確立、2016 年上半期までに一連の MHI 規則が制定される予定となっている。

－2017 年の新たな安全事態要件発動の前に、業界は対処能力の準備、構築のため、1 ヶ年間の余裕が与えられている

b 長期的ターゲット

①「中小企業対策」への取り組み強化

－シンガポールの中小企業は、全企業の 99% を占め、労働力の 70% を雇用、国内総生産 (GDP) の 50% を占め、シンガポール経済に重要な役割を果たしている。

－中小企業の発展に向けたセクター別取組を強化することが戦略的重要分野の一つであり、2011 年以来、明白な課題となっている。

－様々な形態の援助が、WSH 評議会によって開発されている

- ・ リスクマネジメント・アシスタンス・ファンド (RMAF)

- ・ biz SAFE
- ・ Go-To-Engagement
- ・ WSH カルチャー・ファンド(WCF)
- ・ WSH アシスト
- ・ 電子 WSH 掲示板など

－各業界の中小企業の特徴、課題、WSH の特性等を考慮した**セクター別アプローチを開発**することで、中小企業への取組を深め、強化する必要がある。より多くの中小企業で安全に働くための体系化されたアプローチが可能となろう。

②「WIC システムの改革」

- －WIC システムの改革目的は、より持続可能で効率的なシステムを構築して、職場のより優れた WSH 環境確立に貢献できるようにすることである。傷害補償モデルから上流の WSH 傷害予防へと焦点を移行することにより職場環境の向上に寄与することができる。より良き WSH 環境は労働災害を抑制、傷害費用を削減する
- －この新しいシステムは、労働者が効果的かつ効率的に生産性を維持、**ダウンタイムの減少**が雇用者に役立ち、不要な傷害管理の削減と傷害者の現場作業への早期復帰を重視するよう促すことにある
- －保険者は、WIC の請求管理のうえで、より重要な役割を果たし、より迅速な請求処理が可能となる

③「事業者と設計者の早期関与プログラム(D2E2)」

- －「D2E2 プログラム」は、労働安全衛生局 OSH Inspectorate によって開発され、**建築プロジェクトの開始当初から事業者と設計者が WSH に関与、取り組むこと**を目的としている。とくに重大な WSH リスクをとまなう大規模プロジェクト等での実施が強く望まれている。
- －労働安全衛生研究所(OSHI)は、これらの事業者および設計者と協力して、**プロジェクト特有の労働安全衛生ターゲットを初期段階で設定、設計の改善を推奨したり、潜在的危険箇所のより詳細な特定と監視を可能とすべく、MoM との合同現場視察スケジュールを予定したり**することができ、吊上げ作業や健康リスク管理等のテーマ検査もプログラムの一環として取り込んだり、業界との WSH 管理データの共有も可能となる。すでに三つの建築プロジェクトで「D2E2 プログラム」が開始され、他に二つのパイラインプロジェクトでも開始が予定されている。

④「TOTAL WSH」

- －高齢者の労働災害、慢性疾患労働者の増加等のリスクの高まりに対応する戦略の一環として「TOTAL WSH」のコンセプトは、職場全体として、全ての労働者に安全で衛生的な環境を提供して維持する、WSH リスク管理のための包括的で統合されたアプローチである
- －「TOTAL WSH」実施ガイドラインでは、企業が TOTAL WSH に向かうのを支援すべく、労働者の安全と衛生を保護、促進、職場におけるリスク管理のアプローチを強化、労働者の安全衛生および福祉の追求を確保する新しいパラダイムとしての「TOTAL WSH」コンセプトの戦略的紹介を行い、また「シンガポール WSH 会議-2014」では、「安全と衛生の統合：全体的視野からのアプローチに向けて」をテーマとしたりしている

⑤「施策実行による大きな抑止と質的成果」

－OSHDは、2014年労働災害や死亡者がより多く発生する地区での、基本的な安全規準の順守を確実にすべく施策を強化し、またMoMはWSH規準を高度化すべく、「TOTAL WSH」の実施に向け業界と緊密に協力を続け、併せて労働安全衛生を軽視するステークホルダーには、厳しい措置で臨むとしている

8.9.3. 「(WSH-2018) 戦略」から、新たな「(WSH-2025) 戦略」へ

－シンガポール政府は、すでに現在の「(WSH-2018)戦略」との関連性を見直したり、新しい機能強化の分野での主要課題を特定する業務に着手している。すなわち、新たな「(WSH-2025)戦略」は、さらにWSH実行の成果を改善するための新しい重要な根本原則、戦略、優先事項等を示し、これからのWSHのパフォーマンスを新たなピークへと導こうとしている。

－施工段階に至ってから現場作業の労働安全衛生を考慮するのではなく、プロジェクトの上流段階である、企画、計画設計段階で、BIM/CIM技術等を活用して施工段階のリスクに配慮、危険作業の排除など、現場の労働安全衛生を担保しようとするものである

(1) 「Construction (Design & Management) Regulations」の新たな導入とシンガポール国の目指すこれからの労働安全衛生の方向性

－現在に至る、過去5～6ヶ年における労働者10万人当たりの死亡者減少の底打ち傾向を打開すべく、従来の施工段階に至っての現場での労働災害防止にとどまらず、さらに一步踏み込んだ「D2E2戦略」に続き、2016年8月イギリスから導入された「Construction (Design & Management) Regulations」の目的は、「D2E2戦略」と同じくプロジェクト上流の企画、計画、設計段階から、労働安全衛生に着目するもので、イギリス、先進EC諸国、アメリカ等が目指している施策の方向性とも一致すると考えられる。

a シンガポールの建設需要動向

－2030年には高齢者の割合が、現在の7人に一人から4人に一人へと急激に増加すると考えられており、今後の5～10ヶ年間シンガポールの建設需要予測として、とくにビル建設ラッシュが迎えられようとしている。しかも720～400人収容の大型老人ホーム、コンドミニウム、高齢者向け病院施設等の新設、1984年以前に築造されたシンガポール国民の8～9割を対象としたHDB公営マンションの建て替え、リフレッシュ等が行われると考えられている。

b 施工段階での労働安全衛生ターゲットへの取り組み

－施工計画に係る労働安全衛生対策の詳細なチェック

- ・工法、手順、方法等と併せ、工期、工事費等もふくむ総合的なチェックなど
- ・現場作業のユニット化およびプレファブ化を考慮、同一、単一作業の繰り返しによる対応、工場内のプレキャスト部材製作等による対応或は施工中の開口部に転落防止用の手摺を組み込んだ本体構造製作など

－人力から機械力への転換

- ・ 特定危険作業、たとえば高所足場での塗装作業を人力によらず塗装ロボットの導入、高所型枠作業に、スライディングフォームの導入、揚重クレーンの事故防止用安全装備、装置の導入など

c 企画、計画、設計段階からの労働安全衛生ターゲットへの取り組み

ー 企画、計画、設計段階での、施工中の労働安全衛生への配慮は、すでにイギリスにおいては規則化されている

- ・ イギリスでは、「Construction (Design & Management) Regulations」が 1994 年制定、1995 年 3 月施行、2015 年に再度の改正も経て、すべての建設プロジェクトに適用されている。発注者、設計者、施工者、労働者等、それぞれの責務が明確に規定され、とくに発注者は、十分な資金と時間を確保して安全と衛生を適切に管理、監督、調整しなければならない、つまり安全と衛生に費用と時間を費やす責務があるとされる
- ・ 施設、設備の建設、使用、保守、廃棄に関連するハザードとリスクを考慮、リスクを最小化すべく、安全とコストに及ぼす影響の大きい企画、計画、設計段階から、施工段階における現場危険作業の排除等、早期から労働安全衛生災害防止に取り組み、施工の効率化と併せ、結果的にトータルコストの縮減および工期の短縮をも図らんとするものである
- ・ アメリカの「Prevention through Design (PtD) コンセプト」を普及、具現化したものである

ー かかるコンセプト具現化のため、実務的な側面援助策として

- ・ 労働安全衛生に係る法律、教育、資格或は協会等による側面からの安全衛生対策の整備、支援
- ・ 政府主体の教育機関の充実と公的資格等の認定、たとえば、建設技能証明制度（CSCS）、建設機械能力制度（CPCS）、足場作業証明制度（CISRS）等の公的資格の認定等が併せ実施されている

d 将来の労働安全衛生ターゲットへの取り組み

ー 事業の計画から調査、設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、ICT を駆使、施設だけでなく、見にくい箇所の部材等、実物のすべての要素を表現、コンピューター上で実物と同様の形状を可視化して、設計、施工、協議に使用、維持管理に係る情報を一元化することにより、業務改善による一層の効果、効率の向上を図り、事業の労働安全衛生併せ品質確保、環境性能の向上、トータルコストの縮減および工期の短縮等の達成をも目指す



- ・ 2次元図面に加え、部分的に3次元データを活用
- ・ 共同作業、並行作業の一部実施



将来の目標
BIM/CIM 技術の駆使



図 8.3 BIM/CIM 技術の活用
当面の目標
BIM/CIM 技術の駆使

- ・ プロジェクトの進捗（時間経過）とともに進化・成熟するデータモデルを活用、変更して、情報共有により共同作業・並行作業を実現
- ・ データの追加、修正、削除

【出典：JACIC 研究開発部「CIM の理念」;2017年01月】

(2) いずれは、「全自動ビル建設システム（ABCS）」などの導入へ？

- ー 「全自動ビル建設システム」は、たとえば鉄骨造高層建物を対象に、建設現場にファクトリー・オートメーションの考え方を導入する建設システムである。建設現場での自動化・機械化・情報化を目指した工法で、大幅な省力化と高い生産性・安全性を実現し、高品質の建築物を提供するシステムである。先行して設置されるファクトリー部分は、屋根と壁で覆われ、季節や天候に左右されない全天候対応の作業空間を生み出す。ファクトリー内の天井クレーンやリフト、ファクト

リー自体のクライミング装置などの制御は、建物内に設置された中央制御室で集中管理され、高い安全性を確保できる。鉄骨建方階全体をシースルーの外周架構により養生された「全自動ビル建設システム」は、安全上非常に有効に機能することができる。

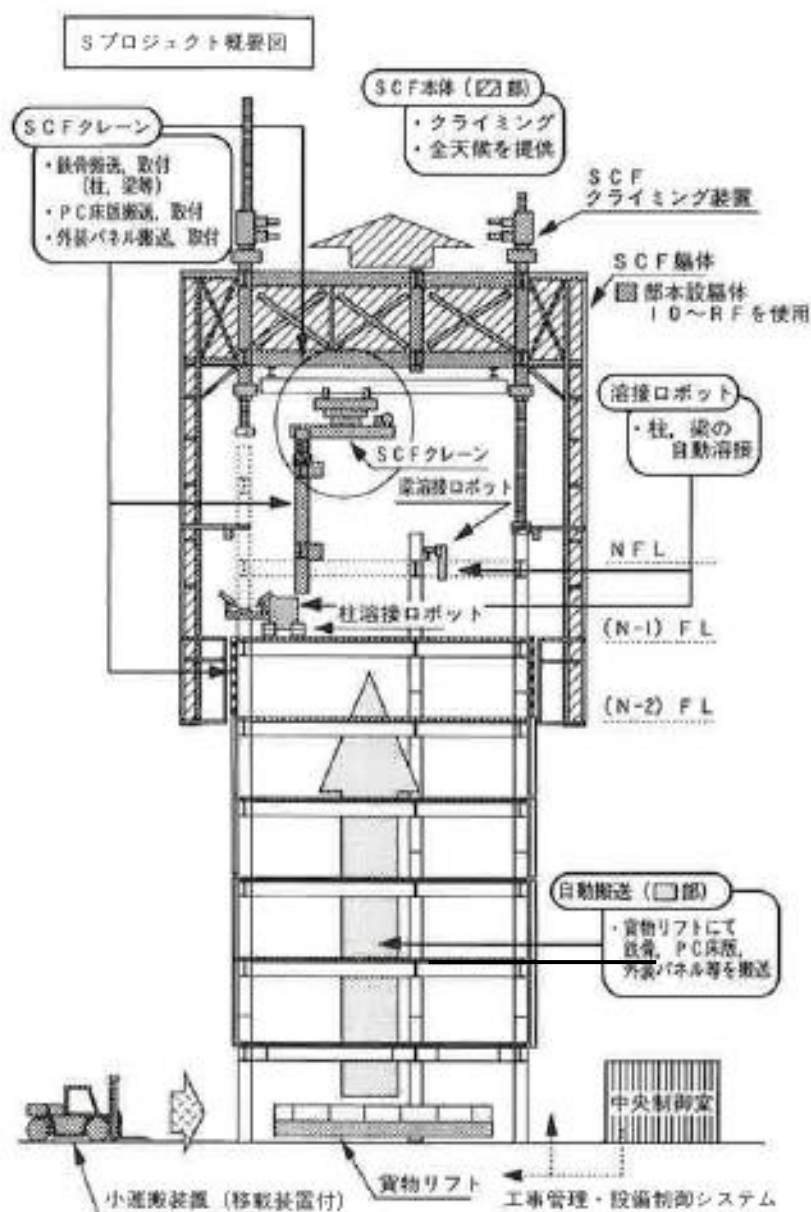


図 8.4 全自動ビル建設システム (ABCS) 構成

ー「全自動ビル建設システム」の特徴は次のとおり。

a 高い生産性による工期の短縮

屋根と壁に覆われたファクトリー一部分は、季節や天候に左右されない全天候対応の作業空間を生み出し、部材のプレハブ化・ユニット化ともあいまって工期を短縮でき、とくに、繰り返し作業の続く超高層建物で効果を発揮する

b 作業時の安全性向上

1フロアを施工した後に屋根をクライミング、1フロアずつ次のフロアを施工していくので、**高所作業が大幅に減少し、作業時の安全性が向上する**。鉄骨建方階の外周全体がシースルーのネットと鋼製の吊足場による外周架構により養生されているため、**飛来落下災害が軽減される**

c 工事の省力化

建設現場での自動化・機械化・情報化を積極的に取り入れ、**部材をプレハブ化・ユニット化**することで、大幅な省力化が図れる

d 高品質な建物の提供

施工の機械化、コンピュータによる集中管理システムの導入により、**高品質・高精度な建物を建設できる**

e 周辺環境への配慮

建設作業をファクトリー内で行うため、**工事にともなう騒音などによる周辺への影響を最小限に抑えることができる**。都市の景観を損なうことなくビル建設を行うことができ、建物のイメージアップが図れる

【出典: (株) 大林組プレスリリース「全自動ビル建設システム」で地上 33 階の超高層ホテルを
施工中 ; 2001.06.12】

ーただし、「全自動ビル建設システム」に限らず、人力から機械力へ転換の際には、工事コストの大きな課題は言うに及ばず、とくに機械化、自動化、情報化における設計と施工の融合、計画システムと現場実行システムとの統合化、在来の専門職の作業内容の変化、工法変化に適した労働者の質的变化等が併せ要求され、当然のことながら各国それぞれの政治、社会、経済、諸情勢の進展を勘案しつつ、慎重かつ的確に判断、対処すべきは言をまたない

[参考文献]

1. MoM, WSH COUNCIL, WSH INSTITUTE : 「WORKPLACE SAFETY & HEALTH 2014」; MINISTRY OF MANPOWER, WSH COUNCIL, WSH Institute, SINGAPORE, ; 2015 年
2. MoM, OSHD. Annual Report 2015 「A HEALTHY WORKFORCE IN A SAFE WORKPLACE」; MINISTRY OF MANPOWER ; 2016 年
3. 厚生労働省 : 「2011～2012 年海外情勢報告 第 3 章シンガポール共和国 (Republic of Singapore)」; 厚労省 ; 2013 年
4. 大槻 : 「海外の現場 (シンガポール共和国) における安全管理 (特集 海外の現場における安全管理)」; OCAJI ; 2012 年 4 月
5. 山田 : 「海外の現場における安全管理ーシンガポール (特集 海外の現場における安全管理)」; OCAJI ; 2012 年
6. 建災防 : 「海外における建設業の安全衛生管理 (ベトナム、シンガポール、インドネシア)」; 建設業労働災害防止協会 ; 平成 25 年 5 月
7. 古川, 豊沢, 高橋, 大幢 : 「英国・米国における建設工事安全に関する実態調査 (安全工学シンポジウム 2015 講演予稿集)」; 労働安全衛生総合研究所 ; 2015 年 7 月

9. カンボジア

9. カンボジアの労働安全衛生分野基本情報

9.1. カンボジアの国情概要

カンボジア経済は2004年から2007年までの4年間、10%を超える高い経済成長を記録した。しかし、サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況の影響を受け、2009年の経済成長率は0.1%まで落ち込んだものの、翌年の2010年には6.1%にまで回復し、2011年以降は7%成長を続けている。

インフレ率は、石油価格の低迷と食料価格の安定により、2015年平均1.1%と低水準になっている。経常収支及び財政収支は慢性的に赤字であり、2015年(IMF予測値)で、前者は▲11.1%(対GDP比)、後者は▲2.0%(対GDP比)と予想されている。堅調な縫製品等の輸出品、建設業、サービス業及び海外直接投資の順調な増加により、今後も安定した経済成長が見込まれている。

(出典：「外務省 カンボジア王国 基礎データ」に一部加筆)

9.1.1. 正式な国名

カンボジア王国

9.1.2. 面積および人口

面積 : 181,000 平方キロメートル (日本の約 1/2 弱)

人口 : 1,470 万人 (2013 年政府統計)

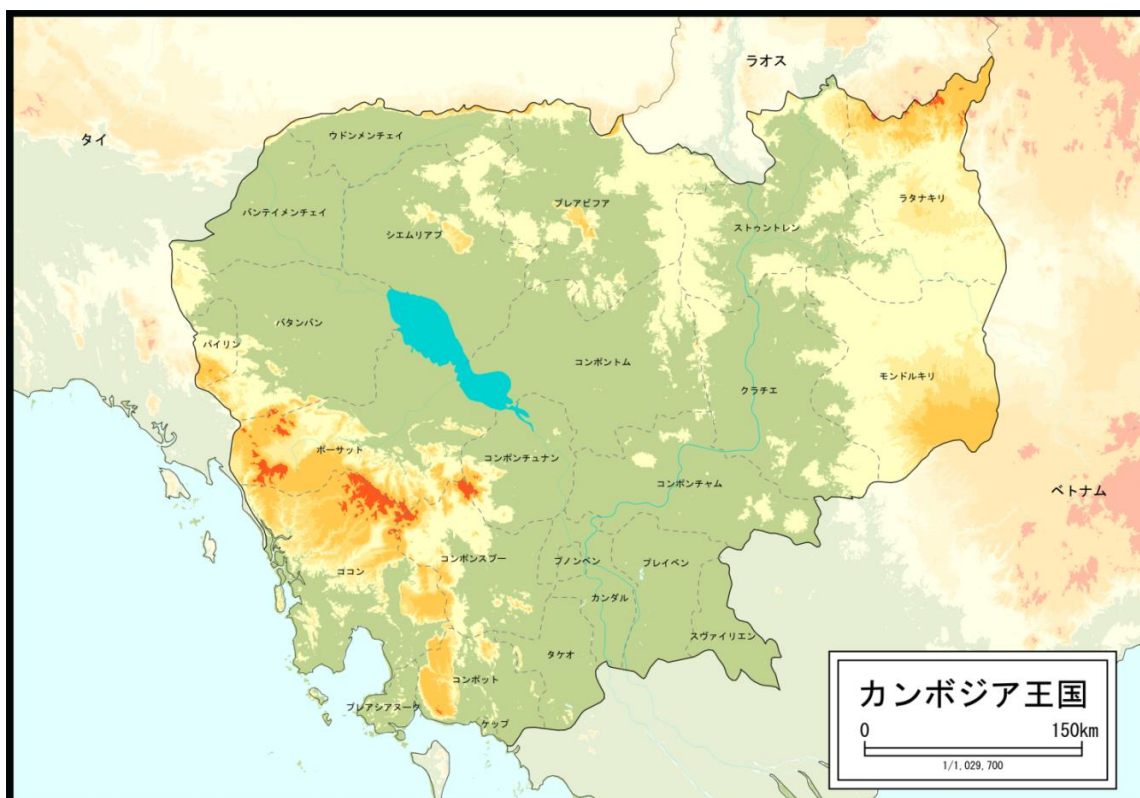


図 9.1 カンボジア全図 (調査団作成)

表 9.1 カンボジアの 24 州と人口分布

※前回のセンサスが 2008 年のため

県 名	人口 (2008 年)
バンテアイ メンチェイ (Banteay Meanchey)	678,033
バタンバン (Battambang)	1,024,663
コンポンチャム (Kampong Cham)	1,680,694
コンポンチュナン (Kampong Chhnang)	471,616
コンボンスプー (Kampong Speu)	716,517
コンポントム (Kampong Thom)	630,803
カンポット (Kampot)	585,110
カンダル (Kandal)	1,265,085
ココン (Koh Kong)	139,722
クラティエ (Kratie)	318,523
モンドルキリ (Mondul Kiri)	60,811
プノンペン (Phnom Penh)	1,325,681
ブレアビヒア (Preah Vihear)	170,852
プレイベン (Prey Veng)	947,357
プルサット (Pursat)	397,107
ラタナキリ (Ratanak Kiri)	149,997
シエムリアップ (Siemreap)	896,309
シハヌークビル (Sihanoukville)	199,902
ストウントレン (Stung Treng)	111,734
スヴェイリエン (Svay Rieng)	482,785
タケオ (Takeo)	843,931
オダール ミーンチェイ (Oddar Meanchey)	185,443
ケップ (Kep)	35,753
パイリン (Pailin)	70,482
総 計	13,388,910

(出典 : National Institute of Statistics, Cambodia)

9.1.3. 首都およびその緯度・経度

首都 : プノンペン

緯度 : 11.35N 経度 : 104.54E

9.1.4. 年間の気象・最高気温・最低気温

プノンペン 最高気温 : 34.9 度 最低気温 : 21.7 度

年間の気象 : 熱帯性モンスーン気候 雨期 (5~10 月) 乾期 (11~4 月)

9.1.5. 宗教および言語

宗教 : 仏教 (97%) 一部少数民族はイスラム教 (1.9%)

言語 : カンボジア語 (クメール語) 96%

9.1.6. 通貨

リエル (1 ドル=約 4.086 リエル 2014 年 9 月)

9.1.7. 労働者数

全産業 : 6,243 千人
農林漁業 : 4,384 万人 (70.2%)
建設業 : 94 千人 (1.5%)

9.1.8. GDP (2013 年)

名目 GDP : 142 億米ドル
一人当り名目 GDP : 933 米ドル
実質 GDP 成長率 : 7.3%

9.1.9. 投資状況

- ①日本からの直接投資 : 約 3.2 億米ドル (2012 年)
- ②日本企業の投資件数 : 72 件
投資額 : 4 億 8,856 万米ドル (2010 年~2013 年 12 月認可実績)
日本企業進出状況 : カンボジア日本人商工会 正会員 128 社 (2014 年 4 月時点)

9.1.10. 日本の援助 (ODA) 状況

- ①有償資金協力 : 約 427 億円 (2011 年度までの累計)
- ②無償資金協力 : 約 1,565 億円 (2011 年度までの累計)
- ③技術協力実績 : 約 637 億円 (2011 年度までの累計)

(9.1.項の出典 : 外務省 HP 等)

9.2. 労働安全衛生施策

国家社会経済開発計画（National Socio-Economic Development Plan）の中には労働安全衛生に係る施策方針や関連事項の記述はないが、第四次 Royal Government Rectangular Strategy（四辺形戦略：外務省訳¹）において、Rectangular III の Side 3 及び Side 4、Rectangular IV の Side 2 において下記のような記述がある。

Side 3 of the Rectangular III:

雇用機会の創出と労働者、被雇用者に対するより良い労働環境の確保：政府は以下を目指すための体系的な施策を実施する

- (i) 労働市場へ参入してくる若年労働者を対象として、更に農業、農業関連産業、労働集約型産業及び観光業等の産業分野への国内投資を促進する様々な方策を通じ、全ての国内労働者を対象とした就業の機会を創出すること
- (ii) 貧困層に対して技能研修を受けるネットワークを整備しつつ、新たな労働市場のニーズに応えるため、とりわけ若年層や新卒者を対象とした就労アシストに関連付ける。
- (iii) 労働に関連する統計システムの開発。国内労働者の就労機会の創出のため、外国人労働者の管理体制の向上に注力する。また国家発展のため、新たな技術に関する技術移転を促進する

Side 4 of the Rectangular III:

公務員、被雇用者及び労働者のための社会安全ネットワークの整備：

政府は、真摯に労働法及び労働者、被雇用者及び雇用者の権利と利益を保証する労働組合の役割に関する他の国際協定を執行する。また労働者や被雇用者の労働条件の改善に特別な優先度を置き、社会保障関連法を執行し、とりわけ障害者及び扶養者向けの年金基金、労働保険サービスを展開する。

Side 2 of the Rectangular IV:

公共医療サービスの確保：

政府は、特に地方部において伝染病の予防プログラムの実施、母子を対象としたヘルスケアを推進して母子の死亡率低減を図ったり、緊急医療サービスの改善と健康と衛生に関する教育、情報提供を進めること等を継続して実施する。貧困層には紹介を受けた病院やヘルスセンターで無償のヘルスケアを受ける権利を賦与すべきであり、貧困層を保護するための株式ファンドは対象者が質の良いヘルスケアサービスを受けることが可能となる施策の更なる充実を図る。

(9.2.項の出典：「The Overview of Occupational Safety & Health in Cambodia, 2011年4月」
by MLVT)

¹四辺形戦略（Royal Government Rectangular Strategy）は、包括的な国家開発枠組みとして発表されたもので、持続的な経済成長と貧困削減を開発目標に置き、カンボジア版のミレニアム開発目標（CMDGs）を意識して策定されたもの。2004年7月のフン・セン第三次連立政権発足後に発表された。（by 外務省）

9.3. 安全衛生の行政組織

(1) 組織名・組織図等

①担当省庁：労働・職業訓練省（Ministry of Labor and Vocational Training）

②担当局：労働総局、技術職業訓練局（Department of Occupational Health and Safety）

(2) 組織の概要・役割等

① 労働担当局の役割

i 労働行政全般の管轄、企画、立案

ii 海外で就労するカンボジアの労働者と外国人労働者の管理

iii 労働安全衛生関係法令の周知・徹底

iv 労働争議の調停・仲裁等

② 技術職業訓練局の役割

i 労働市場の需要をレビューして、職業訓練に係る国家政策を立案する

ii 技術職業訓練の機関と制度を運営・管理する

iii 技術職業訓練に係るデータ収集と統計作成

iv 技術職業訓練サービスを受講した貧困層が起業活動に必要な資金貸付サービスを提供する

v 産業セクターの民間企業及び公的機関、教育訓練機関、NGO 及び国際機関との連絡調整を行う

(3) 行政による作業所への臨検（inspection）

①臨検の概要

労働法第 233 条から 237 条で「労働者の健康及び安全を対象とした臨検の規制及び手順」について規定している。233 条によれば、作業場での安全衛生に関連した規定の実効性を確保するために、労働監督官は作業場を定期的に訪問しなければならない。医学的知見を有する監督官（Medical Inspector）の臨検参加も求めている。労働監督官は、正式な査察報告を行う前に、違反を見出した場合、その雇用者へ通知しなければならない。この通知は問題解決の期限を伴った警告を雇用者に対して与え、問題解決のための機会を与えるものである。しかし、234 条によれば、監査官が労働者の安全衛生に対して深刻な影響があると判断した場合、正式な報告書は通知期間終了を待たずに直ちに報告されなければならないと規定している。

②臨検の実施者

労働監督官及び管理官

③臨検の対象セクター、Inspector の人員数、役割など

労働安全衛生分野の臨検者は、労働法第 1 章第 1 項の規定により、民間セクターのあらゆる職種に属する団体や企業を対象としている。これまで、各省に未登録のインフォーマル経済に属す分野は臨検の対象外であった。労働法の適用の過程でインフォーマル経済分野も臨検対象とし、労働・職業訓練省による国レベルの保護を受けることで事故予防や保険サービスの享受対象となるなどメリットが期待される。

臨検者（Inspector）の数については、2010 年以前、全土を対象として臨検を実施する臨検者

数は 91 名（省所属 19 名、自治体所属は 72 名）であった。2010 年以前は臨検対象はプノンペン地域のみであったが、同年以降は全土対象で実施中である。

臨検担当の役割は、

- 工場衛生問題について、光量、騒音、粉じん、振動他の人体に害を及ぼす因子に関する技術的検査の実施
- 団体、企業間で労働安全衛生のネットワークを広げること
- 労働者を対象とした医療チェックの推進、企業内に HIV/AIDS の対策委員会の設置を斡旋すること
- 労働災害や職業病の発生から労働者を守ること
- 被雇用者や労働者に対して労働安全衛生関連規則や省令 (Prakas) について知らしめること、新型インフルエンザ A (H1N1) 等の伝染病、鳥インフルエンザ等の蔓延に対する予防策の説明を行うこと

④指摘事項への対応（措置報告・過料の程度等）

労働法第 375 条の「労働者の安全衛生と健康に関する規定」に違反した場合、企業代表、取締役、支配人もしくは担当幹部は、日給ベース 30 日から 120 日分の罰金刑に処される。

(9.3.項(1)-(3) ①、②の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成 27 年 5 月、建設業労働災害防止協会）」）

(9.3.項(3) ③の出典：The Overview of Occupational Safety & Health in Cambodia by MLVT)

9.4. 安全衛生に関する法律・規則等

カンボジアにおける法規序列は下表のとおり。

表 9.2 カンボジアにおける法規序列

憲法 (The Constitution)	カンボジア王国における最高法規
国際条約・協定 (Treaties and Convention)	国民議会と上院の承認に基づき国王が署名し批准。批准後、国際条約 (2国間または多国間) ・協定は法律と見做され司法上の準拠基準の一つ
法律 (Chhbab: Law)	国民議会により採択される法規
勅許 (Royal Kram : Preah Reach Kram 及び Royal Decree : Preah Reach Kret)	国王が憲法で認められた権限に従い国王の名により発するもの
政令 (Anu-Kret: Sub-Decree)	閣議採択後、首相が署名。閣議で採択されなかった場合、首相と主管大臣の署名が必要。首相は法令で定められた権限内で政令を発布することが出来る
省令 (Prakas: Ministerial Order)	法令に定められた権限内で政府閣僚により発する
決定 (Sechkdei Samrech: Decision)	「Decision」は首相により発せられる
告示 (Sarachor: Circular)	特定法制度の説明、明確化のため、或いは指示を与えるために、首相あるいは大臣が発布する
州令 (Arrete: Provincial Deka)	州の地理的範囲内で有効。州知事が発布

(出典：Council for the Development of Cambodia, Cambodian Investment Board, and Cambodian Special Economic Zone Board 日本語サイト)

(1) 労働安全衛生法、規則、条例等に相当するものの名称と概要・内容

カンボジアにおける雇用と労働に関しては、カンボジア憲法ほか以下の法令、行政規則等により規定されている。

- ① カンボジア王国憲法（1993年）
- ② 法令
 - i 入国管理法（1994年）
 - ii 労働法（1997年）
 - iii 労働者社会保険法（2002年）
 - iv 労働法139条、144条修正法（2007年6月）
 - v 国際法
- ③ 行政規則（一部抜粋）
 - i 第57号閣僚会議令「カンボジア人労働力の国外送付」（1995.7.20）
 - ii 第80号労働大臣令「時間外労働」（1999.3.1）
 - iii 第144号労働大臣令「夜間の年少者の雇用禁止」（2002.6.10）
 - iv 第243号労働大臣令「労働災害と障害への補償の通達」（2002.9.10）
 - v 第161号労働大臣令「外国人の雇用」（2001.7.16）
- ④ 労働法第8章の第228条～232条で「労働者の健康と安全」が規定されている。

表9.3には主に労働・職業訓練省で発行している省令を示す。

表9.3 労働安全衛生分野の法規

（出典：The Overview of Occupational Safety and Health in Cambodia）

法規	法規名称	分野／項目
法律	The Law on Social Security Schemes for Persons Defined by the Provisions of the Labor Law, promulgated by Royal Krom (Order) No. NS/RKM/0902/018, dated 25 September 2002. The law composed of 6 chapters and 41 articles.	—
省令	Prakas No 052 dated 10 February 2000 concerning the sanitary toilet;	衛生トイレ
	Prakas No 053 dated 10 February 2000 concerning the seating arrangement at the work place	作業場の休憩場所
	Prakas No. 054 dated 10 February 2000 concerning the provision of the safe drink	安全な飲料
	Prakas No. 330 dated 6 December 2000 concerning the Creation of Enterprise Infirmary	企業内での診療施設設置
	Prakas No. 124 dated 15 June 2001 concerning the heavy object lifting by hand	重量物運搬
	Prakas No. 125 dated 15 June 2001 concerning the air ventilation and sanitation	換気と衛生
	Prakas No. 139 dated 28 June 2001 concerning Conditions and Missions of the Enterprise Physicians	企業医
	Prakas No. 147 dated 11 June 2002 concerning the Temperature Ambiance at the Workplace	作業場の温度
	Prakas No. 138 dated 22 April 2003 concerning the Noise at the Workplace	作業場の騒音
	Prakas No. 139 dated 22 April 2003 concerning the Work at the Confined space	狭い空間での作業
	Prakas No. 484 dated 23 December 2003 concerning the Light and the	採光及び照明

	Lighting	
	Prakas No. 106 dated 28 April 2004 concerning the prohibition of working children from the dangerous work place	危険な作業場での若年労働者
	Prakas No. 086 dated 03 May 2006 concerning The Creation of the HIV/AIDS Committee in Enterprises and Establishments and Managing HIV/AIDS in the Workplace	企業内でのHIV/AIDS委員会設置と現場管理
	Prakas No. 305 dated 14 December 2007 concerning the Maritime Fishing	漁業
	Prakas No. 306 dated 14 December 2007 concerning the Working and Living Conditions in Plantations	プランテーションにおける作業、居住条件
	Prakas No.308 dated 14 December 2007 concerning the Working and Living Conditions in Salt Fields	塩場での作業及び居住条件
	Prakas No. 309 dated 14 December 2007 concerning the Working and Living Conditions in Brick Enterprises	レンガ製造業における作業及び居住条件
	Prakas No.307 dated 14 December 2007 concerning the Occupational Health and Safety Conditions in Garment and Shoes Factories	繊維及び靴製造工場における労働安全衛生
	Prakas No.077 dated 30 March 2011 concerning the Information at the Construction Site	建設現場における情報
	Prakas No. 075 dated 30 March 2011 concerning the Sanitation at the Construction Site	建設現場における衛生
	Prakas No. 076 dated 30 March 2011 concerning the Prevention of Risks associated with the Changing Weather Conditions at the Construction Site	建設現場における気象条件変化に伴うリスク回避
	Prakas No. 078 dated 30 March 2011 concerning the Storage, Waste Management and Cleanliness at the Construction Site	建設現場における貯蔵、廃棄物管理及び清掃
	Prakas No. 343 dated 10 September 2002 concerning the Notice on work-related accidents, compensation and invalidity	作業関連事故、補償等
告知	Announcement No. 003 dated 10 February 2004 of the Ministry in charge of Labor to remind all enterprises and establishments to comply well with the provisions of all Prakas issued by the Ministry concerning OSH	—
	Announcement No. 089 dated 4 September 2009 concerning the preventive measures on new avian influenza A (H1N1).	新型鳥インフルエンザ A (H1N1) の防護手段
告示	Circular concerning application of Joint Prakas No. 330 dated 6 December 2000 and Joint Prakas No. 139 SKBY dated 28 June 2001.	—

労働・職業訓練省（Ministry of Labor and Vocational Training）の他にも、以下の他省庁が各々の所管分野を対象とした、労働安全衛生に係る法律／政令等の起草を行っている。

- ・ 産業省（Ministry of Industry, Mine and Energy）
- ・ 農林水産省（Ministry of Agriculture, Forestry and Fishery）
- ・ 商務省（Ministry of Commerce）
- ・ 保健省（Ministry of Health）
- ・ 土地管理・都市建設省（Ministry of Land Management, Urbanization and Construction）
- ・ 環境省（Ministry of Environment）
- ・ 公共事業運輸省 Ministry of Public Works and Transportation

(2) その他、労働安全衛生に関する規制

労働法では、雇用者は全ての作業場を衛生かつ安全に保つとともに、労働者の健康を維持し、手洗い所や診療室、照明、衛生的な飲料などに関する規定を順守する必要があると規定している。(労働法 229 条)。また、雇用者は職場や通勤中に発生した事故や、業務遂行が原因で発生した病気について、該当従業員に対して必要な医療を提供するとともに医療費全額を負担するとの規定もある(労働法 254 条)。

また、雇用者は全ての労務災害を労働・職業訓練省に報告し、報告を受けた労働・職業訓練省は再発防止に向けた調査実施を求めている。

更に、50 人以上を雇用する企業等の雇用者は、20 平方メートル以上ある清潔な診療室を設置する義務を負い、ベッド数や医師数に関しては、労働者の数に応じて設置、配置すべき数量を規定している。

(9.4.項(1)の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成 27 年 5 月、建設業労働災害防止協会）」

(9.4.項(2)の出典：カンボジア労務マニュアル 2013 年 10 月、JETRO)

9.5. 安全衛生関係書類の行政への提出

(1) 計画書類等の提出義務の有無

日本の労働安全衛生法第 88 条の計画届に相当する規定はない。計画書類の提出義務もない。ただし、工事現場の安全衛生に関しては「建設業における工事現場の安全衛生に関する大臣令(2011)」にて、下記の事項を定めている。

- ①建設工事現場では労働法を遵守しなければならない。
- ②建設工事現場では作業員の健康のために、安全衛生の基準を維持しなければならない。
- ③建設工事現場では作業員に対し、適切な安全措置及び休憩時間を与えなければならない。

(2) 届出の期日等

該当なし

(3) 書類等の書式等

該当なし

(9.5.項の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成 27 年 5 月、建設業労働災害防止協会）」

9.6. 労働災害・事故が発生した場合の義務等

(1) 労働災害

労働災害とは、業務の遂行を目的として就業時間中もしくは通勤時間中に、従業員や労働者に事故が起きた場合、その原因および過失の有無に関わらず、労働災害と見做される（労働法 248 条）。労働を原因とする疾病も労働災害と見做されると規定している（労働法 257 条）。

(2) 労働災害・事故が発生した場合の雇用者の義務

①報告の有無および対象

雇用者は労働災害発生後、遅くとも 48 時間以内に労働災害の発生に関する書面での通知を労働・職業訓練省に通知する必要がある。（参照：JETRO カンボジア労務マニュアルによる）

*原則として、事業場内または業務上の災害が発生した場合

②報告の期日

発生後 48 時間以内。

③報告先

労働・職業訓練省にある国家社会補償基金（National Social Security Fund : NSSF）、若しくは労働担当局

④報告義務者

雇用者

(3) 労働災害・事故が発生した場合の行政による調査

①調査の対象

雇用者はすべての労務災害を労働・職業訓練省に報告し、報告を受けた労働・職業訓練省は再発防止に向けた調査を行う。〔JETRO カンボジア労務マニュアル（2013 年 10 月第 2 改訂版より）〕

調査の対象は、以下の項目となる。

i 事故状況（死亡、重傷、軽傷等）

ii 労働災害の情報（氏名、職業、国籍、家庭状況、労働安全訓練の経験を有するか、など）

iii 事故発生の年月日・時刻

iv 目撃者・証人

v 雇用者の意見、労働者代表者

vi 事故発生原因

vii 再発防止の措置

②調査者等

労働監督官

（9.6.項(1)の出典：カンボジア労務マニュアル 2013 年 10 月、JETRO）

（9.6.項(2)-(3)の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成 27 年 5 月、建設業労働災害防止協会）」に一部加筆）

9.7. 労働災害・事故が発生した場合の被災者への補償等

(1) 被災者の死傷病等に適用される保険

①保険への加入義務の有無

労働法第 9 章で労働災害に対する補償に関して規定している。また、この規定を明確にする目的で 2002 年 9 月 10 日に第 243 号労働・職業訓練省大臣令「労働災害と障害への補償の通達」を公布している。

この通達で制定の「社会保障法」は、現行の労働法の適用を受ける民間で雇用される労働者に対する労働災害保険と年金、従業員医療の各制度を規定した法律であり、国家社会保険基金により運営され、雇用者と従業員、労働者に加入が義務付けられている。この制度の運用の詳細を定める「国家社会保険基金の設立に関する政令」が 2007 年に発布されたものの、政府は制度運用を段階的に実施していく方針で、現状では労働災害に関する制度の運用が先行している。

8 人以上の従業員を雇用する企業は、従業員の雇用状況を国家社会保険基金へ登録することが義務付けられており、登録後 30 日以内に保険料を納付するとともに、従業員に登録番号を伝える必要がある。

(9.7.項(1)の出典：カンボジア労務マニュアル 2013 年 10 月、JETRO)

②保険の種類

「労働保険」は、「雇用保険」と「労働災害保険」の 2 つからなる。雇用保険は、(1) 失業した労働者に対して支払われる手当「失業保険」と、(2) 労働者の一時解雇を防ぐために雇用者を支援する「雇用保険」の 2 つの機能をもつ。

カンボジア王国では、2008 年当時、健康保険は民間の保険会社によって運用されていた。政府は健康保険の重要性を認識しており、同国の社会保険マスタープランも、世界保健機関（WHO）の技術支援により策定された。健康保険の目的は、安定的な財源メカニズム、平等性の推進、健康管理への合理的な家庭からの支出、保健機能の向上に主に焦点を当てたもので、これら全ての目標を達成するために、マスタープランは様々な階層に対して多様な計画を確立する多元的なアプローチを推薦している。マスタープランでは以下のものを含む。

- (a) NSSF による社会保障法での健康管理に加え、公・民両部門の労働者とその扶養家族に対する社会保障を通じた強制加入健康保険
- (b) 健康保険計画に基づいた地域発展を通じた自発的な保険加入。初期の段階では、さまざまな開発支援者や NGO、非給与所得者とその家族に対する健康管理提供者によって計画は支持されなければならない。こうした地域の人々に対する健康保険は、カンボジアの人口台帳に登録されたすべての者を含まなければならない。
- (c) 株式資産による社会的支援を行った後、経済的に困窮した人口への政府資金による健康保険の購入を行う。マスタープランでは、カンボジア全土でこれらの保険が利用可能となるには、経済成長や社会健康保険を管理する組織の開発の進み方により 8~10 年が必要と見られている。

③保険の概要

給付の概要

- i 「業務を中断するか否かに関わらず、労働災害または通勤事故、もしくは業務上の疾病に対する医療給付」では、病院での治療費及び交通費がカバーされる。
- ii 「一時的な障害をもたらす労働災害または通勤事故、もしくは業務上の疾病に対する日当」では、最大 180 日間、1 日あたりの平均賃金（直近 6 ヶ月の平均賃金を基準）の 70% がカバーされる。
- iii 「継続的な障害をもたらす労働災害または通勤事故、もしくは業務上疾病に対する日当・年金」では、障害の程度に応じて、生涯補償金が支給される。
- iv 「葬儀給付金」では、葬儀費用として 1,000,000 リエルが支給される。また「遺族補償金」として、ii と同様に 1 日あたりの平均賃金を基準とした生涯補償金が扶養家族に支給される。

④ 保険契約者、被保険者

保険契約者：雇用主 被保険者：従業員

⑤ 保険料の負担

保険料の負担：雇用主

保険料：従業員の平均月給の 0.8%（最低 1,600 最高 8,000 リエル）

(2) 労働災害・事故が発生した場合の被災者との示談・和解

被災者が労働・職業訓練省にある国家社会補償基金（National Social Security Fund：NSSF）に依頼し、調査により決定される。

(9.7.項の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成 27 年 5 月、建設業労働災害防止協会）」）

9.8. 労働安全衛生に係る教育・訓練

労働総局、技術職業訓練局（Department of Occupational Health and Safety）では工場医に対して 3 つの労働安全衛生の研修を行い（2003 年に 2 コース、2004 年に 1 コース）、143 名の工場医が 3 つのコースを開講した。そこでは、法と省令（Prakas）の規定条項について労働安全衛生管理と実施がテーマとされた。

多くの臨検者もまた、個人事業者、建設分野の労働者、農業従事者、企業の被雇用者、NGO を対象とした労働安全衛生に関する研修を実施してきた。個人事業者を対象とした WISH（Work Improvement in Safe Home）、小規模な建設現場の労働者を対象とした WISCON（Work Improvement in Small Construction）、更に農業への従事者や農場主を対象とした WIND（Work Improvement for Neighborhood Development）等は一般参加型のプログラムであり、積極的かつ広範に展開された。研修後には、臨検者が他の労働安全衛生の教育者と共にフォローアップのために研修対象地に研修受講者を訪ね、成果を確認するワークショップ（achievement workshop）の開催などの機会を通じ、関係者間で更なる向上のための経験談に関する情報交換等を行ってきた。

(9.8.項の出典：「The Overview of Occupational Safety & Health in Cambodia, 2011 年 4 月」
by MLVT)

9.10. 事故・労働災害発生後の行政処分・社会的制裁等

(1) 元請が受ける行政処分

臨検結果によっては調査報告書提出、労働法第 375 条の「労働者の安全衛生と健康に関する規定」に違反した企業代表、取締役、支配人もしくは担当幹部に対して日給ベース 30 日から 120 日分の罰金刑、作業中止等の処分がある。最悪の場合は起訴される場合がある。

(2) 下請が受ける行政処分

元請と下請が受ける行政処分については区分していない。

(3) その他社会的な制裁

社会的な制裁はない。

9.11. 労働災害防止団体の状況

①団体の名称

カンボジア建設及び林業労働組合連合会

The Building and Wood Workers Trade Union Federation of Cambodia (BWTUC)

②団体の概要

2009 年 11 月に発足

主な活動内容：

- i 労働・職業訓練省の協力を得て、労働者の安全衛生管理を促進
- ii カンボジア労働法の遵守を強化
- iii 国際機関と連携して、労働安全衛生セミナーを開催
- iv 国際機関と労働条件を調査し、評価レポートをする

(9.7.-9.11.項の出典:「海外における建設業の安全衛生管理(平成 27 年 5 月、建設業労働災害防止協会)」)

10. タイ

10. タイの労働安全衛生分野基本情報

10.1. タイの国情概要

インラック政権（2011年8月発足）は、選挙公約としていた全国一律の最低賃金の引き上げ、大卒者の初任給引き上げ、コメ担保融資制度、自動車購入者への減税措置等の経済政策の実施により国内経済の強化を目指す一方、政権発足後は、例年を上回る降水により、北・中部地方で大規模な洪水が発生し、バンコク周辺の工業団地が浸水したほか、タイ、さらにはサプライチェーンを通じ、我が国及び地域の経済に大きな影響を与えた。このため、当初、国家経済社会開発庁（NESDB）は2011年の経済成長率を3.4～4.0%と予測していたが、実際には0.1%に低迷。その後、大洪水からの復旧・復興から始まり、内需が牽引する形で経済活動は回復し、2012年は7.3%の成長を記録。2013年は、自動車購入者への減税措置の終了に伴う自動車の反動減、洪水からの復旧・復興投資の一巡により、2012年に成長を牽引した内需が低迷し、2.9%の成長に止まった。

また、2014年5月に発生した政変により、軍部を中心とする国家平和秩序維持評議会（NCPO）が全権を掌握した後の政情混乱等もあり、2014年の成長率は0.9%であった。15年の経済成長について、当初、NESDBは3.0～4.0%を見込んでいたが、同年11月、2.9%に下方修正し、2016年の経済最長を3.0～4.0%を見込んでいる。

（出典：「外務省 タイ王国 基礎データ」に一部加筆）

10.1.1. 正式な国名

タイ王国

10.1.2. 面積および人口

面積：513,120 平方キロメートル（日本の約 1.4 倍）

人口：6,640 万人（2010 年国勢調査）

10.1.3. 首都およびその緯度・経度

首都：バンコク

緯度：13.45N 経度：100.32E

10.1.4. 年間の気象・最高気温・最低気温

バンコク 最高気温：34.9 度 最低気温：20.8 度

年間の気象：熱帯性モンスーン気候 雨期（5～9 月）、乾期（11～4 月）

10.1.5. 宗教および言語

宗教：仏教（94%）イスラム教（5%）

言語：タイ語

10.1.6. 通貨

バーツ

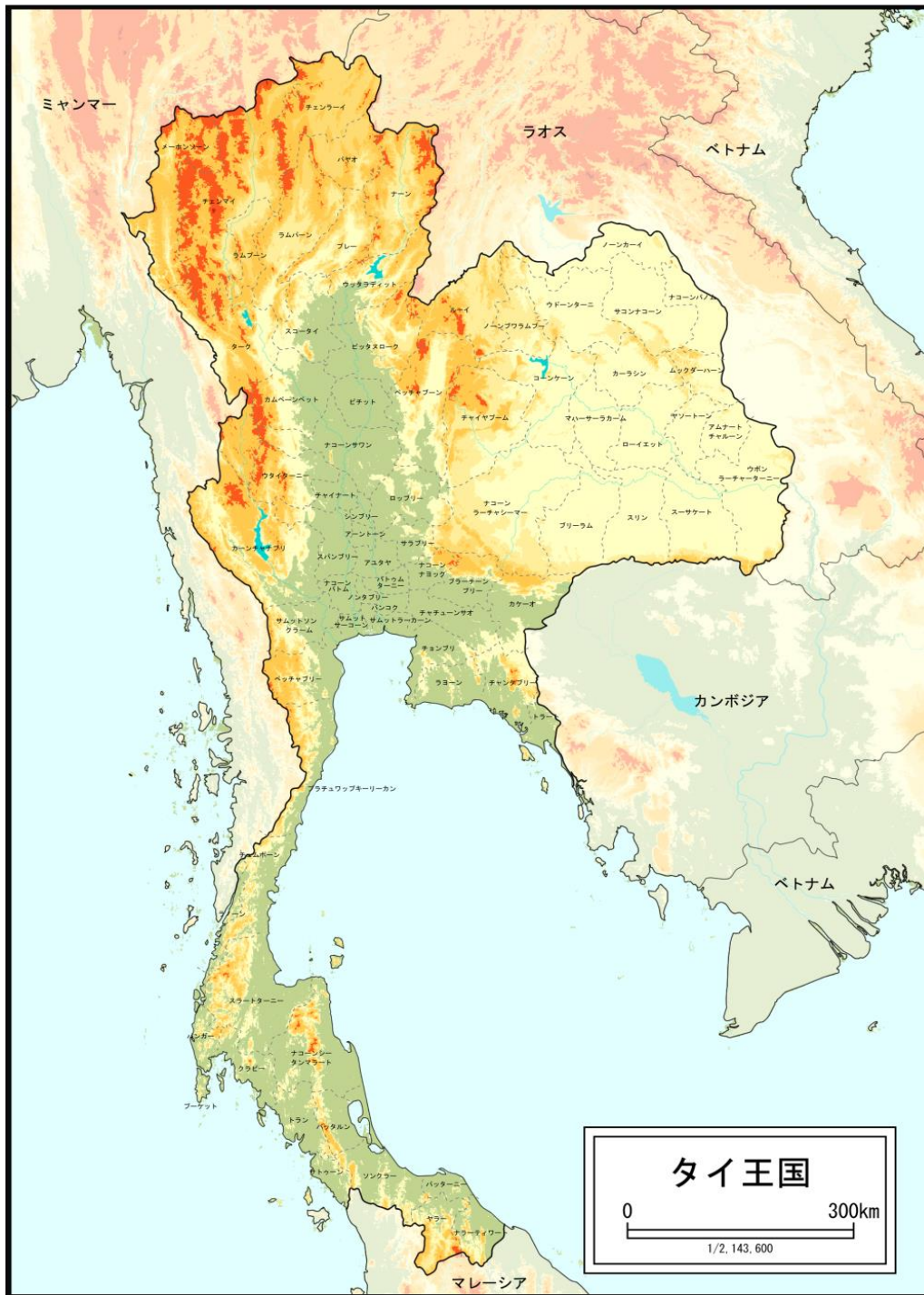


図 10.1 タイ全図 (調査団作成)

10.1.7. 労働者数

- 全産業 : 36,503 千人
- 農林漁業 : 12,904 万人 (35%)
- 建設業 : 2,537 千人 (7%)

表 10.1 タイの 77 県の人口分布 (出典：タイ人口統計 2015 年)

(単位：千人)

県	人口統計 (2015 年)	県	人口統計 (2015 年)
バンコク都 (クルンテープ・マハーナコーン)	5,696	ルーイ県	639
ナコーンラーチャシーマー県	2,629	サラブリー県	638
ウボンラーチャターニー県	1,857	スコタイ県	602
コーンケン県	1,798	サケーオ県	557
チアンマイ県	1,728	ピチット県	546
ブリーラム県	1,585	ヤソートーン県	540
ドーンターニー県	1,575	ターク県	618
ナコーンシータンマラート県	1,553	チャンタブリー県	531
サコンナコーン県	1,143	プラチュワップキーリーカン県	535
シーサケート県	1,469	サムットサーコーン県	545
チョンブリー県	1,455	パッタラン県	523
ソクラー県	1,411	ノンカーイ県	520
スリン県	1,395	ノンブワラムプー県	510
サムットプレーカーン県	1,279	ヤラー県	518
チアンラーイ県	1,278	チュムボーン県	506
ノントブリー県	1,194	バヤオ県	483
チャイヤプーム県	1,138	ナーン県	480
ローイエット県	1,308	プレーチーンブリー県	482
ナコーンサワン県	1,072	ペッチャブリー県	479
パトゥムターニー県	1,094	ウッタラディット県	460
スラートターニー県	1,047	プレー県	452
ペッチャブーン県	997	クラビー県	462
カーラシン県	985	ブンカーン県	421
マハーサーラカム県	965	ラムブーン県	406
ナコーンパトム県	899	プーケット県	387
ピッサヌローク県	863	アムナートチャルーン県	376
ラーチャブリー県	868	ムックダーハーン県	348
スパンブリー県	850	チャイナート県	332
カーンチャナブリー県	882	ウタイターニー県	331
プラナコーンシー・アユタヤー県	808	サトゥーン県	316
ナラーティワート県	783	アーントーン県	283
ロップブリー県	759	パンガー県	264
ラムパーン県	752	ナコーンナーヨック県	259
カムペーンペット県	730	メーホンソーン県	274
ナコーンパノム県	715	トラート県	229
チャチュンサオ県	701	シンブリー県	211
パッターニー県	694	サムットソクラーム県	194
ラヨーン県	689	ラノーン県	188
トラン県	641	合計	65,730

10.1.8. GDP

名目 GDP : 3,650 億米ドル

一人当り名目 GDP : 5,382 米ドル

実質 GDP 成長率 : 6.4%

10.1.9. 投資状況

①日本からの直接投資 : 3,484.3 億バーツ (2012 年)

②日本企業の投資件数 : 342 件 (2010 年)

投資額 : 1,003 億 500 万バーツ (2010 年)

(*タイ投資委員会認可ベース)

日本からの進出企業数 : 1,327 社

(バンコク日本人商工会議所会員数 2011 年 4 月)

10.1.10. 日本の援助状況 (2015 年版 開発協力白書)

タイは被援助国から援助国に移行しつつある。

①有償資金協力 : 239.40 億円 (2010 年度)

②無償資金協力 : 11.50 億円 (2010 年度)

③技術協力実績 : 27.98 億円 (2010 年度)

(10.1.項の出典 : 「海外における建設業の安全衛生管理 (平成 26 年 5 月、建設業労働災害防止協会) 」)

10.2. 安全衛生の行政組織

(1) 関連組織と役割

①担当省庁：労働省

タイ国労働省は、労働安全衛生問題を含む労働保護に関して重要な役割を担っている政府機関である。労働省は法的な課題を立法、施行し、及び運営するとともに労働安全衛生及び福祉を促進する機能と責任を有する。労働安全衛生に関する法令及び関連する基準は、規定され施行されて監視、監督によって要求された遵守が確保されている。同時に、労働条件及び環境の改善が作業場における安全と健康を保障するため精力的に推進されてきた。加えて、回復及びリハビリテーションプログラムが、労働者を職業上の傷害から守るために開発されてきた。労働省の下で、労働安全衛生の業務のための責任ある機関は、労働保護福祉局 (DLPW) 及び社会保障事務所 (SSO) である。

②担当局：労働保護福祉局

労働保護福祉局は、労働安全衛生の分野で、研究及び調査そして能力の向上を含むこれらの促進のための権限を与えられてきた。

労働保護福祉局の下で、直接の責任のある機関は、労働安全衛生部 (OSH Bureau) とされている。労働安全衛生部は、従来の二つの機関;労働安全衛生監督課 (OSHID) 及び労働条件及び環境の改善のための研究所 (NICE) を統合して、組織の改編とともに労働保護福祉局の所管の下で発足した。設立目的は、労働安全衛生行政の使命を支援し、より組織的、効率的なものとするため、そのサービスを 12 カ所の地域労働安全衛生センターに分掌させることによって機能させるとともに、作業の冗長さを減少させ、また、ネットワークへの参加を強調し、並びに自らの母体となる機関が国家政策目標「労働者のためのまっとうな安全衛生及び環境 (“Decent Safety and Health for Workers”）」を駆動させて最終的な成果を獲得するように行動することである。労働安全衛生部の設立は、官報で宣言され、2009 年 12 月 11 日から効力を持った。

③担当部署：労働安全衛生部

労働安全衛生部は以下の権限と機能を有する。

- 1) 労働安全衛生基準を設定し、開発すること。
- 2) 雇用者 (employer;以下「事業者」と翻訳する。)、労働者、関係する個人、法務担当者又は関係する機関を監視、監督し、労働安全衛生法令が遵守されるようにすること。
- 3) 労働安全衛生法令及び基準の下で規定された、権限、登録及び活動又はサービスの監督に関するサービスを提供すること。
- 4) 労働安全衛生保護、監督及び管理対策のためのシステムを開発すること。
- 5) 労働安全衛生情報技術システム及びネットワークを開発すること。
- 6) 労働安全衛生の問題を同定するために研究及び調査を行い、労働安全衛生法令及び基準のさらなる採択をするための適切な手段を開発すること。
- 7) 労働安全衛生ネットワークを開発し、及びそれへの参加を促進すること。
- 8) 関連する機関の機能を調整し、又は支援すること。

労働安全衛生サービスは、中央及び地域に設立された 12 カ所の地域労働安全衛生センターを通じて提供される。加えて、県のレベルにおける労働安全衛生行政及び法的問題を考慮して 76 の県労働保護福祉事務所が置かれている。バンコク首都圏（BMA）では、そこが担当する地域における業務を考慮して、10 か所の労働保護及び福祉事務所が置かれている。

④ 社会保障事務所（SSO）

社会保障法（仏歴 2533 年（西暦 1990 年））によって設立され、タイ国民の生活上の安全と安定をもたらす狙いを持って、そのための社会保障基金（SSF）を管理している。社会保障基金（SSF）が対応する分野は、いくつかのタイプに分類される：病気、妊娠、身体障害、死亡、児童手当、老齢及び失業である。タイ国の労働者は、作業場の内外両方の負傷、疾病及び死亡をカバーする補償計画に係る資格が与えられている。

これに加えて、社会保障への拠出として、事業者は、労働者の年間の報酬の一定の割合を WCF に支払うことが求められている。WCF は、労働災害及び傷害の犠牲者である労働者を、補償及び他の恩恵の観点において保護するために 1974 年に設立された。初期の段階では、バンコクだけで、20 人以上の労働者を有する企業をカバーしていた。後に、1976 年から、同基金は、カバーする地域を順次拡大することを始めて、最終的には、1988 年に国の全県をカバーした。1990 年に、WCF は、社会保障事務所に移管された。1993 年から、カバーする範囲は、10 人以上の労働者を有する企業に拡大された。しかしながら、2002 年 4 月以来、労働者補償制度は、国全体を通じて、1 人以上の労働者を持つ企業に拡大された。

⑤ 労働者補償基金事務所

社会保障事務所（SSO）の内部の組織単位で、労働者補償法（仏歴 2537 年（西暦 1994 年））に沿った様々な視点による役割と責任を有する。これらは、WCF への支払の率の分析、労働者及び事業者の支払及び補償に関する申立ての管理、そして同法に規定されるとおり、労働安全衛生の促進を含む他の責務を含んでいる。

WCF は、労働者補償法の第 3 章第 28 条により、WCF が得た利息の最高 22%までを労働安全衛生プログラム及び傷害を受けた労働者のためのリハビリテーションプログラムに使用することが許容されているとおり、労働安全衛生プログラムに対して実質的な財政的支援を与えている。労働安全衛生プログラムへの支援は、政府、事業者及び労働者の組織や大学が実施する研究、セミナー及び訓練コースへの資金援助を含んでいる。財政支援が与えられることになる労働安全衛生プログラムの選択は、WCF に置かれている三者構成の委員会の責任である。

その他の労働安全衛生関係省庁として、

⑥ 公衆衛生省

公衆衛生省は、国の公衆衛生問題に責任を持つ主要な政府組織である。同省は、技術的な構成単位及びヘルスケアネットワークシステムを通じ、全ての部門で、労働衛生サービスのような労働安全衛生における役割と機能を有する。

⑦工業省

工場の設立及び操業の許可を行い、産業の設置の安全性に関する法律を所管し、法の遵守を保障するための査察を実施し、そして許可を更新する。労働安全衛生に関連する機関は産業活動局（DIW）である。査察を通じて、DIW は産業活動が労働者及び環境にとって安全であることを保障する決定的な役割を果たしている。この業務に責任のある行政部局は、安全工学部、有害物質管理部及び産業クラスター部である。

(2) 行政による作業所への臨検

①臨検の概要

労働保護法（1998年）第139条～142条の労働監督官の責任と権限の中に臨検規定あり。

②臨検の実施者

労働監督官

③指摘事項への対応（措置報告・過料の程度等）

タイは3ヶ月に1回、所轄する労働省の事務所に安全報告書の提出義務がある。提出義務を怠った作業所を通りかかった監督官による臨検が2012年にあった。

(10.2.項(1)の出典：中央労働災害防止協会 HP「海外事情・国際協力」サイト 国別の労働安全衛生制度について－タイ王国－（平成27年7月より）

(10.2.項(2)の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成26年5月、建設業労働災害防止協会）」

10.3. 安全衛生に関する法律・規則等

(1) 労働安全衛生法、規則、条例等に相当するものの名称と概要・内容

①労働基準に関するタイの主要な法令

『労働保護法（1998年）』、『労働者保護法（2008年）』、『タイ民法・商法典第3編第6章雇用に関する規定』等がある。これら法令は、労働契約、解雇、賃金、超過勤務、休日労働、割増賃金、若年労働者、女性労働者、少数民族労働者、外国人労働者、安全衛生、就業規則等を規定している。

労働保護法の第8章「労働安全衛生及び環境」により、労働安全衛生に関するいくつかの省令が制定、施行された。タイ国における労働安全衛生法の顕著なマイルストーンは、「労働安全衛生環境法（2011年）」（通称「OSH Act」）の公布である。

②安全衛生関係の内務省令（建設業関連省令の抜粋）

- －建設業の安全計画の作成指針に関する省令（2008年）
- －建設現場の安全衛生管理に関する省令（2008年）
- －クレーン及びデリック作業の安全衛生管理に関する省令（2009年）
- －電気・電圧の安全衛生管理に関する省令（2010年）
- －労働者の健康又は身体に潜在的な危険な作業を定める省令及び作業に関連して発生する疾病を定める省令（2005年）

他の省庁で所管されている労働安全衛生に関連する法令

これらの法律は、次のリストのとおりである。

工場法（1992年）工業省所管

有害物法（1992年）改正第2号、第3号あり 工業省、公衆衛生省他の共同所管

公衆衛生法（1992年）公衆衛生省所管

国家環境保存法（1992年）天然資源環境省所管

建築物規制法（1979年）改正第2号～改正第4号あり 内務省所管

原子力平和利用法（1961年）改正第2号、改正第3号あり 科学技術省所管

災害予防緩和法（2007年）内務省所管

その他関連する地方の法律

(2) 元請と下請の責任範囲について、法律等で定める元請の責任

元請と下請の責任範囲については区分していない。

（10.3.項の出典：中央労働災害防止協会 HP「海外事情・国際協力」サイト、並びに「海外における建設業の安全衛生管理（平成26年5月、建設業労働災害防止協会）」より）

10.4. 安全衛生関係書類の行政への提出

足場の建設作業に係る省令は「建設業の安全計画の作成指針に関する省令（2008年）」で定めているが、計画書類の提出義務はない。

10.5. 労働災害・事故が発生した場合の義務等

(1) 労働災害・事故が発生した場合の行政への報告義務

① 報告の有無および対象

報告義務あり。原則として休業災害が発生した場合

② 報告の期日

事故後7日以内であるが、重大災害の場合はすぐに連絡が必要

③ 報告先

所轄する労働省の事務所

④ 報告義務者

元請

(2) 労働災害・事故が発生した場合の行政による調査

① 調査の対象

重大災害の場合、行政による調査が行われる

② 調査者等

所轄する労働省の事務所

10.6. 労働災害・事故が発生した場合の被災者への補償等

(1) 被災者の死傷病等に適用される保険

① 保険への加入義務の有無

1994年労働災害補償法（社会保険事務所所管）による補償制度あり

保険への加入義務あり

② 保険の名称

社会保険（Social Welfare）と健康保険（Health Insurance）がある

③ 保険の概要

-連続3日以上就労できない場合：就労できない期間、月賃金の6割を支給。支給期間は1年以内。

-身体組織を損傷した場合：月賃金の6割を支給。支給期間は10年以内（損傷状態に応じて）。

-身体の機能に不具合を生じた場合：月賃金の6割を支給。支給期間は15年以内（不具合状態に応じて）。

-死亡あるいは行方不明の場合：月賃金の6割を支給。支給期間は8年以内。葬儀費用は1日の最低賃金の100倍を上限として支給。

④ 保険契約者、被保険者

従業員

⑤保険料の負担

事業主と従業員が、ともに基本給の5%を支払う

(2) 労働災害・事故が発生した場合の被災者との示談・和解

被災者が労働省の事故調査機関に依頼し、調査により決定される

10.7. 店社、作業所における安全管理体制（責任）と各種資格

(1) 作業所における安全衛生管理体制

作業所は、作業員の数に応じて、定められたレベルの安全管理者（Safety Officer）を配置しなければならない（下表参照）

表 10.2 作業所における Safety Officer の配置数（作業員数に応じて）

作業員数	Safety Officer のレベル				
	Head Man Level (12 時間教育修了)	Technique Level (12 時間教育修了)	High Technique Level (180 時間教育修了)	Professional Level (職業衛生学士課程修了)	Management Level (12 時間教育修了)
～19 人	1 人				1 人
20～49 人	1 人	1 人			1 人
50～99 人			1 人	1 人	1 人
100 人～				1 人	1 人

(2) 各種資格

①資格の名称

1997 年 3 月 31 日付労働社会福祉省告示「従業員の労働安全」による安全管理者の資格要件

i) 実務者レベルの安全管理者の資格

- ア) 従業員の代表者として実務レベルの従業員の中から選出された者
- イ) 局長が定めた労働安全訓練コース（30 時間）に合格した者
- ウ) 実務レベルの安全管理者として、使用者が任命した者

ii) 職長レベルの安全管理者の資格

- ア) 職場単位における業務を正しく管理、監督、指導する任務にある従業員
- イ) 職長レベルの安全管理者として、使用者が任命した者

iii) 経営幹部レベルの安全管理者の資格

- ア) 事業所の部門長以上のレベルにある従業員（例えば工場長）
- イ) 局長が定めた労働安全訓練コース（12 時間）に合格した者
- ウ) 経営幹部レベルの安全管理者として、使用者が任命した者

iv) 専門職レベルの安全管理者の資格

- ア) 職業衛生の学士課程以上を修了した者、もしくはそれに準ずる労働安全、職業衛生、職場環境を含む課程を履修した者
- イ) 上級職業免許以上の教育を履修し、かつ局長が定めたコースによる訓練と試験に、労

- 働福祉・保護局が公認した職場で実施されるコースに合格した者
- ウ) 1985年5月6日付内務省告示「従業員の労働安全」に基づく労働安全に関する訓練と試験に合格し、かつ局長の定めた規定による訓練と試験に1回以上合格した者
- エ) 実務レベルの安全管理者として5年以上従事し、過去2年間に年間災害発生率を10%以上低減させた実績を持ち、かつ局長が定めたコースによる訓練と試験に、労働福祉・保護局が公認した職場で実施されるコースに合格した者

②資格の内容（就業制限業務の種類：日本での免許・技能講習等に匹敵する資格の種類、名称、講習時間等）

- i) 安全管理者（セーフティオフィサー）
- ii) クレーン作業：運転者（技能講習：12時間）、玉掛者（技能講習：12時間）、監視者（技能講習：18時間）、合図者（特別教育：6時間）
- iii) 酸素欠乏作業（技能講習：12時間）

10.8. 事故・労働災害発生後の行政処分・社会的制裁等

(1) 元請が受ける行政処分

臨検結果によっては報告書提出、作業中止等の処分がある。最悪の場合は起訴される場合がある。

(2) 下請が受ける行政処分

臨検結果によっては処分を受ける。

(3) その他社会的な制裁

社会的な制裁はない

10.9. 労働災害防止団体の状況

(1) 団体の名称

労働安全衛生促進協会

(2) 団体の概要

- ・ 1987年10月22日に第1回総会を開催、19名の理事で理事会設置
- ・ 年間通常会員（1760）年間法人会員（594）
- ・ 活動内容

- イ 労働保護福祉局の協力を得て、労働安全衛生研修課程を実施
- ロ 国際機関と連携して、労働安全衛生セミナーを開催
- ハ 労働省と共催で毎年、全国安全週間を実施
- ニ 図書、ビデオ、ポスター等の出版

（10.4.項～10.9.項の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成26年5月、建設業労働災害防止協会）」）

11. フィリピン

11. フィリピンの労働安全衛生分野基本情報

11.1. フィリピンの国情概要

近年、フィリピンの実質 GDP 成長率は 2010 年に 7.6% を記録した後、2011 年には世界経済低迷の影響を受け 3.6% とやや鈍化したが、2012 年～2014 年まで、それぞれ 6.8%、7.2%、6.1% と再び高い伸びを記録し、経済は好調である。

インフレ率は、2008 年に世界的な原油・食料価格の影響を受け、通年で 9.3% と高い水準となり、国民生活にも大きな影響を与えた。しかし、その後は落ち着きを見せており、2013 年は 3.0%、2014 年は 4.1% とフィリピン政府が目標に掲げる 3～5% の範囲内に収まっている。

貿易構造は、電子機器の半完成品を輸入し、半導体等への加工後に輸出する中間貿易である。2014 年には、輸出総額（約 618 億ドル）及び輸入総額（約 640 億ドル）のそれぞれ 41.9%、23.2% を電子製品が占めた。貿易相手国は、2014 年は、輸出先が日本（約 130 億ドル）、米国（約 87 億ドル）、中国（約 80 億ドル）の順となり、輸入元が中国（約 96 億ドル、15.0%）、米国（約 56 億ドル、8.7%）、日本（約 51 億ドル、8.0%）の順である。

フィリピン経済を支える重要な要素は、全人口の 1 割超の約 1,024 万人に登る海外出稼ぎ労働者による送金が大きなウェイトを占めている。主要な行き先は、米国、中東諸国等であり、送金総額は約 243 億ドルで過去最高を記録した。

（出典：「外務省 最近のフィリピン情勢と日・フィリピン関係」に一部加筆）

11.1.1. 正式な国名

フィリピン共和国

11.1.2. 面積および人口

面積 : 299,404 平方キロメートル（日本の約 80%）

人口 : 9,401 万人（2010 年推定値）

11.1.3. 首都およびその緯度・経度

首都 : マニラ

緯度 : 14.36N 経度 : 121E

11.1.4. 年間の気象・最高気温・最低気温

マニラ 最高気温 : 33.5 度 最低気温 : 18.5 度

年間の気象 : 高温多湿の熱帯性気候

11.1.5. 宗教および言語

宗教 : 国民の 83% がカトリック、その他キリスト教 10%、イスラム教 5%

言語 : 国語はフィリピン語、公用語はフィリピン語及び英語

11.1.6. 通貨

ペソ（1 ペソ = 約 2.3 円 2016 年 12 月）

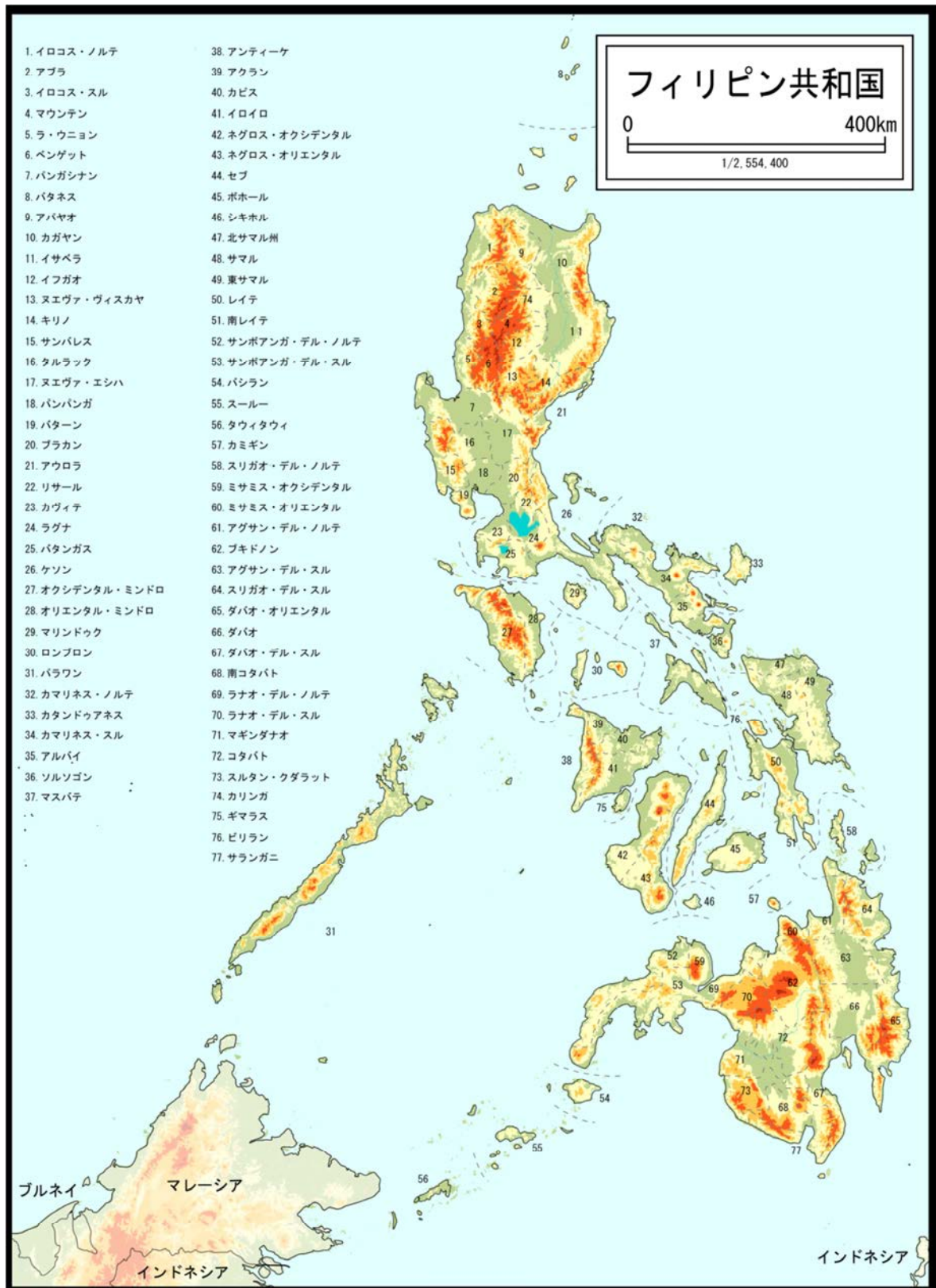


図 11.1 フィリピン全図 (出典：調査団作成)

表 11.1 フィリピンの州別人口（県人口が 1,000 千人以上の県名リスト）

（単位：千人）

州	人口（2010 年）
カビテ (Cavite)	3,678
ブラカン (Bulacan)	3,292
ラグナ (Laguna)	3,035
パンガシアン (Pangasinan)	2,957
セブ (Cebu)	2,939
リザル (Rizal)	2,884
バタンガス (Batangas)	2,694
ネグロス オクシデンタル (Negros Occidental)	2,497
パンパンガ (Pampanga)	2,198
ヌエバ エシジャ (Nueva Ecija)	2,151
カマリンズ サー (Camarines Sur)	1,953
イロイロ (Iloilo)	1,936
ケソン (Quezon)	1,857
レイテ (Leyte)	1,752
イサベラ (Isabela)	1,594
ブキドノン (Bukidnon)	1,415
コタバト (Cotabato)	1,380
タラク (Tarlac)	1,366
ネグロスオリエンタル (Negros Oriental)	1,355
アルベイ (Albay)	1,315
ボホール (Bohol)	1,314
カガヤン (Cagayan)	1,199
マギンダナオ (Maguindanao)	1,174
ラナオ デル サー (Lanao del Sur)	1,045
ダバオ デル ノルテ (Davao del Norte)	1,016
ザンボアンガ デル ノルテ (Zamboanga del Norte)	1,011
ザンボアンガ デル サー (Zamboanga del Sur)	1,011
合 計（上記に含まれない県人口含む総計）	100,980

（出典：Philippine Statistics Authority, 2016/05）

11.1.7. 労働者数

全産業 : 35,509 千人
 農林漁業 : 11,931 万人 (33.6%)
 建設業 : 1,989 千人 (5.6%)

11.1.8. GDP (2013 年)

名目 GDP : 2,720.17 億米ドル
 一人当り名目 GDP : 2,790 米ドル
 実質 GDP 成長率 : 7.2%

11.1.9. 投資状況

- ①日本からの直接投資：584 億円（2012 年）
- ②日本企業の投資額：321.1 億ペソ（2009～2013 年の累計額）
（＊国家統計調査委員会認可ベース）

日本からの進出企業数：1,171 社

（在フィリピン日本国大使館）

11.1.10. 日本の援助（ODA）状況

- ①有償資金協力：22,903.79 億円（2012 年度までの累計）
- ②無償資金協力： 2,619.83 億円（2012 年度までの累計）
- ③技術協力実績： 2,037.71 億円（2011 年度までの累計）

（11.1.項の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成 27 年 5 月、建設業労働災害防止協会）」）

11.2. 安全衛生の行政組織

(1) 組織名・組織図等

①担当省庁：労働雇用省（Department of Labor and Employment（DOLE））

フィリピン共和国憲法は、「国家が労働者を全面的に保護し・・・、労働者はその地位、人間的な労働条件および生活賃金を得る権利がある」と明記している。一方、フィリピン労働法典（1974年）は、労働者の全面的な保護、雇用と人的資源の充実及び社会的公正に基づいた産業平和を実現するため改訂され、その他の労働法や社会法と統合された。同法典では、政府機関として労働雇用省（DOLE）が労働安全衛生法、規則、規定を制定、管理し、あらゆる雇用の場で施行することがその責務であると定められており、第165条では、「DOLEは、労働安全衛生に関する法令、政策、プログラムを所管し、施行する権限をもつ唯一の機関である。公認された都市は、各地域の基準に従い、事業所の産業安全の監督を実施することができる。」と記されている。

②担当局：労働条件局（Bureau of Working Conditions（BWC））

労働条件に関する法の施行を主務とし、関連する各種活動計画の立案や助言等を通じ管理的な機能を果たしている。全国15の地方事務所を通じて技術的な見地から法や基準の執行を監督する。

③担当部署：労働安全衛生センター（Occupational Safety and Health Center（OSHC））

* 地方局は、全国に地域労働局があり、15地方局で253名の監督官が配置されている。（2008年3月以前の中央労働災害防止協会 国際安全衛生センターの報告書より）

労働安全衛生に関する継続的な調査、研究を実施。また、労働安全衛生に係る各種研修活動の計画、発展及び運用を行うと共に防護用品（Personal Protective Equipment）の標準仕様の設定や試験等も実施。更に、労働者の安全、健康維持に対して有害な物質、環境条件のモニタリング等も実施している。

（11.2.項(1)①の出典：「JICA 労働安全衛生政策セミナーカントリーレポート（2004年）」より）

（11.2.項(1)②～③の関係部局の役割に関する記述の出典：Department of Labor and Employment（DOLE）のWebsiteより）

(2) 組織の概要

①労働雇用省（DOLE）は、労働と雇用の分野における政策やプログラムを実施するため、そしてて行政府の政策顧問として機能する使命を義務付けられている。

②全国15か所に地域労働局があり、国内外のフィリピン人労働者の福利・保護などを推進している。

(3) 行政による作業所への臨検

①臨検の概要

臨検（監督官制度）は、労働雇用省（DOLE）の監督活動を通じて実施される。フィリピンでは、DOLEの監督官のみが職場の監督や労働基準施行補完プログラムを実施する権限を有していた。2015年時点でも、労働監督官の数は253名から増員されておらず、週の4日間で、監督官一人当たり1.5社を対象に調査を行うペースである。

臨検は、労働法（労働基準法）129条を根拠とする制度で全国15の地域労働局に上述の253名の監督官が配置され、年間90,000件の監督指導を行っている。臨検監督を実施した後、法違反事項に対して是正勧告又は使用停止命令等の行政処分を行う（通常、即時司法処分は行わない）。改善のための猶予期間は最短5日間で、必要に応じて延長される。

臨検における調査項目として、

- ・一般安全衛生監督では、作業場の位置、技術安全監督対象外の機械操作、作業場、換気、照明、機材等の取り扱い、資機材・器具等の保管、作業手順、保護施設など、職場における安全衛生上の危険等の作業環境を調査する。
- ・技術的安全監督では、ボイラー、圧力容器、内燃エンジン、電気設備、エレベーター、巻き上げ機など機械装置の安全性を調査する。

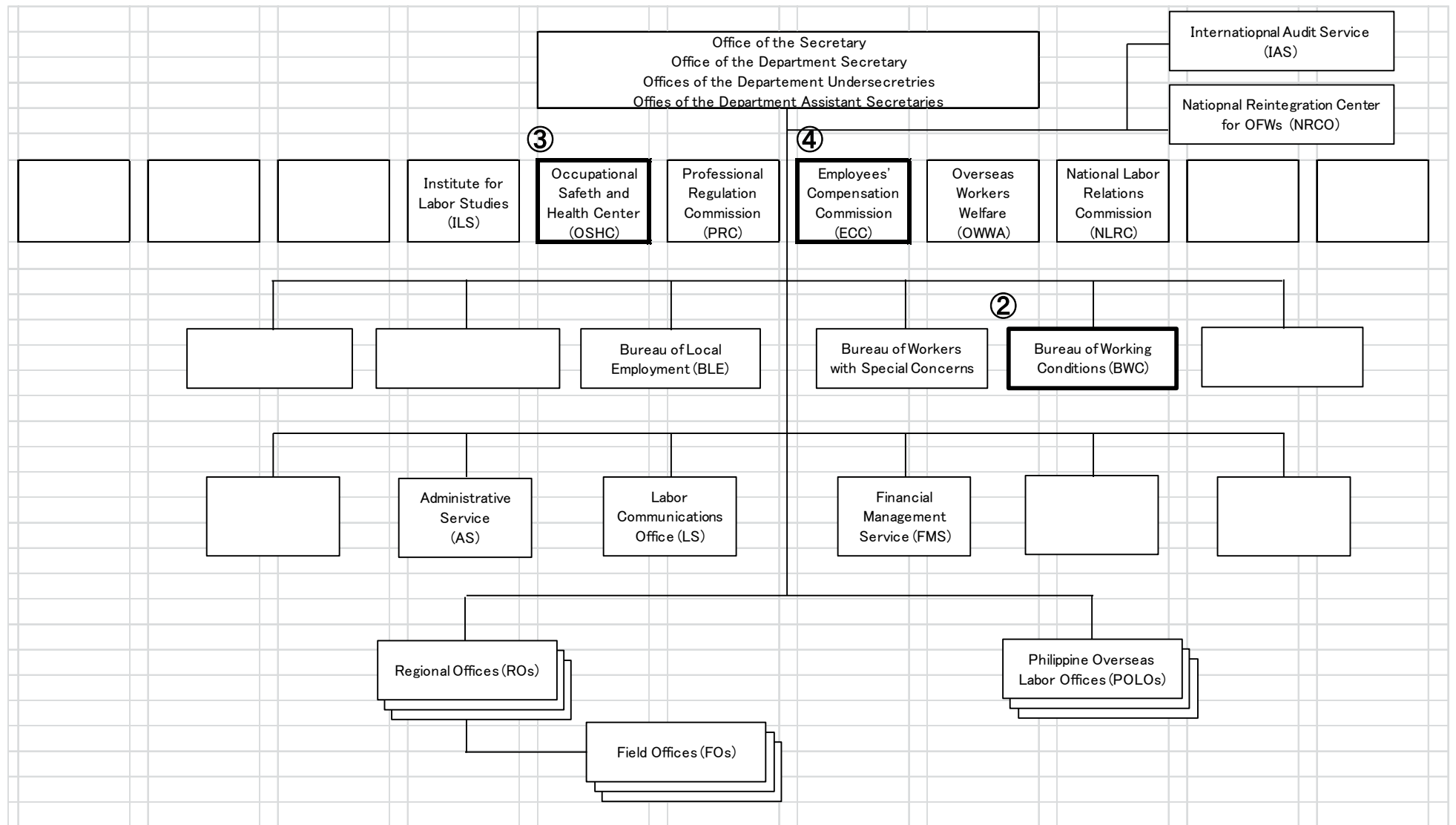


図 11.2 労働雇用省 (Department of Labor and Employment) の組織図 (労働安全衛生に係る部署のみ)

(出典：労働雇用省 HP より)

②臨検の実施者

労働監督官

労働監督官になるための要件として、4年制以上の大学（工学、薬学、農学部は5年、法学部は8年、医学部は9年）卒業者と、国家試験に合格した者としている。

研修：座学とOJT中心に、研修期間は4年間。その間月額300\$が支給される。

専門分化：一般監督官（最低賃金、労働時間、休暇等の労働条件のほかに安全衛生も担当）及び専門監督官（ボイラー、クレーン、エレベーター、建設安全・機械安全等専門知識と技術を要する分野担当）の2系統

検査実施の優先順位

- i 苦情が出ている職場
- ii 危険が切迫している職場、又は事故や病気／怪我の誘発している職場
- iii 危険な職場
- iv 建設現場及び事業所
- v 女性／児童労働者を採用している職場

③指摘事項への対応（措置報告・過料の程度等）

労働雇用省（DOLE）による適正手続き後、フィリピンの請負業者認定協会（PCAB）に調査結果を報告することが義務付けられている。雇用主は、労働者を保護するための適切な措置を実施し、危険が除去または修正されるまで、その措置を講じなければならず、これに従わない場合、既存の労働法に基づいて処罰される。

（11.2.項(2)及び(3)の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成27年5月、建設業労働災害防止協会）」に一部加筆）

11.3. 安全衛生に関する法律・規則等

(1) 労働安全衛生法、規則、条例等に相当するものの名称と概要・内容

① 労働法

フィリピン労働法は、労働と雇用に関する国家の政策を規定する法令・規則及び原則の集合体である。同法は雇用前、人的資源開発計画、雇用条件、健康安全、社会福祉、労使関係及び雇用後に関する規則を規定している。

労働法では、全職場での危険性を削減し環境汚染を最低限に抑える必須の労働安全衛生基準を設定し、実施しなければならない。そして、すべての職場において、安全かつ健康的な労働条件を確保するために既存の計画を更新し新たな計画を提案する義務がある、としている。

上記労働法により労働雇用省へ付与された権限に基づきフィリピンの職場における安全衛生に関する規定として、労働安全衛生基準・規則が公布された。この中には、「規則 1000 総則」「規則 1040 安全衛生委員会」「規則 1050 労働災害／業務上疾病の報告と記録の保管」「規則 1060 事業場の施設」「規則 1070 労働衛生と作業環境管理」「規則 1120 危険有害な作業工程」「規則 1410 建設現場での安全」等を定めている。

建設工事の施工等建設全般に関する規制・規則や着工前に取得が必要な許認可等は建築基準法で定めており、建築基準法の遵守に加え、工事現場の安全管理についても工事請負業者の義務とされ、1998年の労働雇用省令第13号で定められる労働安全衛生に関するガイドラインの遵守と実施が求められている。また、建設業者に要求される資格・条件等は、建設業免許法で定められている。

労働条件局（BWC）は、直接、もしくは認定トレーニング機関を通じての標準の規定にあった人材の供給と能力を向上させるための継続的なプログラムを実施しなければならない。

労働雇用省は地域事務所を通じて厳密に労働安全衛生基準を義務付け、特別改正された1005条では、雇用者、労働者そして他の人の義務として労働安全衛生の実施を強制し、1410条で建設安全を義務付けている。労働条件局（BWC）を経て、労働雇用省は建設業のための労働安全衛生用の実践のコードを発行している。

② 労働安全衛生基準（OSHS）

1978年に議会を通過、成立し、フィリピン労働法典第162条に従って様々な職場で施行されることになった。OSHSは安全および産業法、安全指示全てを法典化したものである。また、OSHSは法的拘束力を有する一連の労働安全衛生規則であり、労働者を安全で衛生的な労働条件および労働環境に置くことにより、負傷、疾病、死亡の危険性から保護するための管理要件、一般安全衛生規則、技術的安全規定等、その他の措置を定めている。陸運、空運、海運業の職場は、OSHSの規定範囲外であるが、修理店、港湾倉庫、乾ドックは規定の対象となっている。またOSHSは、鉱山における安全については定めていない。OSHSの実施を更に強化するため、省指令（DO）や覚書（MC）が適宜発行されている。2004年以前に発行されたDOやMCは以下の通りである。

- ・ DO13：建設現場における労働安全衛生ガイドライン
- ・ DO16（2001年）：労働安全衛生担当者／組織の研修、認定に関するガイドラ

イン（規則 1030）の修正

- ・ MC02（1998 年）：危険事業所、職場、作業工程の区分に関する技術上のガイドライン
- ・ MC01（2000 年）：労働環境評価実施に関するガイドライン
- ・ DO53-03：民間部門の職場における薬物使用禁止政策およびプログラムの実施に関するガイドライン
- ・ DO15：内燃エンジンおよび電力パイプラインに関する規則

(2) 元請と下請の責任範囲について、法律等で定める元請の責任

一般的責任

- －危険な状況の無い職場を提供する
- －すべての労働者へ完全な安全教育を与える
- －指示された規格を遵守する
- －認証された重機・機器のみを使用する
- －作業場所での全危険作業を報告する
- －保護のための OSHS に従ってすべての保障措置や安全装置を適切に使用する
- －労働安全衛生規格（OSHS）に準じた雇用者の指示に従はなければならない
- －OSHS 1410 条のような一般的な建設の安全基準の遵守

(11.3.項(1)①、(2)の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成 27 年 5 月、建設業労働災害防止協会）」

(11.3.項(1)②の出典：「JICA 労働安全衛生政策セミナーカントリーレポート（2004 年）」より

11.4. 安全衛生関係書類の行政への提出

(1) 計画書類等の提出義務の有無

事業者は、労働雇用省（DOLE）に登録し、契約時に工事安全衛生計画を提出し、施工実施前に承認してもらう。労働安全衛生基準「規則 1410 建設現場での安全（改正）」では以下の規定がある。

- ①深さ 6.6m以上の掘削において、支保工は建築技術者が設計し、適切な機関（公共事業・道路省の建築官）による認可を受けるものとする。
- ②木製／竹製の足場は、地上 20m以下の高さに限定される。高さ 10m以上の場合、建築技術者が設計し、適切な機関（公共事業・道路省の建築官）による認可を要するものとする。
- ③高さ 30mを超える足場の場合、建築用の金属を用いるものとするが、建築技術者が設計し、適切な機関（公共事業・道路省の建築官）による認可を受けるものとする。

(2) 届出の期日等

- 一例として工事施工中に、下記の必要書類等を労働雇用省地域事務所に提出する
 - －CHSP（健康管理・安全認定）申請
 - －労働災害レポート

- －労働条件局（BWC）に報告している四半期安全計画及び安全委員会会議の議事録
- －年間作業事故・病気記録
- －年次医療報告書など

(3) 書類等の書式等

- －建設安全衛生計画評価・承認申請書
- －OSHS 条による設立登録申請書

11.5. 労働災害・事故が発生した場合の義務等

(1) 労働災害・事故が発生した場合の行政への報告義務

①報告の有無および対象

フィリピン労働安全基準（OSHS）の規則 1050「労働災害／職業性疾病の報告と記録の保管」が定めるとおり、職場で労働災害および職業性疾病、もしくは障害を伴った負傷が発生した場合、事業主は所定の報告書「事業者による労働災害／疾病報告書」を用いて、発生日の翌月の 20 日までに地域労働局に提出しなければならない、としている。同じように事業主は、労働災害発生の有無に拘わらず、年次労働災害／疾病暴露データ報告書を提出しなければならない。この報告書は、労働災害の度数率と強度率を示し、当該企業の年間安全対策を評価する目安としている。

報告対象

- －すべての労働災害及び職業性疾病
- －建物、機械、設備等の火災・爆発・破裂・倒壊等の事故（ボイラー等爆発、破裂、クレーン等の倒壊、建物の火災・爆発等事故）
- －事故報告書は労働雇用省（DOLE）、労働条件局（BWC）、労働安全衛生規格（OSHS）に準じた最低限の情報を記述する。

②報告の期日

- －発生日の翌月の 30 日までに報告書を提出
- －死亡または永久全労働不能に至った場合は発生後 24 時間以内に通知
- －各事業者は「年次労働災害／疾病暴露データ報告書」を各暦年末の翌月 30 日までに提出

③報告先

管轄する地域労働局及び労働雇用省労働条件局

④報告義務者

報告義務者：事業者

報告様式：

(2) 労働災害・事故が発生した場合の行政による調査

①調査の対象

- ・死亡及び永久全労働不能に至ったすべての災害は、事業者の初期報告書の受領後 48 時間以内に、地域労働局の政府安全技術者等によって調査し、発生日の翌月 30 日までに労働条件局に報告書が提出される。

②調査者等

- ・調査者：政府安全技術者
- ・報告様式：「政府安全技術者による災害調査報告書」

11.6. 労働災害・事故が発生した場合の被災者への補償等

(1) 被災者の死傷病等に適用される保険

①保険への加入義務の有無

1975年1月に発効した大統領令第626号により、公的部門と民間部門の労働者及びその扶養家族を対象に、労働に関連する災害が発生した場合の補填を行う総合対策として「労働者補償プログラム」が創設された。

労働雇用省の付属政府機関である「労働者補償委員会」の管掌の下に、プログラムの執行機関として①公的部門に関しては「国家公務員保険システム」が、②民間部門に関しては「社会保障システム」が実務を行っている。

労働者補償プログラムは「1人以上の労働者(60才以下)を雇用する全ての事業主(政府部門、民間部門とも)」は、資本金、事業の種類・内容を問わず、事業を開始した日から適用され、公的部門又は民間部門のいずれに属する労働者にも強制適用される。

②保険の名称

- －国家公務員保険システム(公的部門)
- －社会保障システム(民間部門)

③保険の概要

－労働者補償プログラムで補償される災害

労働に関連する負傷または疾病及び労働に関連する負傷または疾病から生じた障害または死亡

－負傷、疾病、障害または死亡に対する補償の形態

- 一時的就労不能の場合：現金所得給付日額を給付
- 永久障害(終身就労不能)の場合：現金所得給付月額を終身給付
- 永久障害(部分障害)の場合：現金所得給付月額を給付(両耳の聴力の完全な機能喪失の場合の給付月数は50ヵ月等、各部位別に設定)
- 死亡の場合：現金所得給付月額を1次的受給資格者(扶養家族である妻または夫及び21歳以下の子等)に終身給付。1次的受給資格者がいない場合は2次的受給資格者(扶養されていた両親等)に60ヵ月以下、1,500ペソ以上の年金月額を給付
- 負傷または疾病の場合：医療サービス、医療器具と治療材料を給付
- 永久障害の場合：リハビリテーション・サービスを給付
- 永久障害の場合：介護手当を給付

④保険契約者、被保険者

保険契約者：事業主(公的部門、民間部門とも)

被保険者：60才以下のすべての労働者（公的部門、民間部門とも）

⑤保険料の負担

保険料の負担：全額事業主負担

保険料の額：

- i 国家公務員保険システムが適用される労働者の場合
 - ・給与月額 of 1%相当額、ただし労働者人につき 30 ペソを上限とする
- ii 社会保障システムが適用される労働者の場合
 - ・給与月額 of 1%相当額

(2) 労働災害・事故が発生した場合の被災者との示談・和解

労働災害・事故等は、裁判所以外での和解・示談により解決される事もできる。和解・示談時は労働雇用省（DOLE）が仲裁人となり解決することができる。和解・示談が成立しない場合、法律に基づいて裁判所で判断を強制し、解決するようになっている。

11.7. 店社、作業所における安全管理体制（責任）と各種資格

(1) 店社の安全衛生管理体制

労働安全衛生基準「規則 1040 安全衛生委員会」で、各事業場には「経営者と労働者の代表で構成され、職場の安全・災害防止対策の作成、実行、維持の責任を負う機関」として安全衛生委員会の設置が義務付けられている。また「規則 1030」で安全管理者の配置も義務付けられている。

①安全衛生委員会の任務

- －企業の災害防止対策の立案、作成
- －職場の災害発生を防止するための安全プログラム、安全慣行、政府規制に従った事業所における災害防止対策の指導
- －1 ヶ月にすくなくとも 1 回 安全会議を開催すること
- －検査報告、災害調査、プログラムの実施状況の検討
- －会議と活動結果の報告を経営者へ提出
- －政府の調査官の活動に対し必要な協力を行うこと
- －労働者の安全研修の実施、管理
- －災害時の緊急対策の作成、維持（民間防衛局の設置に関する緊急対応マニュアルに沿った災害発生に対処できる緊急行動班の設置等）

②安全衛生委員会が行うべき各種報告（地域労働局経由で労働条件局へ提出）

- －安全衛生委員会設置報告
- －労働災害・職業性疾病報告
- －年次労働災害・職業性疾病リスク・データ報告
- －年次健康管理報告
- －月例安全衛生委員会議事録（四半期ごと）

(2) 作業所における安全衛生管理体制

労働安全衛生基準「規則建設現場の安全」で建設現場の安全確保のために「建設開始前 及び建設中に実施すべき活動」として以下のことを要請している。

- －労働安全衛生基準「規則」に従い安全衛生委員会を組織すること
- －労働者への危険が生じうる電気ケーブルのスイッチを切ること。または接触を妨げる防壁を作ること
- －機械に安全装置をつけること
- －保護具の支給
- －必要な場合の作業区域の照明
- －歩行者用に安全囲いを付けた通路の建設
- －落下物に対する保護屋根の建設
- －近接建物の崩壊に対する保護物の建設
- －安全な進入手段の確保
- －交通制御
- －必要とされる個人用保護具の着用

(3) 各種資格

①資格の名称

1998年の労働雇用省令第13号「建設業における労働安全衛生に関する指針」で「建設業の安全管理者は40時間の基本的建設安全衛生訓練課程を受けなければならない」と規定されている。

i) 安全管理者の義務

i)安全衛生委員会の書記として、会議の議事録の作成、勧告の実施状況の報告、委員への会議開催の通知、事業者に決定された勧告等委員会の活動内容を報告すること等の任務を遂行すること。

ii)助言者としての権限で安全に関するあらゆる問題について事業者、監督者、労働者等に指針を提供すること。

iii)委員会の委員として災害を調査し、事業者に独自の報告と分析を提出すること。

iv)労働者及び事業者のための安全研修プログラムをまとめること。

v)委員会の委員として職場内の安全点検を実施すること。

vi)効率的な災害記録システムを維持し、またはそのための支援を行い、災害原因の排除のために管理者がとる対策を調整すること。

vii)政府機関による安全衛生検査、災害調査等に協力すること。

※非常勤の安全管理者は安全管理者としての義務の遂行のために、少なくとも週4時間を割り当てること。

ii) 安全管理者の配置人員定数

表－11.3 労働者数別の安全管理者の配置人員数

労働者数	危険有害な職場（建設業等）	危険有害でない職場
200 人未満	1 名（非常勤）	
200 人以上 1,000 人未満	1 名（常 勤）	
1,000 人未満		1 名（非常勤）
1,000 人当たり	1 名（常 勤）	1 名（常 勤）

iii) 安全衛生委員会

構成員：委員長、医師／ナース／ファースト教唆

安全管理者（建設業安全衛生コースを最低時間受講した者）、部長

②資格の内容（就業制限業務の種類：日本での免許・技能講習等に匹敵する資格の種類、名称、講習時間等）

i) 救急隊員

フィリピン赤十字社又はその組織で認定された救急・応急処置コースを修了している者で、読み書きが出来る者とする。

ii) 労働衛生専門要員

労働条件局（BWC）または当局により認定された団体が実施する労働安全衛生上級研修コースを卒業した者で、BWC 認定された上で最低 5 年以上の労働安全衛生管理経験を有する者とする。労働衛生専門職は労働雇用省の地域事務所に登録している者とする。

11.8. 事故・労働災害発生後の行政処分・社会的制裁等

(1) 元請が受ける行政処分

労働雇用省令 13 号（DO-13）の規定により労働雇用省（DOLE）による適正手続き後、フィリピンの請負業者認定協会（PCAB）に調査結果を報告することが義務付けられている。違反した元請・下請にかかわらず建設請負業者に対しては厳しく対処しなければならないとしており、緊急事態の場合には、OSHS 規則 1012.02 どおり、労働雇用省地域ディレクターが作業停止もしくは危険を和らげる行動を指令することが出来る。

(2) 下請が受ける行政処分

同上。

(3) その他社会的な制裁

特記事項なし

11.9. 労働災害防止団体の状況

①団体の名称

フィリピンの安全衛生団体の主な役割は、安全衛生法令に基づいて、労働雇用省が定めたガイドラインやマニュアルを企業に浸透させるための安全衛生教育、セミナーの実施である。2000年1月現在、労働雇用省の付属機関である「フィリピン労働安全衛生センター」のほか「フィリピン安全協会（補助金なしの純民間団体）」等の団体が国の認定安全衛生教育機関となっている。

②団体の概要

i) フィリピン労働安全衛生センター

1987年11月に行政命令№307により、労働雇用省の付属機関である労働者補償委員会内に設立され、研究、調査、研修を実施し、労働安全衛生に関して専門的なアドバイスを提供している。主な職務・活動内容は以下のとおり。

- i 労働安全衛生訓練プログラムを立案、開発、実施すること
- ii 労働安全衛生情報・メソッド・技術・アプローチに関する情報センターとして機能すること
- iii 情報普及機構を設立すること
- iv 労働環境を監視し、労働者の健康診断を実施すること
- v 保護設備及びその他の安全装置のための標準仕様をテストし設定すること
- vi 労働安全衛生案件に関する政策及び標準化において、その他政府組織及び非政府組織を補助すること
- vii 労働関連疾病及び事故防止のため、技術的指針を発行すること

ii) フィリピン安全協会

生命の保護と健康の増進を使命とする非営利、非政府の全国的な公共団体として1959年に創設された。会員には、さまざまな企業、学校、公的機関、民間団体、労働組合、個人等が名を連ね、創設された第一の目的は職場、家庭、地域、及び道路における死傷の防止である。

(11.4.項～11.9.項の出典：「海外における建設業の安全衛生管理（平成27年5月、建設業労働災害防止協会）」に一部加筆)

11.10. 労働安全衛生施策上の課題と対応策

労働条件の向上を目的とした労働安全衛生の管理および実施は、内外の要因を元とする様々な課題に阻まれている。

- －労働安全衛生基準（OSHS）への違反を招くような経済状況
- －産業界の一部による意識の低さと中途半端な姿勢が OSHS 遵守の低下を招いている
- －政府機関による断片的な労働安全衛生プログラム実施により基準が多岐に及ぶ
- －労働安全衛生を実施する訓練を受けた人材の不足
- －労働安全衛生への特定の違反に対する行政的制裁の欠如
- －労働安全衛生プログラムの実施に必要な資金、施設、道具の不足

これらの課題の解決のため、以下のような提案や対応策が挙げられている。

- －労働法典と労働安全衛生基準を見直し改善の上、労働安全衛生違反に対する制裁／罰金規定を盛り込み、労働安全衛生の施行に強制力を持たせ、遵守を促進すると共に、労働雇用省（DOLE）が労働安全衛生プログラム／政策の実施において職場の安全に資金を使えるようにする。
- －集中的社内安全監督研修により、労働安全衛生担当者の能力を增強し、労働監督官の人数を増やす
- －大学の教育課程に安全工学コースを導入し、安全担当員、安全指導員、安全コンサルタント、安全委員会の役割をあらゆる職場で強化する
- －労働安全衛生の今後の発展のため、地域および国際組織との連携、協調関係、ベンチマーキングを増進する
- －情報提供や教育促進運動、研修活動を強化し、全ての職業人に安全衛生文化を創造する

（11.10.項の出典：「JICA 労働安全衛生政策セミナーカントリーレポート（2004年）」より）

12. ベトナム

12. ベトナムの労働安全衛生関連行政体制、法制度・体系

12.1. ベトナムの国情概要

ベトナムは、ASEAN 加盟国であり、東南アジアインドシナ半島東部にあり、南シナ海に面する南北に細長い国土を有する社会主義共和国で、西側はカンボジアと北部は中国と国境を接している。近年の経済成長率は6%台で高い水準で推移している。

12.1.1. 正式な国名

ベトナム社会主義共和国 (Socialist Republic of Viet Nam)

12.1.2. 面積および人口

面積：約 33 万平方キロメートル

人口：約 9,171 万人 (2015 年、ベトナム統計局 Year Book)

表 12.1 各都市・省の人口

	省名 (※直轄市)	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
Red River Delta	ハノイ市 (※)	7,216,000	3324.5	2171
	ビンフック省	1,054,500	1237.5	852
	バクニン省	1,154,700	822.7	1404
	クアンニン省	1,211,300	6102.3	199
	ハイズオン省	1,774,500	1656.0	1072
	ハイフォン (※)	1,963,300	1527.4	1285
	フンイエン省	1,164,400	926.0	1257
	タイビン省	1,789,200	1570.8	1139
	ハナム省	802,700	862.0	931
	ナムディン省	1,850,600	1653.2	1119
	ニンビン省	944,400	1377.6	686
Northern midlands and Mountain	ハザン省	802,000	7914.9	101
	カオバン省	522,400	6703.4	78
	バックカン省	313,100	4859.4	64
	トゥエンクアン省	760,300	5867.3	130
	ラオカイ省	674,500	6383.9	106
	イエンバイ省	792,700	6886.3	115
	タイグエン省	1,190,600	3533.2	337
	ランソン省	757,900	8320.8	91
	バクザン省	1,640,900	3849.5	426
	フート省	1,369,700	3533.3	388
	ディエンビエン省	547,800	9562.9	57
	ライチャウ省	425,100	9068.8	47
	ソンラ省	1,182,400	14174.4	83
	ホアビン省	824,300	4608.7	179
North central and Central coastal	タインホア省	3,514,200	11129.5	316
	ゲアン省	3,063,900	16490.0	186
	ハティン省	1,261,300	5997.8	210
	クカンビン省	872,900	8065.3	108
	クアンチ省	619,900	4739.8	131
	フエ省	1,140,000	5033.2	227
	ダナン市 (※)	1,028,800	1285.4	800

	クアンナム省	1,480,300	10438.4	142
	クアンガイ省	1,246,400	5152.7	242
	ビンディン省	1,519,700	6050.6	251
	フーイエン省	893,400	5060.6	177
	カインホア省	1,205,300	5217.7	231
	ニントゥアン省	595,900	3358.3	177
	ビントゥアン省	1,215,200	7813.1	156
Central Highland	コントゥム省	495,900	9689.6	51
	ザライ省	1,397,400	15536.9	90
	ダクラク省	1,853,700	13125.4	141
	ダクノン省	587,800	6515.6	90
	ラムドン省	1,273,100	9773.5	130
South East	ビンフォック省	944,400	6871.5	137
	タイニン省	1,111,500	4032.6	276
	ビンズオン省	1,947,200	2694.4	723
	ドンナイ省	2,905,800	5907.2	492
	ブンダウ省	1,072,600	1989.5	539
	ホーチミン市 (※)	8,146,300	2095.5	3888
Mekong River Delta	ロンアン省	1,484,700	4495.0	330
	ティエンザン省	1,728,700	2509.3	689
	ベンチュエ省	1,263,700	2359.8	536
	チャーヴィン省	1,034,600	2341.2	442
	ヴィンロン省	1,045,000	1520.2	687
	ドンタップ省	1,684,300	3378.8	498
	アンザン省	2,158,300	3536.7	610
	キエンザン省	1,761,000	6348.5	277
	カントー市 (※)	1,248,000	1408.9	886
	ハウザン省	770,400	1602.4	481
	ソクチャン省	1,310,700	3311.6	396
	バクリエウ省	882,000	2468.7	357
	カマウ省	1,218,900	5294.9	230

【Vietnam Yearbook 2016】

12.1.3. 首都

首都名：ハノイ 人口：721万6,000人

緯度：北緯21度1分，経度：東経105度50分

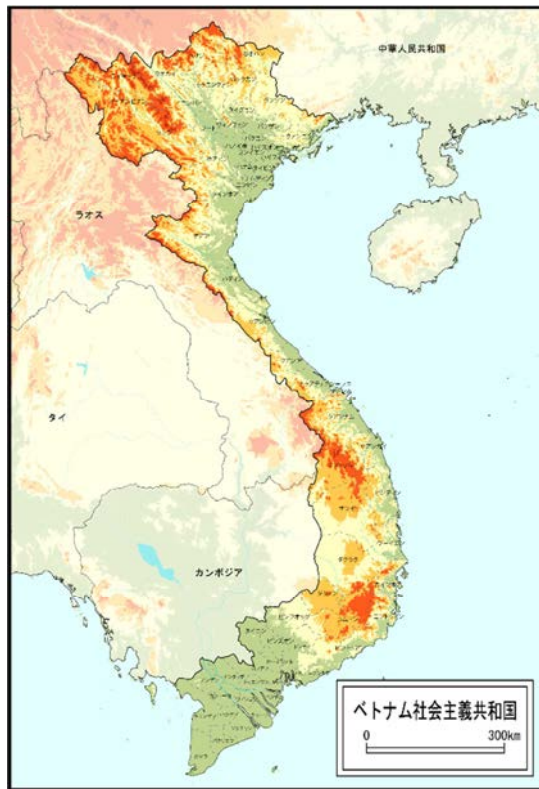


図 12.1 ベトナム地図 (調査団作成)

12.1.4. 年間気象・最高気温・最低気温

ハノイ：最高気温 32.9℃ 最低気温 13.7℃ 年間降水量 1,676.2mm

12.1.5. 宗教及び言語

ベトナム語、ほかに少数民族語

仏教 (約 80%)、そのほかにカトリック、カオダイ教、ホアハオ教など

12.1.6. 通貨

ドン (1 USD = VND)

12.1.7. 労働者数

全労働者人口 : 52,840,000 人

農林水産業 : 23,259,100 人

建設業 : 3,431,800 人

12.1.8. GDP

名目 GDP : 4,192,862 (10 億ドン) (2015)

一人当たり GDP : 2,088 米ドル (2015)

実質成長率 : 6.7% (2015)

【出典：世界貿易投資報告 JETRO】

12.1.9. 国際収支

経常収支：2,764 百万米ドル (2015)

貿易収支：△3,537 百万米ドル (2015)

外貨準備高：28,250 百万米ドル (2015)

対外債務残高：71,890 百万米ドル (2014)

【出典：世界貿易投資報告 JETRO】

12.1.10. 我が国の対ベトナム貿易・投資状況

a) 対日貿易 (2015 年、越税関総局)

(ア) 対日貿易額

輸出 141.4 億ドル (対前年比 3.8%減)

輸入 143.7 億ドル (対前年比 11.3%増)

(イ) 品目輸出 縫製品、輸送機器・同部品、機械設備・同部品、木材・木工品、水産品輸入
機械設備・同部品、PC・電子機器・同部品、鉄鋼、自動車部品、プラスチック製品

b) 日本からの直接投資 (2014 年、越外国投資庁)

18.4 億ドル (認可額)

【出典：外務省 国別基礎データ】

12.2. 中央省庁

ベトナムの OSH 行政に関係する中央省庁は、主に以下の MOLISA と MOH である。MOLISA は労働安全に関して、MOH は労働衛生行政を担っている。国営企業等の安全衛生については、その企業・業種を所管する各省庁が担当している。



図 12.2 ベトナム国における OSH 関係組織

(1) 労働傷病兵社会問題省（Ministry of Labor- Invalid and Social Affairs : MOLISA）

MOLISA は OSH における労働安全分野（Work Safety）を担当する中央省庁であり、雇用、職業訓練、賃金と給与、社会保険（義務的社会保険、自発的社会保険、未雇用保険）の各分野の国レベルでの管理機能を果たしている。社会保険、育児と保護、ジェンダー平等の管理と社会の弊害の予防（以下、「労働・社会問題」、「特別貢献者」という）である。中央省庁が行使する管理範囲は、その省庁の所管する分野内の部門や分野に適用される公共サービスの管理を含む範囲を全国的にカバーしている。



図 12.3 MOLISA 組織図

■ 労働安全局（Department of Work Safety: DWS）

MOLISA 傘下の DWS は、役割や権限を定めたデシジョン No.948/QD-LDTBXH によると、労働安全（Work Safety）分野における国レベルでのマネジメントに関して大臣を補佐する役割と責任を有している。とされており、OSH に関する法制度立案、労働者等への OSH に関する教育など、OSH 行政の主たる組織である。



図 12.4 DWS 組織図

【出典：MOLISA Website より】

Decision No. 948/QD-LDTBXH 「On Roles, Responsibilities, Duties, Authorities and Organization of Department of Work Safety」に記されている DWS の役割を以下に示す。

1. 調査研究の実施と省庁への提出
2. 労働安全衛生および個人保護装置に関する州および省の規制のガイドラインを提供し、それを監視する。
3. 労働安全衛生省の名称で、労働安全上の特別な要件を有する機器、機械および資材の検査、校正及び検証の発行を支援する他の省庁に対し、協議、コメント及びアドバイスを書面で提供すること。
4. 事故統計の更新を行い、コンパイル、メリット、報酬を報告する。
5. 労働安全衛生訓練の活動、プログラム、内容を管理する。
6. 省庁が指定した労働安全に関するコミュニケーション、情報、教育の活動を組織する。労働安全衛生および火災および爆発防止に関する全国的な週の管理および監視。
7. 関連分野の人材に適用される政策や制度の整備に関する研究に携わる。
8. 作業安全リストの作業リスト、作業安全担当者の職務リスト、必要人数の見積もり、組織の構成および職務のリストを作業安全の状態管理ユニットに準備するために人事・組織部門と調整し協力する省が要求する地域。
9. マネジメントに関係する省庁、法律で定められている労働安全上の NGO の支援。
10. 省から割り当てられた国際協力活動を実施する。
11. 研究活動に携わり、専門職員、市民および公務員、省庁が定めた労働安全分野の労働者に対する訓練活動に参加する。
12. 情報とデータの収集、作業安全領域に関する定期的および偶発的な報告の作成。
13. 立法府と省によって指定されたスタッフ、物理的および財政的資源の管理。
14. 省から要請された任務を遂行する。

(2) 保健省 (Ministry of Health: MOH)

MOH は、健康管理、薬品試験、治療やリハビリなどの医療に関する事項等を含む労働衛生に関しての行政執行組織である。OSH 行政における衛生分野、労働者保護に関する分野を所管している。

■ 国立労働環境衛生研究所 (National Institute of Occupational and Environmental Health : NIOEH)

MOH の下部組織として 1982 年に設立され、労働衛生に関する科学的研究、訓練、OSH 関連組織の調整、WHO との連携、国際協力、科学的・技術的サービスの提供を行っており、世界保健機構 (WHO) の労働衛生に関する共同研究所 (WHO Collaborating Centre for Occupational Health) として認定されている。

※ <http://www.wpro.who.int/en/>

(3) ベトナム労働総連合 (VGCL)

VGCL は、province レベルでの労働連合 (Provincial Confederation of Labor) 61 団体と産業別の全国組織の組合 (National Union of Industry) 16 団体を統合するベトナムの労働組合を代表する組織で、労働安全衛生の政策面での各省庁との連携・関与、技術基準の制定への技術的協力、労働安全衛生分野の研究及び工学的対策の開発・推進、労働安全衛生教育・啓発活動の推進に関する活動を行っている。

12.3. 国政・地方行政の役割・予算

ベトナムの行政体系は我が国と異なり、国政は中央政府及び各省庁が所管しているが、地方には各行政区分ごとに人民委員会 (People's Committee) がある。人民委員会には中央省庁と同様の各部署が存在しており、これらが中央各省庁の支所的な位置づけとなる。それら相関関係を以下の図 15.5 に示す。

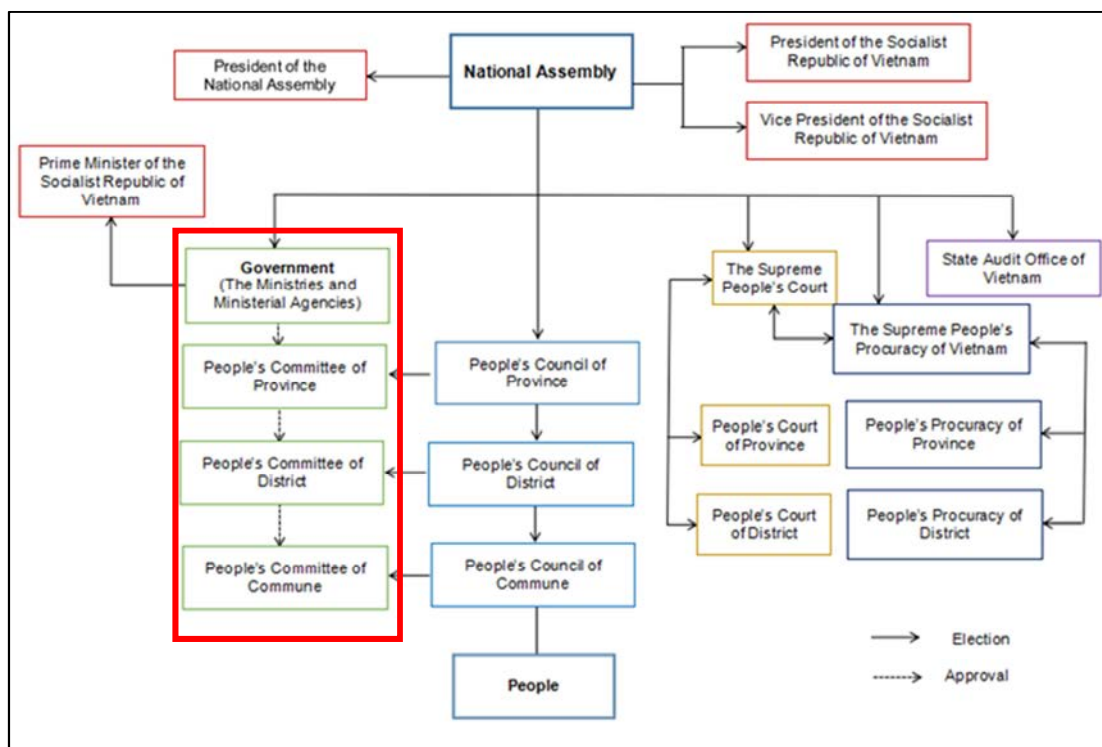


図 12.5 ベトナム国 行政体系図

(1) OSH に関する予算

労働安全に関する国家プログラムである National Program on Occupational Safety and Health- Phase 2011-2015 における予算を以下に示す。これら予算にはデンマーク政府からの拠出金が含まれる。

表 12.2 労働安全衛生 5 ヶ年計画予算

Phase 2011 - 2015 (billion VND)					
	The State Budget				
	The Central Budget	The Regional Budget	Funding from enterprises	Funding from international firms	Total
Expected	680	50			
Actual	483.471	35.469	500	77	1,095.94

【出典：MOLISA web site より】

表 12.3 労働安全衛生 5 ヶ年計画年別予算（中央省庁分）

The actual Central budget Structure 2011 - 2015 (billion VND)							
	2011	2012	2013	2014	2015	Total	
Vietnamese Government Funding	25.965	85.171	96.232	42.884	50	300.252	
Denmark Government Funding	26.506	74.829	63.768	18.116	0	183.219	
The Central budget	52.471	160	160	61	50	483.471	

【出典：MOLISA web site より】

12.4. 労働災害発生状況、労働災害・職業病統計

(1) 労働災害発生状況

2005 年から 2014 年までの間に、5,232 件の致命的な事故、5,791 人の死亡、14 298 人が重傷を負う事故が発生している。建設分野が労働災害の数が最も多いセクターであり、毎年致命的なケース全体の約 30% を占めている。特に 2014 年には、6,709 件の災害が報告され、592 件の致命的な事件が発生し、630 人が死亡している。

表 12.4 過去 5 年間のセクター別労働災害発生件数及び死者数

Occupational Accidents Statistics of Vietnam													
Data	YEAR												
	2011		2012		2013		2014		2015		2016 (the first 6 months)		
	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	
Total	5,896	574	6,777	606	6,695	627	6,708	630	7,620	666	3,674	356	
Sectors that occurred most occupational accidents													
Construction	1,537	117	1,850	139	1,942	169	2,213	214	2,667	253	808	79	
Mining and Quarrying	502	93	610	61	1,005	88	738	76	458	47	146	65	
Mechanical Manufacturing	623	37	339	31	335	32	403	38	686	54	515	43	
Services	402	30	335	29	402	38	604	57	534	47	258	22	
Agriculture, Forestry	243	27	272	25	248	26	269	32	458	34	478	43	
Textiles, footwear	285	31	271	23	265	24	336	31	381	40	331	40	
Types of occupational Accidents													
Falls from height	420	151	1,153	103	1,808	157	2,080	196	2,134	174	702	63	
Electrical shock	225	77	1,232	87	1,473	126	1,611	139	1,448	114	698	58	
Injured by machinery, equipment	1,870	59	1,213	37	1,005	88	537	45	457	34	258	29	
Falling objects, collapse	582	73	543	49	938	82	1,007	95	1,296	154	588	57	
Traffic accidents	406	40	339	31	737	63	805	76	991	80	1,323	132	

表 12.5 建設作業中の事故数・死傷者数

Statistical Data regarding Accidents and Disasters in Construction / Civil Works																						
Data	YEAR																					
	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013		2014		2015		2016 (the first 6 months)	
	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death	Accidents Reported	Death
Total number of accidents annually	5,881	538	5,951	621	5,838	573	6,250	550	5,125	601	5,996	574	6,777	608	6,895	627	6,708	630	7,820	666	3,674	356
Total number of accidents in Construction Sector annually	2,025	174	1,858	276	1,724	171	1,872	238	1,468	153	1,537	117	1,650	139	1,842	169	2,213	214	2,667	253	808	79

12.5. 労働安全衛生に関する法律、制度、計画

(1) 労働安全衛生法 (No.84/2015/QH13)

2015年に制定された労働安全衛生法（OSH法）は、以下に示す全7章、92の条項からなり、2016年の1月から発効された。この法律は、労働安全衛生と労災（事故や疾病）の被害者に対する政策と補償について保証する措置を規定している。この法の英訳版がILOのwebにて公開されている

参照先：

http://www.ilo.org/dyn/legosh/en/f?p=LEGPOL:1100:3039595363922:::P1100_THEME_ID:100500

表 12.6 労働安全衛生法 条文一覧

Chapter 1 : GENERAL PROVISIONS
Article 1. Scope of adjustment
Article 2. Subjects of application
Article 3. Interpretation of terms
Article 4. State policies on OSH
Article 5. Principles for guaranteeing OSH
Article 6. Rights and obligations of workers on OSH
Article 7. Rights and obligations of employers on OSH
Article 8. Rights and responsibilities of Vietnam Fatherland and Front, its member organizations and other social organizations
Article 9. Rights and responsibilities of the trade unions for OSH
Article 10. Rights and responsibilities of establishments' trade unions for OSH
Article 11. Rights and responsibilities of Vietnam's Farmers Union
Article 12. Prohibited acts in OSH
Chapter 2 : MEASURES TO PREVENT AND CONTROL HAZARDOUS FACTORS AND TOXIC FACTORS FOR WORKERS
Section 1 : INFORMATION, COMMUNICATION, EDUCATION AND TRAINING IN OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH
Article 13. Information, communication and education on OSH
Article 14. Training in OSH
Section 2 : REGULATIONS, PROCEDURES AND MEASURES FOR GUARANTEEING OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH AT THE WORKPLACE
Article 15. Regulations and procedures for guaranteeing OSH
Article 16. Responsibilities of employers in guaranteeing OSH at the workplace
Article 17. Responsibilities of workers in guaranteeing OSH at the workplace
Article 18. Control of hazardous factors and toxic factors at the workplace
Article 19. Measures to settle technical incidents causing serious OSH failure and provide emergency rescue
Article 20. Improvement of working conditions and development of safe work culture
Section 3 : LABOUR PROTECTION AND HEALTH CARE FOR WORKERS
Article 21. Health check-up and treatment of occupational diseases for workers

Article 22. Heavy, hazardous and toxic work/occupations
Article 23. Personal protective equipment at work
Article 24. In-kind allowances
Article 25. Working hours under working conditions with hazardous factors and toxic factors
Article 26. Health recuperation
Article 27. Management of workers' health
Section 4 : MANAGEMENT OF MACHINERY, EQUIPMENT, SUPPLIES AND SUBSTANCES SUBJECT TO STRICT REQUIREMENTS FOR OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH
Article 28. Machinery, equipment, supplies and substances subject to strict requirements for OSH
Article 29. Development of OSH schemes when constructing, expanding or renovating works/infrastructure serving the production, use, preservation and storage of machinery, equipment, supplies and substances subject to strict requirements for OSH
Article 30. Use of machinery, equipment, supplies and substances subject to strict OSH requirements
Article 31. Appraisal of machinery, equipment and supplies subject to strict requirements for occupational safety
Article 32. Rights and obligations of organizations delivering occupational safety appraisal
Article 33. Responsibilities of ministries in the state management over machinery, equipment, materials, supplies and substances subject to strict requirements for OSH
CHAPTER 3 : MEASURES TO SETTLE TECHNICAL INCIDENTS CAUSING OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH FAILURE, OCCUPATIONAL ACCIDENTS AND DISEASES
Section 1 : NOTIFICATION, INVENTORY, REPORTING AND INVESTIGATION OF TECHNICAL INCIDENTS CAUSING OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH FAILURE, OCCUPATIONAL ACCIDENTS AND DISEASES
Article 34. notification of occupational accidents and technical incidents causing OSH failure
Article 35. Investigation of occupational accidents, technical incidents causing OSH failure, technical incidents causing serious OSH failure
Article 36. Inventory and reporting on occupational accidents, technical incidents causing serious OSH failure
Article 37. Inventory and reporting on occupational diseases
Section 2 : RESPONSIBILITIES OF EMPLOYERS FOR VICTIMS OF OCCUPATIONAL ACCIDENTS AND DISEASES
Article 38. Responsibilities of employers for victims of occupational accidents and diseases
Article 39. Responsibilities of employers for compensation and allowances in special cases of occupational accidents
Article 40. Circumstances where workers are not entitled to allowances for occupational accidents from the employer
Section 3 : INSURANCE COMPENSATION FOR OCCUPATIONAL ACCIDENTS AND DISEASES
Article 41. Principles of providing insurance compensation for victims of occupational accidents and diseases from the Insurance Fund for Occupational Accidents and Diseases
Article 42. Use of the Insurance Fund for Occupational Accidents and Diseases
Article 43. Subjects entitled to insurance compensation for occupational accidents and diseases
Article 44. Premium rate and sources for forming the Insurance Fund for Occupational Accidents and Diseases
Article 45. Conditions for receiving compensation for occupational accidents
Article 46. Conditions for receiving compensation for occupational diseases Article 47. Assessment of the degree of work ability decrease
Article 47. Assessment of the degree of work ability decrease
Article 48. Lump-sum allowance
Article 49. Monthly allowance
Article 50. Period for receiving allowances
Article 51. Assistive and orthopaedic devices
Article 52. Service allowance
Article 53. Lump-sum allowance for workers dying of occupational accidents and diseases
Article 54. Rest and recovery after medical treatment of injuries and diseases
Article 55. Support for victims of occupational accidents and diseases to change occupations when they return to work
Article 56. Support for the prevention and sharing of risks of occupational accidents and diseases
Article 57. Dossier for receiving occupational accident allowances

Article 58. Dossier for receiving occupational disease allowances
Article 59. Settlement of insurance compensation for occupational accidents and diseases
Article 60. Settlement of rest and recovery allowances after occupational accidents and diseases
Article 61. Late settlement of insurance compensation for occupational accidents and diseases
Article 62. Dossiers for and order of medical assessment to determine the degree of work ability decrease for settling insurance compensation for occupational accidents and diseases
CHAPTER 4 : GUARANTEE OF OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH FOR SPECIAL WORKERS
Article 63. OSH for female workers, minor workers and workers with disabilities
Article 64. Conditions for employment of elderly workers to do heavy, toxic or hazardous work
Article 65. OSH in case of outsourcing
Article 66. OSH at a workplace with workers of many employers
Article 67. OSH for Vietnamese workers overseas
Article 68. OSH for domestic workers
Article 69. OSH for home workers
Article 70. OSH for pupils, students, apprentices, interns and workers on probation
CHAPTER 5 : GUARANTEE OF OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH IN PRODUCTION AND BUSINESS ESTABLISHMENTS
Article 71. Implementation of OSH in production and business establishments
Article 72. OSH unit
Article 73. Health unit
Article 74. OSH representatives
Article 75. Establishment's OSH Councils
Article 76. OSH plans
Article 77. Assessment of OSH risks
Article 78. Emergency rescue plans
Article 79. Establishment of emergency rescue force
Article 80. Self-examination of OSH
Article 81. OSH statistics and reports
CHAPTER 6 : STATE MANAGEMENT FOR OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH
Article 82. Contents of state management for OSH
Article 83. State management responsibilities for OSH
Article 84. State management responsibilities for OSH of the Minister of Labour, Invalids and Social Affairs
Article 85. State management responsibilities for OSH of the Minister of Health
Article 86. State management responsibilities for OSH of People's Committees at all levels
Article 87. Responsibilities for developing, announcing national OSH standards and developing, promulgating national OSH technical regulations
Article 88. National OSH Council and provincial OSH councils
Article 89. OSH inspectors
Article 90. Treatment of OSH violations
Article 91. Collaboration mechanism in OSH
CHAPTER 7 : IMPLEMENTATION PROVISIONS
Article 92. Enforcement
Article 93. Detailed provisions

【出典：ILO website より】

(2) その他の法律

上記、労働安全衛生法では個別事象についてそれぞれの専門的な法律に基づき対応する旨を記載している。その他 OSH に関連する法令を以下に示す。

- Law on Protection of People's Health No.21-LCT/ HDNN8
- Environmental Protection Act by the National Assembly of the Socialist Republic of Vietnam adopted on 23 June, 2014, effective from 01 Jan, 2015
- Chemical Law No.06/ 2007/QH12 Dated 21 Nov, 2007
- Social Insurance Law No. 58/ 2014/ QH13
- Health Insurance Law No.46/ 2014/QH13
- Labor Code No. 10/ 2012/ QH13
- Employment Law No.28/ 2013/ QH13

これらの下に更に Circular、Decision、Regulation、Decree が存在する。

12.6. 労働安全衛生行政の国家政策上の位置づけ

ベトナム政府は国家労働安全衛生プログラムのフェーズ 2011-2015 に続き、2016 年からの更なる 5 ヶ年プログラムを策定している。概要を以下に示す。

■ National Program on Occupational Safety and Health- Phase 2016 - 2020

2016 年 1 月 5 日、政府は労働安全衛生に関する国家承認決定プログラム（2016 年～2020 年）を策定し、労働条件の改善、作業環境汚染の低減、労働災害や病気の予防、労働者の健康管理、従業員の生活安全、国家の資産、企業、組織の資産、国の持続可能な開発に寄与する意識・コンプライアンスを高めることとしている。

労働条件を改善するために、職業環境汚染を減らすこと、労働災害や病気の予防、労働者の健康管理、労働者、国家の資産、企業の資産、組織の安全を確保し、国の持続可能な開発に貢献するための意識と法令遵守に関し改善することを目的としている。

12.7. 労働安全衛生行政等の現状と課題

12.7.1. 報告制度

OSH 法の Article7 において雇用者は労働災害、職業病や重大な OSH 障害を引き起こす事象に関し、調査報告書を作成し、OSH 監査官に対し報告することについて義務付けられている。

12.7.2. 労働安全衛生教育

OSH 法では、雇用主による労働者への OSH に関する情報提供、教育を実施することが義務付けられており、製造業者は、作業プロセス中に危険な状況を作り出す可能性が高い製品に従事する作業員に対して OSH 対策に関する情報を提供しなければならないと規定されている。

また、OSH に従事する職員、役員、保健従事者、生産/事業所の OSH 担当者は、訓練に参加し、OSH 訓練機関の審査に合格した後、訓練機関から証明書を取得する必要があるとされている。

OSH に関する法律、OSH の科学技術に変更が生じた場合、それらに合わせた知識や技術に更新

していく必要がある。主な教育機関としては MOLISA・DWS 傘下の OSH トレーニングセンターがある。

12.7.3. 資格制度

OSH 法 Article14 において各企業・工場等の OSH 担当者は、OSH 法により、行政機関による OSH に関する訓練に参加し、資格審査合格の証明書を得る必要があるとされている。

12.7.4. 検査体制

MOLISA による労働安全に関する検査体制を以下に示す。

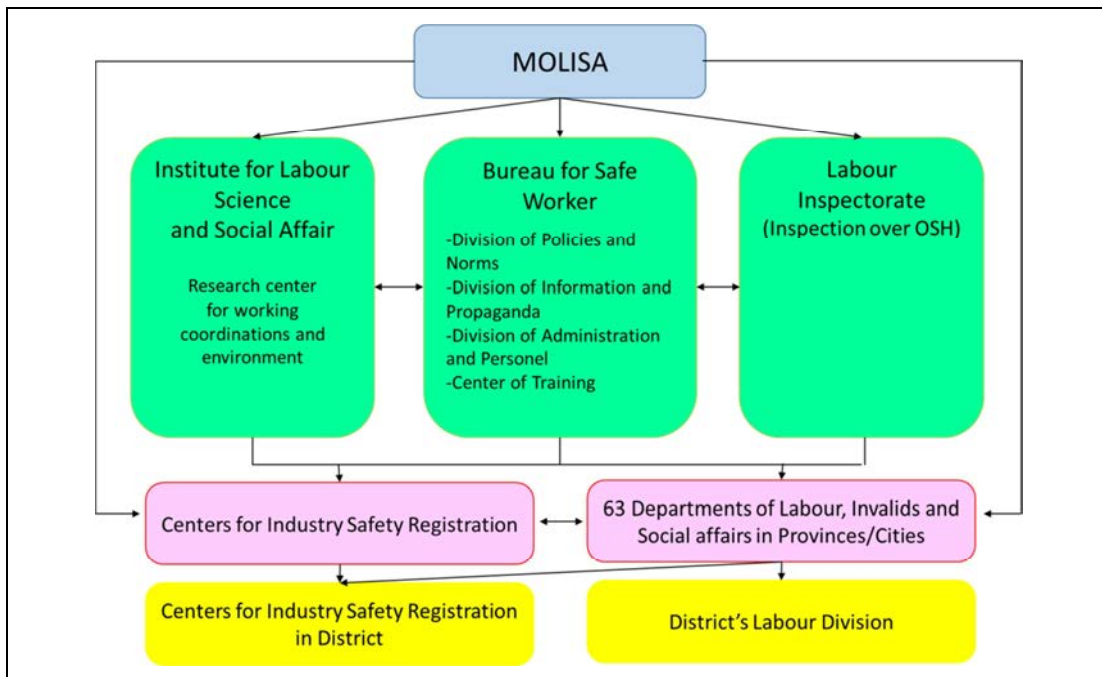


図 12.6 Labor Inspection System of MOLISA

MOH による労働衛生に関する調査体制を以下に示す。

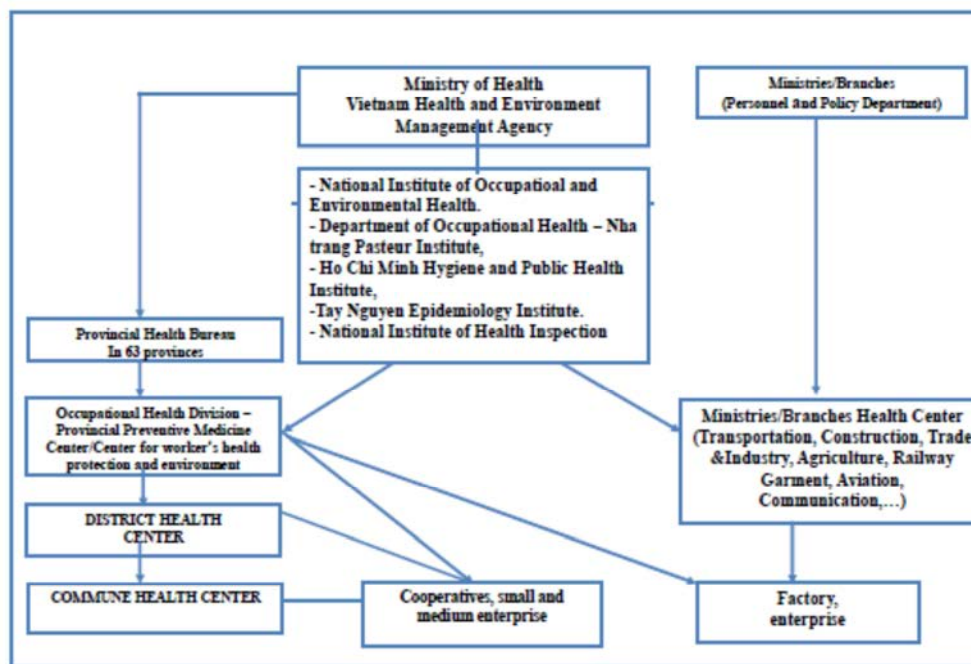


図 12.7 Occupational Health System

12.7.5. 労働災害補償制度

ベトナムの労災補償については OSH 法及び、社会保険法によって規定されている。

労働災害や疾病の保険料は労働者賃金により決まっており、雇用主が労働安全衛生災害保険基金に対して、労働者の社会保険料（賃金の 1%）を納付することとなっている。この基金は納付金、社会保障法に基づきファンドが運用する投資利益等により形成される。

支払い条件としては勤務時間中（休憩時も含む）の被災、許可された時間外勤務時、決められた通勤経路での事故、これら事故による作業能力が 5%以上損なわれた場合となっており、労災による死亡事故発生後は家族に対し、死亡時の基本賃金の 36 倍に相当する一時金が支払われる。

12.7.6. 外国人労働者への適用

労働安全衛生法によると、外国人労働者も同法における申請対象となっており、労働安全衛生に関し、ローカルと同等の権利と義務を有することとされている。災害発生時においては国の規定に基づき保険に加入することとなっている。

12.7.7. 労働安全衛生の優先課題

国立労働環境衛生研究所（NIOEH）の資料では、急速な経済発展に対し、本来規定すべき事項に関する法制度が追いついていないことを課題として述べている。

12.8. 国際機関及びドナーによる労働安全衛生分野への協力状況

(1) 国際機関

ベトナムはILOの加盟国であり、国際法の189条のうち、21条を批准している。ILOは、中小企業に対するトレーニングプログラムなどを通しOSHに関する協力を行っている。また同国はASEAN加盟国としてASEAN-OSHNETに加盟しており、平成28年にベトナムのダナンにおいて第17回の理事会会合が開催された。ここにはASEAN加盟国に加え、日・中・韓の3カ国とILOからOSH関係者が参加した。

(2) デンマーク

2005年以来、デンマーク政府はベトナムの安全と労働保護システムを改善し、ベトナムの労働条件と社会福祉の改善支援に携わる関係局と協働している。デンマークは3年間(2011-2013年)に、OSHに関する国家計画2011-2015の予算支援実施のため、ベトナムDKK 5,000万(約1750億)を拠出した。この基金は、以下の具体的な内容を首尾よく実施することを目的に拠出されている。

- 国家管理の労働保護の効率化 OSHに関する技術的対策の展開と適用
- 職業病の予防、健康および労働能力回復のためのリハビリテーション
- 組織および個人の意識と責任を高める
- OSHに関する科学技術の研究と応用
- 職場における安全文化の構築
- 各プロジェクトのプログラムの有効性を評価するための監視

(3) JICA

農業、貿易村、ベトナムの中小企業などにおけるOSH法の効果的な実施に関するプロジェクトについてJICAと協力している。

13. ミャンマー

13. ミャンマーの労働安全衛生分野基本情報

13.1. ミャンマーの国情概要

ミャンマーは、東南アジアのインドシナ半島西部に位置する共和制国家で、独立した1948年から1989年までの国名はビルマ連邦であった。南西はベンガル湾、南はアンダマン海に面しており、南東はタイ、東はラオス、北東と北は中国、北西はインド、西はバングラデシュと国境を接している。

1962年に発足したネ・ウィン政権は、社会主義経済政策を推進したが、閉鎖的経済政策等により外貨準備の枯渇、生産の停滞、対外債務の累積等経済困難が増大した。1988年9月に国軍のクーデターにより軍事政権が成立し、社会主義政策を放棄して経済開放政策を推進したが、経済状況は好転せずさらに困難な状況となった。2003年5月のアウン・サン・スー・チー氏の拘束を受け、米国が対ミャンマー経済制裁を強化した。2004年にはEUも制裁措置の強化に踏み込み、さらに2007年の民衆デモに対する当局の実力行使を受けて制裁処置はさらに強化された。

2010年11月に実施された総選挙で、連邦団結発展党（USDP）が約8割の議席を確保、その直後にアウン・サン・スー・チー氏の自宅軟禁を解除。翌2011年3月には現テイン・セイン文民政権が発足し民政移管が実現した。

その後、欧米諸国は、ミャンマーが進めている政治・経済改革を評価し、米国は2012年11月に一部品目を除くミャンマー製品の禁輸措置を解除し、EUも2013年4月に武器禁輸措置を除く対ミャンマー経済制裁を解除した。ミャンマーは、リーマンショックの時期を除いて、近年7%以上の高い経済成長率を維持している。

13.1.1. 正式な国名

ミャンマー連邦共和国（Republic of the Union of Myanmar）

13.1.2. 面積および人口

面積 : 67.6 万平方キロメートル（日本の1.8倍）
人口 : 5,142 万人（2014年、出所：ミャンマー入国管理・人口省）

13.1.3. 首都およびその緯度・経度

首都 : ネーपीドー（2006年にヤンゴンから遷都）人口約100万人と推定（2014年）
（参考：ヤンゴン 人口516万人：2014年）
緯度：19.44N 経度：96.07E

13.1.4. 年間の気象・最高気温・最低気温

年間の気象 : 熱帯性モンスーン気候 夏期3月～5月、雨期6月～10月、乾期11月～2月
ネーピードー：最高気温：38度 最低気温：14度

13.1.5. 宗教および言語

宗教 : 仏教（約89.4%）、キリスト教（4.9%）、イスラム教（3.9%）、ヒンドゥー教（0.5%）
言語 : ミャンマー語（公用語）、シャン語、カレン語、英語

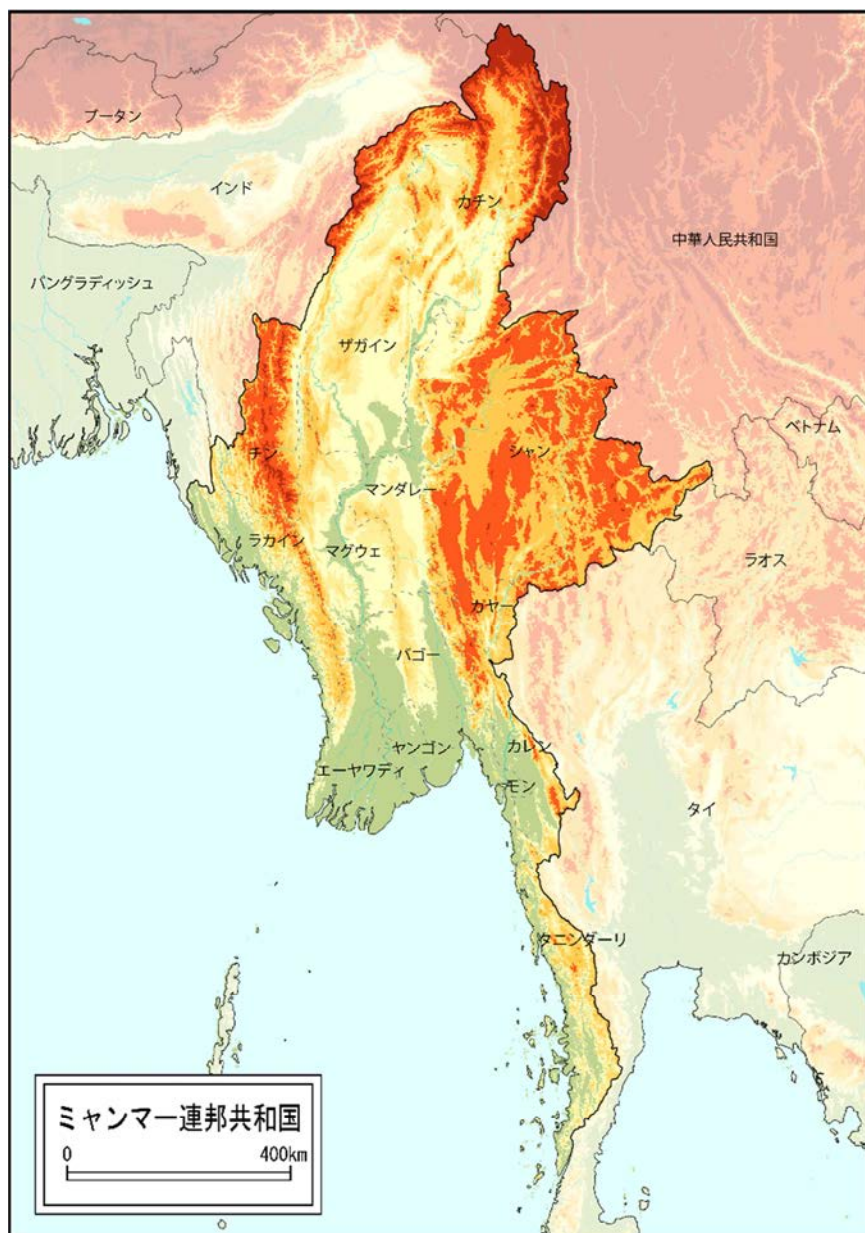


図 13.1 ミャンマー全図 (調査団作成)

13.1.6. 通貨

チャット (1米ドル=1,289 チャット : 2016年11月)

13.1.7. 労働者数 (全産業・建設業)

全産業 : 32,500 千人 (2011年米中央情報局推計)

農林水産業	: 56.5%
建設業	: 2.64%
サービス業	: 28.4%
製造業等	: 12.5%

13.1.8. GDP (2014年)

名目 GDP : 568 億米ドル

一人当たり名目 GDP : 1,113 米ドル

実質 GDP 成長率 : 8.25%

13.1.9. 財政状況

国際収支 (2014 年)

- ・ 経常収支 (国際収支ベース) : Δ16 億 4,068 万米ドル
- ・ 貿易収支 (国際収支ベース) : Δ30 億 0,516 万米ドル
- ・ 外貨準備高 : N/A
- ・ 対外債務残高 : 138 億 8,390 米ドル

13.2. 労働安全衛生に関する法律、制度

ミャンマーにおける労働安全衛生に関する法制度は、未だ体系化されておらず整備はこれからというところである。

現在では下記が労働安全衛生関係の条項を含む法令であり、このうち工場などの安全衛生に最も多く適用されているのが工場法である。

- ・ 工場法 (Factories Act, 1951)
- ・ 油田法 (Oilfield (Labour and Welfare) Act, 1951)
- ・ ボイラー法 (Boiler Law, 1984)
- ・ 電気法 (Electricity Law, 1984, amended 1990)
- ・ 鉱山法 (Mines Law, 1994)
- ・ 農薬法 (Pesticide Law, 1990)
- ・ 地方自治法 (Municipal Act, 1922)
- ・ 都市開発法 (City Development Law, 1990)

工場法では、労働安全、労働環境、福祉に関して次のような義務を規定している。

(1) 安全規定

- ・ 機械の危険部位への囲いの設置
- ・ 婦人、児童の機械清掃作業の禁止
- ・ 若年作業員への訓練
- ・ 婦人、児童の開綿機作業の禁止
- ・ その他

(2) 衛生規定

- ・ 衛生の維持、悪臭への対策
- ・ 廃棄物の適切な処理
- ・ 適切な換気及び温度の維持、埃、蒸気その他の不純物に対する対策
- ・ 労働者の過密状態の防止、十分な照明、
- ・ 十分な飲料水の提供、十分な便所の設置、
- ・ フェンスと機械、通路、階段、通行手段、床のくぼみ、排水溝、すきま等

- ・火災対策、シャワー設備
- ・その他

(3) 福祉規定

- ・適切な洗濯設備の設置
- ・着座設備
- ・休憩施設、トイレ、食堂の設置（100人以上の作業場）
- ・その他

法整備の遅れや現状に対しての不適合はミャンマー政府においても十分認識しており、労働安全衛生に対する総合的な法律として、事業所労働安全衛生法（Workplace Safety and Health Act）の制定に向けて準備を進めている。

13.3. 労働安全衛生の行政組織

ミャンマーでは、次に示すように多くの省庁にそれぞれ安全衛生の権限があることになっているが、実際には労働省（正式名：労働・雇用・社会保障省（Ministry of Labour, Employment and Social Security））に属する工場・一般労働法令監督局（Factories and General Labour Laws Inspection Department: FGLLID）が主要な役割を果たしている。

- ・工場・一般労働法令監督局（Factories and General Labour Laws Inspection Department, 労働省）
- ・ボイラー・電気監督庁（Boiler and Electrical Inspection Agency, 産業省）
- ・公共事業局（Department of Public Work, 建設省）
- ・労働衛生部（Occupational Health Division, 保健省）
- ・鉱山局（Mine Department, 鉱山省）
- ・産業開発企業局（Industrial Crops Development Enterprise, 農業灌漑^{かんがい}省）
- ・都市開発委員会（City Development Committees）

(1) 工場・一般労働法令監督局（FGLLID）

1) FGLLID の目的

- ・労働関連諸法の執行
- ・労働安全衛生の訓練および指導

2) FGLLID の機能と活動

- ・事業所の検査
- ・労働災害、労働疾病などの調査
- ・労働安全衛生に関する訓練および啓蒙
- ・労働安全衛生システムの実施
- ・作業環境測定
- ・国内及び国際労働安全衛生機関との協力

3) FGLLID の組織

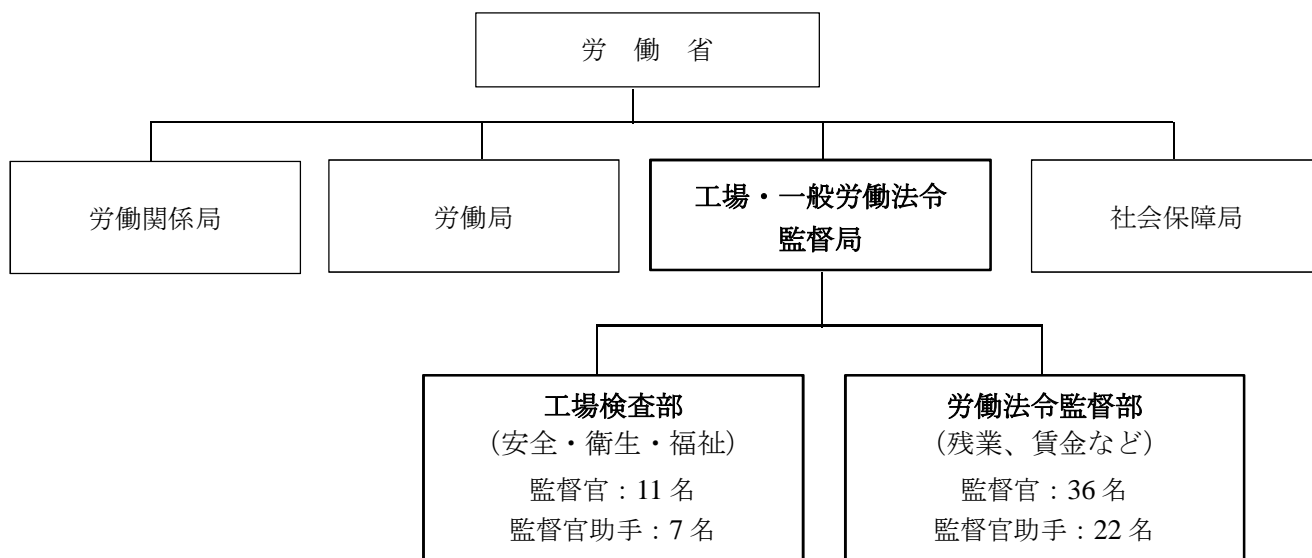


図 13.2 工場・一般労働法令監督局（FGLLID）組織図

13.4. 労働災害発生状況

工場法第 53 条には、工場および産業施設において死亡ないしは傷害が発生したすべての事故を報告することが規定されているが、建設産業および通勤時の事故は除外すると明記されている。

表13.1 ミャンマーにおける労働災害による被災者数

年	軽傷害	重傷害	死亡者	合計
2000	458	120	22	600
2001	455	130	25	610
2002	320	135	10	465
2003	187	107	13	307
2004	175	91	10	276
2005	126	57	7	190
2006	69	56	17	142
2007	88	63	32	183
2008	59	75	34	168
2009	1	36	28	65
2010	—	—	—	—
2011	13	46	20	79
2012	10	21	15	46
2013	3	21	15	39
2014	9	32	16	57
2015	24	46	16	87

(出典：National Profile on Occupational Safety and Health Myanmar by ILO)

(Note: Data for 2010 is not available)

過去 15 年の統計を見ると、軽傷害が非常に少なくなっている割には重傷害、特に死亡者が減っていないことが特徴的である。統計値の信頼性に対して疑念を持たざるを得ないと考える。

なお、2014 年現在、ミャンマーには 17,100 の工場があり、そのうち 16,342 (約 95%) は中小規模のものである。また、工場の総数が工場法の適用対象であり、約 44 万人が働いているとされている。この数字は、製造業に働く労働者数約 400 万人 (13.1.1. (7)より推定) に対して 10%程度でしかない。

13.5. 事故の報告と対応

- ・ 重大な事故 (重傷害、死亡) が発生し、被災者が労災の保険対象者である場合、雇用者は直ちに地区の社会保障事務所に報告しなければならない。
- ・ 同時に、地区の FGLID 事務所に 72 時間以内、死亡事故の場合は 24 時間以内に書面で報告しなければならない。
- ・ 報告を受けた OSH 監督官と地区社会保障事務所の係官は、事故が発生した産業施設に行き、事故の原因を調査し、労災事故であるか否かを決定する。

- ・雇用者は、対象となる負傷ないしは死亡が労働者の労働安全衛生に必要な措置を怠ったために起こった場合には、保険対象者が受ける権利を持つ現金およびその他の利益を供与しなければならない。

13.6. 行政による監督・臨検

工場監督官と労働法令監督官およびそれぞれの助手を含めてわずか 76 名の組織で、約 17,000 の工場を対象としているのが実情である。監督官は四半期計画に従って臨検を実施しており、各監督官は月 20 件程度の臨検を行うことになっている。これでも年間約 2,000 事業所がやっつとで、危険性の高い事業所や重大事故が繰り返し発生している事業を優先的に検査している。

また臨検に加えて、事故の根本原因解明と再発防止策の指導を目的とした調査が工場監督官によって行われている。

13.7. 安全衛生教育

FGLLID が労働安全衛生分野での教育・訓練を実施するとしているが、ILO の見方は懐疑的である。（“in propaganda”と評している。）

FGLLID の訓練活動は次の通りである。

- * 各産業の安全衛生担当者に対する訓練プログラムの作成
- * 産業施設における社内訓練での安全教育
- * 他省庁での管理者研修での安全衛生教育
- * 各産業の安全衛生委員会における委員、監督、作業員に対する安全衛生訓練

表13.2 FGLLID の安全衛生訓練実績

年	訓練回数	訓練参加者
2004	16	650
2005	7	397
2006	30	1022
2007	30	1010
2008	31	1025
2009	34	1336

(出典：National Profile on Occupational Safety and Health Myanmar by ILO)

FGLLID では、工場監督官が安全衛生の資格を取得し技術の進歩や職場での新しい危険に対応できるように海外における訓練に参加させている。海外における訓練はシンガポール、マレーシア、フィリピンなどの ASEAN 諸国によって実施されている。

また、ミャンマー政府は J-seam (Japan-Southeast Asian Meeting for South-South Cooperation) の仕組みを通して、フィリピン政府に労働安全衛生の評価、管理に関するキャパビルに対する Third Country Training Program (TCTP) の実施を提案している。

13.8. 安全衛生資格制度

安全衛生資格の存在は確認できなかったが、上記のように海外で FGLID 職員に資格を取らせようとしていることから、ミャンマー独自の制度はないと考えられる。

13.9. 労働災害補償制度

ミャンマーの労災補償は労働者補償法（Workmen's Compensation Act, 1923）により規定されている。

労働者補償法に規定されている補償金額等は、すでに現実とは大きく乖離しているため 2005 年に公告（Notification N0.1, 2005）により下記の通り改定された。

- ・ 保険対象者は月収 40,000 チャット以下の労働者
- ・ 死亡保障は 150,000~450,000 チャット（450,000 チャット=約 350 米ドル、13.1.1. (6)で換算、金額の幅は事故前の月収による。）
- ・ 永久労働不能は 200,000~600,000 チャット
- ・ 遺族年金：配偶者は死亡もしくは再婚するまで、子女については 13 歳まで、教育を継続する子女については 16 歳まで年金が支払われる

社会保険に加入していない労働者に対しては、上記補償責任はすべて雇用者にあるとされている。保険料の負担率は表 13.3 の通りである。

表 13.3 保険料負担比率

保険の種類	保険料		
	雇用者	労働者	合計
健康・社会養護保険	2%	2%	4%
雇用傷害保険	1%	0%	1%
傷病手当・老齢退職年金・遺族手当保険	3%	3%	6%
失業保険	1%	1%	2%

13.10. 労働安全衛生の優先課題

ミャンマーでは現在、労働環境測定と労働安全衛生マネジメントシステムの実進を進めているとしている。労働安全衛生マネジメントシステムに関してはすでに 900 余りの事業所で導入済みとしている。

ミャンマーが労働安全衛生分野で課題としている項目は次の通りである

- a. 労働安全衛生の専門家がないこと。（不足ではなく、実質的に不在という認識）
- b. 予算が不足している。
- c. 労働安全衛生に責任がある政府機関と企業との協力、協調が不十分である。
- d. 労働安全衛生関係法令が現状に合わなくなっている。
- e. 産業衛生の研究所の活動が十分行われない。

13.11. 国際機関及びドナーによる労働安全衛生分野への協力状況

(1) ILO との関連

ミャンマーは独立後 1948 年に ILO に加入している。ILO からは安全衛生分野で財政的および技術的な援助を受けている。これまでのところすでに 19 に及ぶ条約を批准している。

(2) ASEAN-OSHNET との協力

ミャンマーは 2000 年に ASEAN-OSHNET のメンバーとなった。FGLLID は活発に次のような多くの安全衛生プログラムの実施に参加している。

- ・ 情報プログラム（調整国：タイ）
- ・ 訓練プログラム（調整国：フィリピン）
- ・ 基準作成プログラム（調整国：マレーシア）
- ・ 研究プログラム（調整国：インドネシア）
- ・ 検査プログラム（調整国：シンガポール）
- ・ OSH 体制プログラム（調整国：ベトナム）

14. ラオス

14. ラオスの労働安全衛生分野基本情報

14.1. ラオスの国情概要

ラオスは、1953年の10月にフランスから完全独立したインドシナ半島中央部に位置する内陸国である。北を中国・ミャンマー、東西をベトナムとタイ、南部をカンボジアに囲まれており、5カ国と国境を接する。国を南北にメコン川が1,900kmに渡り流れ、その大部分がタイとの国境となっている。50ほどの民族からなる多民族国家であり、全人口の半数以上をラオ族が占める。人民革命党を指導党とし、党書記長が国家主席である。

14.1.1. 正式な国名

ラオス人民民主共和国 (Lao People's Democratic Republic)

14.1.2. 面積および人口

面積 : 約 24 万平方キロメートル

人口 : 約 649 万人 (2015 年、ラオス統計局)

表 14.1 県別人口・面積・人口密度

県名	首府	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
ビエンチャン首都	ビエンチャン市	820,940	3,920	209
ポンサーリー県	ポンサーリー郡	177,989	16,270	11
ルアンナムター県	ルアンナムター郡	175,753	9,325	19
ウドムサイ県	サイ郡	307,622	15,370	20
ボーケオ県	ファイサーイ郡	179,243	6,196	29
ルアンパバーン県	ルアンパバーン郡	431,889	16,875	26
フアパン県	サムヌア郡	289,393	16,500	18
サイニャブリー県	サイニャブリー郡	381,376	16,389	23
シエンクアーン県	ペク郡	244,684	15,880	15
ビエンカム県	ビエンカム郡	419,090	15,927	26
ボリカムサイ県	パクサン郡	273,691	14,863	18
カムムアン県	タケーク郡	392,052	16,315	24
サワンナケート県	カイソ・ホムイハーン郡	969,697	21,774	45
サラワン県	サラワン郡	396,942	10,691	37
セコーン県	ラマーム郡	113,048	7,665	15
チャンパサック県	パクセー郡	694,023	15,415	45
アタップー県	サマッキーサイ郡	139,628	10,320	14
サイソンブーン県	アヌボン郡	85,168	8,300	10

【出典：Results of Population and Housing Census2015, ラオス統計局】

14.1.3. 首都およびその緯度・経度

首都：ビエンチャン 人口：820,940 人

緯度：北緯 17 度 58 分， 経度：東経 102 度 36 分

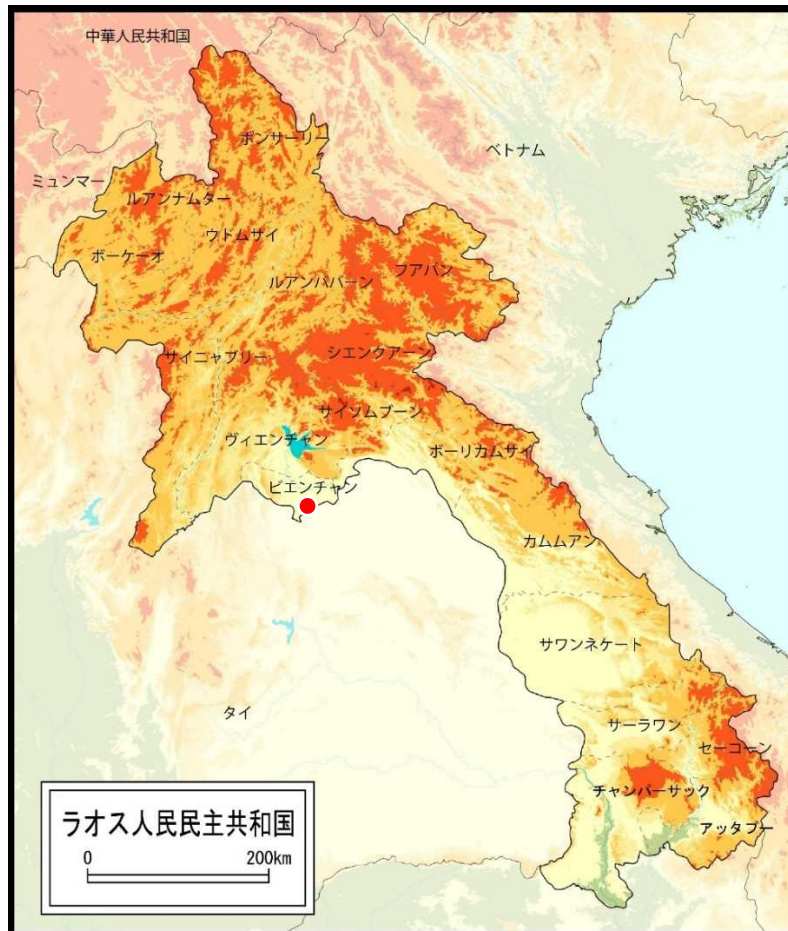


図 14.1 ラオス地図 (調査団作成)

14.1.4. 年間の気象・最高気温・最低気温

ビエンチャン 最高気温 34℃ 最低気温 28℃ 年間降水量 1,661mm

14.1.5. 宗教および言語

宗教 : 仏教

言語 : ラオス語

14.1.6. 通貨

キープ (1USD = 8,117LAK, 2015 年)

14.1.7. 労働者数

15 歳以上就業者数 : 354 万人

農林水産業 : 2,500,796 人

建設業 : 103,102 人

製造業 : 123,060 人

【出典：Results of Population and Housing Census 2015, ラオス統計局】

14.1.8. GDP

名目 GDP : 117 億米ドル (2014)

一人当たり GDP : 1,947 米ドル (2015)

実質成長率 : 7.0% (2015)

【出典 : 世界貿易投資報告 JETRO】

14.1.9. 国際収支

経常収支 : Δ 1,435 百万米ドル (2015)

貿易収支 : Δ 2,611 百万米ドル (2015)

外貨準備高 : 987 百万米ドル (2015)

対外債務残高 : 12,181 百万米ドル (2014)

【出典 : 世界貿易投資報告 JETRO】

14.1.10. 投資状況

直接投資受入額 : 60 億 2,100 万米ドル (2015)

日本からの直接投資額 : 2,500 万米ドル (2015)

【出典 : 世界貿易投資報告 JETRO】

14.1.11. 我が国の対ラオス経済協力実績

円借款 : 231 億 300 万円

無償資金協力 : 1,354 億 2,400 万円

技術協力 : 607 億 2,100 万円

【出典 : 外務省 ラオス基礎データ】

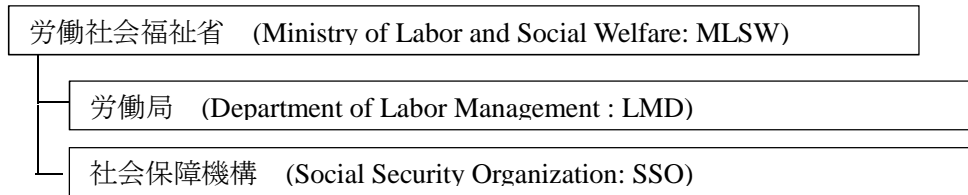
14.2. 労働安全衛生分野の行政機関及び関係法令

ラオスの労働安全衛生に関する情報は ILO 等の国際機関においても 2003 年以前の情報が多。近年の労災に関する事故統計データは、英語の Website 調査では確認できなかった。

14.2.1. 中央省庁

(1) 労働社会福祉省 (Ministry of Labor and Social Welfare: MLSW)

労働社会福祉省には 7 つの局と大臣事務室があり、その中の労働局 (Department of Labor) が OSH 行政を担当している。法令 No.2405 (2000 年 8 月/労働社会福祉大臣) に労働局の組織と活動について言及されている。



(2) 中央政府と地方部の労働安全衛生行政

2013 年の労働法において、労働管理行政の担当部門を以下のように行政区に応じた管理区分を規定している。

- 労働社会福祉省 (全国を統一して管理する中心的機関) : MLSW
- 各地の省および市の労働社会福祉部門
- 各地区および自治体の労働福祉事務所
- 村レベルの労働ユニットと社会福祉事務所

14.2.2. 関係法令

(1) 労働法 (No.43/NA, Dec, 2013)

この法律は、社会における労働の質と生産性を高めるための管理、監視、労働スキル育成、雇用、労働保護に関する原則、規制、措置を定め、近代化と工業化への転換を確実にし、従業員と雇用者の権利、ならびに正当な利益と生計の継続的な改善を促進し、投資促進、国家社会経済開発、地域的および国際的な連携に貢献することが主な目的として規定されている。

(2) 社会保障法 (Decree No. 207/PM dated 23 December 1999, on Social Security System for Enterprise Employees)

この法では、労働者に対する最低賃金額や労災発生時の労働者の症状に応じた賃金等の保証内容について規定されている。2013 年より各セクターの別々の規定が統一されている。(2000 年 1 月履行、現行改正法 2013)

14.2.3. その他関係機関

労働安全衛生に関係する主な機関を以下に示す。

(1) 国の行政機関

- ・ MPH (Ministry of Public Health) : 保健省
- ・ MIT (Ministry of Industry and Trade) : 工業貿易省
- ・ MFC (Ministry of Forestry and Agriculture) : 農林省
- ・ MPWH (Ministry of Public Work and Transportation) : 公共事業・交通省
- ・ LNCCI (Lao National Chamber of Commerce and Industry) : ラオス商工会議所
- ・ LFTU (Lao Federation on Trade Union) : ラオス労働組合連合
- ・ CC-OSH (Central Committee on Occupational Safety and Health) : 労働安全衛生中央委員会

(2) 地方の関係機関

上記の国の機関と同様、各分野の関係機関が存在している。(次項、表 14.2、「1.地方レベルで労働安全衛生機関を設置する」プログラム実施機関名 参照)

14.3. 労働安全衛生行政の国家政策上の位置づけ

(1) 2nd National Occupational Safety and Health Program year 2011- 2015

ILO の技術支援を受け、第 2 回国家労働安全衛生 (OSH) プログラムが、2011 年 6 月に労働社会福祉省によって承認された。このプログラムでは、すべての職場、労働者および雇用者がラオスの予防的労働安全と衛生文化を創造・促進するための行動計画を示している。

■ プログラムの目標

- ・職場における労働安全衛生の進歩を進めるための雇用主および労働者の努力を支援するための政策および立法枠組みの仕組みを開発することを目標として掲げている。
- ・すべての労働者に対し、OSH の保護と訓練を提供し、促進する。
- ・すべての労働者が OSH の管理と管理に効果的なメカニズム・システムを作成されることを支援する

この枠組みの中で、以下の 9 つの優先される取組みを示している。(左欄は実施機関名)

表 14.2 優先事項と実施機関一覧

優先事項		実施機関 ※前出の機関名は略称のみ
1	地方レベルで労働安全衛生機関を設置する	<ul style="list-style-type: none"> - Provincial Department of Labor and Social Welfare (DLSW); - Provincial Federation of Trade Unions (FTU) - Local Chamber of Commerce & Industry Province (LCCI) - Provincial Public Health Department (PHD) - Provincial Industrial and Trade Department (ITD) - Provincial Public Work and Transportation Department (PWTD) - Provincial Energy and Mine Department (PEMD) - Provincial Education Department (ED) - Local Water Resource and Environment

		Administration of province (WREAP) - Committee's Office, Provincial Labor Protection Section.
2	必須の労働安全衛生法（OSH）を制定する	- Labor Management Department (LMD), Ministry of Labor and Social Welfare (MLSW); - Lao Federation of Trade Unions (LFTU); - Lao National Chamber of Commerce and Industry (LNCCI); - Central Committee on Occupational Safety and Health (CC-OSH).
3	労働安全衛生スタッフのキャパシティビルディング	- MLSW; - LFTU; - LNCCI; - Ministry of Public Health (MPH); - Ministry of Industry and Trade (MIT); - Ministry of Forestry and Agriculture (MFC); - Other concerning sections.
4	労働安全衛生検査を強化する	- MLSW; - MPH; - MIT; - Ministry of Public Work and Transportation (MPWT); - Water Resource and Environment Administration (WREA); - LFTU; - LNCCI; - Other sections.
5	労働災害および職業病報告システムの改善	- LMD, Social Security Department (SSD), Social Security Organization (MLSW); - Hygiene and Prevention Department, MPH; - Industry Department, MIT; - Electricity and Mine Departments, Ministry of Energy and Mine (MEM); - Road & Bridge Department (RBD), Housing & Urban Planning Department (HUPD), MPWT; - Ministry of Information and Culture (MIC); - LNCCI; - LFTU; - Provincial DLSW and District office of Labor and Social Welfare (OLSW); - Enterprises; - Other Concerning sections.
6	労働安全衛生の研究開発	- MLSW; - LFTU; - LNCCI; - MPH; - OSH Committee; - Provincial LSWD and district OLSW.
7	労働災害と職業病の管理と予防	- LMD, SSD, SSO, MLSW; - Hygiene and Prevention Department, MPH; - Industry Department, MIT; - Electricity Department, Mine Department, MEM; - RBD, HUPD, MPWT;

		<ul style="list-style-type: none"> - LFTU; - LNCCI; - Provincial LSWD and District OLSW; - Enterprises; - Other Concerning sections.
8	労働安全衛生の推進と普及	<ul style="list-style-type: none"> - LMD, SSD, SSO, MLSW; - Hygiene and Prevention Department, MPH; - Industry Department, MIT; - Electricity Department, Mine Department, MEM; - RBD, HUPD, MPWT; - MIC; - LFTU; - LNCCI; - Provincial LSWD and District OLSW; - Enterprises; - Other Concerning sections.
9	労働安全衛生研究所の設立に関する研究と研究	<ul style="list-style-type: none"> - MLSW; - LFTU; - LNCCI; - Other concerning sections.

14.4. 検査体制

OSHに関する監査は全業種・職場が対象となっており、MLSW・LMDの下部組織である各地方省・地域の担当部署に所属する検査官がOSH検査担当しているが、検査以外の事務や管理に関する事項も担当しており十分な数は確保されていない。労働組合組織であるLFTUもこれら検査を実施しているが、全てではないため、経営者側の協力を得られるような活動も行っている。

表 14.3 検査官の人数（注：2003年以前のデータ）

No.	Provinces/Division of Labour and Social Welfare	Number of inspections	Workplaces at provincial labour division	Workplaces at labour office district level
1.	Division of Labour Management	4		
2.	Sekong	5	1	4
3.	Attapeu	5	1	4
4.	Xayabuly	20	5	15
5.	Vientiane	12	2	10
6.	Saravan	9	1	8
7.	Savannakhet	14	1	13
8.	Champasak	13	3	10
9.	Khammouane	12	2	10
10.	Luang Prabang	15	2	13
11.	Luang Namtha	6	1	5
12.	Oudomxay	9	2	7
13.	Houaphan	9	1	8
14.	Phongsaly	3	3	0
15.	Xiengkhuang	9	2	7
16.	Vientiane Capital	24	6	18
17.	Bolikhambay	7	2	5
18.	Bokeo	9	4	5
19.	Saysomboun Special zone	3	1	2
	Total	188	40	144

14.5. 労働災害補償制度

SSO が管理する社会保障制度（2001～）は全て^{*}の業種かつ 10 人以上雇用の雇用主に適用される。拠出額は賃金の 9.5%であり、雇用主が 5%、労働者が 4.5%を拠出する。（※自営業者、大使館や国際機関に勤務するものを除く）

労働災害被災による一時的な障害の場合には労働者は 6 ヶ月までは基本賃金の 100%を、それ以降は 12 ヶ月まで基本賃金の 60%が支給される。恒久的な障害の場合、6 ヶ月まで賃金の 100%を、それ以降は過去 12 ヶ月の平均収入の 67.5%が毎月支払われ、SSO が 3 年毎に障害を評価する。死亡時には親族に対し、平均賃金の 6 ヶ月分が一括で支払われる。

（出典：Social Security Administration of US website）

14.6. 国際機関及びドナーによる労働安全衛生分野における協力状況

ILO は小規模企業及び建設現場に対して多くの OSH 訓練ワークショップを開催する MLSW を支援しており、社会保障プロジェクトを通して労働組合、SSO、関連部局からの参加者に対してトレーニングを実施され、同国企業における OSH トレーニングワークショップの設立に寄与している。

また過去には一部のセクターに対してデンマークやドイツが二国間協力による技術協力活動を実施している。

（出典：National Profile of Occupational Safety and Health (OSH) of Lao PDR,2003）

15. スリランカ

15. スリランカの労働安全衛生分野基本情報

15.1. スリランカの国情概要

スリランカは、南アジアのインド亜大陸の南東にポーク海峡を隔てて位置する共和制国家で、1948年にイギリスからセイロンとして独立し、1978年から現在の国名となった。

スリランカでは、1983年以降25年以上にわたり、スリランカ北・東部を中心に居住する少数派タミル人の反政府武装勢力である「タミル・イーラム解放の虎 (LTTE)」が、北・東部の分離独立を目指して活動し、政府側との間で内戦状態がつづいたが、2009年5月に政府軍がLTTEを制圧し内戦が終結した。

統一の実現と平和の到来とともに、復興需要ならびに観光業の復活から、2010年・2011年とGDPが8%台の成長を続けるなど、急速な経済発展が続いていた。一人当たりのGDPは2005年からの5年間で約2倍へと成長し、この期間に貧困率は15.2%から7.6%に、失業率は7.2%から4.9%に大幅に改善されている。しかし、5年間の間に貧困率が半分に削減されたとはいえ、1日2ドル未満で暮らす広義の貧困層となると2011年時点でいまだ566万人が該当すると推定されており、これは国民のおよそ25%に相当する。

15.1.1. 正式な国名

スリランカ民主社会主義共和国 (Democratic Socialist Republic of Sri Lanka)

15.1.2. 面積および人口

面積 : 6.56 万平方キロメートル (日本の0.17倍)

人口 : 2,096 万人 (2015年: スリランカ中央銀行)

民族構成 : シンハラ人 (73%)、タミル人 (18%)、その他 (9%)

15.1.3. 首都およびその緯度・経度

首都 : スリ・ジャヤワルデナプラ・コッテ 人口 13.5 万人 (2012年)

(参考: コロンボ 人口: 65 万人)

緯度: 6.52N 経度: 79.54E

15.1.4. 年間の気象・最高気温・最低気温

年間の気象: 雨期 (4~6、10~11月)、乾期 (1~3月、7~9月)

コロンボ : 最高気温: 31度 最低気温: 23度

15.1.5. 宗教および言語

宗教 : 仏教 (70%)、ヒンドゥ教 (10%)、イスラム教 (8.5%)、キリスト教 (11.3%)

言語 : シンハラ語/タミル語 (公用語)、英語

15.1.6. 通貨

ルピー (1米ドル=146ルピー: 2014年期中平均値)

15.1.7. 労働者数 (2012 年)

全産業	: 8,460 千人
農業	: 31%
鉱工業	: 26%
サービス業	: 43%

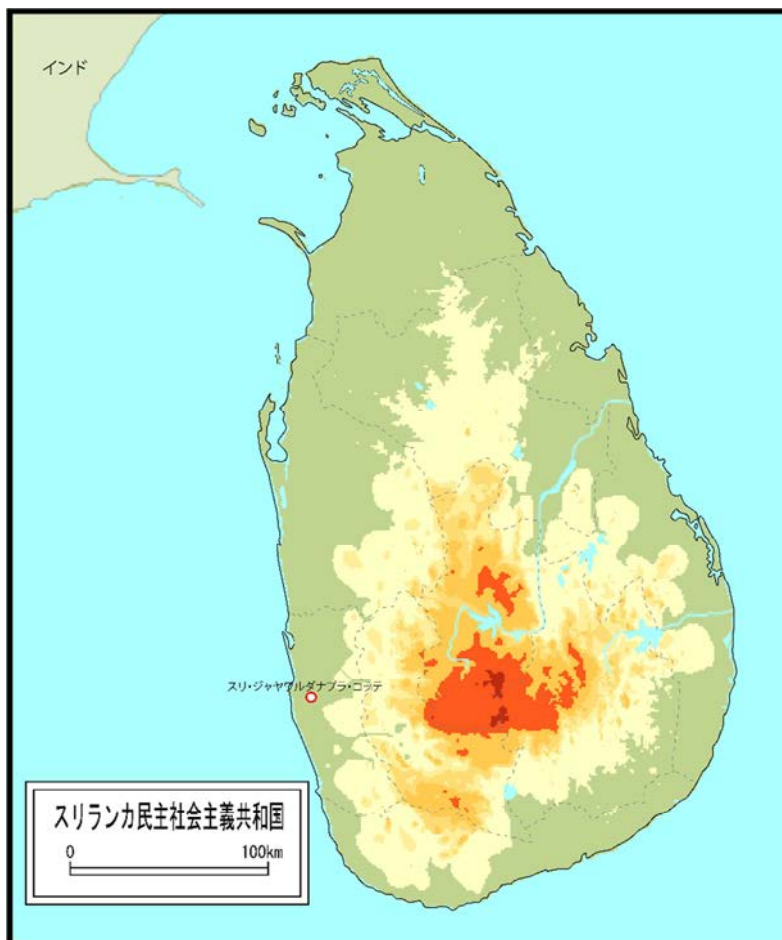


図 15.1 スリランカ全図 (調査団作成)

15.1.8. GDP (2015 年)

名目 GDP	: 820 億米ドル
一人当たり名目 GDP	: 3,889 米ドル
実質 GDP 成長率	: 4.8%

15.1.9. 財政状況

国際収支 (2014 年)

- ・ 経常収支 (国際収支ベース) : Δ 20 億 1,800 万米ドル
- ・ 貿易収支 (国際収支ベース) : Δ 82 億 8,700 万米ドル
- ・ 外貨準備高 : 73 億 1,600 万米ドル
- ・ 対外債務残高 : 531 億 6,400 万米ドル

15.2. 労働安全衛生に関する法律、制度

(1) 労働安全衛生法

現在、スリランカにはわが国の労働安全衛生法に相当する法律はなく、工場法（Factories Ordinance No.45, 1942）および国家環境保護法（National Environment Protection Act, 1980）がその役割を担っている。工場法は、旧宗主国であった英国の労働安全衛生関連の法令に由来している内容部分が多かったが、時代を経て少しずつ改訂を加えて使用されてきている。

同国政府は現在、ILOによる支援を得つつ、同法の更新作業中であり、法律による適用範囲を工場から建設を含む産業全体に拡大することを目指している。

スリランカ政府は、2014年現在、新しく労働安全衛生法（Safety, Health and Welfare Act）を制定中であり、既に閣議承認を受け、国会での採決を得るべく2015年に上申される予定であったが、2016年11月時点で公布は確認できなかった。

なお、スリランカ国労働省（Ministry of Labour and Trade Union Relations : MOL）は2014年6月に労働安全衛生に係る国家政策（The National Occupational Safety and Health Policy）を制定した。

(2) 建設機械・設備に関する法令等

スリランカ国では、現在のところ建設機械の品質規格に関する基準類はない。建設機械・設備の運転及び操作についてはクレーン、電気主任の資格はあるが、玉掛け等の資格はない。建設機械運搬に関する規則は、交通省（Ministry of Transport : MOT）が発行している交通法（Road Traffic Ordinance）という法令で規定している。

15.3. 労働安全衛生の行政組織

スリランカの労働安全衛生に関わる行政組織は、従来は労働傷病兵社会省（Ministry of Labour, Invalid and Social Affairs : MOLISA）、保健省（Ministry of Health : MOH）等の省に分かれていたが、現在では労働省（Ministry of Labour and Trade Union Relations : MOL）が労働安全衛生一般を所管しており、労働基準や安全衛生に関する基準類も同省で定めている。

同省での担当部署は、産業安全局（Industrial Safety Division）および労働衛生局（Occupational Hygiene Division）である。産業安全局には、事故が発生した際に届出することが義務付けられている地域監督技術官（District Factory Inspecting Engineer）が所属しており、全国に10か所ある地方事務所にて活動している。（組織図は図15.2 参照）

産業安全局の役割は次の通りである。

- ・ 工場の立入り検査を実施する
- ・ 工場の登録を行う
- ・ 建築計画を承認する
- ・ 事故調査、分析を行う
- ・ 鑑定のために検死法廷に出席する
- ・ 苦情調査を実施する
- ・ 安全意識啓蒙プログラムの実施
- ・ 監督官の任命

労働衛生局の役割は次の通りである

- ・労働者の身体、精神および社会福祉の水準を高め維持する
- ・労働者の業務における危険により良好な健康状態を損ねることを防止する
- ・労働衛生に関する相談、助言および唱道を行う
- ・労働衛生に関する訓練・教育・啓蒙活動を行う
- ・産業に対し環境および生物学的モニタリング施設を提供する
- ・労働者の労働衛生向上を目的とした研究活動を行う。

スリランカ政府は、労働安全衛生に係る発注者向け研修や労働組合向け研修を企画・実施している国立労働安全衛生協会（National Institute of Occupational Safety & Health : NIOSH）を2005年に設立するなど、労働安全衛生に係る行政機能を拡張中である。NIOSHでは現在、産業界へ今後従事させることを目標としてSafety Officerの養成を行っている。また、労働安全衛生に係る各関係者間の合意形成における問題の解決のために、国立労働安全衛生審議会（National Occupational Safety and Health Advisory Council）の設立も計画されている。

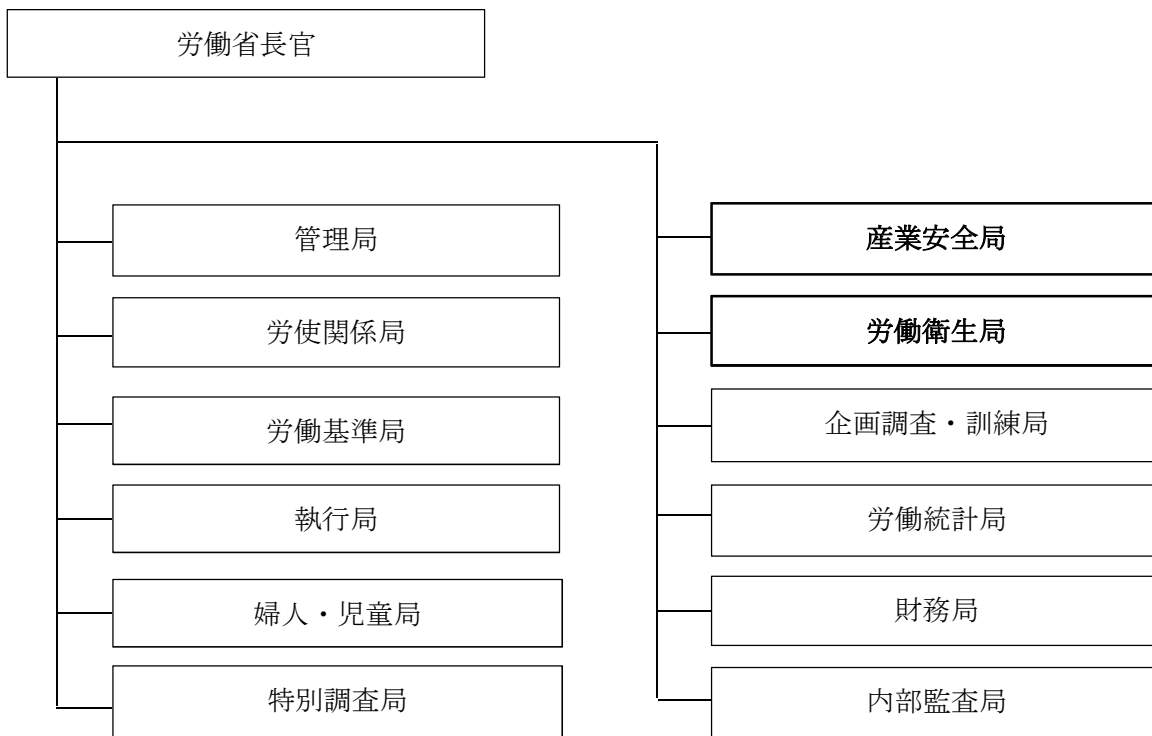


図 15.2 スリランカ労働省組織図

15.4. 労働災害発生状況

ILOの協力を得て2009年に行われた、「スリランカにおける労働と社会の動向 2009」(Labour and Social Trends in Sri Lanka 2009)によると2004年から2009年の間に報告された労働災害は下記の通りである。

表15.1 労働災害件数と死亡災害件数

	2004	2005	2006	2007	2008
労働災害件数	1,165	1,566	1,740	1,755	1,523
死亡災害件数	36	48	84	77	49

(出典：Labor and Social Trends in Sri Lanka 2009)

発展途上国では、一般に労災保険が充実しておらず（インドネシアの場合、労災保険加入者は全労働者の10%程度）、保険請求ができる事業主しか事故を報告しない状況がある。スリランカでの保険加入率は確認できなかったが、実際の建設現場でも、いまだに保護具さえ不十分な作業員を多く見かける状況からいっても、報告された事故は実際の発生数のごく一部と考えるべきであろう。

15.5. 事故の報告と対応

(1) 事故報告に関する制度

工場法のPART IV 第61条で、事故を起こした事業者による労働省（地域工場監督技術官）への事故報告を義務付けている。報告義務が生ずる事故は次の通りである。

- ・死亡事故
- ・3日以上休業災害
- ・意識不明者が発生（熱、電気、疲労、呼吸困難、有毒ガスなどによる）

死亡労働災害もしくは数名の重傷者を伴う労働災害は、災害現場を保存し直ちに報告（口頭報告）することが Act No.6, 1995 に規定されている。なお、報告書の提出期日は24時間以内となっている。

各セクターでは、事業の発注者が事故発生の際に法に基づき労働省産業安全局への報告義務があることを承知しており、これにより報告する仕組みとなっているが、時に、労働省はメディア報道で事故情報を把握したり、同省の Regional officer、病院や警察、他省からの報告で事故情報を得ることもある。発注者になり得る行政機関によって報告に差があるのが実情で、労働省としては事故情報の集約と蓄積に改善を図りたい考えである。（2014年度円借款事業（STEP）施工安全確認調査報告書）

(2) 事故報告への対応

労働災害が発生した場合、労働省産業安全局が調査を行う権限を有しており、現場調査の結果、必要な改善勧告を行うこととなっている。

道路開発庁（Road Development Authority : RDA）は事故発生時の対応につき、以下のようにコメントしている。（2014年度円借款事業（STEP）施工安全確認調査報告書）

- ・元請業者の安全に対する取り組み姿勢が不十分である。
- ・安全管理の技術に欠けている。

- ・発見された不安全状態に対する対応が悪く、発生した事故から学ぶことができない。
- ・下請業者が不安全な状況を繰り返しても、それに対する統制管理・教育ができない。
- ・安全成績が下請や機材納入業者選定に考慮されていない。
- ・現場に搬入されるプラントや設備の適切さを証明する仕組みの導入が必要である。

また、RDAからは、次のような意見も聞かれた。

- ・現場での事故に関しては諸々の理由によりひどい過小報告状態であり、そのため調査も再発防止策も取られていない。
- ・実際の事故原因を確定するための事故調査が適切に行われなため、事故の背後にある実際の原因が手つかず状態である。この状況は管理層が更なる事故を防ぐために必要なアクションを取ることを妨げている。
- ・高リスクの作業を行おうとする際でも、作業リスク評価が行われないのが常である。

(3) 罰則規定

事故を起こした企業に対する罰則規定は法に基づくものがあり、事故の程度によるが罰金のみでの制度である。重大事故を起こした企業へのペナルティには100,000Rpを科す場合がある。入札参加資格停止などの措置はない。なお、重大事故の事故報告を怠った場合の罰金は、現行の規定では5,000Rpである。労働省では、工場法制定以来改訂されていない罰則規定を見直すべきとの意見があるとのことである。

事故の報告は義務となっているが、報告されない事故が非常に多いのが現実である。報告義務違反は労働省長官の承認により、起訴されて罰金刑、場合によっては禁固刑が科せられる。

15.6. 行政による監督・臨検

工場などの事業場の臨検を担当しているのは、労働省の産業安全局である。これ以外に国立労働安全衛生協会（NIOSH）も労働安全衛生に特化した臨検を実施し、雇用者に対して忠告・指導を行う。

こうした臨検の根拠は次の法令によっている。

- ・工場法 No.45, 1942
- ・商店・事務所労働者法 No.19, 1954
- ・産業紛争法 No.43, 1950
- ・国立労働安全衛生協会法 No.38, 2009

労働監督官には、一般監督官と工場監督官の2種類があり、この両者にはほとんど協力関係がなく別個に活動しており、工場法等の執行以外にも、調停に関与したり、民間における主な社会保障制度である労働者準備基金（Employees Provident Fund）の徴収に協力する役割も担っている。

労働監督官になるには、大学卒業の学歴もしくは産業安全局での勤務経験が必要である。

事業場に対する臨検には、計画に基づく臨検、苦情によるもののほか、専門領域をまたいだ臨検も行われる。この場合は各部局から専門家が集められたチームを構成して実施することがある。

なお、現在スリランカ政府はILOの協力のもとで労働臨検の改革を進めている。その主な内容は、

次の通りである。

- ・問題防止のための臨検方法の開発
- ・労働監督官資格の奨励
- ・労働監督官の増加（女性を含む）

15.7. 安全衛生教育

(1) 安全衛生教育機関

労働安全衛生に関係する教育や人材育成を行っている機関として職業技術訓練省（Ministry of Youth Affairs & Skills Development）があり、若年層を対象として職業訓練的な内容を主体とした活動を行っている。同省には18の職業訓練を扱う機関があり、全ての訓練（Public Training）はそれらの機関で運営している。

また、前述のNIOSHでは、労働安全衛生に係る研修活動の展開や研究を通じて、産業界関係者の安全意識の向上に努めることを活動の目的としている。より具体的には、Safety Officerの養成を行っており、これは1年間（4コンポーネントで構成：Occupational Safety for Engineering Aspects, Occupational Health, Occupational Health Management Systems, Research Project）のプログラムであり、修了者にはQualified Safety Officerとしての修了証を付与している。

(2) 安全衛生教育の実施

職業技術訓練省では、約110種類の項目に及ぶ技能スタンダード（Skill Standard）を整備し、若年層向けの4つの主要な職業訓練を実施している。

また、研修プログラムは国際的に認知されているNational Vocational Qualification Frameworkを踏襲しており、整備中の研修プログラムが完成すれば、National Vocational Qualification Systemが構築されることとなり、7つのレベルが設定されることとなる。これにはDiplomaレベル、Certificateレベルが含まれる。コースカリキュラムに従ってそれぞれのコースでは訓練が行われ、その中で安全に係る事項がカリキュラムに含まれている。

建設分野のトレーニングコースとしては、石工、配管工、建築に従事する労働者向けのコース等を設置しており、それぞれDiploma course及びCertificate courseがある。

さらに、技術系の大学でも人材の技能訓練は行っているが、スリランカでは、特に分野を限定することなく、様々な産業で安全を管理できる人材の育成を今後目指したい計画であり、NIOSHで約1年間かけてSafety Officerの養成を行っている。

15.8. 安全衛生資格制度

労働安全衛生に関する国家資格制度としては、主に工場内の作業について、ボイラー操作者、クレーン／フォークリフト操作、爆発物取扱作業の他、“危険度の高い”機械操作については資格制度を整備している。現場で安全管理の責務を負うSafety Managerの養成を目的に労働安全衛生の研修を行い、研修終了資格を与えているが（コースによりDiplomaとCertificate）、国家職業資格には認定されていない。建設系を対象としてはICTAD（Institute for Construction Training and Development）と称する世銀出資により設立した協会団体があり、建設機械等の操作法の講習等を行っている。

15.9. 労働災害補償制度

スリランカの労災補償は、労働災害補償法（Workmen's Compensation Act, 1935、最新改定でAct No.10, 2005）による。対象となるのは死亡および3日以上休業災害である。

補償内容の概要は次の通りである。

- ・死亡保障：181,665~550,000ルピー（被災者の月当りの平均賃金による）
- ・後遺症による労働全不能：196,083~550,000ルピー（550,000ルピー＝約3,700米ドル、15.1.1. (6)で換算、金額の幅は事故前の月収による。）
- ・後遺症による労働部分不能：1,320~5,500ルピー／月（部分不能の程度と被災者の月当りの平均賃金による）

建設現場へ地元住民が不法侵入したことにより発生した事故なども、現在は請負業者の責任となる。工事現場に囲いを設ける等の工夫により、外部からの侵入行為を防ぐなどの判断は全て発注者の判断に依存している。

公的労災制度に加入していない事業主の補償義務に対して、民間保険会社が様々な保険を提供している。道路開発庁では RDA Insurance（職員向け）など組織自体が加入している保険があるほか、Contractor's Insurance もある。

請負業者の労働者の作業上の保険は Contractor's Workers Compensation でカバーされており、全ての工事関係者は保険でカバーされている。補償額は、負傷の程度、負傷による Disability の程度（五体機能が損失した場合など）、年齢、収入能力（Earning ability）等諸条件を考慮して決められる。通常の工事保険には3種類: Contractor's All Risks Insurance、Third Party's Insurance 及び Workman's Compensation があり、この3種の保険及び補償は FIDIC 約款をベースに行われている全ての事業で付保が義務付けられている。

15.10. 労働安全衛生の優先課題

スリランカ労働省は 2014 年に国家労働安全衛生方針（The National Occupational Safety and Health Policy）を発表した。このなかでスリランカにおいては労働安全衛生に関する国家方針がなかったことを認め、労働災害の防止のためには労働安全衛生の総合的な政策方針の実現が必要としている。

方針の目標は、法整備・運用からデータベース構築、教育訓練など 16 項目の多岐にわたっているが、なかでも早急な整備、改善が必要と考えられるものは次の通りであろう。

①労働安全衛生法の整備と運用体制の確立

工場法および国家環境保護法に代わる労働安全衛生法が 2015 年にも国会に提出される予定との情報（2014 年度円借款事業（STEP）施工安全確認調査報告書）があったが、現在のところ成立が確認されていない。全産業に適用可能な法律の早急な成立が待たれる。

② 政府及び民間の OSH 担当者の能力向上（監督・検査能力を含む）

③ 労働安全衛生に関わる研究機関・施設の充実

④ 労働災害統計の改善

発表されている統計は実情を示しているとは到底考えられないもので、効果的な労働災害防止は正確な統計から始まることから、全体像を把握できる仕組みの構築が必要である。

⑤労災保険制度の充実と普及

公的労災保険制度の充実は国家方針目標には入っていないが、事業者がすべての責任を持つ法制度の下で、任意加入の民間保険に依存している現状は根本的に改善されるべきである。また、労働者が保険によって保護されるという概念自体の認知も進んでいないため、この面での普及・啓蒙が必要である。

15.11. 国際機関及びドナーによる労働安全衛生分野への協力状況

(1) ILO との関連

ILO スリランカ事務所は、スリランカ国が ILO 条約 155 条及び 187 条を批准する手続きの支援のほか、労働安全衛生に係る意識改革を図るため、セミナーや研修活動を展開している。具体的には、現場の安全確保のためにどのような現場調査が必要であるかについて、Labor Officer を対象とした研修を行った。併せて、国内で規模の大きな建設会社を対象として同様な活動（2 日間）を行ったり、NIOSH（National Institute of Occupational Safety & Health）と協働で、現場で安全管理を担当する人材育成等に取り組んでいる。

（参考：1）ILO 条約第 155 条：職業上の安全衛生及び作業環境に関する条約

ILO 条約第 187 条：職業上の安全及び健康促進枠組条約

（参考：2）スリランカがこれまで批准した ILO 条約

ILO 条約第 45 条：すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約

ILO 条約第 115 条：電離放射線からの労働者の防護に関する条約

(2) アジア労働安全衛生研究所会議

（Asian Occupational Safety and Health Research Institute Meeting: AOSHRI Meeting）

2016 年 10 月スリランカのコロomboで第 6 回の会議が開催された。AOSHRI Meeting はアジアで労働安全衛生に関する研究機関の代表者が一同に集い、労働安全衛生に関する以下の 4 つの活動等を行うことを目的にしており、第 1 回は 2004 年に日本で開催された。第 6 回の参加国は、スリランカ、シンガポール、台湾、ベトナム、マレーシア、日本。

- ・アジア地域の国/地域の労働安全衛生研究機関における労働安全衛生研究活動について議論する
- ・互いの研究機関において、さらなる活動のため情報を共有する
- ・研究機関同士の持続的な協力にむけ、国際的なネットワークを構築する
- ・労働安全衛生の諸問題の解決にむけ、国際的な研究協力体制を促進する

16. バングラデシュ

16. バングラデシュの労働安全衛生分野基本情報

16.1. バングラデシュの国情概要

- 2016年度（2015年7月-2016年6月）のバングラデシュ経済は、7.11%の経済成長率を達成した。背景として縫製品輸出や海外労働者送金の安定的伸長、農業セクターの安定した成長といった要因があげられる。他方、縫製品輸出や海外労働者の海外送金依存率が高く、構造的に脆弱であるため、今後の持続的発展に向けて産業の多角化が課題である。また、海外からの投資促進のため、電力・道路等の基礎インフラの整備が急務である。
- バングラデシュの財政は慢性的な赤字となっており（2014年度の財政赤字の対GDP比は5.0%、以後、2015年度5.0%、2016年度5.0%と推移している。）、これを外国援助と国内銀行借入等で補填する構造となっている。これは、主に政府の徴税能力及び歳入基盤の脆弱性、また非効率な国有企業に対する財政による赤字補填に起因している。
- 予算は主に一般予算（Revenue Budget）と開発予算（Annual Development Program）により構成され、2017年度（2016年7月-2017年6月）予算案ではそれぞれ18,896億タカ、11,702億タカとなり、全体として3兆3509億タカの対前年補正比36.8%増の拡張型予算となっている。2017年度予算案では全体の28.3%が社会開発、29.7%がインフラ構築事業に当てられ、社会開発分野においては、主に人間開発（25.2%）に、また、インフラ構築分野においては、農業・農村開発（13.6%）、運輸（10.2%）、電力・エネルギー（4.4%）に優先的に配分されている。

（出典：「外務省 バングラデシュ人民共和国 基礎データ」に一部加筆）

16.1.1. 正式な国名

バングラデシュ人民共和国

16.1.2. 面積および人口

面積 : 147,570 平方キロメートル

人口 : 15,360 万人（2012/13年度、バングラデシュ中央銀行）

行政単位について、最上位の単位は8つの管区である。各々の管区は、多くの県（Zila）から構成され、県が地方行政を主導している。国全体で県の数60以上に及び、各県は、更に下位の郡（ウポジラ）、更に幾つかの村落からなる行政村（ユニオン）で構成されている。

16.1.3. 首都およびその緯度・経度

首都 : ダッカ

首都人口 : 1,188 万人（2011年、統計局推定値）

16.1.4. 年間の気象・最高気温・最低気温

ダッカ 最高気温 : 25度～35度 最低気温 : 12度～26度

年間の気象 : 3月～5月 : 雨季、6月から10月 : モンスーン、11月～3月 : 乾季

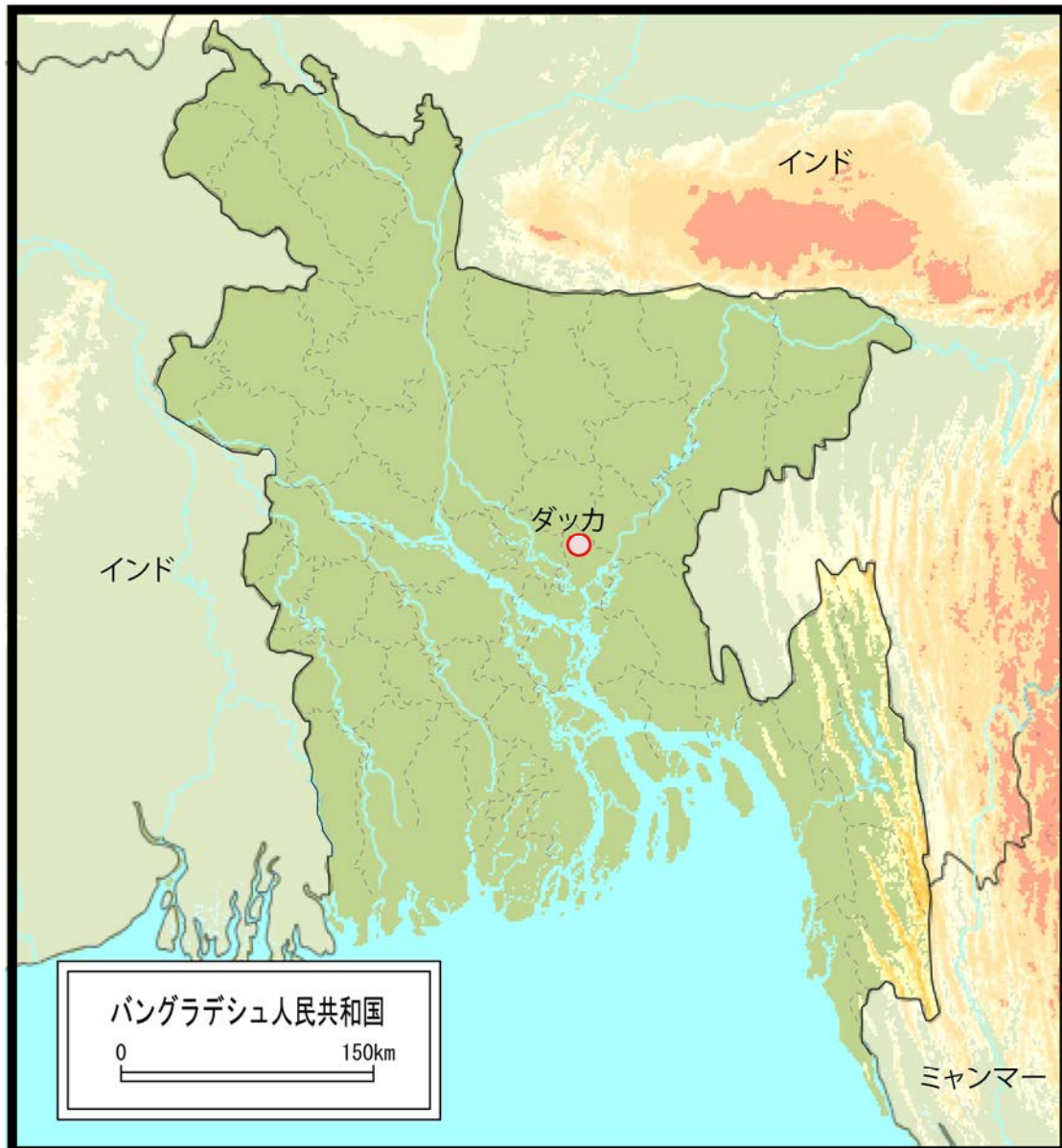


図 16.1 バングラデシュ全図 (調査団作成)

16.1.5. 宗教および言語

宗教 : イスラム教が国教
 言語 : ベンガル語が母国語

16.1.6. 通貨

タカ (1 タカ=約 1.42 円 2016 年 12 月)

16.1.7. GDP (2015 年)

名目 GDP : 2,050.7 億米ドル
 一人当たり名目 GDP : 1,287 米ドル

実質 GDP 成長率：6.4%

16.1.8. 産業構成

2009年以降、経済成長率は6%台以上を維持している。この安定した経済成長率の背景には、比較的バランスの取れた産業構造（農林水産業19.3%，製造業・電力・鉱業・水供給・建設業等の工業31.3%，商業・運輸・通信・不動産等含むサービス業49.5%）がある。また、輸出産業の力強い成長、とりわけ全輸出の78.6%を占める縫製品の好調な輸出、そして農業セクターの安定した成長が経済を支えている。

16.1.9. 投資状況

①日本企業の投資額：96.3 百万 US\$（2014 年）、45.4 百万 US\$（2015 年）

（バングラデシュ中央銀行資料）

日本からの進出企業数：240 社

（駐在員事務所含む）

（16.1.1.-16.1.9.項の出典：「JETRO バングラデシュレポート」）

16.1.10. 日本の援助（ODA）状況

表 16.1 日本の ODA 援助実績（2010-2014）

単位：億円

年度	円借款	無償資金協力	技術協力
2010 年度	—	31.49	27.74 (24.11)
2011 年度	599.69	11.35	37.77 (29.04)
2012 年度	1,663.76	22.08	36.32 (28.39)
2013 年度	—	40.86	50.09 (42.38)
2014 年度	1,209.86	14.05	38.15
累計	10,666.35	4,777.73	794.66 (723.40)

（出典：外務省 HP）

16.1.11. バングラデシュの一般的な労働事情

(1) 労働事情

バングラデシュの人口は約 1 億 6000 万人である。労働力の内訳は、男性が 3950 万人、女性が 1720 万人の計 5670 万人である。15 歳から 29 歳の青年労働力が約 2,090 万人、15 歳から 25 歳に限ると男性が 820 万人、女性が 500 万人の約 1320 万人。フォーマルセクターの労働者数は男性が 550 万人、女性が 130 万人で合計 680 万人（12.6%）を占める。インフォーマルセクターで働く労働者の数は男性が 3240 万人、女性が 1490 万人の計 4730 万人（87.4%）という割合に登る。

バングラデシュ経済は、縫製品輸出（中国に次ぐ世界第二位）や海外労働者の海外送金への依存度が大きく構造的に脆弱である。国家財政は慢性的な赤字状態が続き、これを外国援助と国内銀行借入等で補填する構造である。

現在、労働組合に組織された労働者の総数は約 190 万人（労働組合組織率：4.44%）、単位組合数は合計で 5,242 組織、それらのうち全国的な労働組合連盟、いわゆるナショナルセンター（32 組織

存在) に加盟する単位組合は 1352 組織、その加盟人員数は約 125 万人である。

(2) 近年の労働災害

既成服衣料品産業 (RMG) においては過去 12 年間に、工場などの建物の倒壊や火災などの事故により、少なくとも 1841 人が犠牲となった。負傷者は 9595 人に達し、その多くは労働能力を失い、負傷者と家族の多くは補償金さえ受け取っていない。最近起こった悲惨な事故は、2013 年に発生したラナ・プラザ倒壊事故と、同年 4 月のタズグリーン・ファッションズの火災事故である。多くの労働者が死亡し負傷した。

(16.1.11.項の出典：「(公財) 国際労働財団 HP」に一部加筆)

16.2. 安全衛生の行政組織

労働安全行政の主管組織は雇用労働省（Ministry of Labor and Employment, MoLE）である。同省を含めた関連団体として、MoLE の HP では、

- Directorate of Labor（労働総局）
- Department of Inspection for Factories and Establishments（DIFE）（工場施設臨検部）
- Labor Appellate Tribunal（労働裁判所）
- Minimum Wages Board（最低賃金委員会）
- National Skills Development Council（国家職能開発協議会）
- Bangladesh Labor Welfare Foundation（バングラデシュ労働福祉基金）

と紹介されている。この中で Department of Inspection for Factories and Establishments（DIFE）があらゆる産業分野に従事する労働者の福祉、労働安全の確保に責任を有している。

(1) DIFE の概要

バングラデシュ カントリーレポート（2015 年 DIFE）によると、DIFE の役割について、

- 国家発展に寄与する、あらゆる産業分野に従事する人財の福祉、安全、健康確保に責任を有する
- 関係政府機関、民間団体、組織、また ILO を主体とする国際機関との連携により、全ての労働者に適切な労働条件及び環境の提供を通じ、労働安全衛生に係る施策の推進
- 省内改革として、総局（Directorate）から、本部と 23 の地方事務所にて、679 の新規ポストを含む 993 の人員確保による部局の創設

(2) DIFE の活動目標

- 労働法及び関連規則の施行
- 児童労働の根絶
- より良い労働環境の創出による工場生産性の向上の促進
- 火災からの安全確保、労働者の福祉を含む作業場の安全性の確保

(3) DIFE の歴史

バングラデシュは、1971 年に西パキスタンとの独立戦争の結果、独立した統治国家として誕生した。独立後、44 年の間に膨大な数の工場、店舗及び商業施設が国内に出現した。産業と通商の重要度は日に日に増し、現在では数百万の労働者が各種産業分野に従事している。DIFE は、膨大な数の労働者の職場での法的権利の保護、労働者に対して安全かつ衛生的な作業環境の提供という使命を果たしている。

バングラデシュ統計局の報告書では、2001 年時点の製造業を主体とする企業数は 242,818、店舗数、ホテル数、建設企業及びサービス業に分類される企業数は 2,015,117 であったが、2015 年までの 14 年間にこれらの企業数は大幅に増加した。

DIFE は、斯様な膨大な企業に対する労働法（2006 年制定）における規定事項の執行という義務に優先し、縫製工場における法遵守の執行に注力してきた。しかしながら工場、店舗及び商

業施設数に対して臨検を実施するという観点において、人材やインフラ、後方支援体制は相当程度不足していた。

2014年1月15日に、雇用労働省は Department of Inspection for Factories の機能向上、および従前の総局 (directorate) レベルから本部と 23 の地方事務所を備えた部局 (department) : Department of Inspection for Factories and Establishments (679 名のポスト追加を含め 993 名の人員配置) への機能拡大を目指した政令を出した。

表 16.2 管理体制改革後の臨検者数

	総局時代の臨検者のポスト数	部局創設後に補填された臨検者数	部局認可を受けた臨検者数の合計	現在の臨検者数 (2015 年)	臨検者ポストの空席数 (2015 年)
ファーストクラスの臨検者	75	136	211	61+3	150-3
セカンドクラスの臨検者	108	256	364	218+1	146-1
合計	183	392	575		

注記) LI : Labor Inspector 臨検者

(16.2.項の出典 : 「バングラデシュ カントリーレポート 2015」)

16.3. 安全衛生に関する法律・規則等

(1) 労働安全衛生法、規則、条例等に相当するものの名称と概要・内容

バングラデシュの労働安全衛生関連法、規則類

- －Labor Welfare Foundation Acts 2006
- －Bangladesh Labor Law 2006
- －Bangladesh Labor Welfare Foundation Rule 2010
- －National Integrity Strategy
- －Bangladesh Labor Welfare Foundation (Amendment) Rules, 2015
- －Bangladesh Labor Rules 2015
- －Bangladesh Labor Welfare Foundation (Amendment) Act 2013
- －Bangladesh Labor Law(Amendment 2013)

(出典：Ministry of Labor and Employment HP より)

(2) 2006年労働法制定の背景

人件費削減の悪循環に陥っているバングラデシュでは労働災害が頻発している。もともとファストファッションが普及する以前から、バングラデシュでは労働法がなかなか整備されなかった事実もあり、労働環境の劣悪さが問題視されてきた。2005年以降、縫製業の労働事故での死亡者数は2,000人以上とも言われ、別の調査によれば、1992年～2012年に発生した縫製工場の火災だけでも500人が犠牲となっている。事故の都度、政府は1961年の工場法をはじめとする単発的な個別法を制定し、それぞれの問題に対応してきた。建物の建築基準や労働時間の制限、最低賃金の基準など、労働関係法の基礎は2000年代初頭までにはある程度完成していたといえる。しかし、個別法が乱立することで法体系の全体像が不明確になり、条項の矛盾が生まれる恐れがあった。さらに、それら個別法の中身にも時代にそぐわないものがあったため、その問題点の是正も兼ねて一つの法典にまとめようとする動きが起きた。そこで、2006年10月11日、ついに初の統一的な労働法である Bangladesh Labor Act (Act No.42 of 2006、以下、2006年労働法) が成立した。

(3) 2006年労働法の内容

2006年労働法は、それまでに成立した25の個別法を集約する形で成立し、ILOが定める国際的労働基準など、国際的に必要とされていた条項をほぼ網羅した先進的な法典であった。日本の労働三法・労働災害保険法等、複数の法律による規定事項が、バングラデシュでは一括して労働法という一つの法典に纏められた。

2006年労働法は全21章354条からなり、以下の各章で構成されている。

第1章 前文

第2章 サービス及び雇用の条件

第3章 青少年の雇用

第4章 出産手当

第5章 健康及び衛生

第6章 安全

第7章 健康、衛生及び安全に関する特別規定

- 第 8 章 福祉
- 第 9 章 労働時間及び休暇
- 第 10 章 賃金及び支払
- 第 11 章 賃金委員会
- 第 12 章 事故による傷害のための労働者の補償
- 第 13 章 労働組合及び労使関係
- 第 14 章 紛争、労働裁判所、労働上訴裁判所、訴訟手続等
- 第 15 章 労働者の会社の利益への参加
- 第 16 章 雇用規制及び荷役労働者の安全
- 第 17 章 準備基金
- 第 18 章 試用期間
- 第 19 章 刑罰及び手続
- 第 20 章 執行、検査等
- 第 21 章 雑 則

内容自体はそれまでの個別法の内容を踏襲しているが、2006 年労働法の制定の目的の一つである旧諸法の問題点の解決のために、修正ないし追加された内容もいくつかあった。例えば、旧個別法には雇用者が被雇用者の登録簿を作成する義務など、正規の契約を確認するための手段に関する明示の規定が存在しなかったが、2006 年労働法第 9 条ではそれを義務付けた。他にも、第 19 条で死亡した労働者の遺族への基本賃金 30 日相当の補償・心づけの義務、第 26 条 1 項 (a) で解雇の際の 120 日前の事前通知の義務、第 123 条で賃金の支払期限などの規定を設け、国際的な労働基準に合うような立法を行った。労働に直接関係する条項のほか、第 5 章で衛生管理、第 6 章で安全に関する条項を設置した。特に、安全に関する条項は非常に細かく記述されており、第 62 条では火災に対応するため非常階段の設置を義務付けるなど、過去に発生した事故を教訓とした具体的な条文作りがなされた。

(16.3.項目(2)-(3)の出典：慶應大「開発法学 2014 バングラデシュの労働環境とその法的側面」)

(4) 2013 年労働法改正

2006 年法の制定以降、2012 年 11 月のタズリーン事故 (工場火災により 112 名の死亡者)、2013 年 4 月のラナ・プラザ事故 (ビル崩壊により 1,129 名死亡) 等の事故発生により、長時間労働や工場の安全基準違反、建築許可を得ていない違法建築等が大きな社会問題となったのを契機として 2013 年に大幅な法改正が行われた。

2013 年改正法の章立ては 2006 年法と変わりはないが、労働者が死亡した場合の補償期間の延長、離職時の猶予期間延長などを含めた条項の改正が加えられた。

表 16.3 バングラデシュの労働関連法規類一覧

(出典：ILO Website)

Occupational Safety & Health	Nuclear Power Plant Act, 2015 (No. 19 of 2015).
	Formalin Control Act, 2015.
	National Policy on HIV/AIDS and STD related issues, November 1996
	Nuclear Safety and Radiation Control Act, 1993 (Act No. 21 of 1993).
	Institute of Nuclear Agriculture Ordinance, 1984 (Ordinance No. II of 1984).
	The Workmen's Protection Act, 1934 (Bengal Act No. 6 of 1935).
	The Boiler Rules, 1928.
	Boilers Rules, 1928.
	Boilers Act, 1923 (No. 5).
General Provisions	Bangladesh Labor (Amendment) Act, 2013 (Act No. 30 of 2013).
	National Labor Policy 2012.
	Labor Act, 2006 (XLII of 2006).
Labor Administration	Control of Employment Rules, 1965.
	Control of Employment Ordinance, 1965 (No. 32 of 1965).
	The Industrial Labor Statistics Rules, 1961.
	Industrial Statistics Act, 1942 (No. 19 of 1942).

16.4. 臨検制度 (Inspection System) の発展と課題

(1) 臨検制度の発展と現在の課題

バングラデシュでは、縫製産業を主体とする産業構造（参照：16.1.8 項）にもより、臨検の主な対象は縫製／製造工場等である。DIFE のカントリーレポートでは、バングラデシュの臨検制度 (inspection system) の現状と課題、制度改善のための政府の取組について以下のように整理している。

バングラデシュの人口は、2013 年に 1.56 億人、人口密度は 1,082 人/km² を記録し世界で最も人口密度の高い国の一つである。種々の問題や課題があるが、近年、経済成長は毎年 GDP 6% 以上を維持し、貧困率の低減、国民の生活水準の向上が少しずつではあるが進みつつある。

国内製品の輸出高増を含む堅調な経済発展は、国内経済の拡大と多様化と各産業分野の急速な成長をもたらしている。注目すべきは既製縫製品 (Ready Made Garment, RMG) 産業の勃興であり、結果として経済発展の過程でセクター構成に大きな変化が生じた。雇用と GDP の双方の点で農業分野のシェアが低下した代わりに縫製産業が伸びた。2000 年には雇用の半分 (51.7%) は農業分野が占めていたが 2010 年には 47.6% まで下落した。非農業部門のサービス業（通商、ホテル及びレストラン等）は 2010 年に全労働者の 35.4% の雇用率を占め、これに縫製産業が 12.4% で続いた。この縫製産業及びサービス産業の急速な拡大は、工場や関連施設数の増加とそこで働く就労者の増加を伴った。これに付随し、安全な労働環境の確保、管理側と労働側の調和の取れた協力関係の維持促進等を役割とする規制官庁のタスクがこれに伴い増加した。

(出典：The Labor Inspection System in Bangladesh, DIFE)

(2) 臨検制度の改善に係る政府の取組み

バングラデシュ政府は、2006年労働法に則って法遵守の履行を促進するための臨検を実施している。さらに、国で批准したILOの国際労働基準条約、とりわけ臨検に関する規定のある第81条と労働安全衛生指針2013（OSH Policy 2013）、労働指針2012（Labor Policy 2012）、児童労働撲滅指針2010（Child Labor Elimination Policy 2010）、そして児童労働の撲滅行動のための国家計画（2012-16）（National Plan of Action for Elimination of Child Labor 2012-16）による各規定事項への遵守をコミットした。

(3) 臨検制度のまとめ

ラナ・プラザの崩壊事故（2013年）以降、臨検制度は大幅な改革が行われた。2013年6月以降に着手されたこの改革の多くの部分は内部手続きに関するものである。DIFEの機能が改善され、新たな臨検者（inspector）が雇用、訓練を受けた。臨検戦略の更新、ロードマップ作成、臨検者の職務機能の明確化、臨検項目の作成等を通じてDIFEの根本機能が強化された。関係する備品が備えられ、ウェブサイトや労働者を対象としたヘルプラインが創設され、透明性の向上が図られた。ILO及びその他の関連機関は斯様な手段でDIFEを支援してきた。

この支援はRMG分野の臨検実施に対して特に注力されたものだが、臨検制度全体としてはその後の効果は大きかった。DIFEは労働法及び多様な条項改訂により臨検制度の拡充に関する期待に応えつつ、その履行を可能とする近代的かつ効果的な臨検制度の構築という課題に取り組む準備を推進した。より重要な点は、DIFEが労働環境の安全確保を実現し雇用者と労働者双方の福祉と利益を保護することにつながり、それが産業の生産性、競争性の向上を実現することとなる。長期的な視点では、これは国全体の発展に寄与し、2021年迄に中所得国への仲間入りを果たすという国家目標実現へ貢献するであろう。

（16.4.項の出典：The Labor Inspection System in Bangladesh, May 2013 – October 2015, DIFE）

16.5. 臨検活動（工場対象）

工場を対象とした場合の臨検の目的について、ILO の Country Profile（2002）では以下のとおり整理されている。

- a) 工場、店舗、商業施設、茶のプランテーション、港湾、船渠、鉄道、道路交通他の各産業分野にて、労働者の安全、健康、労働福祉、支払い、労働時間、労働条件、雇用契約、社会保障他に関する労働関連法上の規定の執行
- b) 労働法への違反行為に対する法廷への告訴
- c) 工場建設と拡張の承認
- d) 工場の設計（レイアウト）図の承認
- e) 工場登録証、許可証の発行
- f) 労働法の執行に関して、異なる政府機関、雇用者団体、通称団体の間での調整機能の維持
- g) 労働法に基づく年間又はその他定期報告準備のためのデータ収集
- h) 労働関連法の執行に関する施策形成にかかる政府支援及び多様な法、規則改訂を含む労働関連法の整備支援
- i) ILO の国際労働基準法批准のための ILO の質問票への回答準備
- j) 臨検、賃金、管理状態、生産性他を対象とした他の国際機関の調査報告準備のためのアシスタンス
- k) 臨検、労働管理、生産性等を対象とした国内、海外でのセミナー、会議、フォーラム等における政府代表を務めること
- l) 様々な団体の管理者が認める範囲において労働者の活動ルールの承認
- m) 港湾作業に関連し、労働者の安全作業を確保するための歯車（gears）、デリック、巻上機及び他の機材の安全操作に関する所轄官庁発行の証明書確認、チェックと、労働関連法による安全及び福祉に関する規定の執行のための船舶への臨検

臨検においては、臨検者は下記の役割を果たす：

- 現場で観察された欠陥、不安全因子の修正／改善事項について管理者への通告（Advise）
- 臨検後、特定期間内に欠陥、不安全因子の修正／改善通告書を管理者へ発行
- 臨検後のフォローアップとして、欠陥、不安全因子の改善行動が採られていない場合の告訴

16.6. 労働安全衛生分野における教育・研修活動

労働安全衛生分野における教育・研修活動の概要について、ILO の Country Profile (2002) では以下のとおり整理されている。

産業関連協会 (Industrial Relations Institute, IRI)

労働省の傘下機関である産業関連協会が、労働関連法全般に渡る事項、安全・衛生関連事項を対象とした研修を、ダッカ/チッタゴン/クルナ/ラジャヒの4都市の協会支部を通じ、各産業の中級レベル職員、労働者及び通商組合を対象として展開。

バングラデシュ管理協会 (Bangladesh Institute of Management, BIM)

産業省 (Ministry of Industries) 傘下の準自治機関である管理協会は、人財管理、経営、労働関連法に関する短期間コースを開設しており、健康及び安全問題も同コースで取り扱い。

公共医療総局の労働衛生部 (Occupational Health Unit of Directorate General of Health Services)

公共医療総局の労働衛生部は、異なる産業間の連絡調整により労働者の安全衛生に係る研修の企画、運営を実施。

バングラデシュ化学産業団体 (Bangladesh Chemical Industries Corporation, BCIC)

化学産業団体は、化学産業における火災の危険、安全装置、個人防護具等に関する研修プログラムを組成。

バングラデシュ 縫製業及び輸出入協会 (Bangladesh Garments Manufacturers and Exporters Association, BGMEA)

バングラデシュ 縫製業及び輸出入協会は、縫製工場の管理者及び労働者を対象として主に火災安全に関する研修プログラムを企画、運営している。

Muktijodhya Kalyan Trust

防衛省傘下団体のMuktijodhya Kalyan Trustは安全衛生及び労働法に関する短期研修プログラムを企業の被雇用者層を対象に展開。

国立予防社会医学研究所 (National Institute of Preventive and Social Medicine, NIPSOM)

厚生省の傘下機関である国立予防社会医学研究所 (NIPSOM) では、政府関係及び民間企業の双方を対象とした労働環境、労働衛生に関するマスターコースを定期的の開講している。近年、NIPSOMは、管理者、監督者そして作業場の安全管理の委任を受ける人財、管理者、監督者、医療サービスを提供する医者を対象とした労働安全衛生に関する8週間の研修プログラムを展開。

バングラデシュ技術者協会 (Engineers Institute of Bangladesh)

技術者の専門協会として、技術者協会は1995年以降、協会メンバーに対して安全管理に関する研修コースを提供している。2002年迄に10前後の研修コースを実施済み。

開発サービスセンター (Centre for Development Services, CDS)

NGO団体の一つである開発サービスセンターは、労働者の健康、家族計画、児童労働に関連する活動を実施。近年、同センターは労働者の意識向上、作業場の安全に関する活動を展開。

バングラデシュ労働研究協会 (Bangladesh Institute of Labor Studies, BILS)

労働研究協会は1997年から活動開始しているNGO団体。各種労働関連活動に加え、労働者、被雇用者を対象とした労働安全衛生関連の研修事業を展開。

国際機関及び国際協力事業における研修プログラム (Training programs by International agencies and international cooperation projects)

WHO、JICA、ILO、USDOL 他の国際機関及び国際協力事業の実施段階には、労働安全衛生に係る国内／海外研修実施のための資金が国内機関／団体を対象として供与。

16.7. ILO から見た労働安全衛生分野の施策充実に係る提案事項 (2002 年時点)

ILO では、バングラデシュの労働安全衛生分野の質の向上を目指すため、2002 年時点で下記に示す各項目に渡る提案を示している。

(1) 国家政策

- 労働安全衛生施策の更なる推進
- 既存法の再評価と更新検討
- 労働安全衛生に係る ILO の国際労働基準の批准手続きの推進
- 国の労働安全衛生施策の立案

(2) 政府組織

短期 (1-5 年)

- 労働安全衛生サービス提供のための自治団体の設置
- 国家労働安全衛生評議会の設置

中期 (5-10 年)

- 労働安全衛生プログラムの全職業への拡大
- 労働安全衛生関連団体の統一

(3) 雇用者団体

- 労働現場の安全と健康に関する意識向上を目的とした研修活動の展開
- 研修や情報提供に特化した雇用者団体の設置と発展促進

(4) 労働組合及び団体

- 労働環境における安全と健康に関する意識向上を目的とした研修活動の展開
- 関連団体間の相互連携の促進

- 研修や情報提供に特化した組合団体の設置と発展促進
- 団体活動を EPZ（経済特区）を含めた全産業分野へ拡大すること

(5) 法的枠組み

- 法の改訂と矛盾する規定／条項の排除
- 全職業に対して労働安全衛生の対象範囲を拡大すること
- 中小企業を対象とした関連法の効果拡大を目指すこと
- 労働安全衛生法の起草と公布
- 作業場への労働環境基準の導入、生物学的モニタリング及び医学検査スキームの導入
- 安全委員会と安全担当者の配置規定の法への導入
- 産業毎に労働衛生専門家の雇用の促進
- 安全監査の導入

(6) 研修機関

- 労働安全衛生に係る教育及び研修活動の提供を可能とするための関係団体の整備及び機能強化
- 適格な労働安全衛生に係る人財、産業医、職業保健師、産業衛生士、及び安全管理担当者他の増員

(7) 国家統計

- データ収集システムの開発
- 職業病に関する調査体制の確立
- 国／地方レベルでの事故、職業病データベースの整備

(8) 現場調査

- 臨検者数の増員
- 法の適切な執行のために全分野の臨検者を対象とした研修プログラムの構成
- 作業場を対象とした臨検回数の増加、適切な臨検、モニタリング、警戒の促進
- 臨検を全ての職種及び企業へ拡大すること
- 知識とスキル向上を目的とした海外研修の調整

(9) 中小企業

- 労働安全衛生に係る更なる情報配信と研修の展開
- 労働安全衛生に係る機器等の減税
- 中小企業支援基金の導入
- 労働安全衛生プログラムの適用、実施に対するインセンティブの賦与

（16.5.-16.7.項の出典：「Occupational Safety and Health in Bangladesh 2002, Country Profile, ILO」）

17. 本邦スタディー・ツアーの実施

17. 本邦スタディー・ツアー（本邦招へい）の実施

17.1. 本邦スタディー・ツアー実施の目的

本調査では、我が国の労働安全衛生に係る取組みを紹介し、労働安全衛生関連機関・施設の訪問や有識者と情報・意見交換することを目的とした本邦スタディー・ツアー（招へい事業）を 2017 年 1 月 15 日～22 日の間実施した。招へい対象者はインドネシア政府労働省（Ministry of Manpower）、マレーシア政府人的資源省（Ministry of Human Resources）を中心とした関係団体からなるメンバーである。

招へい人数は、当初 15 名程度（インドネシア 10 名程度、マレーシア 5 名程度）と想定されていたが、マレーシア政府側からも 10 名を参加対象としたい旨の要請により、計 20 名を対象としたスタディー・ツアーとして実施した。

共同企業体は本邦招へいに関し、下記の役割を担った。

- －被招へい者の人選への支援
- －被招へい者への来日前説明への支援
- －招へいカリキュラムの作成
- －招へいに係る関連資料の作成（英文資料作成）
- －招へいカリキュラムの実施

※本業務では、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿泊手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務は共同企業体の業務には含まれていない。

17.2. 招へいカリキュラムの作成、本邦スタディー・ツアーの計画説明ほか

第一回現地調査にて、インドネシア政府関係者及びマレーシア政府関係者に対して招へいカリキュラムを説明するため、現地調査（11 月 7 日出国）に先立って同カリキュラム（案）を作成し、発注者の了解を得た。カリキュラムの最終案の決定は、インドネシア、マレーシア両国政府への説明時、先方の要望や意見を勘案して講義内容、視察先等を選定することとした。招へいカリキュラムは表 17.1 参照。

また、被招へい者の人選は JICA と先方政府関係者との協議で決定することとされていたが、共同企業体は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案のうえ、招へい検討対象とすべき労働省（インドネシア）、人的資源省（マレーシア）の部局及び関連団体の提案、並びに人選に係るアドバイスを行った。人選検討段階では、先述のようにマレーシア人的資源省より 5 名の追加受入要請（注 1）があり、JICA 側で要望内容を勘案して最終的に了承し、マレーシア側も 10 名を招へい対象とした。被招へい者への来日前の概略説明は JICA が行い、共同企業体は招へいカリキュラムや日程／行程（案）に関して説明を行い、対象機関側からの意見、要望をヒアリングし、カリキュラムの最終決定に反映させた。

注 1：マレーシア側の参加人員増の要請理由：

マレーシアでは現在、労働安全衛生に係る第 3 次基本計画（OSH Master Plan 2016-2020）の運用期間中であり、この計画の中で柱とする 5 つの施策項目遂行の責任者の派遣により、日本の同分野の施策に関する情報収集を行いたいとの要望を受けたため。

表 17.1 招へいカリキュラム (2017年1月15日～1月22日)

Date	Day	Invitation Program						Stay in
		AM	Speaker	Interp.	PM	Speaker	Interp.	
1/15	Sun.				日本到着 (Arrival) 、東京入り【到着時ブリーフィング by アテンド (同行者)】			Tokyo
1/16	Mon.	10:00 - 11:00【ブリーフィング】 JICA/調査団対応 -基礎情報収集・確認調査の趣旨、JICAの労働安全衛生分野協力実績等の紹介 (JICA) -招へいプログラムの説明 (調査団)	JICA、調査団	○	14:00 - 16:00 【説明①】厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課 中央労働衛生専門官 植松様 -日本の労働安全衛生行政の経緯、法的枠組み整備の歴史 -労働者基準監督制度、役割と実際	厚生労働省	○	Hotel New Otani
		招へいプログラム説明資料			講演資料① (プロジェクター使用無し)			
		場所/施設: JICA東京 (幡ヶ谷) セミナールーム 404号 Place/Venue: Seminar Room 404, JICA Tokyo (Hatagaya)	場所/施設: JICA東京 (幡ヶ谷) セミナールーム 404号 Place/Venue: Seminar Room 404, JICA Tokyo (Hatagaya)					
1/17	Tue.	10:00 - 11:00 インドネシア招聘団とのJICA技術協力要望に関する意見交換 11:00 - 12:00 マレーシア招聘団とのJICA連携構想に関する意見交換	JICA対応	-	13:30 - 15:00 【説明③】説明者: 中央労働災害防止協会 川島様 -活動内容、OSHMS説明、教育・セミナー・研修会概要等 (Q&A含)	中災防 建災防	○	Hotel New Otani
		【説明②】厚生労働省労働基準局監督課 中央労働基準監察監督官 武元様 10:00 - 11:00: マレーシア/※労働基準監督官業務説明 11:00 - 12:00: インドネシア/※労働基準監督官業務説明	調査団対応	○	15:15 - 16:30 【説明④】説明者: 建設業労働災害防止協会 藤丘様 活動内容、COHMS説明、安全施工サイクル等 (Q&A含)			
		講演資料② (プロジェクター使用)	講演資料③中災防 (プロジェクター使用)、参考資料2種類あり 講演資料④建災防 (プロジェクター使用)、コスモスパンフ					
		場所/施設: JICA本部 (麹町) JICA対応 (210会議室)、調査団対応 (110会議室) Place/Venue: Program No.1 at Room 210, Program No.2 at Room 110, JICA HQ (Kojimachi)	場所/施設: 弘済会館 4 F (麹町) Place/Venue: 4F, KOUSAI KAIKANN (Kojimachi)					
1/18	Wed.	労働安全衛生総合研究所 (清瀬) 訪問 10:00 - 12:00【説明⑤】説明者: 梅崎様他 -挨拶、研究所概要、活動内容、災害分析内容の紹介 -研究Gの活動内容 -建設安全研究G/機械システム安全研究G/化学安全研究G施設見学	労働安全衛生総合研究所 (清瀬)	○○	中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター (清瀬) 14:00 - 16:00【説明⑥】説明者: 所長 白川様、友次様 -挨拶、センター概要、活動内容の紹介 ※施設は労働安全衛生総合研究所に隣接	中災防 東京 安全衛生教育センター	○○	Hotel New Otani
		説明資料⑤、研究所側で説明資料用意			説明資料⑥			
		場所/施設: (独) 労働安全衛生総合研究所 (清瀬市) National Institute of Occupational Safety and Health, Japan (JNIOSH) in Kiyose City, Tokyo.	場所/施設: 中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター ※大型観光バス駐車可 Place/Venue: Tokyo Safety & Health Education Center, JISHA					
1/19	Thu.	(株) 大林組の安全管理体制の説明 09:30 - 11:30【説明⑦】説明者: 大林組 海外支店 土木営業部 副部長 川内様 -大林組の安全管理体制、現場での取り組み等の紹介	大林組	○○	首都高速1号羽田線現場視察 14:00 - 16:00【説明⑧】説明者: 大林組 東京本店 首都高東品川JV工事事務所 工事長 藤村様 -現場の安全管理	大林組	○○	Hotel New Otani
		講演資料⑦-1、講演資料⑦-2 (プロジェクター使用)			説明資料⑧-1、説明資料⑧-2			
		場所/施設: 品川インターシティホール & 貸会議室 貸会議室 4 (品川) Venue: Conference Room 4, B1F, Shinagawa Intercity Hall & Conference (Shinagawa)	場所/施設: 首都高速1号線 (東京モノレール沿い) 品川から車で10分程度 Place/Venue: Construction Site for Metropolitan Expressway Route No.1 HANEDA Line					
1/20	Fri.	労働安全衛生総合研究所 (登戸) 訪問 10:00 - 12:00【説明⑨】説明者: 研究所 所長代理 甲田様他 -挨拶、研究所概要説明 -活動内容の紹介 -研究Gの活動内容 12:00 - 研究所プログラム終了後、新横浜駅へ移動	労働安全衛生総合研究所 (登戸)	○○	新横浜駅発 13:19 ⇒ 京都駅着 15:17 (新幹線) 京都駅 ⇒ コマツ工場 移動 by バス コマツ大阪工場 (大阪府枚方市) 訪問 16:30-17:30【説明⑩】説明者: 総務部長 古川様他 -コマツ大阪工場における工場内安全管理、衛生管理 ※17:30 見学終了が原則。見学終了後、京都へ移動	コマツ大阪工場	○	The Westin Miyako Kyoto
		説明資料⑨			説明資料⑩			
		場所/施設: (独) 労働安全衛生総合研究所 (多摩区登戸) National Institute of Occupational Safety and Health, Japan in Noborito, Kanagawa Pref.	場所/施設: 小松製作所 大阪工場 (大阪府枚方市) Place/Venue: Komatsu Osaka Factory (Hirakata City, Osaka)					
1/21	Sat.	京都にて文化施設等視察 Visit cultural sites & facilities in Kyoto	-	-	京都にて文化施設等視察 Visit cultural sites & facilities in Kyoto	-	-	Same as 20th
1/22	Sun.	日本出発 (Departure) from Kansai Intl. Airport						

表 17.2 招へい者リスト

Indonesia			Malaysia		
No	Participants	Organization	No	Participants	Organization
1	Mr. Ghazmahadi	Head of Sub-division Building Construction, MoM	1	Ir. Mohtar bin Musri	Director General, DOSH, MoHR
2	Mr. M. Idham	Head of Sub-div. OSH Assessment & Standardization,	2	Mr. Zahrim bin Osman	Executive Director, NIOSH
3	Mr. Iyus Hidayat	Head of OSH Office West Java Province, MoM	3	Ir. Omar bin Mat Piah	Deputy Director General, DOSH, MoHR
4	Mr. Daafi Armanda	Head of Section Building Const. Norm Inspection, MoM	4	Mr. Mohd Anuar bin Embi	Director of Policy, Intl. & RD Division, DOSH, MoHR
5	Ms. Lena Kurniawati	Head of Section Electricity & Fire Prevention Norm Inspection	5	Ir. Dr. Majahar bin Abdul Rahman	Director of Chemical Management Div., DOSH
6	Mr. Gumilang A. Yani	Labour Inspector, MoM	6	Ir. Ibrahim bin Md Dol	Director of Industrial Safety Division, DOSH, MoHR
7	Mr. Zuhri Ferdelli	Labour Inspector, MoM	7	Ir. Zailee bin Dollah	Director of DOSH W.P. Kuala Lumpur, DOSH, MoHR
8	Mr. Subhan	Labour Inspector, MoM	8	Ir. Mohd Hatta bin Zakaria	Director of DOSH Sarawak, DOSH, MoHR
9	Ms. Fitriana Bani	Labour Inspector, MoM	9	Mr. Mohd Redzuan Shah bin Masri	Executive, Construction Safety Unit, NIOSH
10	Mr. Wahzani Setyawan	Labour Inspector, MoM	10	Mr. Harun bin Bakar	Manager Accident Prevention Section, SOCSO

MoM: Ministry of Manpower MoHR: Ministry of Human Resources

17.3. 講演、現場視察等の企画及び調整

(1) 講演、施設訪問、現場視察先等の選定

招へいカリキュラムの立案に際しては、本調査業務実施の背景及び経緯を踏まえつつ、インドネシア、マレーシアの労働安全衛生分野の行政官を日本へ招へいする目的を鑑みるとともに、第一回現地調査におけるカリキュラム説明時に先方政府から受けた要望事項を可能な範囲で反映することに配慮して行った。具体的カリキュラム作成時に視点とした点は以下である。

【カリキュラム作成時の留意点】

- ①日本の労働安全衛生行政の過去経緯が包括的に理解される内容とすること
- ②日本の労働基準監督官制度に対する包括的説明及び現場査察時の具体内容
⇒両国政府からの特に強い関心事項
- ③労働安全衛生に係る関係団体（厚生労働省関係）の活動内容、現在の研究内容や課題等に関する紹介
- ④労働安全衛生に係る研修、教育システムに関する理解が得られる内容とすること
- ⑤労働現場での日々の安全管理活動を見聞頂ける内容とすること

①については、我が国の高度経済成長期以降、労働災害が多発していた社会状況に対し、労働安全衛生法（1972年）の制定に始まる各種施策の施行に関する包括的な流れについて理解が得られるよう、厚生労働省労働基準局より我が国の労働安全衛生行政の経緯、法的枠組み整備の歴史、労働基準監督制度に関する制度設計の目的等について概括的な説明を頂くよう依頼した。

②については、労働基準監督制度の実際について、①での同制度の概括的な説明を踏まえ、より具体的に労働基準監督制度の具体、労働基準監督官による作業場の査察内容等について、現役の労働基準監督官から説明を頂くよう、厚生労働省労働基準局監督課へ講演を依頼した。

③については、厚生労働省を中心とする労働安全衛生施策の展開を支援する関係各団体の活動内容を紹介することを目的とし、安全衛生に関して高い知見を持った各分野の人材を揃え、安全衛生に関する専門的な事業活動を展開している中央労働災害防止協会、また建設分野を主な対象として同活動を展開している建設業労働災害防止協会に各々の活動内容に関する講演依頼を行った。更に、国内の労働安全衛生問題に係る最新の研究活動を実施している研究機関として、(独)労働安全衛生総合研究所（安全問題：清瀬施設、衛生問題：登戸施設）に対し、現在研究活動内容と課題に関する紹介を頂くよう依頼した。

④については、事業者が行う安全衛生教育の指導者要請、資質向上を目指すための専門的な研修を通年で実施している中央労働災害防止協会の東京安全衛生教育センターより活動内容を説明頂くべく講演依頼を行った。

⑤について、今回の招へい事業は特定産業を対象とした内容ではないが、招へい対象の二カ国、日本でも労働災害発生件数の多い建設工事現場を対象とした安全管理に関する取組内容を紹介すべく、大手建設会社（(株)大林組）の社内の安全管理方針及び安全管理システム、更に稼働中の土木工事現場での安全管理の実態を招へい者へ紹介すべく、首都高速1号羽田線の高架橋架替工事現場に対して視察依頼を行った。加えて、工場内の安全管理活動についても招へい者に見聞頂くべく、(株)コマツ大阪工場への視察依頼も行った。

(2) 講演、施設訪問依頼手続き

(1)及び表 17.1 で示した各講演依頼先及び視察先に対しては、本調査業務及び招へい事業の目的、招へい者構成等に関する説明を行い、1週間の招へいカリキュラムの中で個々の依頼先がどのような位置付けで、かつ説明時に特に強調頂きたい点をリクエストしつつ講演依頼を行った。

講演依頼手続きに際しては、受入側との調整により、講演依頼状／見学依頼状等を作成、提出すると共に、講演（説明）時に提供される各種資料については、招へい者側への提供に際して個々に著作物の利用許諾範囲を確認しつつ手続きを進めた。

17.4. 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、講演や見学先において必要となる資料の英文作成を行った。講演（視察受入）側より英文作成依頼を受けた資料を以下に示す。

表 17.3 英文資料作成を行った講演、説明用資料リスト

講演日	講演者 (団体)	資料名	資料内容	翻訳対象頁数 (PPT ベース)
1月17日 (火)	厚生労働省	労働基準監督官 業務説明資料	労働基準監督官の業務内容を説明するもの	25 頁
	建設業労働災害 防止協会	建設業労働災害 防止協会の活動	建設業労働災害防止協会（JCOSHA） の活動概要を説明する資料	17 頁
		コスモスガイド ライン	COHSMS ガイドラインの概要説明資料	A4 版で 6 頁
1月17日 (木)	大林組	工事現場の安全 管理について	大林組による工事現場における安全 管理方針を取り纏めた資料	63 頁
		土木安全研修	大林組社内研修の概要を説明する資料	44 頁
		高速 1 号羽田線 工事概要	首都高羽田 1 号線更新事業概要を説明する資料	17 頁
		高速 1 号羽田線 更新事業の概要	事業の背景及び目的等について説明する資料	11 頁

17.5. 招へい行程への同行

招へい者が円滑に視察や質疑応答・意見交換等が行えるよう、招へい行程に同行し、受入機関との各種調整を行った。通訳及び招へい団一行の国内移動・宿舍手配、空港送迎等の受入業務、引率等を担当する同行案内人（コーディネーター）は、発注者（国際協力機構）側が手配した人財が担当した。

行程記録(1)

ブリーフィング

場 所：JICA 東京 セミナールーム 404 号室

日 時：2017 年 1 月 16 日（月）10:00－11:30

対 応 者：JICA 人間開発部 山口（様）、
国際建設技術協会 伊藤

説明資料：①『JICA's Engagement toward OSH』by JICA
山口（様）

説明概要：JICA による労働安全衛生分野における二国
間協力の経緯、現在、プロジェクト形成中
の二国間技術協力案件の紹介等



説明資料：②『JICA Invitation Program on OSH』by 国際建設技術協会 伊藤

説明概要：1月16日（月）～1月21日（土）の間の講演予定、施設訪問、見学予定等に関する説明

**JICA Invitation Program
on
Occupational Safety and Health**

- Daily Program -

January 15 to 22, 2017

Japan International Cooperation Agency



行程記録(2)

日本の労働安全衛生行政の経緯及び現状に関する講演

場 所：JICA 東京 セミナールーム 404 号室

日 時：2017年1月16日（月）14:00～16:00

対 応 者：厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課 中央労働衛生専門官 植松（様）

説明資料：『Current Situation and Policy in the area of OSH in JAPAN』

説明概要：日本における労働災害、疾病等の現状、厚生労働省の組織概要、労働安全衛生施策の制度概要（1960年代以降の労働災害発生状況、その後の労働安全衛生法制定等による施策の具体に関する解説含む）、労働安全衛生法の改訂に関する情報提供

**Current Situation and Policy
in the area of
Occupational Safety and Health
in Japan**

January 16, 2017

Munehisa Uematsu
Expert Officer for Industrial Safety
Labour Standards Bureau
Industrial Safety and Health Department
Policy Planning Division
Ministry of Health, Labour and Welfare, JAPAN



行程記録(3)

労働基準監督制度に関する説明

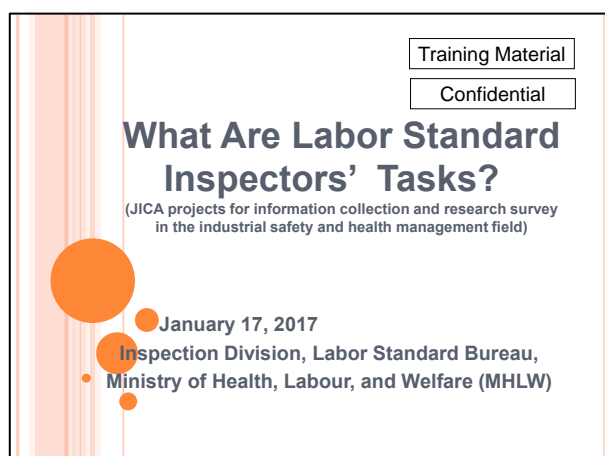
場 所：JICA 本部 110 会議室

日 時：2017 年 1 月 17 日（火）10:00－12:00

対 応 者：厚生労働省労働基準局監督課 中央労働基準監察監督官 武元（様）

説明資料：『What Are Labor Standard Inspectors' Tasks?』

説明概要：労働基準監督機関の組織、労働基準行政の推進体制、労働基準監督官の主な業務内容、臨検の手順（監督官が行う調査・捜査の流れ）、全国の労働基準監督署へ寄せられる申告、相談内容等の事例紹介と対応の実態、監督業務の実施状況、近年注力している施策内容、労働基準監督官の研修制度等に関する説明



行程記録(4)

労働安全衛生施策推進を支える関係団体の活動内容

場 所：弘済会館 4F 蘭（東）の間

日 時：2017 年 1 月 17 日（火）13:30－16:40

対 応 者：中央労働災害防止協会 川島（様）、建設業労働災害防止協会 藤丘（様）

説明資料：①『Explanation about JISHA』 by 川島（様）

説明概要：中央労働災害防止協会（JISHA）の設置経緯及び目的、組織概要（会員制度の紹介、活動予算、人員規模等の説明含む）、活動内容（各種キャンペーン、労働安全衛生に係る情報共有の仕組み、各種施策の推進活動ほか）、OSHMS（労働安全衛生マネジメントシステム）、教育・研修活動概要等に関する説明

Explanation about JISHA

Outline of JISHA
Zero Accident Campaign
OSHMS
Risk Assessment



説明資料：②『Activities of JCOSHA』、『COHSMS Guideline』 by 藤丘（様）

説明概要：建設業労働災害防止協会（JCOSHA）の設置経緯及び目的、組織概要（会員制度の紹介、活動予算、人員規模等の説明含む）、活動内容（教育事業、広報・啓発事業、安全・衛生管理士活動事業、COHSMS 推進事業、調査研究事業、国からの委託事業等）、COHSMS（コスモス）、安全施工サイクルに関する説明

Activities of JCOSHA

- ・What is JCOSHA?
- ・What is COHSMS?
- ・What is Safety Work Cycle?
(Safe Construction Management System)

Japan Construction Occupational Safety and Health Association (JCOSHA)



行程記録(5)

労働安全衛生分野における研究内容（安全分野）

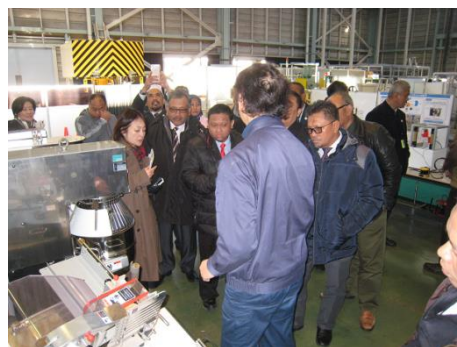
場 所：労働安全衛生総合研究所（清瀬施設）

日 時：2017年1月18日（水）10:00-12:00

対 応 者：労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長 梅崎（様）他、各研究棟研究員各位

説明資料：研究所パンフレット他、各種研究棟における研究概要の紹介（パネル、モニタ説明等）

説明概要：労働安全衛生総合研究所の設置目的、組織概要（活動予算、人員規模、研究テーマ内容等）に関する包括的説明。更に、建設安全／機械システム安全／化学安全／電気安全に係る研究棟にて個別の研究施設、研究内容の説明を受けた



行程記録(6)

中央労働災害防止協会における労働安全衛生分野の教育・研修活動

場 所：中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター

日 時：2017年1月18日（水）14:00-16:00

対 応 者：東京安全衛生教育センター所長 白川（様）、友沢（様）

説明資料：『Tokyo Safety and Health Education Center -An Overview-』

説明概要：安全衛生教育センターの設立目的・役割、教育の特徴、講座内容、講座の例（講習期間、対象者、運営経費等）に関する説明



行程記録(7)

建設会社の安全管理システム

場 所：品川インターシティホール 貸会議室 4

日 時：2017年1月19日（木）09:30-11:40

対 応 者：(株)大林組 海外支店 土木営業部 副部長 川内（様）

説明資料：『Safety Management of Construction Site』

説明概要：安全志向型の文化、日本の労働災害の歴史、大林組の安全衛生管理、現場での安全管理の実践、労働安全衛生に関する社内教育・研修の実態



行程記録(8)

建設現場における安全管理活動

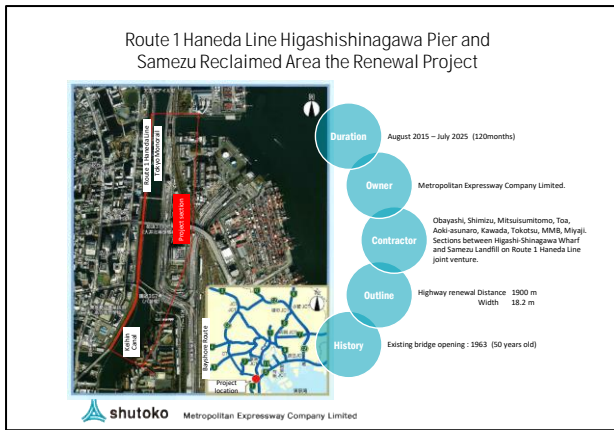
場 所：首都高速1号羽田線

日 時：2017年1月19日（木）14:00-16:20

対 応 者：(株)大林組 海外支店 土木営業部 副部長 川内（様）、同 東京本店 首都高東品川 JV 工事事務所 工事長 藤村（様）

説明資料：『Route 1 Haneda Line Higashishinagawa Pier and Samezu Reclaimed Area the Renewal Project』

説明概要：首都高速道路1号羽田線の東品川栈橋・鮫洲埋立部における高架橋一部区間のリハビリテーションを目的とした橋梁架替事業の工事概要（予算、工程、JV体制、作業員規模他）、日々の作業手順と安全管理活動、場内の安全管理ルール、標識・センサー等利用による作業員への危険情報提供システム等の説明



行程記録(9)

労働安全衛生分野における研究内容（衛生分野）

場 所：労働安全衛生総合研究所（登戸施設）

日 時：2017年1月20日（金）09:45－12:00

対 応 者：労働安全衛生総合研究所 登戸施設所長代理 甲田（様）他、各研究棟研究員各位

説明資料：研究所パンフレット他、各種研究棟における研究概要の紹介（パネル、モニタ説明等）

説明概要：研究所概要及び主要な研究内容に関する説明。走査型電子顕微鏡による粉じんの分析、低周波音に関する研究、振動の計測、工場換気等に関する研究等



行程記録(10)

建設機材製造工場における労働安全衛生活動

場 所：(株) コマツ大阪工場

日 時：2017年1月20日(金) 16:20-17:45

対 応 者：コマツ戦略研究所 高田(様)、大阪工場 総務部長 古川(様)、総務課長 三浦(様) 他

説明資料：『Welcome to Osaka Plant』、『SAFETY ACTIVITIES IN OSAKA PLANT』

説明概要：コマツ大阪工場概要、工場内の安全管理の取組事例の紹介として、労働災害の防止策として「指差し呼称の実践」、「潜在する危険因子への対処方法」、「コミュニケーション会議」、「安全委員会」、教育・研修と資格取得、良好な安全管理体制を維持するための動機付けに係る具体策(表彰制度、プレゼン/競争、ゼロ災活動等)、場内の環境改善・維持に関する取組事例の説明。加えて、場内視察により現場実践の様態を視察



17.6. 招へい関連資料の共有

各講演時、また施設訪問先、現場視察先で提供を受けた配布資料類に関して、原稿の電子媒体による招へい者側への提供については、例として、研究途上の内容を含む説明資料により公開不可な情報を含んでいたり、著作権の関係で電子媒体による情報提供は不可との判断を受けたものがあつた。よつて、招へい者に対する資料提供のレベルについては、個別に資料提供者に確認を取つたうえで、配布資料のみ提供可／配布資料に加え電子媒体の提供も可等々の判断に基づき、許容範囲内で資料提供を行つた。資料提供については、JICA GIGAPOD（期間限定）を活用した。

18. 現地ワークショップ

18. 現地ワークショップの開催

18.1. 現地ワークショップ開催の目的

本現地ワークショップは、現地政府関係者等に対する調査団が作成したドラフトファイナルレポート（案）の説明を行うとともに、インドネシアにおいて新たな技術協力プロジェクトを形成するための意見収集を関係者から得ることを目的として開催した。また、招聘プログラムへ参加した労働省のメンバーから日本の労働安全衛生に対する取り組みを紹介してもらいプログラムを設け、ワークショップの参加者に日本での取り組みや、本調査の実施内容の理解を深めてもらえるようワークショップを計画した。

18.2. 現地ワークショップの開催概要

以下に現地ワークショップの開催概要を示す。ワークショップの参加予定者は、人数を約 50 名とし、事前に労働省を通じて関係機関へ参加要請を行った。

(1) 開催概要

項目	内容
目的	ドラフトファイナルレポートの説明、並びに新しい技術援助プログラムの形成に向けた意見収集
日時	2017年2月9日（木）
場所	POMELOTEL ホテル 会議室 Residential Address: Jalan Dukuh Patra Raya No.28, Kuningan, RT.11/RW.1, Menteng Dalam, Jakarta Selatan, Kota Jakarta Selatan, Daerah Khusus Ibukota Jakarta 12870
人数規模	約 50 名
事前に招待した関係機関	労働省(労働安全関連部局、労働安全衛生センター等)、国家開発企画庁、公共事業省、建設業界関係者等

(2) 開催日当日の参加者

ワークショップ当日の参加者は、計 54 名（日本側の参加者を除く。）。また、参加者の内訳は、労働省: 42 名、公共事業省: 1 名、民間研修機関: 2 名、大学関係者: 2 名、民間企業: 2 名、建設会社: 3 名、NGO: 2 名であった。



18.3. 現地ワークショップの内容

(1) 議事次第

ワークショップの議事次第を以下に示す。

WORK SHOP for JICA’s “Basic Information and Data Collection Study on Occupational Safety and Health for Asian Countries

WORK SHOP AGENDA

No	Time	TOPIC	Remarks
1	8:30-9:00	Registration	
2	9:00-9:10	Opening Remarks	JICA Indonesia Office
3	9:10-9:20 (10min)	Guidance Introduction of this study and workshop	JICA Study team
4	9:20-10:30 (70min)	Work Shop - 1 Report the BEST PRACTICES of OSH field of Japan through a study tour in Japan, (Q & A :10 min)	Ministry of Manpower
5	10:30-10:50	Coffee Break	
6	10:50-11:20 (30min)	Work Shop - 2 Report of summary of Draft Final Report for the study (Q & A :10 min)	JICA Study team
7	11:20-11:50 (30min)	Work Shop - 3 The latest effort of Ministry of Manpower regarding OSH	Ministry of Manpower
8	11:50-12:10 (20min)	Q & A , Discussion	JICA study team
9	12:10-12:15	Closing Remarks	Ministry of Manpower
10	12:15-13:30	Luncheon Discussion	

JICA Study Team Members; for Workshop

- | | |
|----------------------|---|
| 1. Toshiaki SHISHIDO | IDI : Infrastructure Development Institute-Japan |
| 2. Yoshiyuki TASHIRO | Chodai Co., Ltd. |
| 3. Fujio ITO | IDI : Infrastructure Development Institute -Japan |

(2) ワークショップの講義内容

各プログラムのプレゼン状況を以下に示す。


Work Shop - 1 招聘プログラム参加者による日本の労働安全衛生に関する取り組みの紹介

 <p>Ms. Lena Kurniawati :Ministry of Manpower</p>	
 <p>Mr. Subhan :Ministry of Manpower</p>	
 <p>Mr. Iyus Hidayat :Ministry of Manpower</p>	
 <p>Mr. Gumilang A. Yani :Ministry of Manpower</p>	

Work Shop - 2 : 本基礎調査のドラフトファイナルレポートの報告

 <p>Mr. ShiShido Toshiaki : Study team</p>	
--	--

Work Shop - 3 : 労働安全衛生に係る労働省の取り組みについて

 <p>Mr. Ghazmahadi : Ministry of Manpower</p>	<p>講義のみ</p>
--	-------------

※参加予定であった Amri 局長は、出張のため不参加であったため、Mr. Ghazmahadi が代理を努めて頂いた。

18.4. 開催結果の概要

ワークショップの全プログラムは予定通りに終了し、また、質疑応答時間においては、参加者から活発な質問や意見が述べられた。以下に概要を示す。

- ・日本やインドネシアでの事故の統計手法に関する質問・意見
- ・建設現場における事故低減に関する質問・意見
- ・日本の建設現場の工事入札時における安全対策費に関する質問
- ・建設現場における OSH の監視と評価のマニュアル作成に関する意見
- ・インドネシアの労働安全衛生センターにおける設備や研修内容に関する意見

(以 上)